

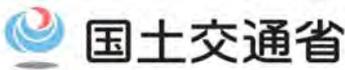
# 令和2年度 中部ブロック発注者協議会

## 次 第

1. 開 会
2. 情報提供
  - (1) 運用指針の改正について 【資料1】
  - (2) 当面の工事及び業務における業務の執行について 【資料2】  
(中部地方整備局)
3. 議 事
  - (1) 取組指標について 【資料3】  
全国統一指標、自己評価指標(中部独自)、重点項目
4. 報告事項
  - (1) 中部ブロック発注者協議会の取組について 【資料4】
  - (2) 各機関の取組について 【資料5】  
(中部地方整備局／東海農政局／岐阜県／静岡県／愛知県／三重県)
  - (3) 今後の取組について 【資料6】
    - ・協議会スケジュール
    - ・自己評価結果の公表
5. 閉 会

# 運用指針の改正について

## 発注関係事務の運用に関する指針(運用指針)



Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

### 「発注関係事務の運用に関する指針(運用指針)」改正案について 国土交通省

#### 公共工事の品質確保の促進に関する法律における「運用指針」の該当条文

第二十二條 国は、基本理念にのっとり、発注者を支援するため、地方公共団体、学識経験者、民間事業者その他の関係者の意見を聴いて、公共工事等の性格、地域の実情等に応じた入札及び契約の方法の選択その他の発注関係事務の適切な実施に係る制度の運用に関する指針を定めるものとする。

#### 運用指針 改正のポイント

- ①全国的に災害が頻発する中、災害からの迅速かつ円滑な復旧・復興のため、**災害時の緊急対応の充実強化**
- ②公共工事の品質確保のため、公共工事に加え、**公共工事に関する測量、調査**（地質調査その他の調査(点検及び診断を含む。))**及び設計**が対象として追加
- ③**働き方改革**、ICTの推進等による**生産性向上の取組**に関連する事項の追加

#### 全体の構成

##### I. 本指針の位置付け

##### II. 発注関係事務の適切な実施のために取り組むべき事項

- 1 工事
  - 1-1 工事発注準備段階
  - 1-2 工事入札契約段階
  - 1-3 工事施工段階
  - 1-4 工事完成後
  - 1-5 その他
- 2 測量、調査及び設計
  - 2-1 業務発注準備段階
  - 2-2 業務入札契約段階
  - 2-3 業務履行段階
  - 2-4 業務完了後
  - 2-5 その他
- 3 発注体制の強化等
  - 3-1 発注体制の整備等
  - 3-2 発注者間の連携強化

##### III. 災害時における対応

- 1 工事
  - 1-1 災害時における入札契約方式の選定
  - 1-2 現地の状況等を踏まえた発注関係事務に関する措置
- 2 測量、調査及び設計
  - 2-1 災害時における入札契約方式の選定
  - 2-2 現地の状況等を踏まえた発注関係事務に関する措置
- 3 建設業者団体・業務に関する各種団体等や他の発注者との連携

##### IV. 多様な入札契約方式の選択・活用

- 1 工事
  - 1-1 多様な入札契約方式の選択の考え方及び留意点
  - 1-2 工事の品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保に資する入札契約方式の活用の例
- 2 測量、調査及び設計
  - 2-1 多様な入札契約方式の選択の考え方及び留意点
  - 2-2 業務の品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保に資する入札契約方式の活用の例

##### V. その他配慮すべき事項

- 1 受注者等の責務
- 2 その他

**R1.6.7 公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律 成立**

6月～8月 発注者協議会、品確法の改正の趣旨説明会の開催  
 ・地方公共団体・建設業団体に対し、品確法の改正の趣旨説明

**R1.8.8 関係省庁連絡会議幹事会にて、改正骨子(案)を提示**

8月8日(木)～9月13日(金)運用指針改正骨子(案)への意見照会  
 ・地方公共団体・建設業団体等に対し、運用指針改正骨子(案)に関する意見を収集

**R1.10.2 関係省庁連絡会議にて、改正骨子(案)への意見照会結果を報告**

**R1.10.18 基本方針 閣議決定**

10月～11月 発注者協議会の開催  
 ・地方公共団体等に対し、改正運用指針(案)の説明

10月31日(木)～12月2日(月)運用指針改正(案)への意見照会  
 ・地方公共団体・建設業団体等に対し運用指針改正(案)に関する意見を収集・反映

**R2.1.30 関係省庁連絡会議にて、運用指針改正(案)の関係省庁申し合わせ**

■対象

○発注関係団体 1,826団体

(関係省庁(23)、独立行政法人等(15)、都道府県(47)、  
政令市(20)、市区町村(1,721))

○建設業団体等 840団体

■結果

①骨子案(令和元年8月8日～9月13日)

		提出団体数	意見数
合計		251	2,521
	発注関係団体	143	941
	建設業団体等	108	1,580

②本文案(令和元年10月31日～12月2日)

		提出団体数	意見数
合計		327	1,497
	発注関係団体	259	877
	建設業団体等	68	620

## 「発注関係事務の運用に関する指針(運用指針)」改正の主なポイント(案)

運用指針とは：品確法第22条に基づき、地方公共団体、学識経験者、民間事業者等の意見を聴いて、国が作成(令和2年)

- ▶ 各発注者が発注関係事務を適切かつ効率的に運用できるよう、発注者共通の指針として、体系的にとりまとめ
- ▶ 国は、本指針に基づき発注関係事務が適切に実施されているかについて毎年調査を行い、その結果をとりまとめ、公表

### 工事

### 測量、調査及び設計【新】

#### 必ず実施すべき事項

- ① 予定価格の適正な設定
- ② 歩切りの根絶
- ③ 低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定・活用の徹底等
- ④ 施工時期の平準化【新】
- ⑤ 適正な工期設定【新】
- ⑥ 適切な設計変更
- ⑦ 発注者間の連携体制の構築

- ① 予定価格の適正な設定
- ② 低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定・活用の徹底等
- ③ 履行期間の平準化
- ④ 適正な履行期間の設定
- ⑤ 適切な設計変更
- ⑥ 発注者間の連携体制の構築

#### 実施に努める事項

- ① ICTを活用した生産性向上【新】
- ② 入札契約方式の選択・活用
- ③ 総合評価落札方式の改善【新】
- ④ 見積りの活用
- ⑤ 余裕期間制度の活用
- ⑥ 工事中の施工状況の確認【新】
- ⑦ 受注者との情報共有、協議の迅速化

- ① ICTを活用した生産性向上
- ② 入札契約方式の選択・活用
- ③ プロポーザル方式・総合評価落札方式の積極的な活用
- ④ 履行状況の確認
- ⑤ 受注者との情報共有、協議の迅速化

#### 災害対応

- ① 随意契約等の適切な入札契約方式の活用
- ② 現地の状況等を踏まえた積算の導入
- ③ 災害協定の締結等建設業者団体等や、他の発注者との連携

## 「発注関係事務の運用に関する指針(運用指針)」改正の主なポイント

### 必ず実施すべき事項(工事)

#### ① 予定価格の適正な設定

予定価格の設定に当たっては、市場における労務単価及び資材・機材等の取引価格、工期、施工の実態等を**的確に反映した積算を行う**。また労務費、機械経費、間接経費を補正するなどにより、**週休2日等に取組む際に必要となる経費を適正に計上**する。

#### ② 歩切りの根絶

歩切りは、**公共工事の品質確保の促進に関する法律**第7条第1項第1号の規定に**違反**すること等から、**これを行わない**。

#### ③ 低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定・活用の徹底等

ダンピング受注を防止するため、**低入札価格調査制度**又は**最低制限価格制度の適切な活用を徹底**する。予定価格は、**原則として事後公表**とする。

#### ④ 施工時期の平準化【新】

発注者は**積極的に計画的な発注や施工時期の平準化のための取組を実施**する。

具体的には、**中長期的な工事の発注見直し**について、地域ブロック単位等で統合して公表する。また、**繰越明許費・債務負担行為の活用**や入札公告の前倒しなどの取組により施工時期の平準化に取り組む。

#### ⑤ 適正な工期設定【新】

工期の設定に当たっては、工事の内容、規模、方法、施工体制、地域の実情等を踏まえた施工に必要な日数のほか、**工事に従事する者の休日**、工事の実施に必要な準備・後片付け期間、天候その他のやむを得ない事由により**工事の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮**する。また、週休2日を実施する工事については、その分の日数を適正に考慮する。

#### ⑥ 適切な設計変更

設計図書に示された施工条件と実際の工事現場の状態が一致しない場合等において、**設計図書の変更**及びこれに伴って必要となる**請負代金の額や工期の変更を適切に行う**。その際、工期が翌年度にわたることとなったときは、**繰越明許費を活用**する。

#### ⑦ 発注者間の連携体制の構築

**地域発注者協議会**等を通じて、各発注者の**発注関係事務の実施状況等を把握**するとともに、各発注者は**必要な連携や調整を行い**、支援を必要とする市町村等の発注者は、**地域発注者協議会等**を通じて、**国や都道府県の支援を求め**る。

## 「発注関係事務の運用に関する指針(運用指針)」改正の主なポイント

### 実施に努める事項(工事)

#### ① ICTを活用した生産性向上【新】

工事に関する情報の集約化・可視化を図るため、**BIM/CIMや3次元データ**を積極的に活用するとともに、さらに情報を発注者と受注者双方の関係者で共有できるよう、**情報共有システム等の活用の推進**に努める。また、**ICTの積極的な活用**により、**検査書類等の簡素化や作業の効率化**に努める

#### ② 入札契約方式の選択・活用

工事の発注に当たっては、**工事の性格や地域の実情等に応じ**、価格競争方式、総合評価落札方式、技術提案・交渉方式等の**適切な入札契約方式**を選択するよう努める。

#### ③ 総合評価落札方式の改善【新】

豊富な実績を有していない若手技術者や、**女性技術者**などの登用、**民間発注工事**や**海外での施工経験**を有する技術者の活用も考慮して、施工実績の代わりに施工計画を評価するほか、**災害時の活動実績**を評価するなど、適切な評価項目の設定に努める。さらに、国土交通省が認定した一定水準の技術力等を証する民間資格を総合評価落札方式における評価の対象とするよう努める。

#### ④ 見積りの活用

**入札に付しても入札者又は落札者がなかった場合等**、標準積算と現場の施工実態の乖離が想定される場合は、見積りを活用することにより**予定価格を適切に見直す**。

#### ⑤ 余裕期間制度の活用

労働力や資材・機材等の確保のため、実工期を柔軟に設定できる**余裕期間制度の活用**といった契約上の工夫を行うよう努める。

#### ⑥ 工事中の施工状況の確認【新】

**下請業者への賃金の支払いや適正な労働時間確保**に関し、その**実態を把握**するよう努める。

#### ⑦ 受注者との情報共有、協議の迅速化

各発注者は**受注者からの協議**等について、**速やかかつ適切な回答**に努める。設計変更の迅速化等を目的として、**発注者と受注者双方の関係者**が一堂に会し、**設計変更の妥当性の審議及び工事の中止等の協議・審議等を行う会議**を、必要に応じて開催する。

#### ⑧ 完成後一定期間を経過した後における施工状況の確認・評価

必要に応じて**完成後の一定期間を経過した後において施工状況の確認及び評価**を実施する。

## 「発注関係事務の運用に関する指針(運用指針)」改正の主なポイント

### 必ず実施すべき事項(測量、調査及び設計【新】)

#### ① 予定価格の適正な設定

**予定価格の設定に当たっては**、市場における技術者単価及び資材・機材等の取引価格、履行の実態等を**的確に反映した積算**を行う。

#### ② 低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定・活用の徹底等

ダンピング受注を防止するため、**低入札価格調査制度**又は**最低制限価格制度の適切な活用**を徹底する。**予定価格は、原則として事後公表**とする。

#### ③ 履行期間の平準化

**発注者は積極的に計画的な発注や施工時期の平準化のための取組**を実施する。

具体的には、**繰越明許費・債務負担行為の活用**や入札公告の前倒しなどの取組により施工時期の平準化に取り組む。

#### ④ 適正な履行期間の設定

**履行期間の設定**に当たっては、業務の内容や、規模、方法、地域の実情等を踏まえた業務の履行に必要な日数のほか、必要に応じて準備期間、**照査期間や週休2日を前提とした業務に従事する者の休日**、天候その他のやむを得ない事由により業務の履行が困難であると見込まれる日数や関連する別途発注業務の進捗等を考慮する。

#### ⑤ 適切な設計変更

設計図書に示された設計条件と実際の条件が一致しない場合等において、**設計図書の変更**及びこれに伴って必要となる**契約額や履行期間の変更**を適切に行う。その際、履行期間が翌年度にわたることとなったときは、**繰越明許費を活用**する。

#### ⑥ 発注者間の連携体制の構築

**地域発注者協議会**等を通じて、各発注者の**発注関係事務の実施状況等を把握**するとともに、各発注者は**必要な連携や調整**を行い、支援を必要とする市町村等の発注者は、**地域発注者協議会等**を通じて、**国や都道府県の支援**を求める。

## 「発注関係事務の運用に関する指針(運用指針)」改正の主なポイント

### 実施に努める事項(測量、調査及び設計【新】)

#### ① ICTを活用した生産性向上(新)

業務に関する情報の集約化・可視化を図るため、**BIM/CIMや3次元データ**を積極的に活用するとともに、さらに情報を発注者と受注者双方の関係者で共有できるよう、**情報共有システム等の活用の推進**に努める。また、**ICTの積極的な活用**により、**検査書類等の簡素化や作業の効率化**に努める。

#### ② 入札契約方式の選択・活用

業務の発注に当たっては、**業務の内容や地域の実情等に応じ、プロポーザル方式、総合評価落札方式、価格競争方式、コンペ方式等の適切な入札契約方式を選択**するよう努める。

#### ③ プロポーザル方式・総合評価落札方式の積極的な活用

技術的に高度又は専門的な技術が要求される業務、地域特性を踏まえた検討が必要となる業務においては、**プロポーザル方式により技術提案**を求める。

また、豊富な実績を有していない若手技術者や、**女性技術者**などの登用、**海外での業務経験を有する技術者の活用**等も考慮するとともに、業務の内容に応じて国土交通省が認定した一定水準の技術力等を証する民間資格を評価の対象とするよう努める。

#### ④ 履行状況の確認

履行期間中においては、業務成果の品質が適切に確保されるよう、適正な業務執行を図るため、休日明け日を依頼の期限日にしない等の**ウイークリースタンスの適用**や**条件明示チェックシート**の活用、**スケジュール管理表の運用**の徹底等により、履行状況の確認を適切に実施するよう努める。

#### ⑤ 受注者との情報共有、協議の迅速化

設計業務については、設計条件や施工の留意点、関連事業の情報確認及び設計方針の明確化を行い受発注者間で共有するため、**発注者と受注者による合同現地踏査の実施**に努める。**テレビ会議**や現地調査の臨場を要する確認等におけるウェアラブルカメラの活用などにより、**発注者と受注者双方の省力化の積極的な推進**に努め、情報共有が可能となる環境整備を行う。

## 「発注関係事務の運用に関する指針(運用指針)」改正の主なポイント

### 災害対応(工事・業務)【新】

#### ① 随意契約等の適切な入札契約方式の活用

**災害時の入札契約方式の選定**にあたっては、工事の緊急度を勘案し、**随意契約等を適用**する。

災害協定の締結状況や施工体制、地理的状況、施工実績等を踏まえ、最適な契約の相手を選定するとともに、**書面での契約**を行う。

災害発生後の緊急対応にあたっては、手続の透明性、公平性の確保に努めつつ、早期かつ確実な施工が可能なる者を選定することや、**概算数量による発注**を行った上で現地状況等を踏まえて**契約変更を行う**など、**工事の緊急度に応じた対応も可能**であることに留意する。

#### ② 現地の状況等を踏まえた積算の導入

災害発生後は、一時的に需給がひっ迫し、労働力や資材・機材等の調達環境に変化が生じることがある。このため、**積算に用いる価格が実際の取引価格と乖離**しているおそれがある場合には、**積極的に見積り等を徴収**し、その妥当性を確認した上で適切に予定価格を設定する。

#### ③ 建設業者団体・業務に関する各種団体等や他の発注者との連携

災害発生時の状況把握や災害応急対策又は災害復旧に関する工事及び業務を迅速かつ円滑に実施するため、あらかじめ、**災害時の履行体制を有する建設業者団体や業務に関する各種団体等と災害協定を締結**する等の必要な措置を講ずるよう努める。災害協定の締結にあたっては、**災害対応に関する工事及び業務の実施や費用負担、訓練の実施等について定める**。また、必要に応じて、協定内容の見直しや標準化を進める。

災害による被害は社会資本の所管区分とは無関係に面的に生じるため、その被害からの復旧にあたっては**地域内における各発注者が必要な調整を図りながら協働で取り組む**。

# 参考資料

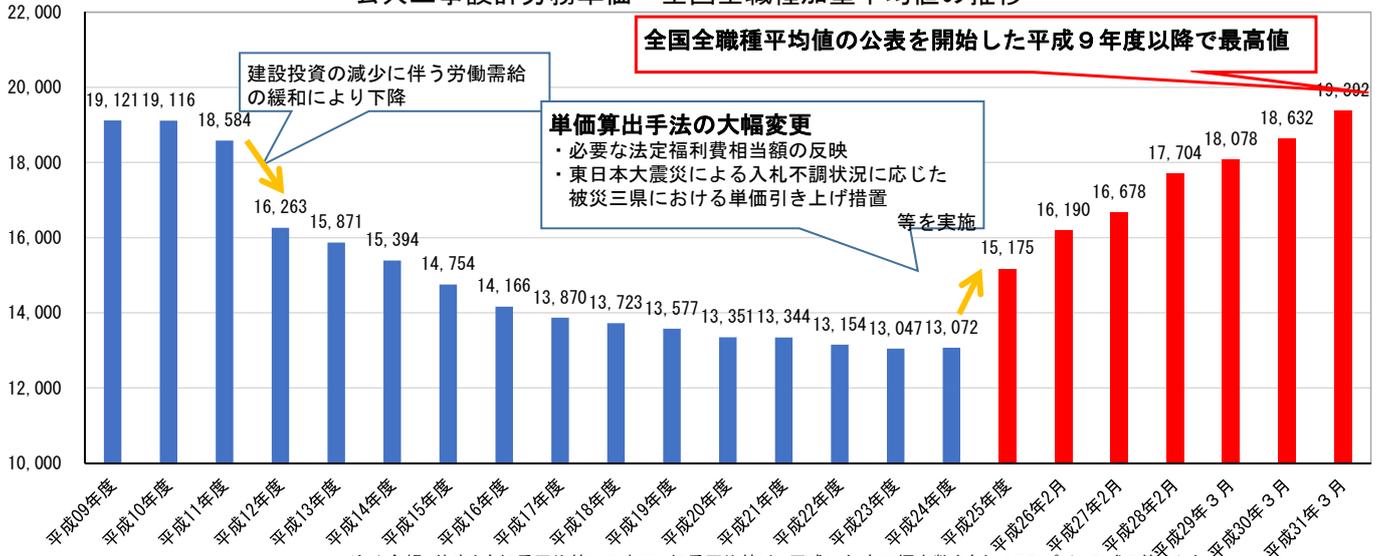
# 工事

予定価格の設定に当たっては、市場における労務単価及び資材・機材等の取引価格、工期、施工の実態等を**的確に反映した積算を行う**。また労務費、機械経費、間接経費を補正するなどにより、**週休2日等に取り組み際に必要となる経費を適正に計上**する。

- (1) 最近の労働市場の**実勢価格を適切・迅速に反映**
- (2) 社会保険への加入徹底の観点から、**必要な法定福利費相当額を反映** (H25より継続)

➡ **全職種平均** 全国 (19,392円) 平成30年3月比; +3.3% (平成24年度比; +48.0%)  
 被災三県 (21,105円) 平成30年3月比; +3.6% (平成24年度比; +64.0%)

公共工事設計労務単価 全国全職種加重平均値の推移

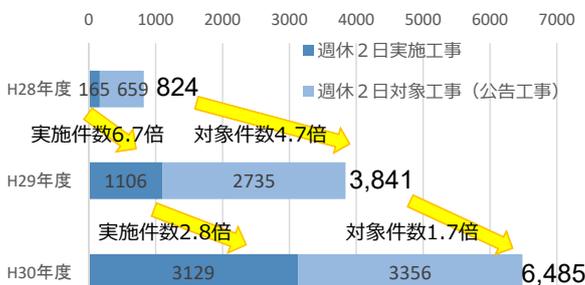


注1) 金額、伸率とも加重平均値にて表示。加重平均値は、平成25年度の標本数をもとにラスパイル方式で算出した。平成30年3月  
 注2) 平成18年度以前は、交通誘導警備員がA・Bに分かれていないため、交通誘導警備員A・Bを足した人数で加重平均した。(円/1日8時間当たり)

【参考】週休2日確保に向けた取組

- 平成30年度より労務費、機械経費(賃料)、共通仮設費、現場管理費について、現場閉所の状況に応じて補正係数を乗じ、必要経費を計上。
- 本年度より現場閉所が困難な維持工事等において、工事従事者が交替で週休2日を確保する「週休2日交替制モデル工事」を試行。

週休2日工事の実施状況 (直轄)



※年間の直轄工事は約8千~1万件  
 ※H30年度の週休2日実施工事 (3,129件) のうち  
 発注者指定型693件、受注者希望型2,436件

週休2日の取得に要する費用の計上 (直轄)

■ 週休2日の実施に伴う必要経費を計上

H30年度より労務費、機械経費(賃料)を新たに補正対象とし、共通仮設費、現場管理費と合わせて、**現場閉所の状況に応じて補正係数を乗じ、必要経費を計上**する試行を実施。

	4週6休	4週7休	4週8休以上
労務費	1.01	1.03	1.05
機械経費(賃料)	1.01	1.03	1.04
共通仮設費率	1.01(1.01)	1.03(1.02)	1.04(1.03)
現場管理費率	1.02(1.01)	1.04(1.02)	1.05(1.04)

週休2日の実施により、現状より工期が長くなることに伴う必要経費に関する補正

■ 週休2日交替制モデル工事の試行

R1年度より、現場閉所が困難な維持工事等において、**工事従事者が交替で週休2日を確保するモデル工事を試行**。達成状況に応じて労務費を補正。

休日率	4週6休以上 7休未満	4週7休以上 8休未満	4週8休以上
労務費	1.01	1.03	1.05

※現場施工体制(技術者・技能労働者)の確保に特別な費用等が必要となる場合は協議

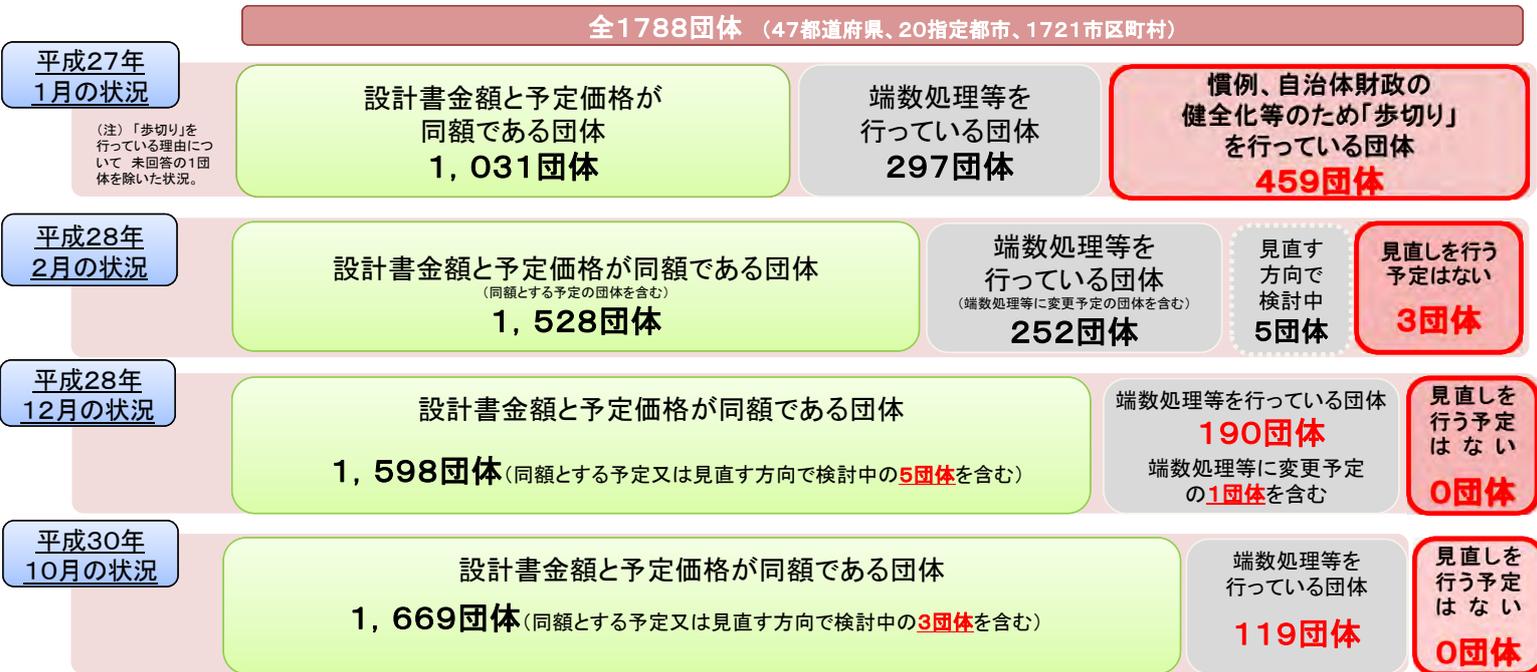
■ 工事成績評価による加点

4週8休を実施した工事について、「工程管理」の項目において加点評価

週休2日工事の実施状況 (都道府県・政令市(計67団体))

- H29年度：実施済 39 団体
- H30年度：実施済 56 団体
- ・労務費等補正：実施済 48 団体
- ・工事成績評価：実施済 49 団体

歩切りは、公共工事の品質確保の促進に関する法律第7条第1項第1号の規定に違反すること等から、**これを行わない。**

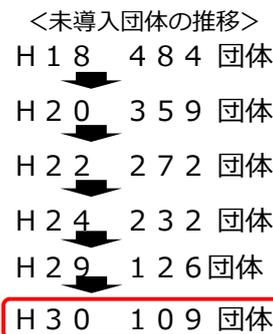


(※)設計書金額と予定価格が同額である団体数及び端数処理等を行っている団体数は推計。  
(※)「廃止」には端数処理等に変更することも含める。

ダンピング受注を防止するため、**低入札価格調査制度**又は**最低制限価格制度の適切な活用を徹底**する。**予定価格は、原則として事後公表**とする。

取組状況

- H27.2 総務省と連名で、ダンピング対策の強化（未導入の団体における早急な制度の導入、公表時期の見直し）を要請
- H28.2 総務省と連名で、ダンピング対策の強化を再度要請
- H28.4 低入札価格調査基準の改定（現場管理費の算入率を0.80→0.90に引上げ）
- H28.10 総務省と連名で、ダンピング対策の強化を再度要請
- H29.2 総務省と連名で、ダンピング対策の強化を再度要請
- H29.4 低入札価格調査基準の改定（直接工事費の算入率を0.95→0.97に引上げ）
- H31.4 低入札価格調査基準の改定（調査基準の範囲を0.70～0.90→0.75～0.92に引上げ）

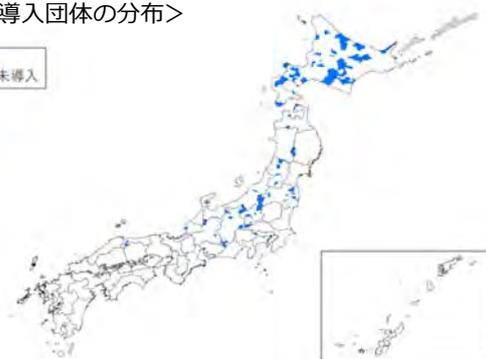


最低制限価格制度等の導入状況 ～109団体が未導入～

	都道府県	指定都市	市区町村
導入済み	47 100.0%	20 100.0%	1612 93.7%
いずれも未導入	0 0%	0 0%	109 6.3%

＜未導入団体の分布＞

凡例 未導入



最低制限価格等の公表時期 ～導入済の団体の1割前後は事前公表～

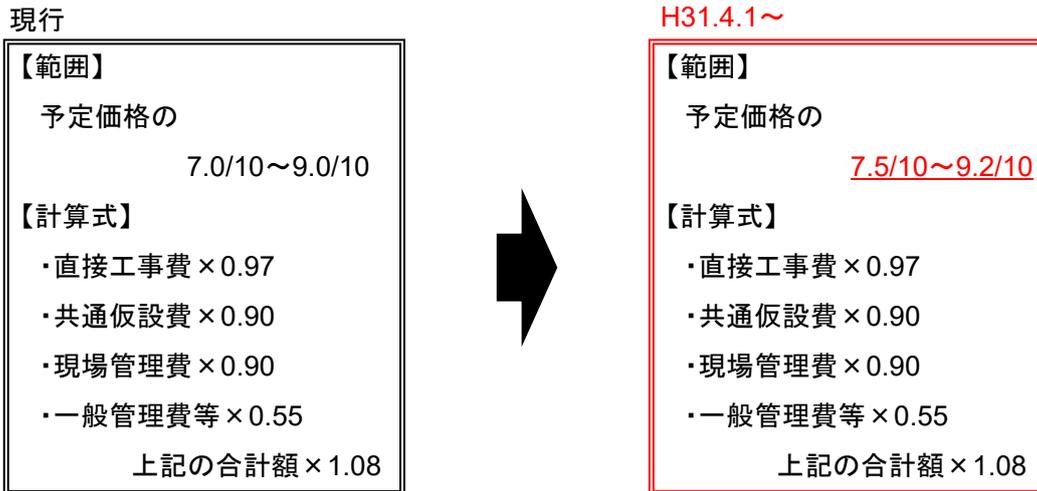
	都道府県	指定都市	市区町村
最低制限価格の事前公表	2 4.5%	1 5.0%	132 8.8%
基準価格の事前公表	2 4.3%	0 0%	53 7.6%

低入札価格調査基準とは

- 予算決算及び会計令第85条に規定
- 「当該契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあると認められる場合」の基準
- この基準に基づいて算出した価格を下回った場合には、履行可能性についての調査を実施  
履行可能性が認められない場合には、落札者としな

低入札価格調査基準の見直しについて

- 平成31年4月1日以降に入札公告を行う工事を対象に、低入札価格調査基準の範囲を0.70~0.90から0.75~0.92へ引き上げ
- あわせて、低入札価格調査等の簡素化を図るとともに、工事規模に応じて技術開発を促す仕組みを導入



※計算式により算出した額が上記の「範囲」を上回った(下回った)場合には、上限(下限)値で設定。

【工事/必ず実施】④施工時期等の平準化

発注者は積極的に計画的な発注や施工時期の平準化のための取組を実施する。

具体的には、**中長期的な工事の発注見通し**について、地域ブロック単位等で統合して公表する。また、**繰越明許費・債務負担行為の活用**や入札公告の前倒しなどの取組により施工時期の平準化に取り組む。

①国庫債務負担行為の積極的活用

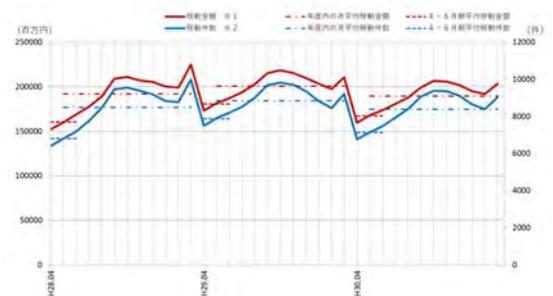
適正な工期を確保するための**国庫債務負担行為(2か年国債(注1)及びゼロ国債(注2))**を上積みし、閑散期の工事稼働を改善

〈2ヶ年国債+当初予算におけるゼロ国債〉

令和2年度:約3,200億円 (平成31年度:約3,200億円)

※平成29年度から当初予算におけるゼロ国債を設定(業務についても平成31年度から新たに設定)

※令和2年度の内訳は、2ヶ年国債 約2,000億円、ゼロ国債 約1,200億円(業務含む)



国土交通省直轄工事 稼働件数・金額の推移(全国)

②地域単位での発注見通しの統合・公表の更なる拡大

全ブロックで実施している国、地方公共団体等の**発注見通し**を統合し、とりまとめ版を公表する取組の参加団体を拡大

※参加状況の推移:平成29年3月時点:約500団体(約25%)→令和元年11月時点:1946団体(約97%)  
国、特殊法人等:205/213、都道府県:47/47、政令指定都市:20/20、市町村:1674/1722(令和元年11月時点)

③地方公共団体等への働きかけ

地域発注者協議会等を通じて、自治体ごとの平準化の進捗や取組状況の見える化を図るとともに、取組の進んでいない自治体に対して直接ヒアリングなども行いながら、継続的にフォローアップを実施。

注1:国庫債務負担行為とは、工事等の実施が複数年度に亘る場合、あらかじめ国会の議決を経て後年度に亘って債務を負担(契約)することが出来る制度であり、2か年度に亘るものを2か年国債という。

注2:国庫債務負担行為のうち、初年度の国費の支出がゼロのもので、年度内に契約を行うが国費の支出は翌年度のもの。

発注見通しの統合・公表のページ(イメージ)

- ・品確法において、公共工事の施工時期の平準化が「発注者の責務」として明確に規定
- ・入契法において、公共工事の発注者に施工時期の平準化のための方策を講ずることを「努力義務化」

施工時期の平準化の取組が浸透しつつあるが、実施体制やノウハウ不足等を理由に、特に市町村ではいまだに低い水準更なる平準化の推進が必要

[※平準化率は、国:0.85、都道府県:0.75、市町村:0.55 (H30年度)]

まずは一定規模の工事契約件数のある都道府県、人口10万人以上の市に対し、重点的に平準化の取組の実施を働きかけるとともに、全ての地方公共団体に対し発注者の責務として平準化の取組を進めるよう支援

### 取組事例等の周知徹底

- 施工時期の平準化の意義について、地方公共団体に対し様々な機会を捉え周知徹底 (中小企業者調達推進協議会(7/19)、改正法説明会(14カ所)、地域発注者協議会(10ブロック)、監理課長等会議(8ブロック)等)
- 地方公共団体による優良事例を周知し、先進的な取組を水平展開(「さしすせそ事例集」の更なる充実・普及)

### 平準化の進捗・取組状況の見える化

- 地方公共団体における平準化の進捗・取組状況が見える化して継続的にフォローアップ
  - ・地域発注者協議会等で、平準化率を活用して各地方公共団体の進捗状況が見える化し、他の団体と比較できるよう公表
  - ・入契法に基づく入契調査で、各地方公共団体における取組状況をきめ細かく把握し、結果を公表
  - ・平準化の取組が進んでいない都道府県、人口10万人以上の市に対し、さらに詳細な調査、ヒアリングの実施

### 背景

令和元年6月に改正された、「公共工事の品質確保の促進に関する法律(以下、「品確法」。)において、発注者の責務として、公共工事の実施の時期の平準化を図るため、中長期的な公共工事等の発注見通しの作成及び公表を講ずることが明記された。

#### <根拠条文>

品確法第七条第一項(抄)

五 地域における公共工事等の実施の時期の平準化を図るため、計画的に発注を行うとともに、工期等が一年に満たない公共工事等についての繰越明許費又は財政法第十五条に規定する国庫債務負担行為若しくは地方自治法第二百十四条に規定にする債務負担行為の活用による翌年度にわたる工期等の設定、他の発注者との連携による中長期的な公共工事等の発注の見通しの作成及び公表その他の必要な措置を講ずること。

### 対応の基本方針

- 入札情報サービスに、「中長期的な発注の見通し」に関するページを新設 (現在は、各年度毎の個別の工事・業務の発注の見通しを公表)
- 掲載をする情報は事業(プロジェクト単位)を基本とし、事業計画通知や各種計画等で既に公表している情報を用いて対応

### スケジュール

- 令和2年度から直轄の取組を公表予定
- その後、地域発注者協議会を通じて、取組を順次拡大予定

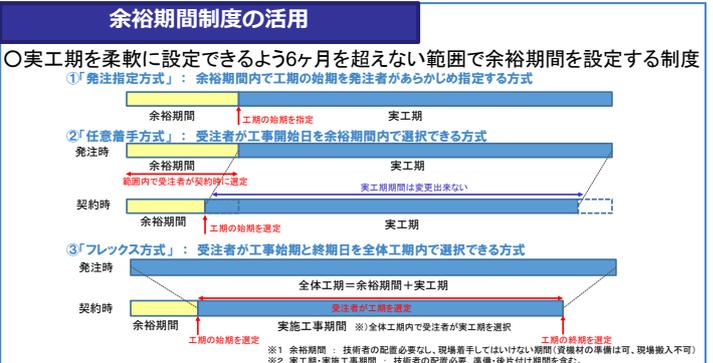
工期の設定に当たっては、工事の内容、規模、方法、施工体制、地域の実情等を踏まえた施工に必要な日数のほか、**工事に従事する者の休日**、工事の実施に必要な準備・後片付け期間、天候その他のやむを得ない事由により**工事の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮**する。また、週休2日を実施する工事については、その分の日数を適正に考慮する。

■直轄工事における適正な工期の設定に向けた取組

**準備・後片付け期間の見直し**

○ 工事規模や地域の状況に応じて、準備・後片付けに最低限必要な日数を設定

工種区分	準備期間		後片付け期間	
	従前の設定	最低必要日数	従前の設定	最低必要日数
鋼橋架設工事	30~150日	90日	15~20日	20日
PC橋工事	30~90日	70日	15~20日	
橋梁保全工事	30~50日	60日	15~20日	
舗装工事(新設工事)	30~50日	50日	15~20日	
舗装工事(修繕工事)	30~40日	60日	15~20日	
道路維持工事	30~50日	50日	15~20日	
河川維持工事	30~50日	30日	15~30日	
電線共同溝工事	30~50日	90日	15~20日	



**工期設定支援システムの導入**

○ 工期設定に際し、歩掛かりごとの標準的な作業日数や、標準的な作業手順を自動で算出する工期設定支援システムを導入

**工期設定支援システムの主な機能**

- 歩掛毎の標準的な作業日数を自動算出
- 雨休率、準備・後片付け期間の設定
- 工種単位で標準的な作業手順による工程を自動作成
- 工事抑制期間の設定
- 過去の同種工事と工期日数の妥当性のチェック

工程表作成支援システム(イメージ)

**工事工程の受発注者間での共有**

○ 施工当初段階において、工事工程のクリティカルパスと関連する未解決課題の対応者・対応時期について共有することを受発注者間でルール化

**<工事工程共有の流れ>**

- 発注者が示した設計図書を読み、受注者が施工計画書を作成
- 施工計画に影響する事項がある場合は、その内容と受発注者間の責任分担を明確化
- 施工中で受注者の責によらない工程の遅れが発生した場合は、それに伴う必要日数について必ず工期変更を実施

担当者	事項	0月	0月	0月	0月	0月	0月
施工者	00I	■					
	00I		■				
	00I			■			
	00I				■		
発注者	支援物件移設		■				
	00協議				■		

設計図書に示された施工条件と実際の工事現場の状態が一致しない場合等において、**設計図書の変更**及びこれに伴って必要となる**請負代金の額や工期の変更を適切に行う**。その際、工期が翌年度にわたることとなったときは、**繰越明許費を活用**する。

設計変更ガイドラインの改定(全地方整備局等で改定済み)

設計変更に係る業務の円滑化を図るためには、発注者と受注者がともに、設計変更が可能なケース、不可能なケース、手続きの流れ等について十分理解しておく必要がある。

受発注者間で認識・解釈の違いが出ないように、設計変更ガイドラインを改定し、以下の内容等を明記

関東地方整備局の事例(H27.6改定)

- 「改正品確法の趣旨を記載」について
  - 改正品確法の基本理念により、**受発注者が対等の立場**であることを記載し、適切に設計及び工期の変更を行うことを記載
- 「土木工事条件明示の手引きの作成」について
  - 条件明示の確認に不足が生じないように受発注者の認識の共有を図る「土木工事条件明示の手引き(案)」を作成
- 「設計照査ガイドラインの作成」について
  - 受発注者間の照査の解釈の違いを解消するため、**照査項目のチェックリスト**を含んだ「設計照査ガイドライン」を作成
- 「設計変更」について
  - 設計変更に伴う**費用の増減概算額**について、受発注者間で認識共有を図るため、契約変更に先立って行う**指示書に概算額を明示**することを記載
- 「工事一時中止」について
  - 工事一時中止についても、設計変更と同様に指示書及び基本計画書に**増加概算額を明示**することを記載
- 「工期短縮」について
  - 受注者は**工期短縮計画書を作成**し、受発注者間で協議することを明記

地域発注者協議会等を通じて、各発注者の**発注関係事務の実施状況等を把握**するとともに、各発注者は**必要な連携や調整を行い**、支援を必要とする市町村等の発注者は、地域発注者協議会等を通じて、**国や都道府県の支援を求める**。

■ 地域発注者協議会について

- 公共工事の品質確保の促進に向けた取組等について、発注者間の連携調整を図るため、地方ブロック毎に組織
- 地方整備局、都道府県、代表市町村等から構成



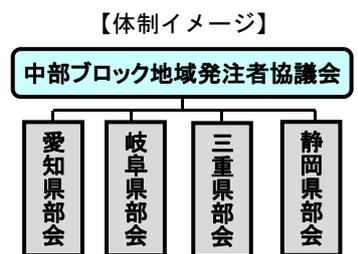
- 協議会**構成員の役職格上げ**、連携・支援の実施に向けた**役割の見直し**
- 地域発注者協議会の下に**全市町村が参画する**都道府県毎の部会を設置

例1：北陸ブロック 協議会規約の改正

- ・ 役職の格上げ 県 : [部長] → [副知事]  
市(町村) : [副市(町村)長] → [市(町村)長]
- ・ 協議会の役割の見直し [連絡調整] → [推進・強化]

例2：中部ブロック 各県部会の設置

規約（H26.10改正部分抜粋）（部会）  
第8条 **全ての市町村が各施策を推進・強化**するため、静岡県、岐阜県、愛知県、三重県の**各県に部会を設置**する。

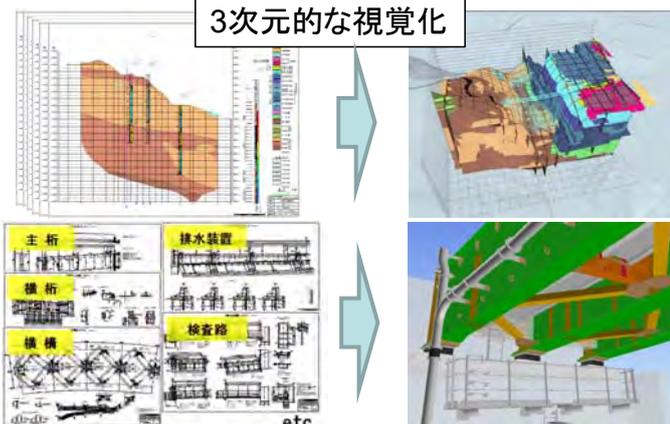


業務から工事までの一連の情報の集約化・可視化を図るため、**BIM/CIM**や**3次元データ**等の積極的な活用を努める。

- BIM/CIM※とは、計画・調査・設計段階から**3次元モデルを導入**し、後工程においても**情報を充実させながらこれを活用**するとともに関係者間で**情報共有**を図ることで、建設生産・管理システムにおける**品質確保**と共に受発注者双方の**業務効率化・高度化**を図るもの。
- BIM/CIMを活用することで、**3次元的な視覚化**が可能となり、図面の照査や主構造物と付属物の干渉チェックのレベル向上などが図れるとともに、**情報の集約化**が可能となり、事業を通じた継続的な3次元データの利活用が図れる。
- ひいては、建設生産・管理システム全体における、**事業の生産性向上**や**品質の確保**を図ることが可能。

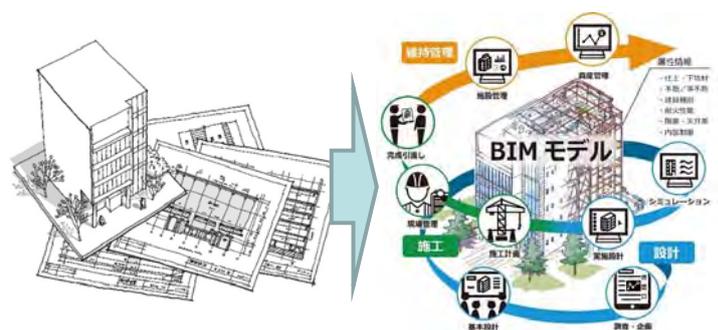
※ Building/ Construction Information Modeling, Management

3次元的な視覚化



➢ 3次元的な視覚化を図ることで、各断面のズレが無いかなどを3次元的にチェックが可能となる。

情報の集約化

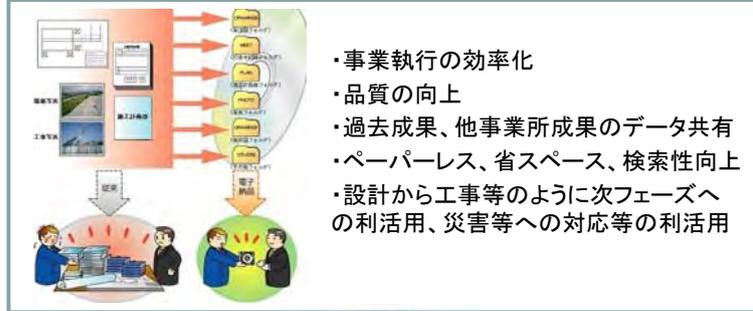


➢ CIMモデルに属性情報を付与し、情報の集約化を図ることで、前段階の情報を利活用することが可能となる。

各段階においてICTを積極的に活用し、地下埋設物データ等の官民が保有するデータの連携や電子納品のオンライン化等の推進に努めるとともに、生産性向上に資する技術についても積極的に活用するよう努める。

- 電子納品とは、建設生産システムにおける調査・設計・工事等の各段階の成果の一部を電子成果品として電子的に納品すること。(平成16年より本格運用中)
- 各事業プロセスや関係者間をまたぐ情報の共有・有効活用を図ることで、公共事業の生産性向上等に寄与。
- オンライン化(情報共有システム上の電子成果品を、インターネットを介して納品)により電子納品の更なる省力化、効率化を図る。

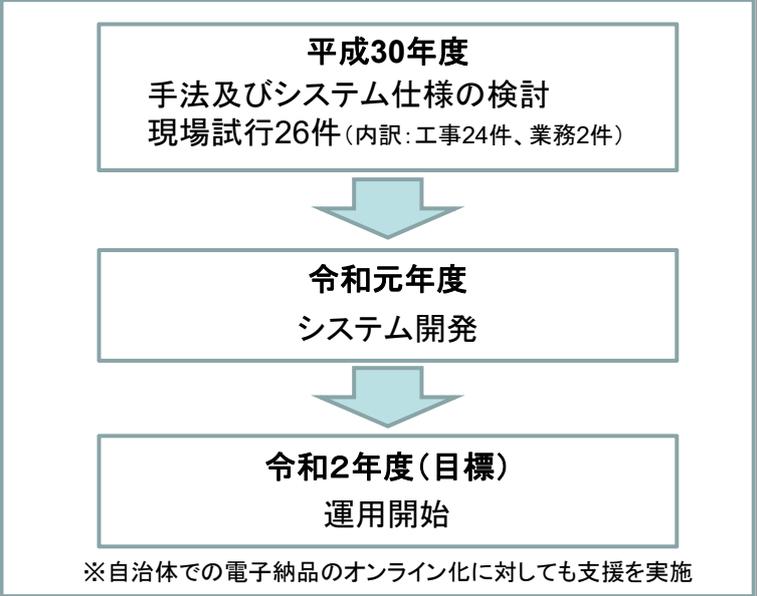
＜電子納品のメリット＞



オンライン化



＜これまでの実施内容と今後の予定＞



【工事/実施に努める】②入札契約方式の選択・活用

工事の発注に当たっては、工事の性格や地域の実情等に応じ、価格競争方式、総合評価落札方式、技術提案・交渉方式等の適切な入札契約方式を選択するよう努める。

公共工事の入札契約方式の適用に関するガイドラインの策定 (平成27年5月)

国交省HP (<http://www.mlit.go.jp/tec/nyuusatsukeiyakugaido.html>)

本編・事例編の2編で構成。

本編：各方式の概要や選択の考え方等を記載      事例編：事例やその適用の背景等を整理  
工事調達における入札契約方式の全体像

3.1 契約方式	3.2 競争参加者の設定方法	3.3 落札者の選定方法	3.4 支払い方式
工事の施工のみを発注する方式	一般競争入札	価格競争方式	総価契約方式
設計・施工一括発注方式			
詳細設計付工事発注方式	指名競争入札	総合評価落札方式	総価契約単価合意方式
設計段階から施工者が関与する方式(ECI方式)			
維持管理付工事発注方式	随意契約	技術提案・交渉方式	コストプラスフィー契約・オープンブック方式
包括発注方式			
複数年契約方式			
など	など	など	など

豊富な実績を有していない若手技術者や、**女性技術者**などの登用、**民間発注工事**や**海外での施工経験**を有する技術者の活用も考慮して、施工実績の代わりに施工計画を評価するほか、**災害時の活動実績**を評価するなど、適切な評価項目の設定に努める。さらに、国土交通省が認定した一定水準の技術力等を証する民間資格を総合評価落札方式における評価の対象とするよう努める。

■海外の施工経験の評価(案)

対応の基本方針

- 海外の工事・業務については発注主体が多種多様であることから、通常の国内の直轄工事・業務のように一元的な評価方法を実施することは不可能
- 海外の工事・業務で実績のある技術者を表彰する制度を構築し、その表彰の有無を総合評価落札方式にて加点項目とする案を検討

表彰制度(案)

1. 対象: 海外の工事・業務で実績を有する日本の技術者
2. 審査方法: 審査委員会を設置
3. 褒賞: 大臣表彰

総合評価で評価方法

- 【工事】 WTO案件の工事において、段階選抜の一次選抜で、海外実績を有するものを優先的に選定。
- 【業務】 総合評価、プロポーザル方式の評価項目として設定  
※工事・業務ともに、評価の対象となる期間は受賞から10年程度を想定

【参考】 国土交通省登録資格の活用

国土交通省登録資格とは

- 民間団体等が運営する一定水準の技術力等を有する資格(ここでは民間資格という)について、国や地方公共団体の発注業務で活用できるよう、国土交通省が「国土交通省登録資格」として登録する制度。  
(根拠法: 公共工事の品質確保の促進に関する法律(平成17年法律第18号、令和元年6月14日改正施行)第24条)  
⇒平成30年度までに延べ288資格が登録【維持管理分野(点検・診断等業務)209資格、計画・調査・設計分野79資格】
- 国や地方公共団体発注の「計画・調査・設計業務」、「維持管理業務」において、担当技術者、管理技術者、照査技術者に民間資格の保有者を配置するなどにより、業務の品質を確保。

【点検・診断等(維持管理)業務の登録資格の分野】

資格	知識・技術を学ぶ者	管理技術者	照査技術者	管理技術者と照査技術者の両者
土木系	○	○	○	○
建築系	○	○	○	○
電気系	○	○	○	○
機械系	○	○	○	○
情報系	○	○	○	○
その他	○	○	○	○

【計画・調査・設計業務の登録資格の分野】

資格	知識・技術を学ぶ者	管理技術者	照査技術者	管理技術者と照査技術者の両者
土木系	○	○	○	○
建築系	○	○	○	○
電気系	○	○	○	○
機械系	○	○	○	○
情報系	○	○	○	○
その他	○	○	○	○

○配置予定技術者の参加要件(例)

- 1 予定管理技術者  
予定管理技術者については、下記に示す条件を満たす者であること。  
1) 下記のいずれかの資格を有する者  
①技術士  
博士(※研究業務等高度な技術検討や学術的知見を要する業務に適用)  
②国土交通省登録技術者資格  
③上記以外のもの(国土交通省登録技術者資格を除いて、発注者が指定するもの)

○総合評価落札方式における国土交通省登録資格の評価(例)

【管理技術者の評価例】

①国家資格・技術士	3点
②国土交通省登録資格	2点
③上記以外の民間資格	1点

【担当技術者の評価例】

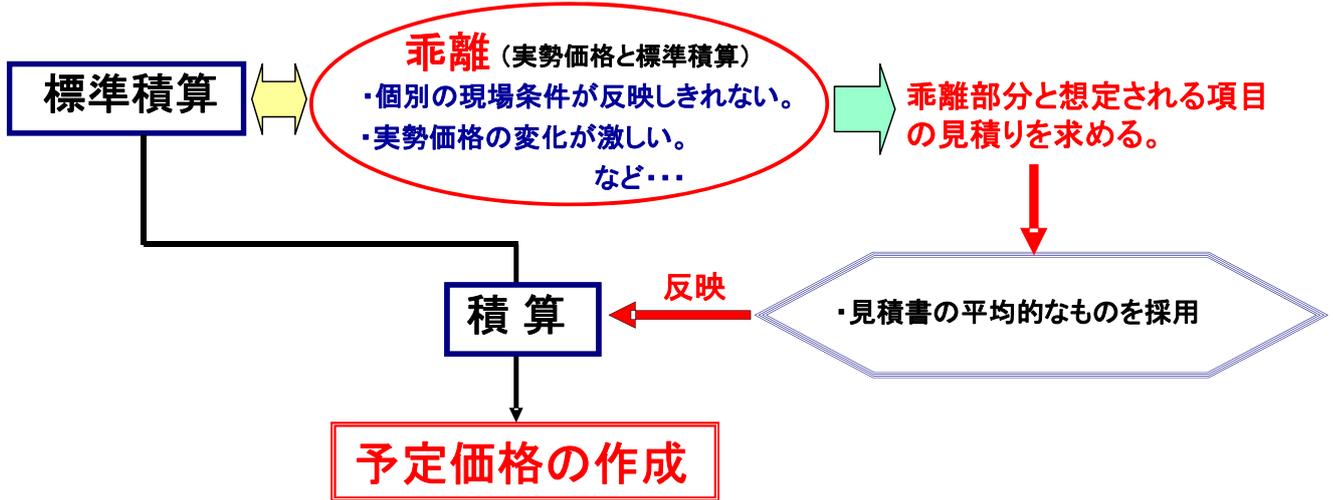
①国家資格・技術士	2点
②国土交通省登録資格	2点
③上記以外の民間資格	1点

入札に付しても入札者又は落札者がなかった場合等、標準積算と現場の施工実態の乖離が想定される場合は、見積りを活用することにより**予定価格を適切に見直す**。

◆対象工事及び工種

対象工事：標準積算と実際にかかる費用に乖離が考えられる工事

対象工種：直接工事費及び共通仮設費の積み上げ部分



労働力や資材・機材等の確保のため、実工期を柔軟に設定できる**余裕期間制度の活用**といった契約上の工夫を行うよう努める。

■余裕期間制度

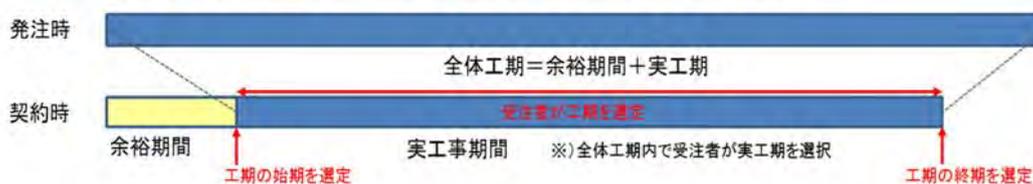
①「発注者指定方式」：余裕期間内で工期の始期を発注者があらかじめ指定する方式



②「任意着手方式」：受注者が工事の開始日を余裕期間内で選択できる方式



③「フレックス方式」：受注者が工事の始期と終期を全体工期内で選択できる方式



- 余裕期間の長さ：  
6ヶ月を超えない範囲
- 技術者の配置：
  - 技術者の配置必要なし、現場着手してはいけない期間（資機材の準備は可、現場搬入不可）
  - 実工期・実工期間：  
技術者の配置必要、準備・後片付け期間を含む。

下請業者への賃金の支払いや適正な労働時間確保に関し、その実態を把握するよう努める。

- 国土交通省発注工事において、日建連「労務費見積り尊重宣言」\*を踏まえ、元請企業の労務賃金改善に関する取り組みを促進するために、総合評価方式においてインセンティブを付与(技術評価における加点)するモデル工事(「労務費見積り尊重宣言」促進モデル工事(仮称))を試行する。

1. 対象工事

\*(一社)日本建設業協会 H30.9.18発表

- 当面、一般土木(WTO対象工事で段階的選抜方式)にて試行

2. 総合評価方式における技術評価内容

- 入札契約手続きの審査基準日\*までに、参加する企業(個社)において「労務費見積り尊重宣言」を決定・公表するとともに、下請企業への見積依頼に際して労務賃金を内訳明示する旨を記した誓約書(又は見積書様式、その他労務賃金を内訳明示することがわかる資料)を提出する
- 上記両方の条件を満たした場合1.0点加点する(自由設定項目)  
※「競争参加資格確認申請書及び資料の提出期限」の日

3. 工事成績評定

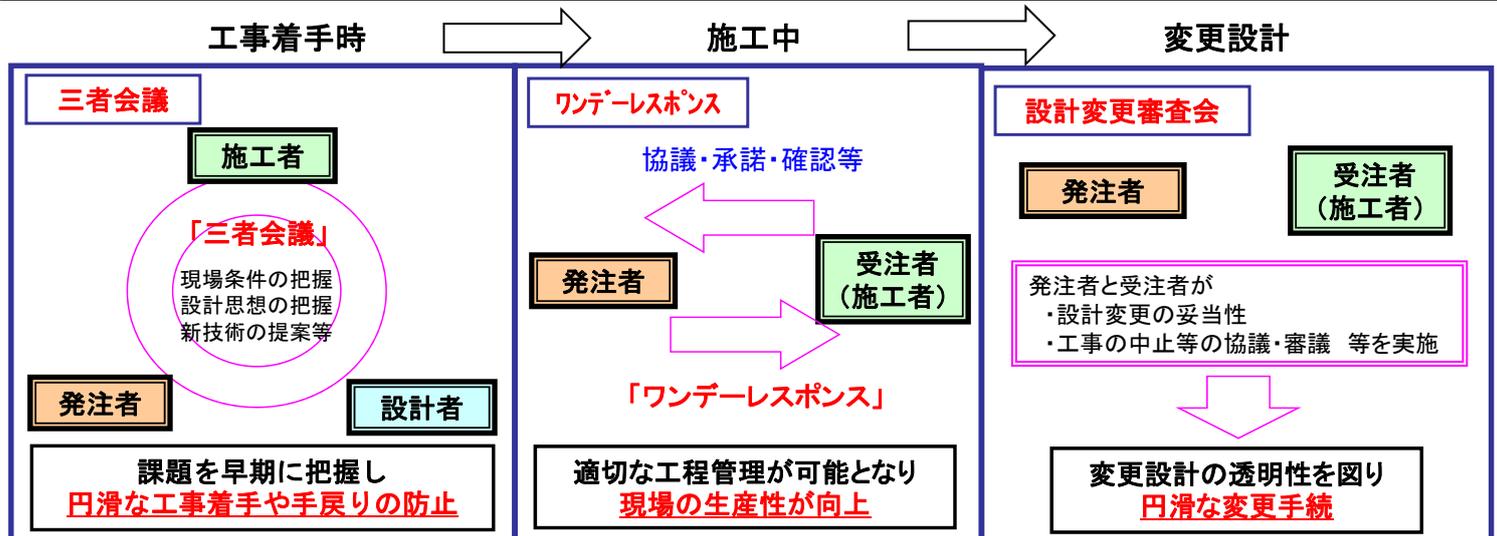
- 工事完成検査/成績評定時において、元請企業と下請企業間の見積書を確認し、労務賃金が内訳明示されていない場合には、工事成績評価において減点する
- 見積書の確認は抜き取りで行うこととし、確認範囲は当面、以下の場合とする  
<見積書を確認する範囲>
  - ・一次下請(施工体制台帳に記載された業者)との契約のうち、下請金額3,500万円以上の契約(警備業者との契約も対象に含む)
- また、見積書に加えて注文書において、労務賃金が内訳明示されている場合には、加点する

4. スケジュール

- 令和元年下半期(10月)から試行

各発注者は**受注者からの協議**等について、**速やかかつ適切な回答**に努める。設計変更の**手続の迅速化**等を目的として、**発注者と受注者双方の関係者**が一堂に会し、**設計変更の妥当性の審議及び工事の中止等の協議・審議**を行う**会議**を、必要に応じて開催する。

- 工事発注後の様々な課題を受発注者が一丸となって円滑かつ迅速に解決するため、以下の施策を継続して取り組む
- ・ 三者会議 : 発注者、設計者、施工者が一堂に会し、情報を共有し工事の円滑な着手、手戻りを防止
  - ・ ワンデーレスポンス : 施工者から質問等に対して、迅速な回答を実施し、施工者の手待ち時間を解消
  - ・ 設計変更審査会 : 各種ガイドラインの活用を図り、設計変更の透明性を図り、円滑な設計変更の実施



受注者の立場に立った取り組みとするため、特記仕様書に明示し契約内容の一部として実施。

# 業務

## 【業務/必ず実施】① 予定価格の適正な設定

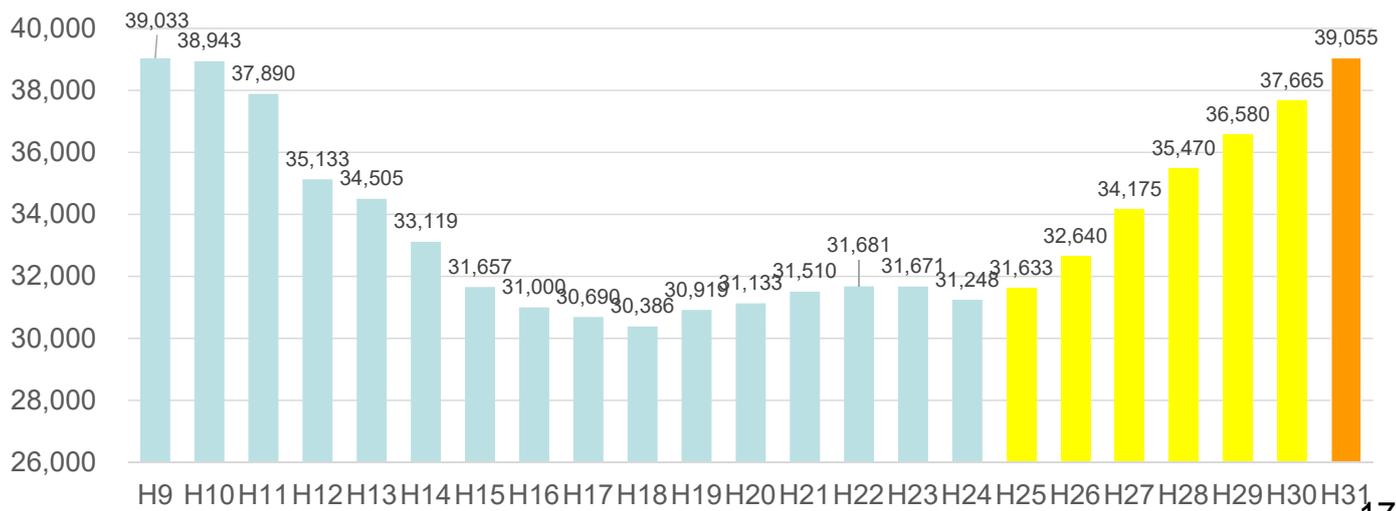
予定価格の設定に当たっては、市場における技術者単価及び資材・機材等の取引価格、履行の実態等を的確に反映した積算を行う。

### 設計業務委託等（設計、測量、地質関係）

#### ◆ 最近の給与等の実態を適切・迅速に反映

➡ 全職種平均 39,055円 平成30年3月比；+3.7%  
(平成24年度比+25.0%)

設計業務委託等技術者単価 全職種単純平均値の推移



ダンピング受注を防止するため、**低入札価格調査制度**又は**最低制限価格制度**の適切な活用を徹底する。**予定価格は、原則として事後公表**とする。

取組状況

- H27.2 総務省と連名で、ダンピング対策の強化（未導入の団体における早急な制度の導入、公表時期の見直し）を要請
- H28.2 総務省と連名で、ダンピング対策の強化を再度要請
- H28.4 低入札価格調査基準の改定（現場管理費の算入率を0.80→0.90に引上げ）
- H28.10 総務省と連名で、ダンピング対策の強化を再度要請
- H29.2 総務省と連名で、ダンピング対策の強化を再度要請
- H29.4 低入札価格調査基準の改定（直接工事費の算入率を0.95→0.97に引上げ）
- H31.4 低入札価格調査基準の改定（調査基準の範囲を0.70～0.90→0.75～0.92に引上げ）

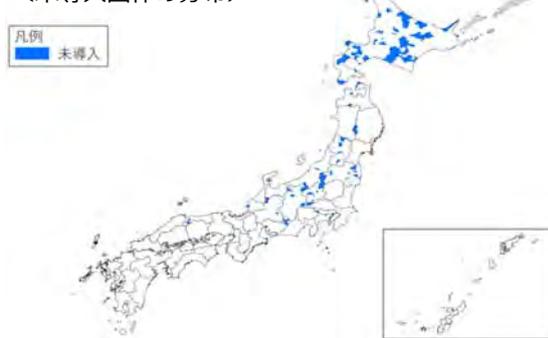
<未導入団体の推移>

H18	484	団体
H20	359	団体
H22	272	団体
H24	232	団体
H29	126	団体
H30	109	団体

最低制限価格制度等の導入状況 ～109団体が未導入～

	都道府県	指定都市	市区町村
導入済み	47 100.0%	20 100.0%	1612 93.7%
いずれも未導入	0 0%	0 0%	109 6.3%

<未導入団体の分布>



※H30. 8. 1時点

最低制限価格等の公表時期 ～導入済の団体の1割前後は事前公表～

	都道府県	指定都市	市区町村
最低制限価格の事前公表	2 4.5%	1 5.0%	132 8.8%
基準価格の事前公表	2 4.3%	0 0%	53 7.6%

【参考】低入札価格調査基準の改定(業務)

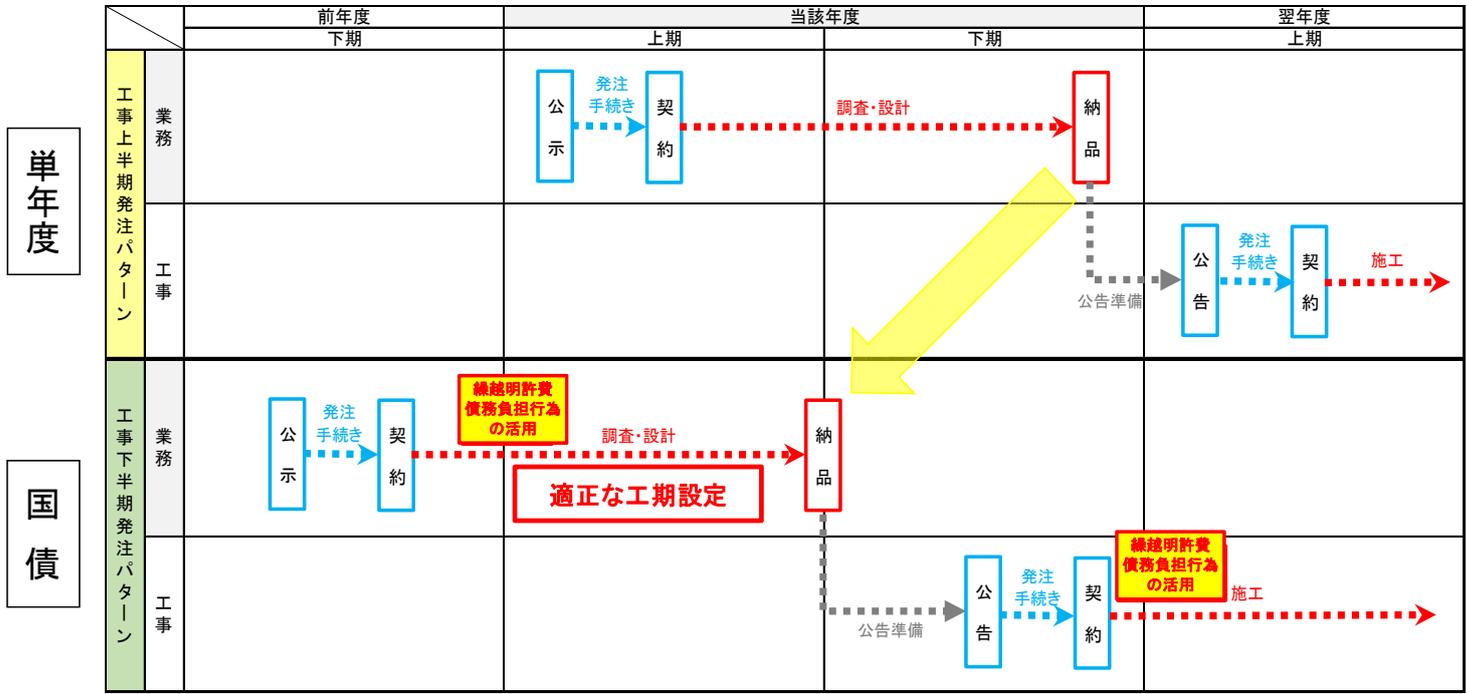
低入札価格調査基準の見直しについて

- 平成31年4月1日以降に入札公告を行う**測量業務**を対象に、低入札価格調査基準の範囲の**上限を80%から82%へ引き上げ**
- 平成31年4月1日以降に入札公告を行う**地質調査業務**を対象に、低入札価格調査基準の**諸経費の算入率を0.45から0.48へ引き上げ**

	現行	H31.4.1～
測量	設定範囲：60%～80%	設定範囲：60%～ <b>82%</b>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・直接測量費 ×1.00</li> <li>・測量調査費 ×1.00</li> <li>・諸経費 ×0.48</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・直接測量費 ×1.00</li> <li>・測量調査費 ×1.00</li> <li>・諸経費 ×0.48</li> </ul>
地質	設定範囲：2/3～85%	設定範囲：2/3～85%
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・直接調査費 ×1.00</li> <li>・間接調査費 ×0.90</li> <li>・解析等調査業務費 ×0.80</li> <li>・諸経費 ×0.45</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・直接調査費 ×1.00</li> <li>・間接調査費 ×0.90</li> <li>・解析等調査業務費 ×0.80</li> <li>・諸経費 <b>×0.48</b></li> </ul>

発注者は積極的に計画的な発注や施工時期の平準化のための取組を実施する。  
 具体的には、**繰越明許費・債務負担行為の活用**や入札公告の前倒しなどの取組により施工時期の平準化に取り組む。

発注・施工時期の平準化のイメージ



【業務/必ず実施】 ④ 適正な履行期間の設定

履行期間の設定に当たっては、業務の内容や、規模、方法、地域の実情等を踏まえた業務の履行に必要な日数のほか、必要に応じて準備期間、**照査期間や週休2日を前提とした業務に従事する者の休日**、天候その他のやむを得ない事由により業務の履行が困難であると見込まれる日数や関連する別途発注業務の進捗等を考慮する。

■ 設計業務等における適正な工期の設定について

- 1-2 履行期間の算定 ※測量の場合
- (1) 不稼働係数 (測量業務、地質調査業務に適用)
- 不稼働係数は、不稼働日(土曜・日曜の休日、祝日、各地域の降雨日数、その他特殊条件)を基に算出した係数である。業務に必要な日数に係数をかけることで不稼働日を含んだ日数を算定することができる。
- 1) 外業の不稼働係数  
外業の不稼働係数は、土木工事で定められたものを準用する。
  - 2) 内業の不稼働係数  
内業の不稼働係数は、下記の値とする。  
不稼働係数(内業) : 1.5
- (2) 測量業務の履行期間
- 履行期間の算定は次式を参考に決定する。ただし、空中写真測量の撮影運航時間及び航空レーザ測量の計測運航時間、滞留日数については別途加算するものとする。なお、履行期間に端数が生じる場合は、小数第1位以下切り上げるものとする。また、各必要日数(W)は小数第3位(小数第4位以下切捨て)まで算出するものとする。
- 履行期間 = 必要内業日数 × 不稼働係数(内業) + 必要外業日数 × 不稼働係数(外業) + 成果検定日数 × 不稼働係数(内業) + その他
- 1) 必要内外業日数(Wi)の算出
- $$W_i = \frac{\text{標準作業量における技術者別内(外)業所要日数の最大値}}{\text{標準作業量}} \times \text{変化率} \times \text{設計作業量}$$
- 2) 不稼働係数  
不稼働係数は、外業、内業それぞれの係数を用いるものとする。
  - 3) 成果検定日数  
成果検定日数は、測量成果の検定を行う機関が検定に要する日数とする。
  - 4) その他
    - ① 必要内外業期間内に、下記の期間が含まれる場合はその日数を加算するものとする。  
 年末年始……………12/29~ 1/ 3 6日間  
 夏期休暇…………… 8/14~ 8/16 3日間
    - ② その他業務履行に必要な日数については別途加算するものとする。

履行期間については、設計業務等標準積算基準書(参考資料)の準用、全体事業計画における当該業務計画等から必要な日数を算定。

新調査積算システムにて、履行期間の設定に必要な日数等の算出が可能。

工期・滞在費算定参考資料(測量業務)

作業区分	種別	標準作業量											
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
測量業務	測量日数	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2
	測量日数(標準)	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2
測量業務	測量日数	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2
	測量日数(標準)	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2

設計数量や標準作業量等から内業・外業日数の算定が可能

設計業務等標準積算基準書(参考資料)から抜粋

新調査積算システムから抜粋

【業務/必ず実施】⑤適切な設計変更

設計図書に示された設計条件と実際の条件が一致しない場合等において、**設計図書の変更**及びこれに伴って必要となる**契約額や履行期間の変更を適切に行う**。その際、履行期間が翌年度にわたることとなったときは、**繰越明許費を活用**する。

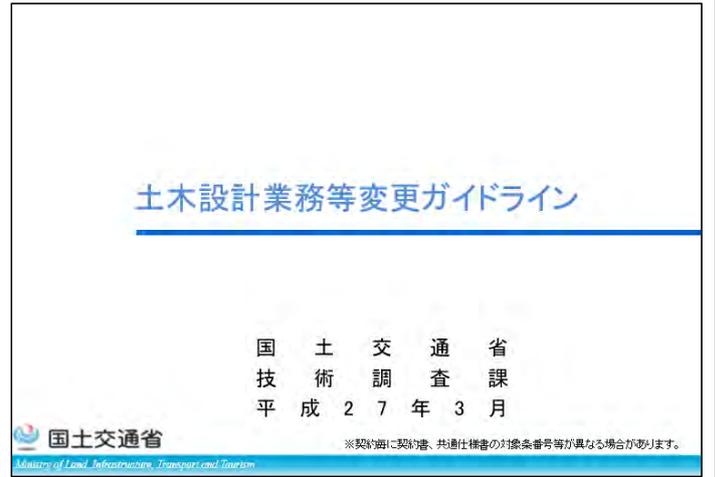
土木設計業務等変更ガイドラインの運用(全地方整備局等に通知済み)※H27.3～

設計変更の手続きの流れ・留意点等の受発注者共通認識や円滑な契約変更・業務執行等を目的とし、平成27年3月から本ガイドラインの運用を開始。

受発注者間で認識・解釈の違いがでないよう

以下の内容等を明記

- ・土木設計業務等の特性
- ・発注者・受注者の留意事項
- ・土木設計業務等の変更の対象となり得るケース  
→設計変更に係る基本事項や変更・指示における留意事項を記載
- ・土木設計業務等の変更の対象とならないケース
- ・土木設計業務等の変更の手続フロー



【業務/必ず実施】⑥発注者間の連携体制の構築

**地域発注者協議会**等を通じて、各発注者の**発注関係事務の実施状況等を把握**するとともに、各発注者は**必要な連携や調整を行い**、支援を必要とする市町村等の発注者は、**地域発注者協議会等を通じて、国や都道府県の支援を求める**。

■ 地域発注者協議会について

- 公共工事の品質確保の促進に向けた取組等について、発注者間の連携調整を図るため、地方ブロック毎に組織
- 地方整備局、都道府県、代表市町村等から構成



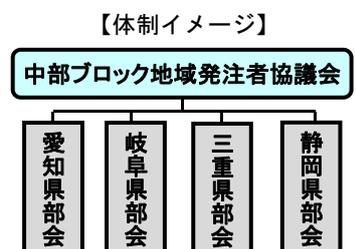
- 協議会**構成員の役職格上げ**、連携・支援の実施に向けた**役割の見直し**
- 地域発注者協議会の下に**全市町村が参画する**都道府県毎の部会を設置

例1：北陸ブロック 協議会規約の改正

- ・ **役職の格上げ** 県 : [部長] → [副知事]  
市(町村) : [副市(町村)長] → [市(町村)長]
- ・ **協議会の役割の見直し** [連絡調整] → [推進・強化]

例2：中部ブロック 各県部会の設置

規約(H26.10改正部分抜粋) (部会)  
第8条 **全ての市町村が各施策を推進・強化**するため、静岡県、岐阜県、愛知県、三重県の**各県に部会を設置**する。



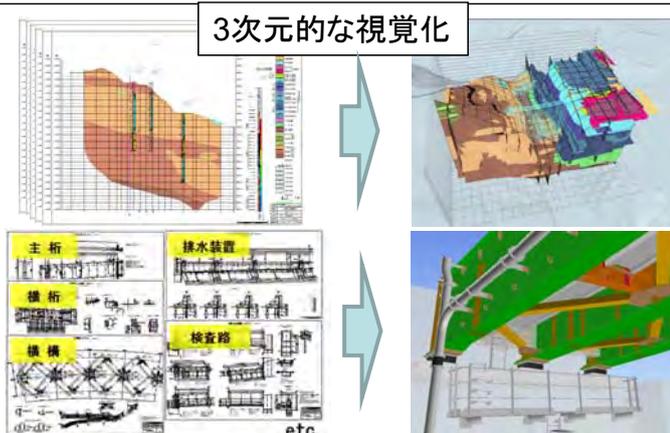
業務から工事までの一連の情報の集約化・可視化を図るため、**BIM/CIM**や**3次元データ**等の積極的な活用を努める。

○**BIM/CIM※**とは、計画・調査・設計段階から**3次元モデル**を導入し、後工程においても**情報を充実させながらこれを活用**するとともに関係者間で**情報共有**を図ることで、建設生産・管理システムにおける**品質確保**と共に受発注者双方の**業務効率化・高度化**を図るもの。

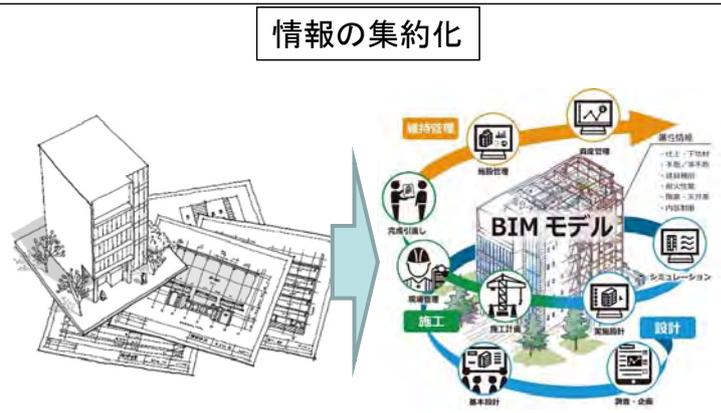
○**BIM/CIM**を活用することで、**3次元的な視覚化**が可能となり、図面の照査や主構造物と付属物の干渉チェックのレベル向上などが図れるとともに、**情報の集約化**が可能となり、事業を通じた継続的な3次元データの利活用が図れる。

○ひいては、建設生産・管理システム全体における、**事業の生産性向上**や**品質の確保**を図ることが可能。

※ Building/ Construction Information Modeling, Management



3次元的な視覚化

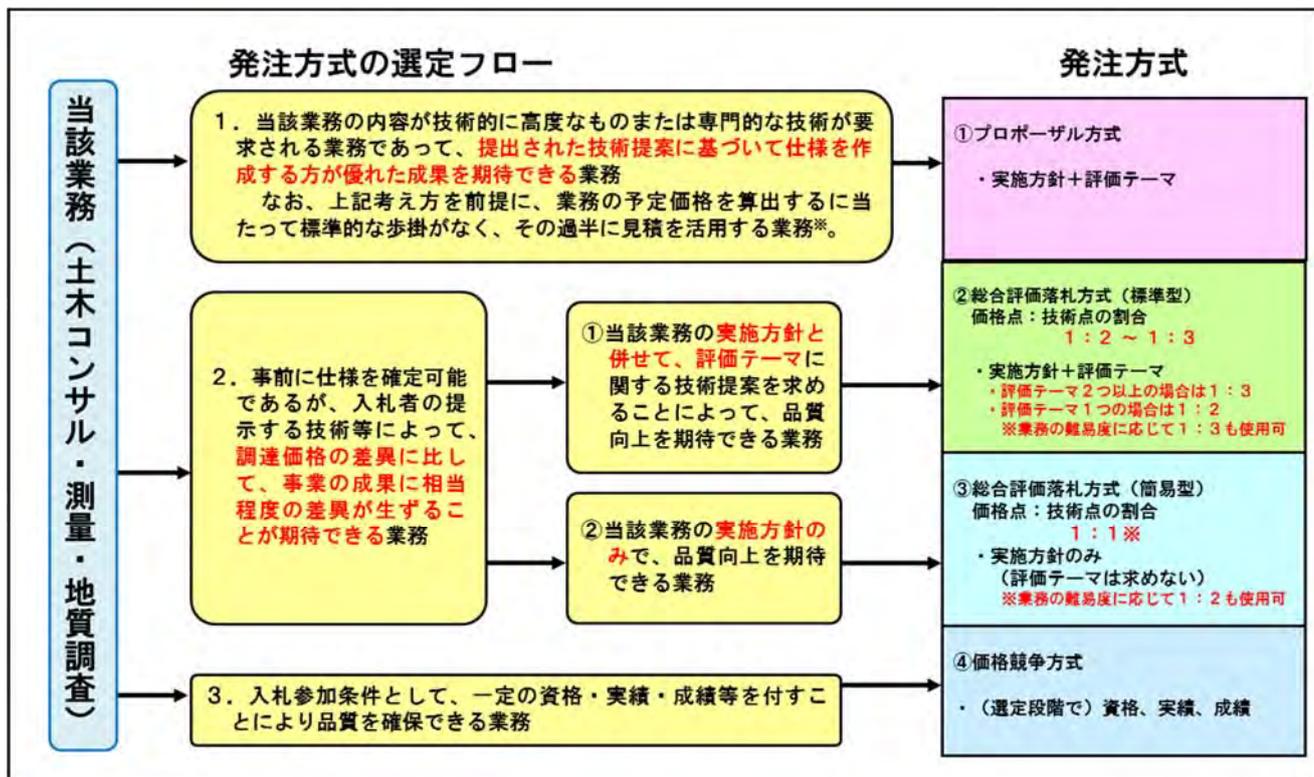


情報の集約化

➤ 3次元的な視覚化を図ることで、各断面のズレが無いかなどを3次元的にチェックが可能となる。

➤ CIMモデルに属性情報を付与し、情報の集約化を図ることで、前段階の情報を利活用することが可能となる。

業務の発注に当たっては、**業務の内容や地域の実情等に応じ、プロポーザル方式、総合評価落札方式、価格競争方式、コンペ方式等の適切な入札契約方式を選択**するよう努める。



発注者は、一定の資格、実績、成績等のみを競争参加資格条件とすることにより品質を確保できる業務などを除き、技術提案を求めるよう努める。特に、**技術的に高度又は専門的な技術が要求される業務、地域特性を踏まえた検討が必要となる業務においては、プロポーザル方式により技術提案を求める。**

### プロポーザル方式

○当該業務の内容が技術的に高度なもの又は専門的な技術が要求される業務、地域特性を踏まえた検討が必要となる業務であって、**提出された技術提案に基づいて仕様を作成する方が優れた成果を期待できる場合**に選定する。

○建築関係建設コンサルタント業務においては、国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律第5条に規定する基本方針に基づき契約する設計業務のほか、象徴性、記念性、芸術性、独創性、創造性等を求められる場合(いわゆる設計競技方式の対象とする業務を除く。)にもプロポーザル方式を選定する。

※業務の内容が技術的に高度ではないもの又は専門的な技術が要求される業務ではない簡易なもの等については総合評価落札方式又は価格競争入札方式を選定

○業務内容に応じて具体的な取り組み方法の提示を求めるテーマ(評価テーマ)を示し、**評価テーマに関する技術提案と当該業務の実施方針の提出を求め、技術的に最適な者を特定**

### 総合評価落札方式

○事前に仕様を確定可能であるが、入札者の提示する技術等によって、調達価格の差異に比して、事業の成果に相当程度の差異が生ずることが期待できる場合は、総合評価落札方式を選定する。

○当該業務の実施方針以外に、業務内容に応じて具体的な取り組み方法の提示を求めるテーマ(評価テーマ)を示し、**評価テーマに関する技術提案を求めることによって、品質向上を期待する業務の場合は、標準型の総合評価落札方式を選定する。**

※評価テーマに関する技術提案を求める必要はない場合は、簡易型の総合評価落札方式を選定

○**業務の仕様の範囲内で品質向上の方法の提示を求め**る評価テーマを示し、**評価テーマに関する技術提案と当該業務の実施方針を求め、価格との総合評価を行う。**

※入札参加要件として一定の資格・実績等を付すことにより品質を確保できる業務は価格競争方式を選定

## 【業務/実施に努める】④履行状況の確認

履行期間中においては、業務成果の品質が適切に確保されるよう、適正な業務執行を図るため、休日明け日を依頼の期限日にしない等の**ウィークリースタンスの適用**や**条件明示チェックシートの活用**、**スケジュール管理表の運用**の徹底等により、履行状況の確認を適切に実施するよう努める。

### 実施内容

- 詳細設計業務発注時において、受発注者が必要な設計条件等を確認するためのツールとして、**条件明示チェックシート(案)を活用**

- ・ 未確定の設計条件については、条件確定の予定時期や協議の進捗状況等を条件明示チェックシート(案)に記載し、詳細設計業務の受注者に提示
- ・ 受注者は、発注者から受け取った条件明示チェックシート(案)を業務スケジュール管理表に反映し運用

#### 条件明示チェックシート(案)の確認項目

- ① 適正な履行期間の確保及び履行期限の設定の確認
- ② 基本的な設計条件・計画条件等の確認
- ③ 関係機関との調整事項、協議の進捗状況等の確認
- ④ 貸与資料(測量・地質・予備設計成果等)の確認
- ⑤ その他(事業間連携、コスト縮減、環境対策等の確認)



**適切な時期に設計条件を受注者に提示し、発注者の責任を確実に履行**

国土省土木業務関連HP: <http://www.mlit.go.jp/tec/gyoumukankei.html>

### 実施体制(案)

- 確実な条件明示のための体制として、**「設計業務の条件明示検討会(仮称)」を開催**※し、明示すべき設計条件について、設計図書に確実に反映できているかを副所長以下の複数の視点で確認

※検討会の開催が有効と判断される業務において開催

〔開催時期〕 詳細設計業務発注の決裁前に実施

〔確認体制〕 副所長、発注担当課長、調査職員等

〔準備資料〕 条件明示チェックシート(案)、設計図書(特記仕様書他) 等

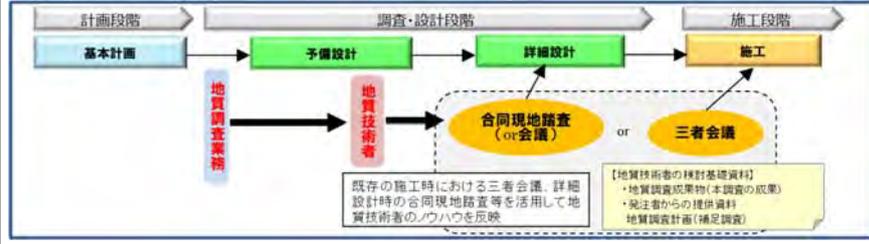
設計業務については、設計条件や施工の留意点、関連事業の情報確認及び設計方針の明確化を行い受発注者間で共有するため、**発注者と受注者による合同現地踏査の実施**に努める。**テレビ会議**や現地調査の臨場を要する確認等におけるウェアラブルカメラの活用などにより、**発注者と受注者双方の省力化の積極的な推進に努め**、情報共有が可能となる環境整備を行う。

合同現地踏査

合同現地踏査においては、設計条件や施工の留意点、関連事業の情報確認及び設計方針の明確化を行い、実施後は、実施内容について記録等し、受発注者間で情報共有を徹底する。

特に地質情報の不確実性が高い現場において、地質調査を実施した技術者が**合同現地踏査に参加し、設計者・施工者に調査で得られた知見などを直接伝達**を行うことで、地盤に関するリスクに対して設計や施工段階での確に対策を講じることが可能となる。

【地質技術者の参画による合同現地踏査の流れ】



テレビ(WEB)会議

○ WEB会議を活用することにより、出張・打合せ時の多くを占める移動時間が短縮



■テレビ(WEB)会議のイメージ

【災害時の対応】①災害時の入札契約方式

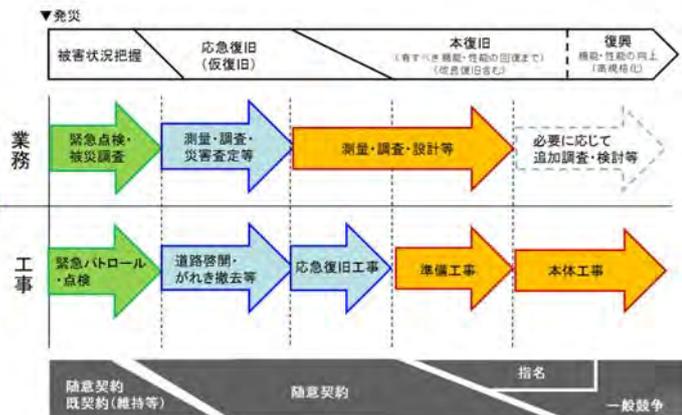
**災害時の入札契約方式の選定**にあたっては、工事の緊急度を勘案し、**随意契約等**を適用する。

災害発生後の緊急対応にあたっては、手続の透明性、公平性の確保に努めつつ、早期かつ確実な施工が可能なる者を選定することや、**概算数量による発注**を行った上で現地状況等を踏まえて**契約変更を行うなど、工事の緊急度に応じた対応も可能**であることに留意する。

■入札契約方式の適用の考え方

工事の緊急度や実施する企業の体制等を勘案し、適用する入札契約方式を検討する。

工事内容	緊急度	入札契約方式	契約相手の選定方法
応急復旧 本復旧	極めて高い	随意契約	下記のような観点から最適な契約相手を選定 ①被災箇所における維持修繕工事の実績 ②災害時における協定締結状況 ③施工の確実性(本店等の所在地、企業の被害状況、近隣の施工状況、実績等)
本復旧		指名競争	有資格業者を対象に、下記のような観点から、指名及び受注の状況を判断し現職定者に偏しないように指名を実施 ①本社(本店)、支店、営業所の所在地 ②同種、類似工事の施工実績 ③手持ち工事の状況
本復旧		通常の方式(一般競争・総合評価落札方式他)	通常の方式によって迅速な対応が可能な場合



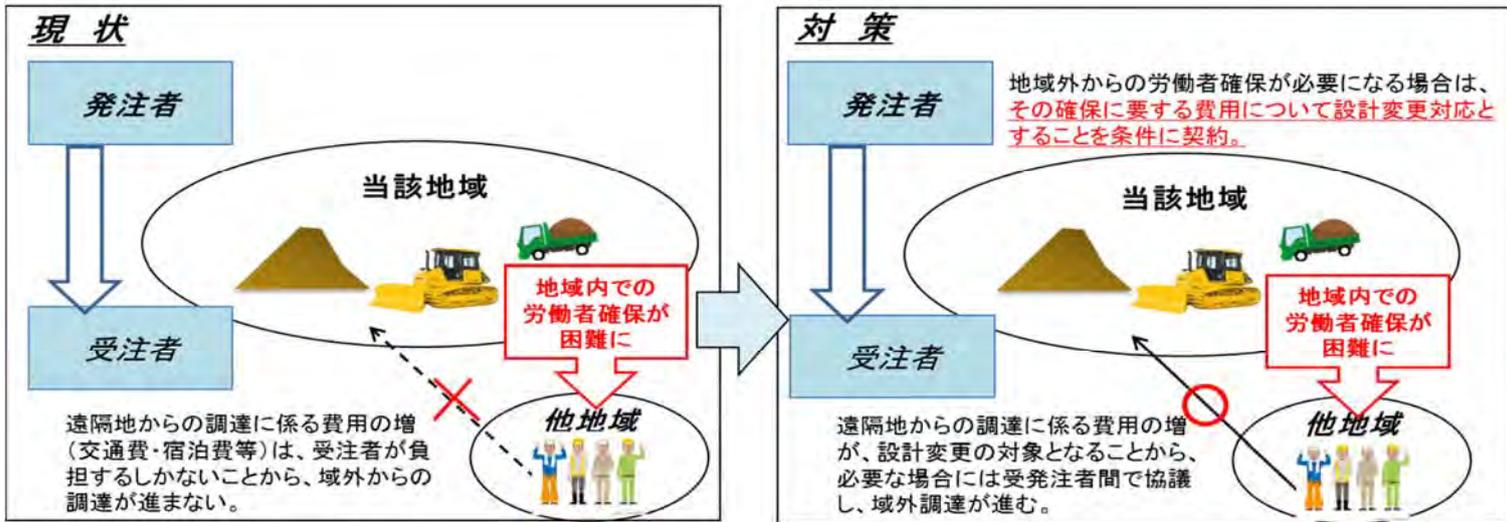
【災害時の対応】 ②現地の状況等を踏まえた積算の導入

災害発生後は、一時的に需給がひっ迫し、労働力や資材・機材等の調達環境に変化が生じることがある。このため、**積算に用いる価格が実際の取引価格と乖離**しているおそれがある場合には、**積極的に見積り等を徴収**し、その妥当性を確認した上で適切に予定価格を設定する。

○設計変更の対象とする経費や工種を入札公告時に明示し、適切に設計変更を行う。

<設計変更の対象とする経費の例>

- 遠隔地からの労働者確保に要する労務管理費・交通費・宿泊費等
- 遠隔地からの建設資材調達に係る購入費・輸送費 など



【災害時の対応】 ③災害協定の締結等建設業者団体等や、ほかの発注者との連携

災害発生時の状況把握や災害応急対策又は災害復旧に関する工事及び業務を迅速かつ円滑に実施するため、あらかじめ、**災害時の履行体制を有する建設業者団体や業務に関する各種団体等と災害協定を締結する**等の必要な措置を講ずるよう努める。災害協定の締結にあたっては、**災害対応に関する工事及び業務の実施や費用負担、訓練の実施等について定める**。また、必要に応じて、協定内容の見直しや標準化を進める。

災害による被害は社会資本の所管区分とは無関係に面的に生じるため、その被害からの復旧にあたっては**地域内における各発注者が必要な調整を図りながら協働で取り組む**。

■包括協定の事例(沖縄)

【背景】

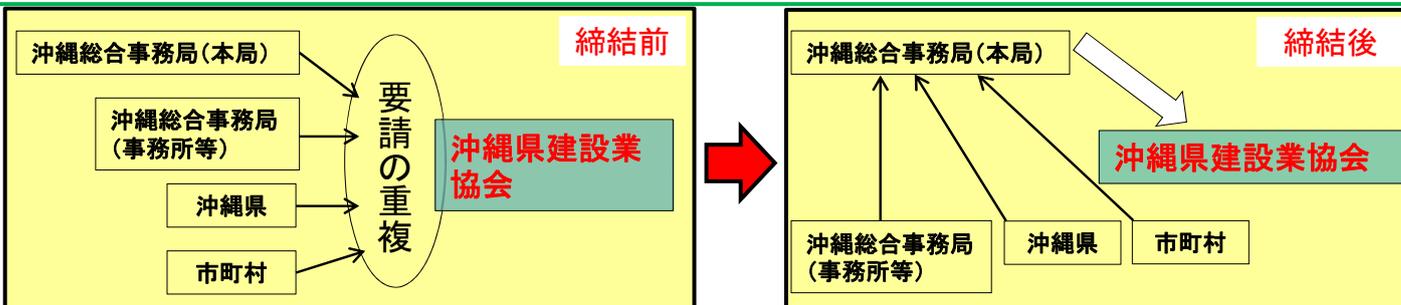
- 東日本大地震や熊本地震の教訓をもとに、大規模災害に備えた災害協定締結の動きが活発化。
- 島しょ県沖縄は、大規模地震・津波災害が発生した場合、他府県からの支援が到着するまでに一定の期間を要する為、島内建設業者の限られた人材や建設資機材を効果的に活用して、道路啓開などの応急復旧を行う事が不可欠。

【課題】

- 国・県等から様々な要請があるなかで、重複して要請するなど、協定に基づく対応に混乱が生じる例がある。

【対応】

- 協力要請の重複を防ぐため、要請ルートを整理し明確化をはかる。
- 既に昨年度、道路啓開計画・タイムラインについては策定済みである。この度、沖縄県・沖縄県建設業協会(357社加盟)と包括的協定手交式を行った(平成30年2月15日)。協定が結ばれた事により迅速な対応が可能になる。



# 当面の工事及び業務における事業の執行について

## 当面の工事及び業務における事業の執行について

### 背景

「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」では、上半期の契約率目標を定めて早期発注を図ることにより景気の下支えに万全を期すとされています。また、改正された「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」及び4月30日に成立した「補正予算」の中で公共工事の事業継続が求められていることを踏まえて、安全安心に必要な社会基盤の整備を円滑に執行していくこととしています。

国土交通省本省が通知した「国土交通省所管事業の執行における円滑な発注及び施工体制の確保に向けた具体的対策について」を受け、中部地方整備局の直轄工事及び業務における入札契約手続きに関する取組メニューを作成しました。

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策：令和2年4月7日閣議決定（同年4月20日 変更の閣議決定）  
新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針：令和2年3月28日（同年5月14日変更）

### 基本方針

- 新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえ、受発注者双方に接触機会の低減が求められており、例年に比べて入札契約事務作業が遅れる可能性
- 入札契約手続き全判の柔軟な対応等の特例的な対応を行い受発注者双方の負担を軽減し、できるだけ早く入札契約手続きが進められるよう努力する
- 併せて、「三つの密」の回避等の感染拡大防止対策を徹底

事務連絡

令和2年5月8日

本局各部各課（室）長 殿  
各事務所（管理所・センター）長 殿

契約管理官  
技術調整管理官  
技術開発調整官  
総括技術検査官  
営繕品質管理官

### 当面の工事及び業務における事務の執行について(通知)

国土交通省における事業の執行については、「国土交通省所管事業の執行における円滑な発注及び施工体制の確保に向けた具体的対策について」（R2.5.1 大臣官房地方課長・技術調査課長・官庁営繕部管理課長、計画課長ほか通知）にて通知されたところである。

このため中部地方整備局の今後の工事及び業務における入札契約に関する事務の執行については、「令和2年度における工事入札及び契約に関する事務の執行について（R2.4.1 事務連絡）」に代えて本通知日より当面の間、下記のとおり運用されたい。

記

## I. 工事関係

### 1. 基本方針について

入札契約に関する事務の執行における基本方針は、新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、接触削減の取り組みの推進に加え人材等の確保が困難なことから、受発注者の負担軽減及び契約事務手続き期間の短縮を図る等と共に上半期の契約を円滑に進め、景気の下支えに万全を期すものとする。

#### (1) 工事規模及び件数について

工事発注計画は、昨年度の考え方と同様とし当該執行年度の予算の増減に伴い工事件数を増減させるのではなく、受注環境を注視し円滑な入札契約及び施工体制が確保されるように引き続き工事規模及び件数を適切に設定するものとする。

本事務連絡にて発注方式を変更する場合においても、現在設定している工事の規模等の変更は行わなくてもよいものとする。

## (2) 設計積算について

設計積算は、概算数量発注など受発注者相互の労力削減に十分に配慮し、受発注者共に算出が容易で間違えにくい手法で行うものとする。

また、単価設定においては、接触削減の取り組みなど通常と異なる現場条件となることから実勢に即した見積りを活用するなど適切に行うものとする。見積りが取りにくい場合や積算に手間を要する場合などは、「参考価格」等を活用し、受発注者の負担軽減を図るものとする。

なお、新型コロナウイルス感染症による一時中止措置等に伴う費用、感染拡大防止対策に伴う必要については、適切に設計変更するものとする。

## (3) 工事発注について

工事発注は、現在履行中の工事の工期等から従事可能な技術者の状況等を注視し「フレックス工期の運用について(試行)」(R2.3.27 事務連絡)を原則適用し、可能なものから早期に発注するよう努力するものとする。

また、不調・不落における工事の再発注は、要因を検証するとともに、速やかに本局に相談するものとする。

## (4) 工事執行について

現場推進会議については、「現場推進会議について(運用)」(H24.3.23 事務連絡)により、現場推進会議の運用方法の統一を図っているが、概略数量等の工事発注も今後増加することに鑑み、円滑な工事執行を図るため各工事において発注者発議により実施することを原則とする。

また、フレックス工期を活用し、弾力的に現場推進会議の実施及び概算数量発注等における設計期間に充てることができる。この場合は、監理技術者が配置されないため、受注者の代表者に代えて場推進会議を開催することができる。この際に、配置予定監理技術者が受注者代表として参加しても工事着手とはみなさないものとする。なお、実施にあたっての感染拡大防止対策の徹底については、「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた工事及び業務の対応について(R2.4.7)」に基づくものとし、可能な限りWEBによるテレビ会議システムなどを活用する。

## (5) 既発注工事の協議(指示)部分等における早期変更契約について

既発注工事において増加分等の協議(指示)部分については、速やかに契約変更を行い確実な予算執行に努めるものとする。

なおこの際の変更契約については、手続きの簡素化の観点から「設計変更時における積算の簡素化について」(R2.4.1 事務連絡)により取り扱うものとする。

ただし、上記事務連絡で実施した工事は、精算変更までに官積算による設計変更を行うものとする。

## (6) コンプライアンスの徹底について

今回通知の入札契約手続き方針においては、緊急事態下の対応として受発注者ともに高いコンプライアンスを有する事を前提に大胆に緩和している。このため、より一層のコンプライアンス意識を保持することとともに、受注者向けに積極的にコンプライアンス意識向上の働きかけを行うこと。

## 2. 入札・契約に係る取り組み

### (1) 入札契約手続き方法の選定について

#### 1) 指名競争入札方式について

指名競争入札は、地域の実情や工事の特性を踏まえたうえで、以下における分任官工事（3億円未満）においては、当初契約手続きから指名競争入札方式を採用することができる。

なお、指名競争入札方式の手続き開始前には、発注予定工事を公表し工事内容や地域特性に応じて、建設業者から幅広く入札参加意欲を確認するため地域の受注能力を調査してよいものとする。

上記により、要件を満たす全ての入札参加者を指名する場合には、一者応札であっても入札契約手続きを継続することができる。

①維持修繕工事（下記の維持修繕的工事及び災害復旧工事を含む）及び不調不落対策として維持修繕工事と抱き合わせ発注する工事

（維持修繕的工事とは、工事種別が一般土木であっても維持修繕工事と同様な工事。例えば整備工事・交通安全工事・河道掘削工事・樹木伐採工事、防災工事・橋梁補強工事等）

② その他の工事（上記①の工事以外）

請負工事費が2億円以上3億円未満の工事においては、必要に応じ適用してもよい。また、2億円未満の工事については、受発注者負担軽減の観点から積極的に採用してもよい。

### 2) 総合評価落札方式（同時提出方式）について

総合評価落札方式における入札手続きは、「工事の調達における入札契約手続きについて（R1.8.1 通知）」により工事調達における総合評価落札方式の運用ガイドライン（以下、ガイドラインという。）を通知しているところであるが、本事務連絡を適用して総合評価落札方式にて実施する工事は、以下のとおり取り扱うことができる。

また、入札書及び技術資料の提出については、「入札書と技術資料・施工計画を同時に提出させる工事（同時提出方式）の試行対象工事の変更（拡大）（H29.7.28 事務連絡）」を適用する。

①施工能力評価型の工事

a) 確実な施工上の性能等が確保される工事については施工能力評価型Ⅱ型が適用できるものとする。

b) 評価項目は、「企業の能力等」のみとし、技術者の能力の要件を求めないことができる。

②技術提案評価型の工事

a) 難易度に関係なく指定テーマ数及びテーマごとの提案数は最小限とし、ヒアリングは行わない。

### 3) 参加確認型契約方式について

参加確認型契約方式(R2.1.21 事務連絡)を検討する場合には、本局契約課及び技術管理課双方に速やかに相談するものとする。

### 4) 不調随意契約及び不落随意契約

入札不調・不落により契約に至らない工事については、「工事・コンサル契約等で再度入札においても落札者がいない場合の取扱いについて（R1.8.21 事務連絡）」に基づき、予算決算及び会計令第99条の2に規定する随意契約（不調随意契約・不落随意契約）を活用できるものとする。

## 5) 入札契約手続における不測事態について

入札契約手続において開札前もしくは落札決定前等に不測事態が発生した場合については、契約手続きのやり直しにならないよう、手続きを保留し速やかに本局契約課及び技術管理課双方に相談すること。

## (2) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止による特別措置

### 1) 契約手続き期間の延長

契約手続き期間の延長は、当面本官に限り、本通知後に公告する工事から技術資料等（競争参加資格確認申請書は除く。）の提出期限を1週間程度延長するものとする。

### 2) 手持ち工事量について（総合評価落札方式（施工能力評価型））

総合評価落札方式（施工能力評価型）における評価項目に「手持ち工事量」がある場合は、既契約工事が新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための一時中止等に伴い工期を延伸し評価基準日と工期が重なる場合、手持ち工事量として加算しないものとする。

### 3) 継続教育（CPD）の評価対象期間

緊急事態宣言を受け、CPDとして開催される講習会等中止されている現状を踏まえ、総合評価落札方式におけるCPDの評価対象期間は、令和3年度実施工事に限り令和元年度及び令和2年度の2カ年とする。

### 4) 競争参加資格申請書、技術資料及び工事費内訳書等の押印について

電子入札システムにより提出をするときは、押印は不要としているところであるが、紙入札方式により参加する場合、ファイル容量が3MBを超える場合等により、押印が必要となる場合において、押印が困難であるときは、参加希望企業と作成担当者の雇用関係が分かる資料（社員証又は健康保険被保険者証等の写し）を添付することにより、押印は不要とする。

### 5) 既存資料の閲覧について

既存資料の閲覧は、ホームページ掲載等を行い官署への出張が不要となるよう配慮するものとし詳細については、別途通知する。これにより、当面の間は事務所における公告案件の資料閲覧は行わないものとする。（手続きの公平性の観点から、全応札希望者が同じ条件の資料のみ入手可能とさせる）

### 6) 入札公告時における質問回答について

入札参加者が資料の提出及び入札等を電子入札システムで行う場合、質問回答は電子入札システムで行ってきたところであるが、在宅勤務において電子証明書（ICカード）等を可能な限り使用せずに手続きが行えるよう、電子メールで質問回答ができるものとする。なお、この場合において、質問者が代表者及び代表者から委任を受けた者以外であって、委任状の提出が困難であるときは、参加希望企業と作成担当者の雇用関係が分かる資料（社員証又は健康保険被保険者証等の写し）を添付することとする。

また、他の入札参加者から質問があったときは、電子メールにより質問した者にも質問回答内容を電子メールでその都度送付するものとする。

#### 7) 紙入札方式参加者の開札への立ち会いについて

紙入札方式参加者が開札に立ち会わないときに再度入札を行うこととなった場合でも、再度入札を辞退したものと取り扱わないこととし、紙入札方式参加者に再度入札への参加意思を確認するものとする。

#### 8) 低入札価格調査等による企業へのヒアリング

低入札価格調査等による企業へのヒアリングは、電話やWEB会議等により実施するものとする。

#### 9) 配置予定技術者の配置確認日及び工期の始期について

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための一時中止等により既契約工事の工期が延期され、当該工事の工期末が他の工事の入札公告等に示す配置予定技術者の配置確認日を超える場合は、当該配置確認日及び工期の始期を一時中止の期間分延伸できるものとする。

### (3) 予定工事の公表について

総合評価落札方式は、P P I に登録、掲載し公表するものとする。指名競争入札方式については、P P I とは別に、発注担当事務所においてホームページに掲載し地域の受注能力の調査を行うことができるものとし月2回程度以上の頻度で更新し円滑な入札契約手続きの執行に努めるものとする。

### (4) 適切な規模、内容の発注について

#### 1) 分任官特例について

昨年度の不調・不落状況及び入札公告手続きの省力化等に鑑み、「分任支出負担行為担当官が契約できる範囲の特例について(R1.8.21事務連絡)」を令和2年度も継続し、令和2年度公告工事については、上記事務連絡による手続きによる承認を得て、分任官の契約上限金額を4億円未満とすることができる。なお、上記の分任官特例を適用する場合は、下記を標準とするほか、適正な工期が設定できるよう工事規模等に配慮すること。

- ① 一般土木工事の場合は、等級区分をB+Cランクする。
- ② 地域要件の設定については各地域における応札環境に十分に配慮し適切に設定するものとする。

#### 2) 維持修繕工事と一般土木工事の組み合わせ発注について

維持修繕工事と一般土木工事を組み合わせて工事発注することについては、「維持修繕工事と一般土木工事の組み合わせ発注における留意点について(R1.8.21事務連絡)」によるものとし、事業執行の効率化及び確実性が見込まれる場合に適用することができる。この場合、分任官工事(3億円未満)に限り上記に示す指名競争入札を適用することができる。

ただし、工事の組み合わせ内容および工事区間等については、受注環境に配慮し設定すること。また、工期設定は、確実な工事執行の観点から必要に応じ当初発注時点から繰越明許費に係る翌年度にわたる債務の負担(翌債)を活用し適正に行うこと。

なお、参加資格要件の設定および明確な費目区分についても適切に行うよう配慮すること。

### 3) 歳出予算と未済予算の組み合わせ発注について

歳出予算と未済予算の組み合わせ発注については、不調不落対策として、「令和元年度補正予算の工事執行における対応方針について（R2.1.31 事務連絡）」にて通知し発注件数の管理を行ってきたところである。このため引き続き、令和元年度からの未済繰越予算の単独発注のみでなく令和2年度歳出予算と抱き合わせて発注することも取り入れ発注件数を管理し不調・不落への対応を引き続き図られたい。なお、それぞれの予算区分に応じた明確な施工区分を適切に行うこと。

## (5) 入札手続きの負担軽減について

### 1) 一括審査方式の活用

総合評価落札方式における企業の技術力審査・評価を効率化するため、2以上の工事において、提出させる技術資料の内容を同一のものとすることができる「総合評価落札方式における一括審査方式の活用について（H28.1.13 事務連絡）」を積極的に活用すること。

また、配置予定技術者は、1工事に複数申請することはできないものとする。

### 2) 再公告における工事件名の取り扱い(同一工事名での再公告)

不調・不落工事の再発注時は、「業務及び工事の不調及び不落後における再発注案件の公告に係る取り扱いについて（R2.2.20 事務連絡）」により同一工事名を使用することができる。

## (6) その他

### 1) 難工事施工実績におけるインセンティブ付与について

難工事指定については、「「難工事」指定及び総合評価における「難工事施工実績」の評価について（試行）（R2.1.29 事務連絡）」により運用しているところであるが、令和2年度に発注する工事についても引き続き実施し、社会条件やマネジメント特性の厳しい工事を完成した受注者に対し、次回工事において総合評価の加点評価によるインセンティブを与えるものとする。

## 3. 工事発注・積算について

### (1) 概算数量発注又は詳細設計付工事発注により実施する工事の契約変更

概算数量発注については、「条件明示について」（平成14年5月7日付け国部整技管第23号）に基づき、工事追加特記仕様書等に概算数量発注であること、詳細設計成果の引き渡し時期を明示するなど、その適切な活用に努めること。また、詳細設計付工事発注についても、工事の種類、現場条件等を考慮し、適切な活用に努めること。

なお、概算数量発注又は詳細設計付工事発注で実施する工事においては、当該工事に係る数量又は詳細設計に基づく最初の設計変更により追加されるものについて、原則として「設計変更に伴う契約変更の取り扱いについて」（S44.3.31付、建設省東地厚発第31号の2）中の「現に施工中の工事と分離して施工することが著しく困難なもの」として契約変更の対象としても差し支えないものとする。

## (2) 工事の積算について

### 1) 当面の工事積算について

工事発注時における当面の積算・予定価格算出においては、見積り、参考価格（既発注工事での類似単価（参考単価）を含む価格）を積極的に活用し、受発注者の負担軽減、一層の効率化を進める。見積り書提出においては、押印の省略、メール提出を可能とする。なお、個別の単価設定、積算方式（試行含む）については、「(3) 工事積算の負担軽減について」のほか、各事務連絡などを参照されたい。

### 2) 追加工事における適切な設計変更について

既契約工事に新工種で工事を追加する場合は、「設計変更時の単価適用月及び請負代金比率の考え方（R2.1.29）」に基づき適切に設計変更を行うこと。また、当初発注から構造を変更する場合など大幅な変更があった場合には、新規工種として取り扱うなど適切に対応することとする。ただし、単価設定等においては、(3) 6) に示すよう負担軽減に十分配慮するものとする。

## (3) 工事積算の負担軽減について

### 1) 当初積算作業の効率化について

当初積算においては、標準積算及び標準単価を用いるものとするが、建設資材価格等調査（特別調査）及び見積が必要な歩掛・資機材等が含まれる工事については、早期発注の観点からこれらを当初契約から除外・置換し変更契約にて追加・変更することが出来る。除外する場合は、下記①～③について留意すること。

- ①特別調査等が必要な工種は、当初から除外または標準工種に置換、後日変更指示する旨を条件明示すること。（明示の例：本工事の工種（資材）〇〇は、現在見直し中であり、〇〇頃に指示予定である）
- ②除外したものを変更契約で追加したことで当初契約時の主たる工種・主要材料が変わらないこと。
- ③主たる材料がすでに特別調査を実施済みで、調査結果を工事に適用する場合は、同様な工事の入札状況を確認するなど不調・不落に配慮すること。

なお、上記によりがたい場合は、下記④～⑤により対応すること。ただし、入札不調・不落等が懸念される工事においては、下記の2) 3) の活用を十分検討し適切な工事発注に努めるものとする。

- ④過去の類似・同等品等の歩掛・単価を使用する。

使用する場合は、追加特記仕様書に使用工種・材料等を条件明示すること。

- ⑤HPにて公表されている類似・同等品等の歩掛・単価を使用する。

使用する場合は、追加特記仕様書に使用工種・材料等を条件明示すること。

※④⑤による場合は下記に留意すること。

- ・歩掛を使用する場合は歩掛公表を行うこと
- ・公表されている歩掛・単価については単価適用地域等に留意すること。
- ・後日適正な内容で変更契約を実施すること。

### 2) R2改定・市場価格反映方式（試行）

R2改定・市場価格反映方式（試行）は、「標準積算と実勢価格の乖離の認められる工事」において、「工種」単位で、材工含めて見積徴収し、その費用を公告時に公表したうえで、予定価格を算定するもの

である。なお、運用については、「令和元年11月以降における工事発注の積算方法等に関する試行について（R1.11.18.事務連絡）」のうち、「運用マニュアル（案）の5.追加特記仕様書等への記載」の「公告時に公表（歩掛、官積算価格に無い材料単価・機械賃料・損傷）」を「公告時に公表（材工）と書き換えたうえ、これに準じて実施するものとする。

また、施工条件等の著しい変更が生じた場合は、受注者より施工実績に応じた見積（材工含）を徴収し妥当性を確認のうえ、変更積算を実施すること。

### 3) 簡略積算方式の活用

「簡略積算方式（後日通知）」は、積算作業に手間を要する工事（工種※）において、積算技術業務において算出された時点での種別（レベル3）の価格（以下、「参考価格」という）を採用・公表し、当初積算の公告時に確定することにより、積算チェック、単価更新など一連の積算作業を簡略化し、受発注者双方の積算作業に負担軽減を目的とした積算方式である。なお、参考価格については、原則、官積算により設計変更する。

※例：細別の数が多い工種、標準積算基準以外を適用する工種等

### 4) 概略発注方式の試行拡大

「概略発注方式（R1.5.14 事務連絡）」は、主工種以外の工種を当初発注時点では積上積算をせず率計上により当初契約し、数量等を協議した段階で速やかに設計変更を行うものとする。

なお、概略発注の対象工種は同種・類似として設定する工種以外とし、直接工事費に占める割合は少ないが、積算手間がかかり現地状況等により変更が生じる工種とする。

### 5) 簡易発注・実績変更方式について

簡易発注・実績変更方式については、「簡易発注・実績変更方式」の試行について（R1.9.30 事務連絡）にて対象の工事種別を維持修繕工事として試行しており、上記の「概略発注方式の試行（拡大）」に加え、概略発注の主たる工種部分の積算に過去工事の合意単価を活用できるものとする【簡易積算】。

また、主たる工種及び仮設工の内から「実勢価格と乖離があると認めた工種を発注者が設定（対象工種）」し、施工実態に応じて変更契約（変更時見積活用）するものとする【実績変更】。

なお、工事契約後、設計照査後の現場推進会議（受発注者協議）により、当初「対象工種」以外も受発注者協議により設定ができる。

### 6) 工事積算における建設資材価格等調査（特別調査）

特別調査については、「令和2年度における工事入札及び契約に関する事務の執行について（R2.4.15 事務連絡）」により、材料単価の規模等により特別調査もしくは、見積もり採用の選択を適正に行うものとする。また、特別調査の実施にあたっては、調査期間に時間を要する等の懸念もあるため、調査依頼から報告までの期間の確認、調査依頼時期の分散、依頼内容の重複等を避けるよう計画的に実施するよう努めるものとする。

また、調査結果を有効活用するため他事務所等の調査結果については、イントラに掲載するため適用可能な調査結果は積極的に活用すること

なお、工事発注方法については、上半期の契約を円滑に進めるため、特別調査によらない以下に示す手法についても適宜検討すること。

- ① 特別調査結果（見積含む）の活用
  - ・当初契約からの除外・置換し、条件明示を行い変更契約にて追加変更
  - ・当初契約は既調査結果を活用し、条件明示を行い変更契約にて変更
- ② 概算数量発注の活用
- ③ 概略発注方式の活用
- ④ 見積りを活用する積算方式（試行）
- ⑤ 市場価格反映方式（試行）

#### 7)現場条件を適切に反映する積算方法の採用について

不調・不落等が懸念される地域及び工種等の工事は、以下の試行項目（H31.1.24 事務連絡）を適切に活用し工事発注に努められたい。

- ① 工事地域内の安全管理に要する費用や建設資機材の運搬における共通仮設費（率分）の実績変更
- ② 地域外からの労働者確保に要する間接工事費の実績変更
- ③ 遠隔地からの建設資材調達に係る設計変更について
- ④ 施工箇所が点在する工事の間接費の積算

## 4. 施工段階等における取組

### (1)工事書類の簡素化

工事の検査時（完成・中間）においては、「書類限定型工事検査の試行拡大について（依頼）」（R2. 3. 26 事務連絡）に基づき、原則全工事に試行を実施し、事務の効率化を図る。

### (2)遠隔臨場の取組

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を図るため、「建設現場におけるウェアラブルカメラを使用した立合の試行について（修正）」（R2. 4. 23 事務連絡）に基づき、遠隔臨場を積極的に行う。

### (3)成績評定における取組

新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受ける評価項目については、感染拡大防止を図るために災害防止協議会や訓練等の時期を調整するなど柔軟な対応を行った場合でも成績評定で評価する。

※ 「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた請負工事成績評定要領の弾力的な取り扱いについて」（R2. 5. 8 企画部総括技術検査官 事務連絡）参照。

## 5. その他

### (1) 交通誘導警備員の円滑な確保等

「国土交通省所管事業の執行における交通誘導警備員の円滑な確保等について」（令和2年3月31日付け国官技第501号）に基づき、遠隔地からの交通誘導警備員確保等に要する経費の計上、工事用信号機の活用、交通誘導警備員対策協議会の設置等の適切な対策を講じる。

## 6. 運用開始時期

入札契約手続きにおいては、本事務連絡発出日以以降公告等する工事に適用する。また、既契約工事については、本通知の趣旨に則り適用できるものとする。

## II. 業務関係

### 1. 基本方針について

令和2年度の予算執行にあたっては、緊急事態宣言による厳しい業務執行環境においても円滑かつ効率的に事業執行が可能となるよう受発注者の負担軽減にも配慮し、透明性を確保しつつプロポーザル方式及び総合評価落札方式の手続き緩和について積極的に採用できるものとする。

なお、コンプライアンスの徹底については、I. 工事 1. (6) によるものとする。

### 2. 入札・契約手続について

業務の入札・契約に関する手続については、「令和元年度 建設コンサルタント業務等における入札・契約手続に関するガイドライン [R2.4.1版] (以下「業務ガイドライン」という)」に基づき実施しているところであるが、プロポーザル方式及び総合評価落札方式については以下のとおり取り扱うことができる。

#### (1) 入札契約手続方法の選定について

##### 1) プロポーザル方式

①新規発注業務は、技術資料のうち企画提案書を特定テーマ1つのみとすることができる。(実施方針、実施体制を求めない。ヒアリングなし)

なお、提案内容の適切な評価のため提出枚数をA4で2枚までとする。

※企画提案の評価が特定テーマのみであり、また、ヒアリングも実施しないことから、的確、明確な評価ができるよう的確性、実現性をより具体的に記載できるよう枚数を2枚までとする

②継続的な業務については、本局契約課及び技術管理課双方に相談すること。

##### 2) 総合評価落札方式

①評価値配点割合 1 : 1

簡易公募型競争入札方式もしくは指名競争入札方式とすることができる。

なお、方式の選定にあたっては業務内容を十分鑑みたうえで各事務所(管理所、センター)にて判断すること。

②評価値配点割合 1 : 2

技術資料のうち技術提案書を実施方針のみとすることができる。(実施体制、特定テーマを求めない。ヒアリングなし)

#### (2) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止による特別措置

##### 1) 契約手続期間の延長

技術資料(技術提案書・企画提案書)の提出期限を1週間程度延長するものとする。なお、参加表明書並びに競争参加資格確認申請書等が技術資料と同日提出である場合は、技術資料の提出期限と合わせるものとする。

##### 2) 手持ち業務量について

既契約業務が新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための一時中止等に伴い工期を延伸し令和2

年度に繰り越しされた業務は令和2年4月1日以降の手持ち業務量とみなさない。

**3) 同種又は類似実績について**

参加表明者や配置予定管理技術者の同種又は類似業務実績について、既契約業務が新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため一時中止等に伴い工期を延伸し令和2年度に繰り越しされた業務も同種又は類似実績として認める。

**4) 競争参加資格確認申請書、技術資料等の押印について**

I. 工事 2. (2) 4) によるものとする。

**5) 既存資料の閲覧について**

既存資料の閲覧については、I. 工事 2. (2) 5) によるものとする。

**6) 入札公告時における質問回答について**

入札公告時における質問回答については、I. 工事 2. (2) 6) によるものとする。

**7) 紙入札方式参加者の開札への立ち会いについて**

紙入札方式参加者の開札への立ち会いについては、I. 工事 2. (2) 7) によるものとする。

**8) 低入札価格調査等による企業へのヒアリング**

低入札価格調査等による企業へのヒアリングは、I. 工事 2. (2) 8) によるものとする。

**3. 実施体制等の確認**

業務計画の打合せにおいて、業務計画書等に記載されている実施体制等が業務を適切、的確に履行できるものとなっているか十分確認すること。なお業務打ち合わせ、書類提出等については情報共有システムを活用するものとする。「業務における情報共有システム (ASP) の活用について (後日通知)」を適用する。

**4. 運用開始時期**

本事務連絡発出日以降公示 (公告) する業務とする。

以 上



# 当面の工事及び業務における事務の執行について

## ( 工 事 編 )

中部地方整備局  
令和2年5月

1

### 1. 基本方針

- ◆ 新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえ、受発注者双方に接触機会の低減が求められており、例年に比べて入札契約事務作業が遅れる可能性。
- ◆ そのため、入札契約手続き全般の柔軟な対応等の特例的な対応を行い受発注者双方の負担を軽減し、できるだけ早く入札契約手続きが進められるよう努力。
- ◆ 併せて、「三つの密」の回避等の感染拡大防止対策を徹底。

#### 上半期の早期試行を図ることにより景気の下支えに万全を期す

- 受注環境に応じた工事規模・件数を適切に設定
- 概算数量発注・見積もりを採用した設計積算を活用
- フレックス工期を原則適用(技術者の配置時期に配慮)
- 現場推進会議を必ず実施(Web会議可)
- 既発注工事の協議(指示)部分等の早期契約変更(手続き簡素化対応)
- コンプライアンスの徹底
- 施工段階の業務効率化

2

◆ 指名競争入札方式の活用（3億円未満の工事）

- 維持修繕工事（維持修繕的工事及び災害復旧工事を含む）  
（維持修繕的工事：工事種別が一般土木であっても維持修繕工事と同様な工事。  
例）整備工事・交通安全工事・河道掘削工事・樹木伐採工事、防災工事・橋梁補強工事等）
- その他の工事（上記①の工事以外）
  - ・ 請負工事費が2億円以上3億円未満の工事：必要に応じ適用してもよい。
  - ・ 2億円未満の工事：受発注者負担軽減の観点から積極的に採用してもよい。

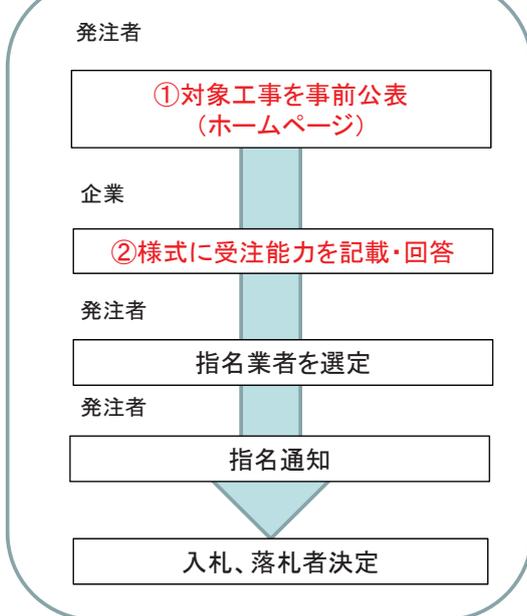
※ 入札参加意欲を確認するため地域の受注能力を調査  
手続き開始前に、発注予定工事を公表し工事内容や地域特性に応じて幅広く入札参加意欲を確認

◆ 総合評価落札方式

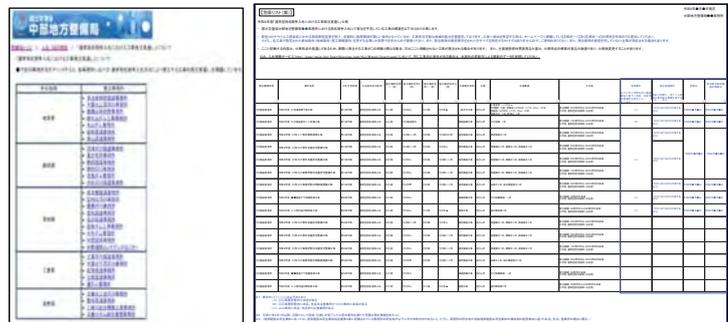
- ① 施工能力評価型の工事
  - ・ 確実な施工上の性能等が確保される工事については施工能力評価型Ⅱ型が適用できるものとする。
  - ・ 評価項目は、「企業の能力等」のみとし、技術者の能力の要件を求めないことができる。
- ② 技術提案評価型の工事
  - ・ 難易度に関係なく指定テーマ数及びテーマごとの提案数は最小限とする。ヒアリングは行わない。

- ◆ 総合評価落札方式：PPIに登録、掲載
  - ◆ 指名競争入札方式：ホームページに掲載
- 5月22日に令和2年度分を更新・公開予定  
**手続き開始前に地域の受注能力の調査を実施**

指名競争入札方式の実施方法



①対象工事を事前公表(ホームページ)



②様式に受注能力を記載・回答

＜企業の記載＞

- 同種実績・手持ち工事のCORINS番号(工事名)記載
- 企業ID・会社所在地記載
- 連絡先は契約実務者を記載
- 入札方法(電子・紙)記載

事務所専用メールアドレスに送付

## ◆ 契約手続き期間の延長

本官工事に限り技術資料等(競争参加資格申請書は除く)の提出期限を1週間程度延長

## ◆ 手持ち工事量の評価

既契約工事が新型コロナウイルス感染症拡大防止のための一時中止に伴い工期延期し評価基準日と工期が重なる場合、手持ち工事量として加算しない。(手持ち工事量の評価項目がある工事が対象)

## ◆ 継続教育(CPD)の評価対象期間の延長

CPDの評価対象期間を令和3年度実施工事に限り令和元年度～令和2年度の2カ年に延長

## ◆ 競争参加資格申請書、技術資料及び工事内訳書等の押印省略

紙入札により参加する場合等により押印が必要な場合、参加希望者と作成担当者の雇用関係が分かる資料(社員証等)の添付により、押印不要

## ◆ 既存資料をホームページ掲載等(官署への出張が不要となるよう配慮)

## ◆ 紙入札方式参加者の開札への立ち会い免除(官署への出張が不要となるよう配慮)

## ◆ 入札公告時における質問の電子メール受付の可能化

## ◆ 低入札価格調査等による企業へのヒアリングの電話やWeb会議活用

## ◆ 配置予定技術者の配置確認日及び工期の始期の延伸について

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための一時中止等により既契約工事が延期し工期末が他の工事の入札公告等に示す配置確認日を超える場合は、配置確認日及び工期の始期を一時中止の期間分を延伸

5

## ◆ 発注規模の拡大

- ・ 分任官の契約金額を3億円から4億円未満を上限(分任官特例)。一般土木はB+Cランク
- ・ 一般土木+維持修繕工事の組み合わせ発注。

## ◆ フレックス工期の活用

フレックス工期を活用し技術者の従事可能な時期に発注。フレックス工期内で、現場推進会議を実施し円滑な工事履行を実現。(フレックス工期内は監理技術者に代わり会社の代表者で参加可)

## ◆ 一括審査方式の活用

企業の技術力審査・評価を効率化するため、2以上の工事において、提出させる技術資料の内容を同一のものとする。配置予定技術者の複数申請は認めない。

## ◆ 難工事施工実績におけるインセンティブ付与

社会条件やマネジメント特性の厳しい工事を完成した受注者に対し次回工事で総合評価の加点。

6

### 3. 工事発注・積算について

- ◆ 当初発注における負担軽減・効率化
- ◆ 新型コロナウイルス感染症拡大防止対策に係る費用等の適切な設計変更
- ◆ 現場条件を適切に反映する積算方法

#### ◆ 当初発注における負担軽減・効率化

- 概算数量発注等
  - ・設計図書において適切に条件明示し、概算数量発注等を実施
- 積算の負担軽減・効率化
  - ・現場条件に即した実勢価格の採用 → 「R2改正・市場価格反映方式」
  - ・工種(Lv.3)において参考価格※を活用 → 「簡略積算方式」
  - ※参考価格：既発注工事での類似単価(参考単価)を含む価格
- 押印省略について
  - ・見積もり提出では押印を省略、メール提出可

#### ◆ 新型コロナウイルス感染症拡大防止対策に係る費用等の適切な設計変更

- 新型コロナウイルス感染症拡大防止対策に係る費用等
  - ・個別の現場において追加費用を要する対策が必要と認められる場合は、確実に履行し変更計上
  - ・一時中止を要する場合(社会機能の維持に不可欠な工事等を除く)は、工期の延長など適切に対応

#### ◆ 現場条件を適切に反映する積算方法

- ・間接工事費(安全管理費、運搬費など)の実績変更
- ・遠隔地からの建設資材調達に係る設計変更
- ・遠隔地からの交通誘導警備員の確保に要する経費の計上

7

### 4. 施工段階等における取組(現場業務の効率化)

#### ◆ 工事書類の簡素化

検査時に必要な書類を8種類に限定し、検査を効率化

#### ◆ 遠隔臨場の取組

人と人との接触削減の取り組みの推進より、通常の立会からウェアラブルカメラを活用した遠隔臨場による立会を積極的に実施

#### ◆ 成績評価の取組

新型コロナウイルスの感染拡大防止対策として 通常実施する安全協議会や安全訓練等の実施時期や運営方法(参加者を分割する等)を変更した場合においても、成績評定で評価できる

8

## 当面の工事及び業務における事務の執行について

(業務編)

中部地方整備局  
令和2年5月

1

### 基本方針

- ◆ 新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえ、受発注者双方に接触機会の低減が求められており、例年に比べて入札契約事務作業が遅れる可能性。
- ◆ そのため、入札契約手続き全般の柔軟な対応等の特例的な対応を行い受発注者双方の負担を軽減し、できるだけ早く入札契約手続きが進められるよう努力。
- ◆ 併せて、「三つの密」の回避等の感染拡大防止対策を徹底。



上半期の早期試行を図ることにより景気の下支えに万全を期す

2

## 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に係る緊急事態宣言を踏まえ実施する特別措置

### ○契約手続き期間の延長

- ・当面、技術資料(企画提案書・技術提案書)の提出期限を1週間程度延長。

### ○手持ち業務量の評価

- ・既契約業務が新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための一時中止等に伴い工期を延伸し令和2年度に繰り越しされた業務は手持ち業務量とみなさない。

### ○同種又は類似実績の評価

- ・既契約業務が新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための一時中止等に伴い工期を延伸し令和2年度に繰り越しされた業務も同種又は類似実績として認める。

### ○技術資料(企画提案書・技術提案書)の押印省略

- ・紙入札方式により参加する等により押印が必要な場合、参加希望者と作成担当者の雇用関係が分かる資料(社員証等)の添付により、押印不要とする。

### ○既存資料の閲覧方法

- ・既存資料の閲覧はホームページ等に掲載し、官署への出張が不要となるよう配慮。

3

## 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に係る緊急事態宣言を踏まえ実施する特別措置

### ○入札公告時における質問回答方法の拡大

- ・電子入札システムだけでなく、電子メールによる提出も可能とする。

### ○紙入札方式参加者の開札への立ち会い免除

- ・紙入札方式参加者が開札に立ち会わない場合であっても、再度入札を行うこととなったときにおいて再度入札を辞退したものとは取り扱わないこととし、再度入札を行うこととなったときは、参加意思の有無の確認を行う。

### ○低入札価格調査等による企業へのヒアリング方法の拡大

- ・電話やWeb会議を活用する。

### ○コンプライアンスの徹底

- ・受発注者ともにより一層のコンプライアンス意識を保持

4

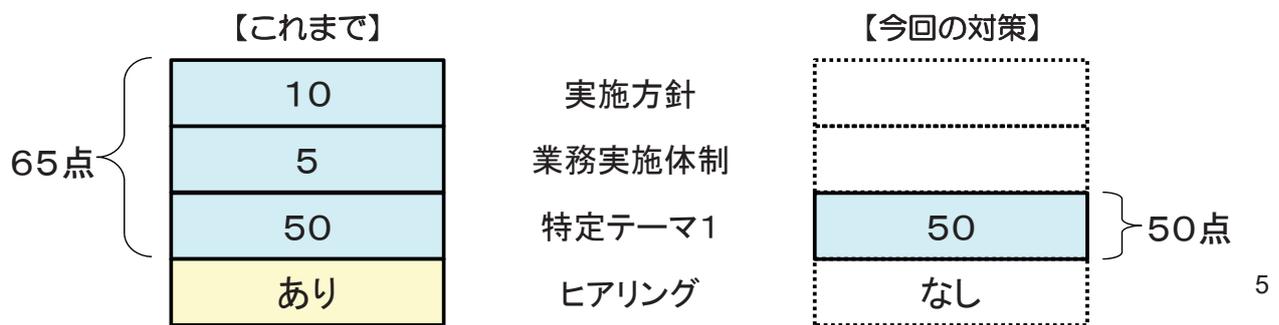
## 【これまで】

○企画提案書については、実施方針、実施体制、特定テーマについて記載し、後日ヒアリングを実施。

## 【今回の対策】

- ①受発注者の負担軽減に向け企画提案書については、特定テーマのみとする。  
(ただし、枚数はA4で2枚までとする)また、ヒアリングは実施しない。  
※特定テーマに対して、より具体的、効果的な提案を求める
- ②継続的な業務については、さらなる負担軽減を検討。

### <企画提案書 標準配点>



5

## ●評価値配点割合 (1 : 1)

### 【これまで】

○技術提案書については、実施方針、実施体制、特定テーマについて記載。

### 【今回の対策】

○業務内容を鑑み、「簡易公募型競争入札方式」もしくは「指名競争入札方式」とすることができる。

## ●評価値配点割合 (1 : 2)

### 【これまで】

○技術提案書については、実施方針、実施体制、(特定テーマ)について記載。

### 【今回の対策】

○技術提案書を「実施方針のみ」とすることができる。ヒアリングは実施しない。

6

## ●評価値配点割合（1：2） 技術提案書 標準配点

【これまで】		【今回の対策】	
◆特定テーマなし・ヒアリングなし		◆業務実施体制なし・特定テーマなし・ヒアリングなし	
実施方針	15	実施方針	15
業務実施体制	15	業務実施体制	なし
特定テーマ	なし	特定テーマ	なし
ヒアリング	なし	ヒアリング	なし
30点		15点	
◆特定テーマあり・ヒアリングあり		※【これまで】の「特定テーマなし・ヒアリングなし」の配点をベースとする <sup>7</sup>	
実施方針	10		
業務実施体制	10		
特定テーマ	10		
ヒアリング	あり		
30点			

## 予定業務の公表について

### 【これまで】

○発注見通しとして、「予定業務全件」を中部地方整備局ホームページ及び入札情報サービス(PPI)にR2. 4. 1に掲載、公表。

### 【今回の対策】

○発注方式の見直しを含め、「予定業務全件」を中部地方整備局ホームページ及び入札情報サービス(PPI)にR2. 5. 22に掲載、更新予定。

発注者協議会長 殿  
(地方整備局長等 殿)

大臣官房技術審議官

国土交通省所管事業の執行における円滑な発注及び施工体制の確保  
に向けた具体的対策について (参考送付)

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた工事又は業務の対応については、令和 2 年 4 月 7 日に改正された「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」(令和 2 年 3 月 28 日新型コロナウイルス感染症対策本部決定)において、緊急事態宣言時に事業の継続が求められるものとして、河川や道路などの公物管理、公共工事が挙げられていることを踏まえ、「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた工事及び業務の対応について」(令和 2 年 4 月 7 日付け国地契第 1 号、国官技第 6 号、国営管第 12 号、国営計第 1 号、国港総第 16 号、国港技第 3 号、国空予管第 15 号、国空空技第 5 号、国空交企第 3 号、国北予第 1 号) のとおり参考送付したところです。

また、令和 2 年 4 月 16 日に緊急事態宣言の対象地域が全国に拡大されたこと及び令和 2 年 5 月 4 日に緊急事態宣言が延長されたことを踏まえ、これらの対応について周知するとともに、感染拡大防止対策の徹底について、「工事及び業務における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策の徹底について」(令和 2 年 4 月 20 日付け国官総第 12 号、国地契第 5 号、国官技第 19 号、国営管第 49 号、国営計第 9 号、国港総第 62 号、国港技第 9 号、国空予管第 47 号、国空空技第 13 号、国空交企第 12 号、国北予第 3 号) のとおり参考送付したところです。

これらを踏まえ、国土交通省所管事業の執行については、引き続き、緊急事態宣言を踏まえて最低 7 割、極力 8 割程度の接触機会の低減を目指して感染拡大防止対策を徹底しつつ、一層の円滑な発注及び施工体制の確保を図るため、国土交通省直轄の工事及び業務について、別添のとおり通知を行っているところですが、地域発注者協議会等の貴会会員や関係団体に対しても、その内容を周知願います。

<内容に関する問合せ先>

国土交通省 大臣官房技術調査課

出口 中園      Tel 03-5253-8220 (直通)

辛嶋 永瀬      Tel 03-5253-8221 (直通)



ウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた工事及び業務の対応について」（令和2年4月7日付け国地契第1号、国官技第6号、国営管第12号、国営計第1号、国港総第16号、国港技第3号、国空予管第15号、国空空技第5号、国空交企第3号、国北予第1号）のとおり通知したところであるが、令和2年4月16日に緊急事態宣言の対象地域が全国に拡大されたこと及び令和2年5月4日に緊急事態宣言が延長されたことを踏まえ、これらの対応について周知するとともに、工事等における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策の徹底については、「工事及び業務における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策の徹底について」（令和2年4月20日付け国官総第12号、国地契第5号、国官技第19号、国営管第49号、国営計第9号、国港総第62号、国港技第9号、国空予管第47号、国空空技第13号、国空交企第12号、国北予第3号）のとおり通知したところである。

これらを踏まえ、国土交通省所管事業の執行については、引き続き、緊急事態宣言を踏まえて最低7割、極力8割程度の接触機会の低減を目指して感染拡大防止対策を徹底しつつ、一層の円滑な発注及び施工体制の確保を図るため、当分の間、別紙に定めるところによることとする。

なお、「国土交通省所管事業の執行における円滑な発注及び施工体制の確保に向けた具体的対策について（改正）」は廃止する。

## 円滑な発注及び施工体制の確保に向けた具体的対策

### 1. 全般

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言時に河川や道路などの公物管理、公共工事については事業の継続が求められていることを踏まえ、受発注者双方においてテレワークの推進や「三つの密」の回避等の感染拡大防止対策を徹底すること。

また、工事又は測量・調査・設計等の業務（以下「工事等」という。）の発注に当たっては、発注者間の一層の連携に努めるとともに、地域の建設業者や必要に応じて測量業者・地質調査業者・コンサルタント業者の実情を的確に把握すること。

その上で、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、以降に掲げる事項を参考にしつつ、円滑な発注及び施工体制の確保を図ること。

### 2. 円滑な発注及び施工体制の確保

以下に掲げる事項を参考にして、円滑な発注及び施工体制の確保を図ること。

#### (1) 入札・契約に係る取組

##### ① 総合評価落札方式の適切な運用と技術評価点の加算点の適切な設定等

- ・ 総合評価落札方式の実施に際しては、総合評価ガイドライン等に基づき、工事内容、規模、要求要件等に応じて、類型の選定や評価項目・配点の設定等を適切に実施する。
- ・ 総合評価落札方式の実施に際しては、十分な技術力を持つにもかかわらず評価対象となる実績を持たない企業や技術者に対しても受注機会が拡大されるよう、工事規模・地域の実情等に応じて、実績にとらわれない評価項目の設定に努める。

＜新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえた柔軟な対応の例＞

- 企業・技術者の資格や実績、成績、表彰、継続教育（CPD）の取組状況、手持ち工事量等の評価に当たっては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえ、例えば以下の事項を検討するなど、適宜柔軟な対応を行う。
  - ・ 競争参加資格確認申請書及び資料等の提出期限を延長する。
  - ・ 一時中止措置等を行ったことにより完成しない工事等について、評価の対象とする。
  - ・ CPDの評価対象期間や登録証明書等の提出期限を延長し、又は、評価対象単位数を減らす。
  - ・ 測量・調査・設計等の業務の一時中止措置等を行ったことにより完了が令和元年度から令和2年度に変更となった業務については、令和2年度の手続開始に係る公示における手持ち業務量とみなさない。
- 原則ヒアリングは実施しない。ヒアリングの実施が真に必要と認められる場合には、電話やインターネットによるテレビ会議システムを活用する。
- 施工計画の提出を求めずに、企業・技術者の能力等の評価により、適切かつ確実に施工上の性能等が確保されることが確認できる工事であって、予定価格が3億円未満（分任官特例を適用する場合はその範囲）の工事については、施工能力評価型Ⅱ型の入札手続を参考に、提出資料を簡素化等する。
- 工事の総合評価落札方式における技術提案に係る評価については、技術的難易度に関係なく、指定テーマ数及びテーマごとの提案数を最小限とする。
- 業務のプロポーザル方式、総合評価方式における実施方針等や評価テーマに対する技術提案に係る評価については、項目の省略や評価テーマ数を最小限とする。
- 技術提案書等の作成に当たり図面等の閲覧を認める場合には、官署への出張が不要となるよう、インターネット等を活用する。
- 電子入札システム等について、電子承認カード等を可能な限り使用せずテレワーク等において支障のないと考えられる方策を検討する。

<評価項目の設定等の例>

- 競争参加資格の確認や総合評価項目の評価において、技術者の能力等の要件を緩和する（企業の能力評価等のみとし、技術者の能力等の要件を求めないことも含む）。
- 維持修繕工事等、調達環境が厳しい工事の受注者については、次回以降の総合評価時に加点評価を行う。
- 各地方整備局等で試行されているチャンス拡大方式（施工計画のみでの評価、施工計画を求めない実績のみでの評価等）を活用する。
- 難工事（経常維持工事や橋梁補修、現道沿いの防災工事等を含む）の指定及び難工事施工実績の評価を導入する。
  - ・ 社会条件やマネジメント特性が厳しい工事を「難工事」と指定し、当該工事を適切に完成させた場合にそれ以降発注する工事の総合評価において「難工事施工実績」として加点評価する。
  - ・ 難工事の指定基準、難工事施工実績の評価基準等については、地域の実情を踏まえ、適切に設定する。
  - ・ 難工事の指定を行った場合は、入札公告及び入札説明書において難工事指定工事である旨を明記する。

② 適切な規模・内容での発注

- ・ 地域企業の活用に留意しつつ適切な規模での発注による技術者等の効率的な活用を図ること。なお、中小建設業者等の受注機会の確保を図るため、政府調達協定の対象工事を除く、技術的難易度が比較的低い工事については、上位等級工事への参入の拡大を積極的に推進する。
- ・ 競争性の確保、工事の技術的難易度、中小・中堅建設業者の受注機会の確保等に配慮し、対象等級区分を1つの等級区分に限定する必要がある場合は、複数の等級区分を対象とすることができる。

<適切な規模・内容での発注の例>

- 地域の実情等を踏まえつつ、発注ロットを積極的に拡大する（分任官特例の適用や対象地域の拡大、上位等級工事への参入拡大等を含む）。
- 技術的難易度が比較的低い工事については上位等級工事への参入を、比較的高い工事については下位等級工事への参入を可能とする。
- 県外企業の活用も含め、地域要件を緩和する。
- 河川事業と道路事業など、複数の事業の工事を組み合わせて発注する。

③入札方式等の取扱い

- ・ 契約の性質又は目的により競争に加わるべきものが少数で一般競争入

札に付する必要がないものについては、指名競争入札方式を選択することができる。

- ・ 災害復旧工事においては、改正後の公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成 17 年法律第 18 号）第 7 条第 1 項第 3 号、「発注関係事務の運用に関する指針」（平成 27 年 1 月 30 日公共工事の品質確保の促進に関する関係省庁連絡会議申合せ）及び「災害復旧における適切な入札契約方式の適用ガイドラインについて」（平成 29 年 7 月 7 日付け国地契第 11 号、国官技第 84 号、国営計第 39 号）に基づき、工事の緊急度や実施する企業の体制等を勘案し、最適な契約相手を選定できるよう、適切な入札契約方式を適用するとともに、実態を踏まえた積算や発注関係事務の負担軽減等、被災の状況や地域の実情を踏まえた必要な措置を講ずる。

#### <入札契約方式の例>

- 新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、技術者の確保や労働力、資機材の調達が困難である等の地域の実情や工事の特性を踏まえ、競争参加者が少数と見込まれるとともに、技術的難易度が比較的低い工事について、以下のような指名競争入札方式を選択することができる。
  - ・ 分任官工事（営繕工事にあつては、地方整備局会計事務取扱標準細則（平成 14 年 3 月 28 日付け国官会第 4136 号）第 22 条第 1 項第 6 号に該当するもののうち本官工事として行うものを含む）について、入札参加意欲を確認し、施工能力を評価する方式（指名競争・総合評価落札方式）等
  - ・ 複数の工事について、地域の実情や工事の特性を踏まえ、建設業者から幅広く入札参加意欲を確認し、指名の際の名簿作成の参考とする方式（フレームワーク方式）等
- ※ これらの方式において、要件を満たす全ての入札参加者を指名する場合には、一者応札であっても入札契約手続を継続することができる。
- 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針を踏まえ、事業の継続が求められる通年維持工事等や災害復旧工事等について一時中止措置等を行う場合は、随意契約等の必要な対応を行う。

#### ④多様な入札契約方式の導入・活用等

- ・ 工事の発注に当たっては、公共工事の品質確保の促進に関する法律第 3 条第 4 項及び「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針」第 2 の 4 に基づき、「発注関係事務の運用に関する指針」及びそれぞれの技術力や発注体制を踏まえつつ、工事の性格や地域の実情等に応じて、多様な入札契約方式の中から適切な入札契約方式を選択するよう努める。

- ・ 技術的難易度が低い工事については、より一層の競争を促進させる観点から、「一般競争入札等の競争参加資格における施工実績に係る要件を緩和する工事の試行について」（平成 22 年 3 月 29 日付け国地契第 39 号、国官技第 371 号、国営計第 104 号）等により、競争参加資格の施工実績に係る要件として工事量を求めないこととしているので、その適切な実施に努める。

＜競争参加資格の施工実績に係る要件の例＞

- 営繕工事において、改修工事や建築設備の撤去新設工事の場合、競争参加資格の施工実績に係る要件として工事量を求めない。

⑤ 一括審査方式の更なる活用

- ・ 一括審査の対象工事数を上限に、配置予定技術者を複数申請した場合には、複数の工事の落札を認める。この場合、工事受注者の偏在等の弊害が生じないように配慮する。

⑥ 技術提案審査の効率化

- ・ 総合評価落札方式における技術提案の審査については、「総合評価方式及びプロポーザル方式における技術提案の審査に関する体制について」（平成 18 年 7 月 11 日付け国官総第 263 号、国官会第 495 号、国地契第 38 号、国官技第 92 号、国営計第 54 号）に基づき中立性、公正性を確保しつつ、効率的な実施に努める。

＜総合評価委員会等の中立性、公正性を確保した上での効率化の例＞

- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を図るため、入札・契約手続委員会、技術審査会、総合評価委員会（部会）等の開催について、委員は必要最小限の人数とし、インターネットによるテレビ会議等による遠隔開催や書面開催の活用など効率化を図る。

⑦ 概算数量発注又は詳細設計付工事発注により実施する工事の契約変更

- ・ 概算数量発注については、「条件明示について」（平成 14 年 3 月 28 日付け国官技第 369 号）又は「施工条件明示について」（平成 14 年 5 月 30 日付け国営計第 24 号）の規定により工事に関する施工条件を設計図書に明示することに留意しつつ、その適切な活用を努める。また、詳細設計付工事発注についても、工事の種類、現場条件等を考慮し、適切な活用を努めること。なお、概算数量発注又は詳細設計付工事発注により実施する工事においては、当該工事に係る数量又は詳細設計が確定した段階で、最初の契約変更を適切に行う。

- ・ 概算数量発注又は詳細設計付工事発注により実施する工事においては、当該工事に係る数量又は詳細設計に基づく最初の設計変更により追加されるものについて、原則として「設計変更に伴う契約変更の取扱いについて」（昭和44年3月31日付け建設省東地厚発第31号の2）中の「現に施工中の工事と分離して施工することが著しく困難なもの」として契約変更の対象としても差し支えないものとする。

＜概算数量発注及び詳細設計付工事発注の活用の例＞

- 施工能力評価型において概算数量発注を行う場合は、適切な概算数量の設定及び条件明示を行うなどにより、設計変更手続に十分留意する。
- 詳細設計付工事発注を行う場合は、予定価格の作成については詳細設計に係る費用を適切に計上するとともに、工期設定については詳細設計に係る期間を適切に考慮する。

⑧ 入札書及び技術資料の同時提出の取扱い

- ・ 入札書及び技術資料の同時提出については、「高知県内の入札談合事案を踏まえた入札契約手続の見直しの実施について」（平成26年2月6日付け国地契第61号、国官技第256号、国営計第110号、国北予第39号）の規定にかかわらず、令和2年度当初予算による工事に適用しなくても差し支えない。

(2) 設計・積算に係る取組

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、特別調査や見積りの徴収等が困難な歩掛や単価については、設計変更の対象とする旨を入札公告時に明示するとともに、設定した歩掛や単価を公表し、適切に設計変更を行う。

また、この場合の現場説明、見積合わせ等については、官署への出張が不要となるよう、メールやFAX等を活用する。

① 見積りの積極活用等

- ・ 調達環境の厳しい工種や建設資材等について、当初発注から積極的に見積りを活用して積算するなど、適正な予定価格を設定する。
- ・ 調達環境の厳しい工種や建設資材等について、特別調査や見積りの徴収等により設定した歩掛や単価等を公表する。
- ・ 営繕工事において、改修工事の施工条件を踏まえた単価の割増し、工事ごとの見積単価の収集・使用、見積活用方式の採用など、施工条件にあった単価の使用を徹底する。
- ・ 新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえ、発注者への見積書の提出に当たっては、押印の省略、メール等による提出とすることを可能

とし、後日押印済みの原本の郵送による提出を求めるなど、受発注者双方の負担や感染リスクの軽減を行う。

＜当分の間、配慮が必要な工種等＞

- 河川維持工（伐木除根工）
- 砂防工（コンクリート工、鋼製砂防工、仮設備工等）
- 電源設備工（発電設備設置工、無停電電源設備設置工）
- その他、過去に同一地域で不調・不落になった工事と同種及び類似工事

＜当分の間、配慮が必要な建設資材＞

- 鋼矢板
- 高力ボルト
- 生コンクリート

※ 上に掲げる工種・建設資材等のほかに、当初発注から見積りを活用することが適当と考えられるものがある場合には、事前に大臣官房技術調査課（建設システム管理企画室）へ報告されたい。

② 災害の発生等による共通仮設費・現場管理費の補正

- ・ 災害の発生等により、積算基準において想定している状況と実態が乖離している場合等については、同一地域・同種工事の過去の見積りの結果や間接費実績変更方式における支出実績等を踏まえて、共通仮設費率・現場管理費率の補正係数を設定し、予定価格を作成する。
- ・ 補正係数を設定する場合には、その旨を入札公告時に明示する。
- ・ なお、この補正を適用する場合には、大臣官房技術調査課（建設システム管理企画室）へ報告されたい。

③ 適切な設計変更

- ・ 通常的设计変更に加え、厳しい施工条件を踏まえ、設計変更の対象とする経費や工種等を入札公告時に明示し、適切に設計変更を行う。

＜設計変更の対象とする経費の例＞

- 遠隔地からの建設資材調達に係る購入費・輸送費
- 遠隔地からの労働者確保に要する労務管理費・交通費・宿泊費等
- 資機材置き場の確保が困難な工事における運搬費
- 交通集中が見られる地域における安全費
- 現場事務所等の借上げに要する費用が多大となる地域における営繕費
- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策に係る費用
- ・労働者宿舎における密集を避けるための、近隣宿泊施設の宿泊費・交通費
- ・現場事務所や労働者宿舎等の拡張費用・借地料
- ・現場従事者のマスク、インカム、シールドヘルメット等の購入・リース費用
- ・現場に配備する消毒液、赤外線体温計等の購入・リース費用
- ・遠隔臨場やテレビ会議等のための機材・通信費

※ 「工事及び業務における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策の徹底について」（令和2年4月20日付け国官総第12号、国地契第5号、国官技第19号、国営管第49号、国営計第9号、国港総第62号、国港技第9号、国空予管第47号、国空空技第13号、国空交企第12号、国北予第3号）参照。

＜設計変更の対象とする工種等の例＞

- ブロック工の不足する地域における間知ブロック張工
- 河川維持工（伐木除根工）
- 砂防工（コンクリート工、鋼製砂防工、仮設備工等）
- 電源設備工（発電設備設置工、無停電電源設備設置工）
- その他、過去に同一地域で不調・不落になった工事と同種及び類似工事

④ 施工箇所が点在する工事の間接費の積算

- ・ 建設機械を複数箇所に運搬したり、交通規制等が複数箇所で発生したりするなど、異なる施工箇所としてみなすことが適当と考えられる場合は、共通仮設費、現場管理費を箇所ごとに算出する。

⑤ 山間地等における移動時間を考慮した積算

- ・ 施工箇所が山間地等にあるため、工事に従事する者の現場への移動時間を考慮したときに、1日8時間の作業時間を確保することが困難と認められる場合は、「土木工事工事費積算要領及び基準の運用」（平成30年3月20日付け国官技第280号）に示す「時間的制約を受ける公共土木工事の積算」を適用する。
- ・ 当該積算方式を適用する場合は、現場への移動時間を考慮した際の作

業時間に応じて労務費の設計変更を行う対象工事である旨を入札公告時に明示する。

- ・ 離島等における営繕工事の積算に当たっては、材料・労務の調達、プラント・機械器具の有無、運搬方法等についての特殊事情を調査・検討し、実状に応じて必要な費用を計上する。

<適用する例>

- 山間僻地及び離島における工事
- 砂防・地すべり等工事（施工地域が人口集中地区（DID 地区）及びこれに準ずる地区である場合を除く）

⑥ 現道上の工事等における施工地域を考慮した積算

- ・ 施工地域や工種区分に応じて、共通仮設費及び現場管理費の補正係数を適切に適用する。
- ・ 現道上の工事等においては、常時全面通行止めを行う場合を含め車線変更を促す規制を伴う場合には、車線数や交通量にかかわらず補正係数を適切に適用する。

⑦ 適切な工期設定

- ・ 余裕期間制度を原則活用する。なお、当分の間、余裕期間は、契約ごとに原則6ヶ月を超えない範囲内で設定できるものとする。この場合において、余裕期間をいたずらに長期間設定することで、事業の全体工程の遅延や工期の終期が年度末となる工事の過度な増加（施工時期の偏在）が生じないように、配慮すること。また、6ヶ月を超えての余裕期間を設定する必要がある場合は、土木工事については大臣官房技術調査課（建設システム管理企画室）、営繕工事については大臣官房官庁営繕部計画課へ協議されたい。
- ・ 施工箇所が点在する工事において、箇所ごとの施工体制ではなく、いわゆる1班体制による施工を前提とした工期設定を基本とする。この場合においては、技術者を無用に長期間拘束しないよう、余裕期間制度を活用し、前倒し竣工を可能とする。

⑧ 交通誘導警備員の円滑な確保等

- ・ 「国土交通省所管事業の執行における交通誘導警備員の円滑な確保等について」（令和2年3月31日付け国官技第501号）に基づき、遠隔地からの交通誘導警備員確保等に要する経費の計上、工事用信号機の活用、交通誘導警備員対策協議会の設置等の適切な対策を実施する。

### (3) 施工段階等における取組

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に万全を期す観点から、工事等に係る検査、打合せ等の実施に当たっては、受発注者協議の上、設備環境の整備状況等を踏まえつつ、可能な限り電話、インターネット等を活用する。また、令和元年8月より運用を開始した電子契約システムについては、受発注者間の書類等のやり取りがシステム上で可能となることから、受注者に対して更なる利用を促すこと。

#### ① 監理技術者等の途中交代

- ・ 監理技術者等の死亡や疾病等、真にやむを得ない場合のほか、受注者の責めによらない理由により工期が延長された場合等においては、監理技術者等の途中交代が可能である旨を入札手続段階で明確化するなど、「監理技術者制度の運用等について」(平成28年12月28日付け国地契第58号、国官技第246号、国営計第75号)及び「新型コロナウイルス感染症対策による学校等の臨時休業に伴う建設業法上の取扱いの明確化について」(令和2年2月28日付け国地契第48号、国官技第363号、国営計第122号)に基づき、適切に対応する。

##### <監理技術者等の途中交代の例>

- 学校等の臨時休業に伴う育児のため、監理技術者等がやむを得ず職務を継続できない場合や、新型コロナウイルス感染症への感染が疑われる場合には、監理技術者等の交代、代理勤務等を認める。

#### ② 工事書類の簡素化

- ・ 各地方整備局等で試行されている工事書類(資料検査に必要な書類)の簡素化の取組等を参考にして、事務の効率化を図る。

##### <検査時の書類の簡素化の例>

- 検査時の確認書類を工事品質に関わる資料に限定する(検査書類限定型モデル工事の活用)。  
※ 「国土交通省所管事業の執行における円滑な発注及び施工体制の確保に向けた具体的対策における工事書類の簡素化の取扱いについて」(令和2年5月7日付け大臣官房技術調査課建設システム管理企画室長事務連絡)参照。

#### ③ 検査の実施

- ・ 「工事及び業務における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策の徹底について」に基づき、人と人との接触を可能な限り避けるために必

要最少限で実施する等の適切な対策を実施する。

＜中間技術検査の簡素化の例＞

－ 原則 2 回実施する中間技術検査について、工事の重要度に応じて実施頻度を増減する。

※ 実施頻度を減ずることができる場合について「地方整備局土木工事技術検査基準（案）における中間検査の実施頻度について」（令和 2 年 3 月 25 日付け大臣官房技術調査課工事監視官事務連絡）参照。

④ 遠隔臨場の取組

・ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を図るため、「建設現場の遠隔臨場に関する試行について」（令和 2 年 3 月 2 日付け国官技第 333 号）に基づき、遠隔臨場を積極的に行う。

※ 具体的な試行方法は「令和 2 年度における遠隔臨場の試行について」（令和 2 年 5 月 7 日付け大臣官房技術調査課建設システム管理企画室長事務連絡）参照。

⑤ 履行状況の確認等

・ 新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえ、業務計画書の提出期限や工事・業務実績情報データベースへの登録期限など発注者に対する提出書類等の期限を延長する。また、ワンデーレスポンス、ウィークリースタンスの取組についても、適宜柔軟な対応を行う。

(4) 成績評定における取組

・ 工事種別が維持修繕である工事等については、「請負工事成績評定要領の運用の一部改正について」（令和元年11月20日付け国官技第258号）により、成績の評定を行う際の評価対象となったことに留意する。

＜成績評定評価項目の弾力的な対応の例＞

－ 新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受ける評価項目については、感染拡大防止を図るために災害防止協議会や訓練等の時期を調整するなど柔軟な対応を行った場合でも成績評定で評価する。

※ 「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた請負工事成績評定要領の弾力的な取り扱いについて」（令和 2 年 5 月 7 日付け大臣官房技術調査課工事監視官事務連絡）参照。

3. 入札不調の際の随意契約の実施について

入札不調により契約に至らない工事等について、以下の条件を全て満たす場合は、競争に付しても入札者がいないときに行うことができる予算決算及び

会計令（昭和22年勅令第165号）第99条の2の規定による随意契約（以下「不調随契」という。）によることができる。

- ① 品質を確保した上で、入札参加資格要件（技術要件、地域要件、対象等級）を最大限緩和していること。
- ② 見積りの積極活用、調達実態を反映した設計変更、施工箇所が点在する工事の間接費の積算等、積算上最大限の対策を講じていること。
- ③ 過去の不調発生状況から、競争入札手続を行った場合に、入札者の見込みがない可能性が高いと判断されること。

なお、1回の入札不調で不調随契への移行も可能ではあるが、上記条件を全て満たすことを適切に確認すること。

また、必要な対策を講じずに再公告を行い、入札不調が繰り返されることのないよう十分留意すること。

一方、再度の入札を行っても落札者がいないときに行うことができる同条の規定による随意契約（以下「不落随契」という。）については、「不落随契の原則廃止等その厳正化について」（平成17年8月29日付け国地契第46号）において、不落随契の原則廃止等その厳正化について定められていることに留意されたい。

#### 4. その他

- ・ 現在契約中の工事等についても、本対策の趣旨を踏まえ、適切に対応すること。
- ・ 本対策を行う際には、地域の実情を踏まえつつ、必要に応じて各業界団体等とインターネット等を活用し、意見交換等を実施すること。

なお、本対策の内容については、必要に応じて、適宜見直すものとする。

- 新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえ、受発注者双方に最低7割、極力8割程度の接触機会の低減が求められており、例年に比べて、入札契約事務作業が遅れる可能性。
- そのため、入札契約手続き全般の柔軟な対応等の特例的な対応を行い、受発注者双方の負担を軽減し、できるだけ早く入札契約手続きが進められるよう努力。
- 併せて、「三つの密」の回避等の感染拡大防止対策を徹底。

<入札契約>	<p><b>入札契約手続き全般の柔軟な対応</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・競争参加資格確認申請書及び資料等の提出期限の延長</li> <li>・ヒアリングの原則省略</li> <li>・技術提案のテーマ数や提案数は必要最小限</li> <li>・総合評価委員会等のテレビ会議等活用した効率化 等</li> </ul>
	<p><b>発注ロットの拡大</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・難易度が比較的低い工事は上位等級工事への参入、比較的高い工事は下位等級工事への参入を可能</li> </ul>
	<p><b>直轄事務所発注工事における指名競争入札の活用</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・競争参加者が少数と見込まれる比較的难度が低い工事について、入札参加意欲を確認し、施工能力を評価する方式（指名競争・総合評価落札方式、フレームワーク方式）等</li> </ul>
	<p><b>概算数量発注の活用</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・適切な概算数量の設定や条件明示の徹底により、適切に設計変更</li> </ul>
<設計積算>	<p><b>新型コロナウイルス感染症の感染防止対策に係る費用の適切な設計変更</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・労働者宿舎における密集を避けるための、近隣宿泊施設の宿泊費・交通費</li> <li>・現場事務所や労働者宿舎等の拡張費用・借地料</li> <li>・現場従事者のマスク、インカム、シールドヘルメット等の購入・リース費用</li> <li>・現場に配備する消毒液、赤外線体温計等の購入・リース費用</li> <li>・遠隔臨場やテレビ会議等のための機材・通信費</li> </ul>
<施工段階>	<p>検査、打合せ等の実施に当たっては、可能な限り電話、インターネット等を活用</p>
	<p><b>工事書類や中間技術検査の簡素化、遠隔臨場の積極的活用</b></p>
<成績評定>	<p>感染拡大防止を図るために柔軟な対応を行った場合でも<b>成績評定で適切に評価</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・感染拡大防止を図るために災害防止協議会や訓練等の時期を調整する 等</li> </ul>

# 取組指標について

---

- 全国統一指標
- 自己評価指標
- R 2 重点項目

## 全国統一指標

全国的に一層の発注関係事務の改善に取り組むため客観的な状況を把握できる統一的な指標を設定 ※各発注者が自らの立ち位置を確認し発注関係事務の改善の参考に活用

## 自己評価指標

中部ブロック発注者協議会において独自に設定する評価指標であり、各発注機関が発注関係事務が適切に実施されているか毎年調査し、結果を取りまとめて公表する

### 【運用指針】 I.本指針の位置づけ

国は、地方公共団体等に対し本指針の内容の周知徹底を図るとともに、本指針に基づき、引き続き、発注関係事務が適切に実施されているかについて、地方公共団体等への事務負担に配慮しつつ、毎年調べ、結果を取りまとめて公表する。

## R 2 重点項目

令和2年度の「中部ブロック発注者協議会」において、取組促進のため各発注機関が連携し統一的に取り組む項目

## 工事

### ①地域平準化率(施工時期の平準化)

国等・都道府県・市区町村の発注工事の稼働件数から算出した平準化率(地域ブロック単位・県域単位で公表)

※ 地域平準化率の内訳となる各発注機関別の平準化率(H30実績、参考値)を併せて公表

### ②週休2日対象工事の実施状況(適正な工期設定)

国等・都道府県・政令市の発注工事に対する週休2日対象工事の設定割合  
(地域ブロック単位・県域単位で公表)

※ 週休2日対象工事: 週休2日が確保できる工期設定や積算における補正係数の設定等により、  
現場閉所・交代制を問わずに4週8休以上の確保を促進するための工事

### ③低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定状況(ダンピング対策)

都道府県・市区町村の発注工事に対する低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定割合  
(県域単位で公表)

## 測量、調査及び設計(業務)

### ①地域平準化率(履行期限の分散)

国等・都道府県・政令市の発注業務の第4四半期履行期限設定割合(地域ブロック単位・県域単位で公表)

### ②低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定状況(ダンピング対策)

都道府県・市区町村の発注業務に対する低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定割合  
(県域単位で公表)

$$\text{地域平準化率(件数)} = \frac{\text{(4~6月期の工事平均稼働件数)}}{\text{(年度の工事平均稼働件数)}}$$

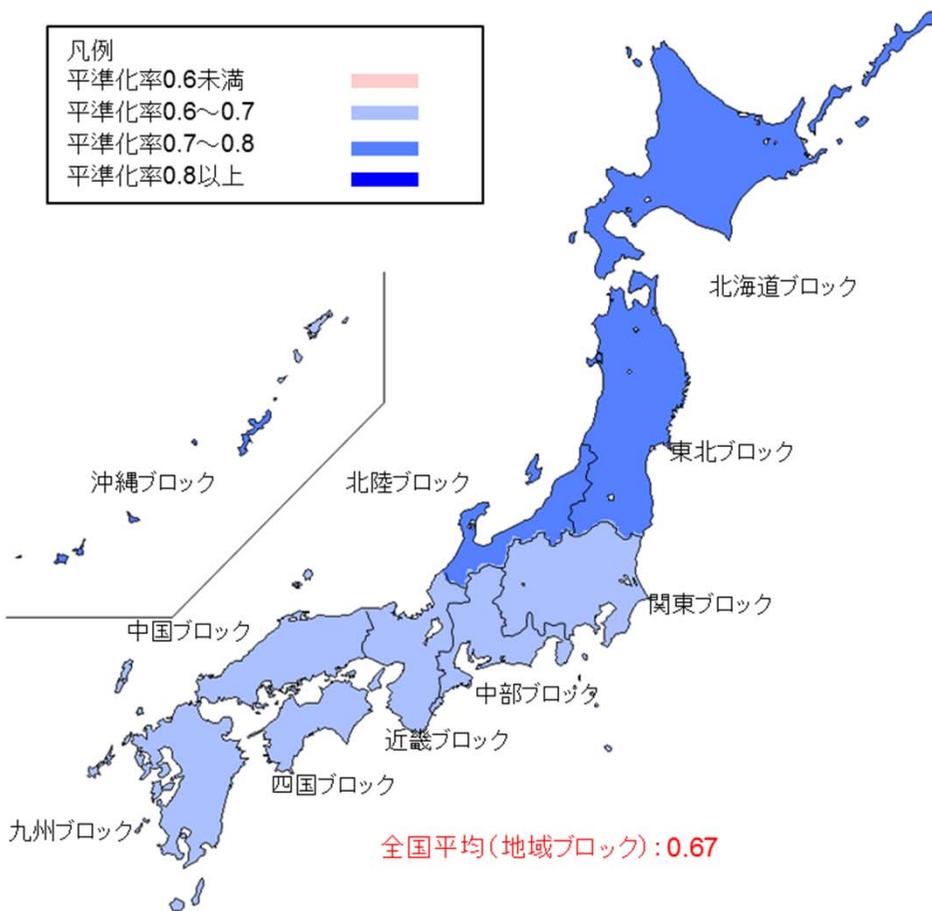
「一般財団法人日本建設情報総合センター・コリンズ・テクリスセンター」登録データを活用

対象: 契約金額500万円以上の工事  
稼働件数: 当該月に工期が含まれるもの

※地域ブロック単位: 地域ブロック管内の国(国土交通省以外含む)、都道府県、市区町村発注の全ての工事を足し合わせて算出

※国土交通省以外の国の機関には、農林水産省、防衛省、環境省、経済産業省、財務省、独立行政法人、高速道路(株)等が含まれる。

凡例	
平準化率0.6未満	赤
平準化率0.6~0.7	薄青
平準化率0.7~0.8	青
平準化率0.8以上	濃青



地域ブロック	地域平準化率	対象範囲
北海道	0.71	北海道
東北	0.72	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、山形県、福島県
関東	0.65	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県
北陸	0.76	新潟県、富山県、石川県
中部	0.61	岐阜県、静岡県、愛知県、三重県
近畿	0.68	福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
中国	0.67	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県
四国	0.69	徳島県、香川県、愛知県、高知県
九州	0.67	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
沖縄	0.72	沖縄県

※平準化率のデータ抽出時点: 令和元年5月18日

$$\text{地域平準化率(件数)} = \frac{\text{(4～6月期の工事平均稼働件数)}}{\text{(年度の工事平均稼働件数)}}$$

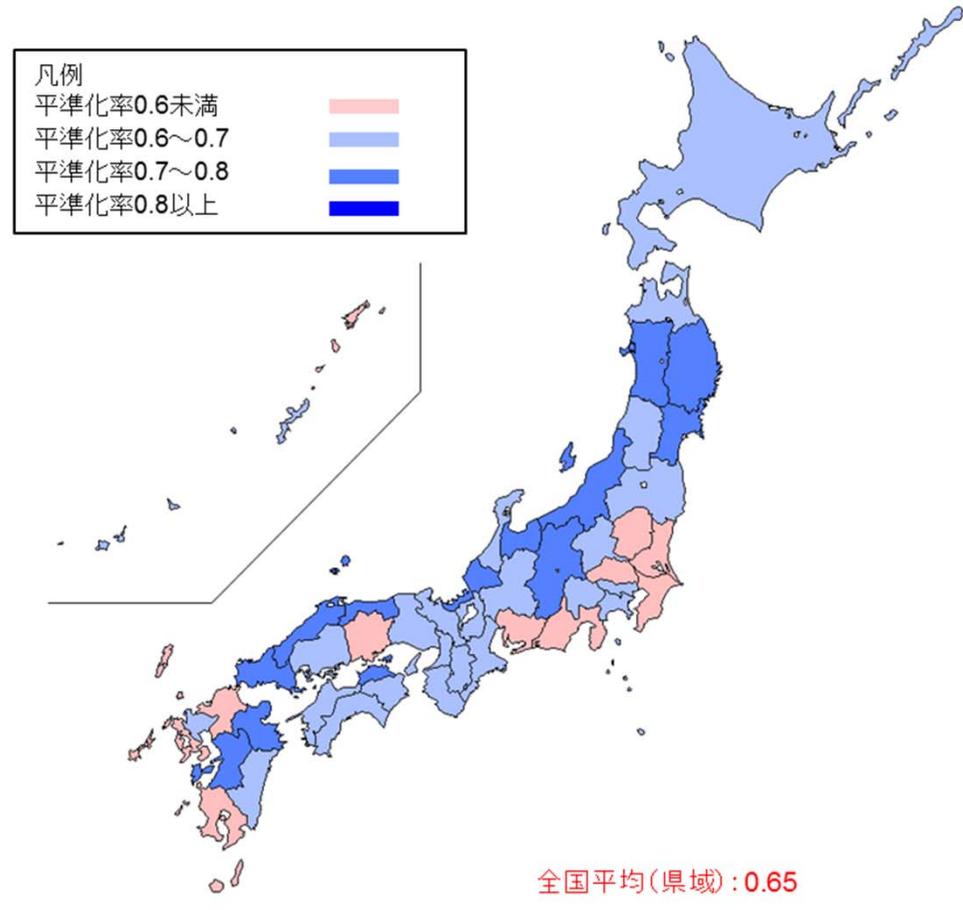
※県域単位:各都道府県管内の都道府県、市区町村発注の全ての工事を足し合わせて算出

「一般財団法人日本建設情報総合センターコリンズ

・テクリスセンター」登録データを活用

対 象: 契約金額500万円以上の工事

稼働件数: 当該月に工期が含まれるもの



地域	地域平準化率	地域	地域平準化率	地域	地域平準化率
北海道	0.67	石川県	0.66	岡山県	0.58
青森県	0.64	福井県	0.79	広島県	0.62
岩手県	0.76	山梨県	0.65	山口県	0.72
宮城県	0.79	長野県	0.71	徳島県	0.63
秋田県	0.75	岐阜県	0.61	香川県	0.74
山形県	0.62	静岡県	0.55	愛媛県	0.69
福島県	0.63	愛知県	0.57	高知県	0.60
茨城県	0.57	三重県	0.64	福岡県	0.59
栃木県	0.57	滋賀県	0.63	佐賀県	0.68
群馬県	0.64	京都府	0.68	長崎県	0.56
埼玉県	0.57	大阪府	0.62	熊本県	0.79
千葉県	0.55	兵庫県	0.66	大分県	0.78
東京都	0.68	奈良県	0.68	宮崎県	0.62
神奈川県	0.62	和歌山県	0.65	鹿児島県	0.56
新潟県	0.79	鳥取県	0.74	沖縄県	0.68
富山県	0.71	島根県	0.70		

※平準化率のデータ抽出時点: 令和元年5月18日

## 平成27年度～令和元年度

運用指針(H27)		自己評価指標	
必ず実施すべき事項	予定価格の適正な設定	(1)	最新の積算基準の適用状況等
	歩切りの根絶		
	低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定・活用の徹底	(2)	低入札価格調査基準の見直し状況
		(3)	予定価格の事後公表への移行状況
	適切な設計変更	(4)	設計変更ガイドラインの策定・活用状況等
	発注者間の連携体制の構築		
実施に努める事項	工事の性格等に応じた入札契約方式の選定・活用	(5)	総合評価落札方式の導入状況
		(6)	地域貢献の評価状況
	発注や施工時期の平準化	(7)	平準化率
		(8)	週休2日制工事の実施状況
	見積りの活用		
	受発注者の情報共有・協議の迅速化	(9)	ワーカーズ・スペースや三者会議の導入状況
		(10)	受発注者間の工事情報の共有状況
	完成後一定期間を経過した後における施工状況の確認・評価		
	その他	(11)	受注者からの苦情処理を行う第三者機関の設置状況
		(12)	公共工事施工の安全指針・マニュアルの整備状況
(13)		建設ICTの導入状況	
(14)		工事成績評定の実施状況	
(15)		自らの体制整備の状況	



## 令和2年度～

運用指針(R2)		自己評価指標			
必ず実施すべき事項	予定価格の適正な設定	(1)	最新の積算基準の適用状況等	継続	
	歩切りの根絶				
	低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定・活用の徹底	(2)	低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定	変更	
	施工時期の平準化	(3)	平準化率	継続	
	適正な工期設定	(4)	適正な工期設定	新規	
		(5)	週休2日制工事の実施状況	継続	
	適切な設計変更	(6)	設計変更ガイドラインの策定・活用状況等	継続	
	発注者間の連携体制の構築				
	実施に努める事項	ICTを活用した生産性向上	(7)	建設ICTの導入状況	継続
			(8)	受発注者間の工事情報の共有状況	継続
入札契約方式の選定・活用		(9)	総合評価落札方式の導入状況	継続	
総合評価落札方式の改善					
見積りの活用					
余裕期間制度の活用					
工事中の施工状況の確認					
受発注者の情報共有・協議の迅速化					

## 令和2年度～

全国統一指標

★

R2重点事項

	運用指針(R2)		自己評価指標	
必ず実施すべき事項	予定価格の適正な設定	(1)	最新の積算基準の適用状況等	継続
	歩切りの根絶			※中部ブロック内では歩切りを行っていないため指標の設定無し
	低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定・活用の徹底	(2)	低入札価格調査基準 又は 最低制限価格の設定	変更 ※全国統一指標との整合
	施工時期の平準化 ★	(3)	平準化率	継続
	適正な工期設定 ★	(4)	適正な工期設定	新規 ※運用指針の改定に伴い新たに設定
		(5)	週休2日制工事の実施状況	継続
	適切な設計変更 ★	(6)	設計変更ガイドラインの策定・活用状況	継続
発注者間の連携体制の構築			※中部ブロック発注者協議会として体制が構築済みのため指標の設定無し	
実施に努める事項	ICTを活用した生産性向上	(7)	建設ICTの導入状況	継続
		(8)	受発注者間の工事情報の共有状況	継続
	入札契約方式の選定・活用	(9)	総合評価落札方式の導入状況	継続
	総合評価落札方式の改善			※総合評価落札方式の導入を優先的に取り組むため指標の設定無し
	見積りの活用			※不調・不落対策のため指標の設定無し
	余裕期間制度の活用			※適正な工期設定を優先的に取り組むため指標の設定無し
	工事中の施工状況の確認			※当面は直轄工事にて試行を行うため指標の設定無し
	受発注者の情報共有・協議の迅速化			※(8)にて指標設定を行う

## 令和元年度

### 重点項目①: 平準化率

- ・各国・県・政令市は前年度以上の平準化率( $\alpha$ )を目指す
- ・各市町村は「取組推進工事」の平準化率の推進を図る  
※取組推進工事とは工事金額が35百万円以上の工事

### 重点項目②: 週休2日工事の実施状況

- ・各国・県・政令市は「週休2日工事」を実施
- ・各市町村は「週休2日工事」  
又は  
「適切な工期設定」を実施

### 重点項目③: 設計変更ガイドラインの策定・活用状況

- ・各市町村で設計変更ガイドラインの策定

## 令和2年度

### 重点項目①: 平準化率

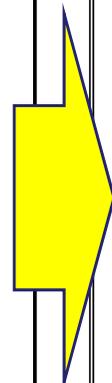
- ・各国・県・政令市は前年度以上の平準化率( $\alpha$ )を目指す
- ・各市町村は債務負担行為(ゼロ債務含む)の活用促進  
※ 債務負担行為は県部会で各市町村の目標設定及び達成状況を確認

### 重点項目②: 週休2日工事の実施状況

- ・各機関における「週休2日工事」の実施  
※ 各機関の当初発注時の設定割合で確認  
※ 週休2日相当及び受注者希望型を含む

### 重点項目③: 設計変更ガイドラインの策定・活用状況

- ・各市町村で設計変更ガイドラインの策定・活用  
※ ガイドラインの策定状況を確認  
※ ガイドラインに基づく設計変更の実施状況を確認



自己評価指標：中部ブロック発注者協議会において独自に設定する評価指標であり、各発注機関が発注関係事務が適切に実施されているか毎年調査し、結果を取りまとめて公表する

R2重点項目：令和2年度の中中部ブロック発注者協議会において、取組促進のため各発注機関が連携し統一的に取り組む項目

- 設計変更ガイドラインの策定
- 地域平準化率（施工時期の平準化）
- 週休2日対象工事の実施状況（適正な工期設定）
- 低入札価格調査基準又は最低制限価格の地域内設定状況

全国統一指標：全国的に一層の発注関係事務の改善に取り組むため客観的な状況を把握できる統一的な指標を設定

※各発注者が自らの立ち位置を確認し発注関係事務の改善の参考に活用

- 最新の積算基準の適用状況等
- 適正な工期設定
- 建設ICTの導入状況
- 受発注者間の工事情報の共有状況
- 総合評価落札方式の導入状況

# 中部ブロック発注者協議会の取組

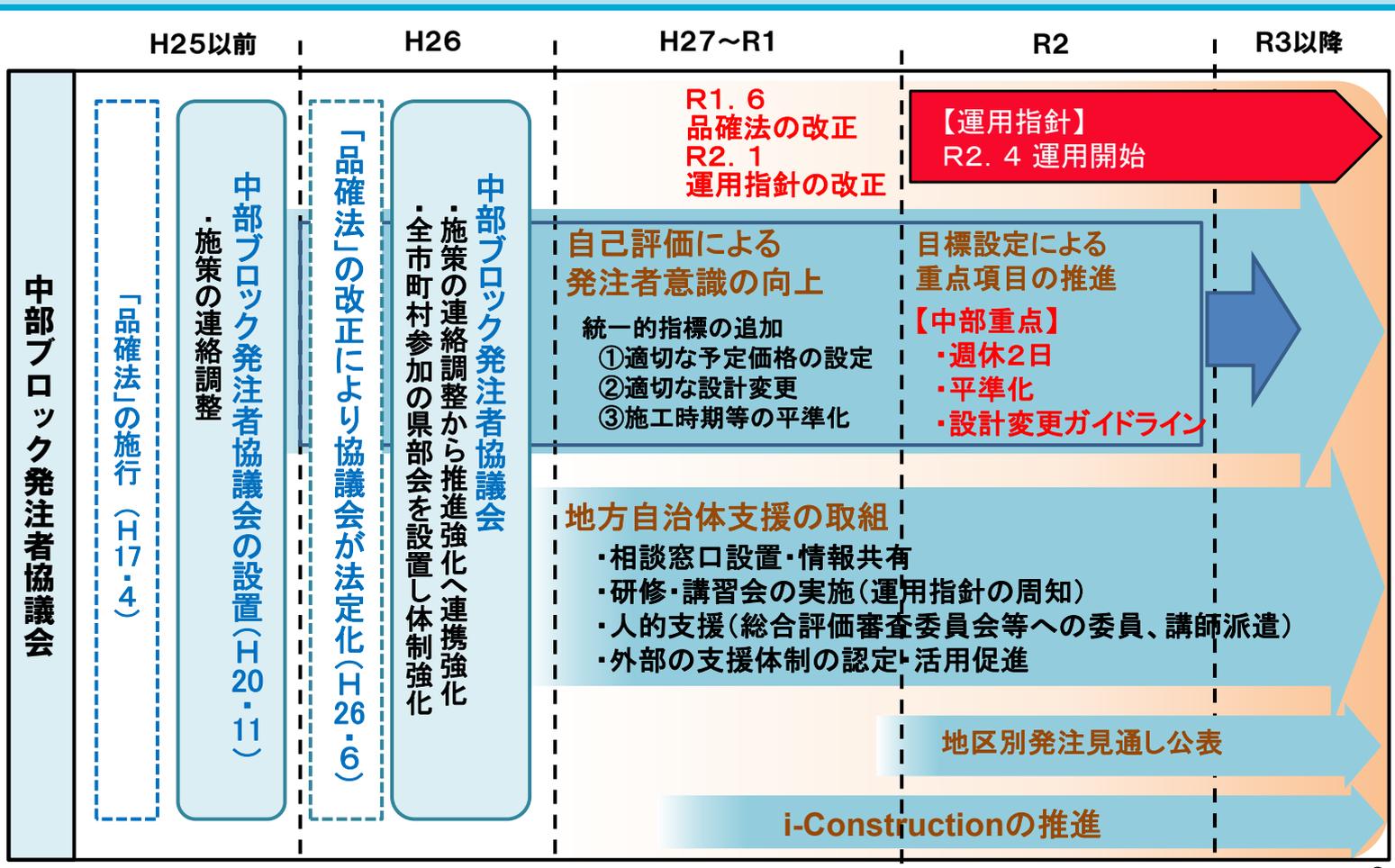
令和2年5月

中部ブロック発注者協議会

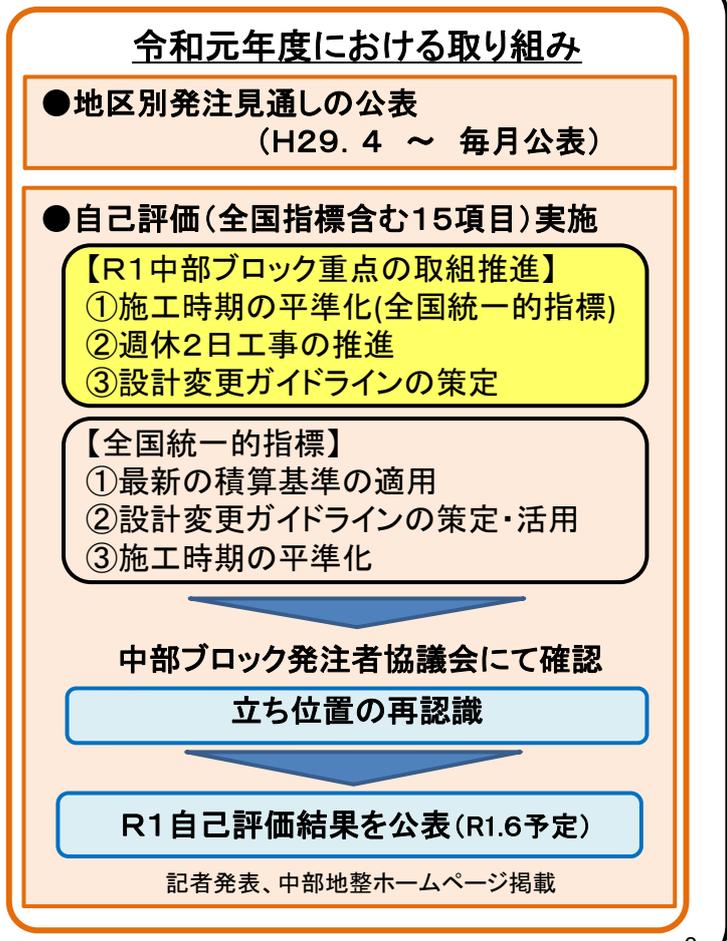
## 1. 中部ブロック発注者協議会の取組

## 2. 重点目標の取組

# 1. 中部ブロック発注者協議会の取組（経緯）

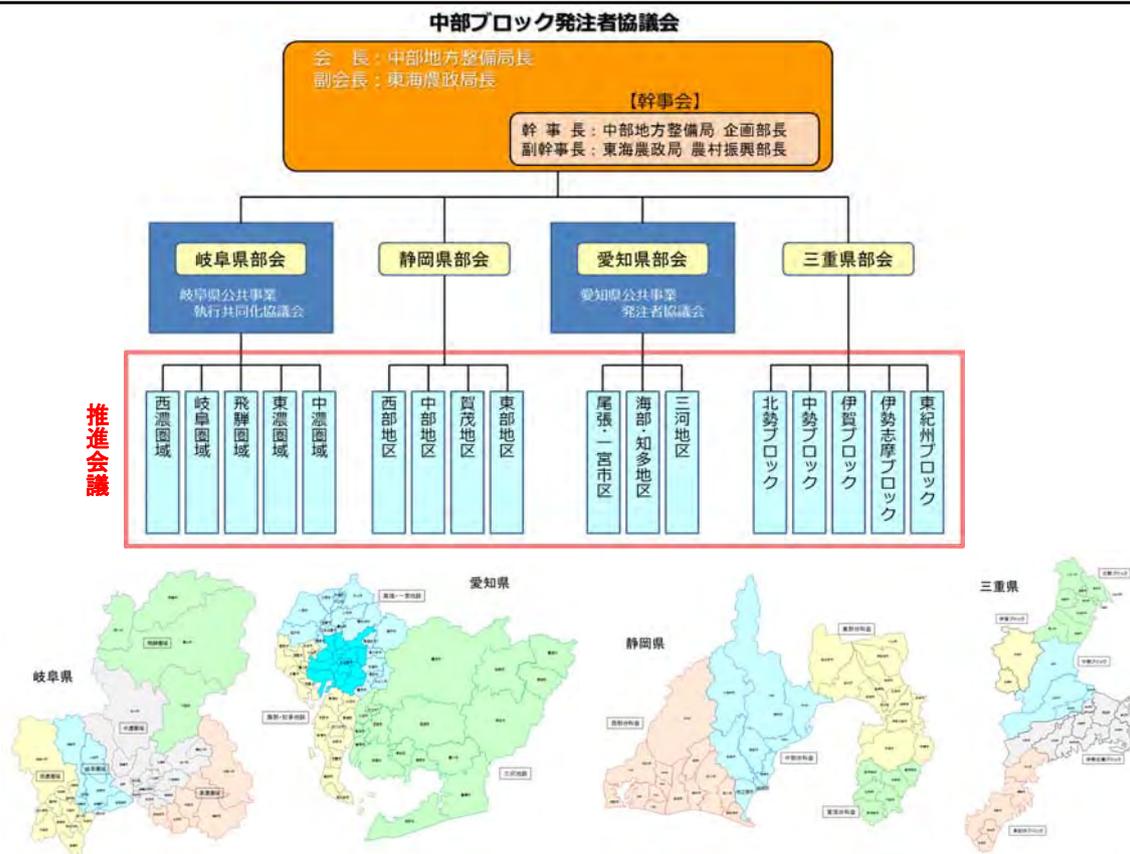


# 1. 中部ブロック発注者協議会の取組（R1取組）



# 1. 中部ブロック発注者協議会の取組（推進会議）

令和元年度から各県の地域単位の組織「推進会議」を設置し、体制強化及び取組の活性化を図る  
 推進会議では、各組織の課題・取組事例等の意見交換を行い情報共有



# 1. 中部ブロック発注者協議会の取組

地方公共団体への支援（令和元年度）

## 研修・講習会の実施

- 品確法・運用指針の講習会（県部会等） 13回 延べ443名が参加
- 個別で県・市町村の研修・講習会を開催 4回 延べ134名が参加

## 直轄工事検査への臨場立会

- 11月～2月の直轄工事の検査で臨場立会を募集 6工事に8名が参加

## 人的支援（総合評価）

- 自治体の総合評価審査委員会へ委員として職員を派遣 11機関に延べ53名

## 相談窓口の設置・情報共有

- ・公共工事品質確保の相談窓口を設置
- ・改正品確法受注者アンケート（窓口）の設置

## 公共工事発注者支援機関の認定

- 「品質確保に関する推進協議会」を設立し、公共工事発注者支援機関<sup>\*</sup>を認定  
 認定機関は[土木]5機関、[建築]5機関を認定

<sup>\*</sup>発注関係事務（積算、監督・検査、工事成績評定<sup>3</sup>、技術提案の審査）の支援を行うことができる機関

令和元年度の重点項目（「令和元年度 第1回 中部ブロック発注者協議会」資料から抜粋）

### 【重点項目① 発注や施工時期の平準化】

指標：平準化率

重点：平準化の取組推進

目標：各国・県・政令市は前年度以上の平準化率( $\alpha$ )以上を目指す  
各市町村は「取組推進工事」の平準化の推進を図る

- ・取組推進工事とは、工事金額が35百万円以上の工事
- ・取組推進工事以外についても、引き続き平準化に向けた取組を実施
- ・各県部会等を通じて取組推進に向けた講習会を開催

平準化率 件数( $\alpha$ ) 金額( $\beta$ )

### 【重点項目② 発注や施工時期の平準化】

指標：週休2日工事の実施状況

重点：週休2日工事の実施及び適正な工期設定

目標：国・県・政令市は「週休2日工事」を実施  
各市町村は「週休2日工事」又は「適正な工期設定」を実施

- ・週休2日工事の推進に向けた適正な工期設定を実施

### 【重点項目③ 適切な設計変更状況】

指標：設計変更ガイドラインの策定・活用状況

重点：各市町村で設計変更ガイドラインの策定

目標：各市町村の策定率100%を目指す

【令和元年度の目標】

目標：各国・県・政令市は前年度以上の平準化率(α)\*を目指す  
各市町村は「取組推進工事\*」の平準化率の推進を図る

※ 平準化率(α) = 年度の4月～6月の平均稼働件数 / 年度の平均稼働件数

※ 取組推進工事 = 工事金額が35百万円以上の工事



取組結果（平成30年度 → 令和元年度）

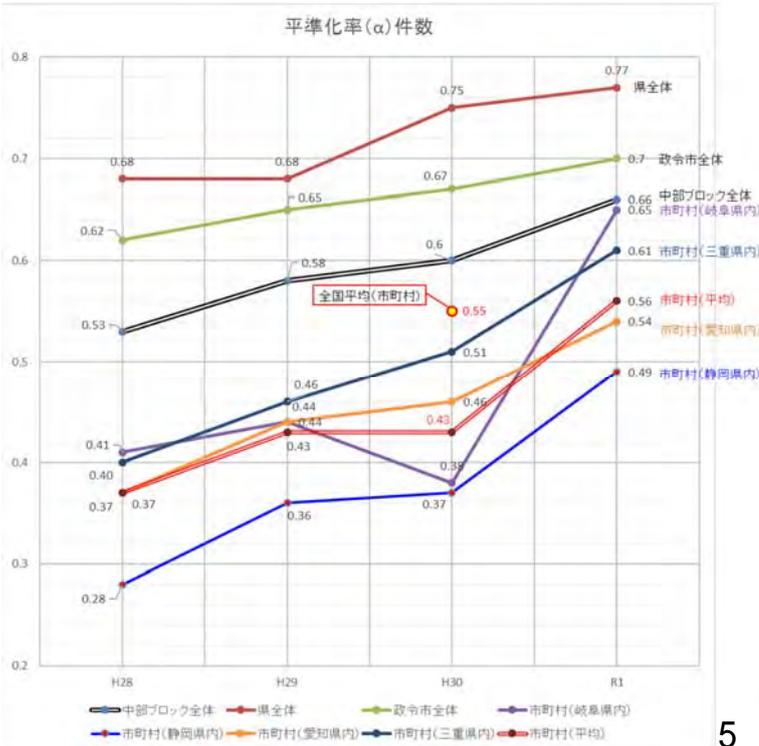
平準化率(α)

	平成30年度		令和元年度	結果
国	0.82	→	0.77	-0.05
県	0.75	→	0.77	+0.02
政令市	0.67	→	0.70	+0.03
市町村	0.43	→	0.56	+0.13
全国平均(H30)	0.85			
国	0.75			
都道府県	0.75			
市町村	0.55			

- 個の機関で平準化率が低下しているが、**県・政令市**では平準化率が**上昇**
- **市町村**では、平準化率が**上昇**。**岐阜県内**はα=0.38→0.65 **急上昇**

※岐阜県内では、「(さ)積算の前倒し」及び「(そ)早期執行の目標設定」の取組を実施する市町村が大幅に増加

平準化率(α)の推移



ランキング [平準化率(α)] (人口10万人以上)

順位	市町村名	平準化率(α)
1	東海市(愛知県)	0.89
2	伊勢市(三重県)	0.78
3	大府市(愛知県)	0.76
4	豊田市(愛知県)	0.75
5	三島市(静岡県)	0.73

ランキング [伸び率] (人口10万人以上)

順位	市町村名	伸び率(α)
1	東海市(愛知県)	+0.38
2	袋井市(静岡県)	+0.34
3	豊田市(愛知県)	+0.27
4	掛川市(静岡県)	+0.25
5	大府市(愛知県)	+0.24

【重点項目② 指標：週休2日工事の実施】

目標：国・県・政令市は「週休2日工事」を実施  
各市町村は「週休2日工事」又は「適正な工期設定\*」を実施

※ 適正な工期設定＝週休2日工事の推進に向けた適正な工期設定を実施

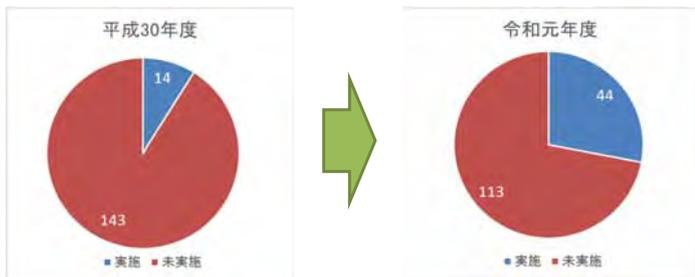


取組結果（平成30年度 → 令和元年度）

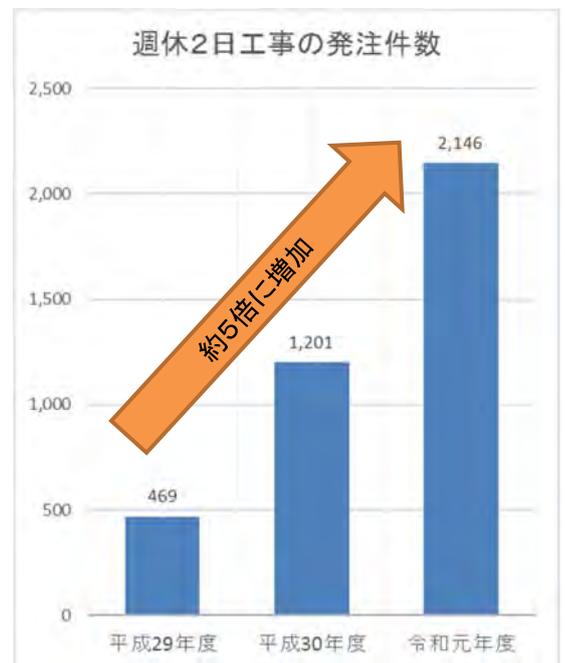
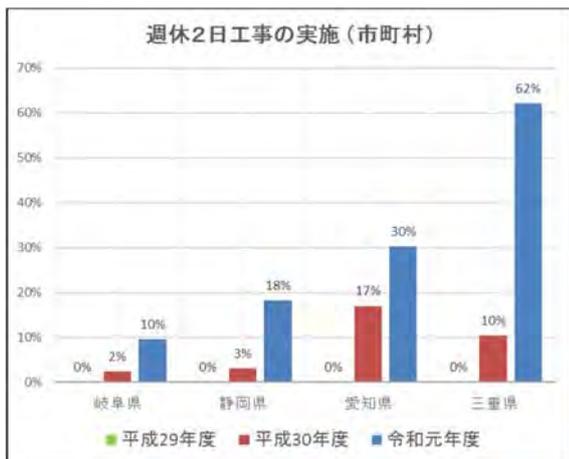
週休2日工事(4週8休)の実施件数

	平成30年度	→	令和元年度	結果
国	824件		1,528件	+704件（約1.9倍）
県	195件		378件	+183件（約1.9倍）
政令市	63件		131件	+ 68件（約2.1倍）
市町村	119件	→	109件	-10件（約0.9倍）
	12/164市町村		44/164市町村	+32市町村（約3.7倍）

- 中部ブロックでは週休2日工事(4週8休)の発注件数が大幅に増加
- 市町村では週休2日工事の発注機関は大幅に増加



注1) データは自己評価結果より  
注2) 週休2日工事(4週8休)



週休2日工事の実施の取り組む市町村が増加 ⇒ 今後も多くの市町村での発注が必要

【重点項目③ 指標：設計変更ガイドラインの策定・活用状況】

目標：各市町村の策定率100%を目指す



取組結果（平成30年度 → 令和元年度）

策定率

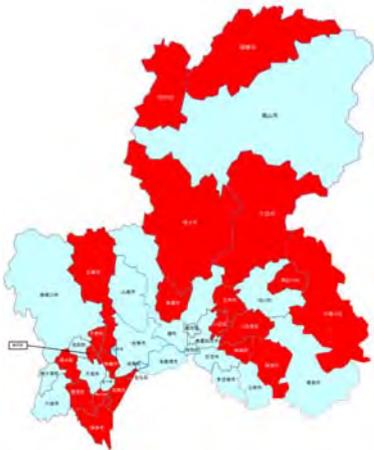
	平成30年度	→	令和元年度	結果	
岐阜県内	24% (10/42)	→	48% (20/42)	+24%	残り52% (22市町村)
静岡県内	45% (15/33)	→	70% (23/33)	+25%	残り30% (10市町村)
愛知県内	45% (24/53)	→	75% (40/53)	+30%	残り25% (13市町村)
三重県内	100% (29/29)	→	<b>目標達成</b>		
全市町村	<u>50%</u> (78/157)	→	<u>71%</u> (112/157)	<u>+21%</u>	残り29% (45市町村)

- 令和元年度は、新たに34市町村が設計変更ガイドラインを策定し**策定率71%**となった。**残り45市町村**となり、早期に策定率100%を目指し取組の促進を図る。
- 今後、設計変更ガイドラインを策定した市町村に対して活用状況の確認を行う。
- 三重県内では平成30年度に目標を達成している

- 早期策定に向け、県部会・推進会議を通じて市町村と調整を図る
- 設計変更ガイドラインに基づき、適切に設計変更を行うが必要

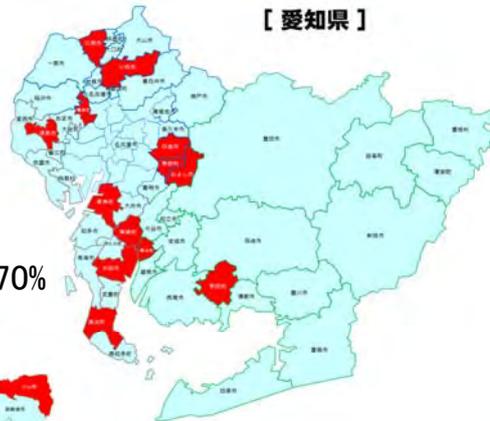
策定率 = 48%

【岐阜県】



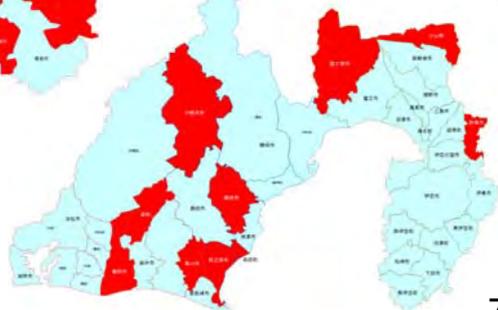
策定率 = 75%

【愛知県】



策定率 = 70%

【静岡県】



策定率 = 100%

【三重県】

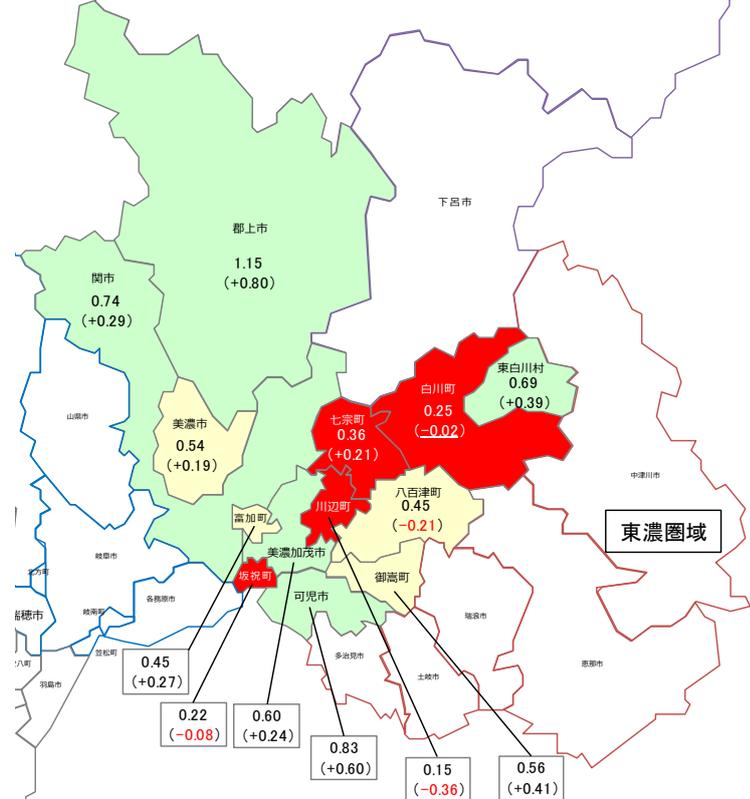
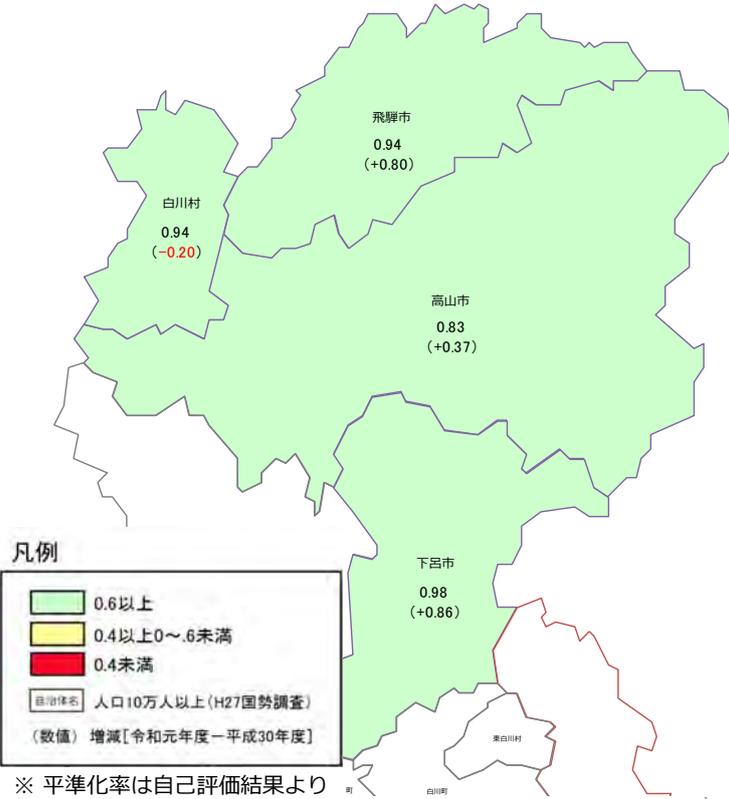


# 重点項目① 平準化の取組状況「見える化」

## 平準化率（α）稼働件数

岐阜県[飛騨]

岐阜県[中濃]



**凡例**

- 0.6以上
- 0.4以上0.6未満
- 0.4未満

自治体名 人口10万人以上 (H27国勢調査)  
 (数値) 増減 [令和元年度 - 平成30年度]

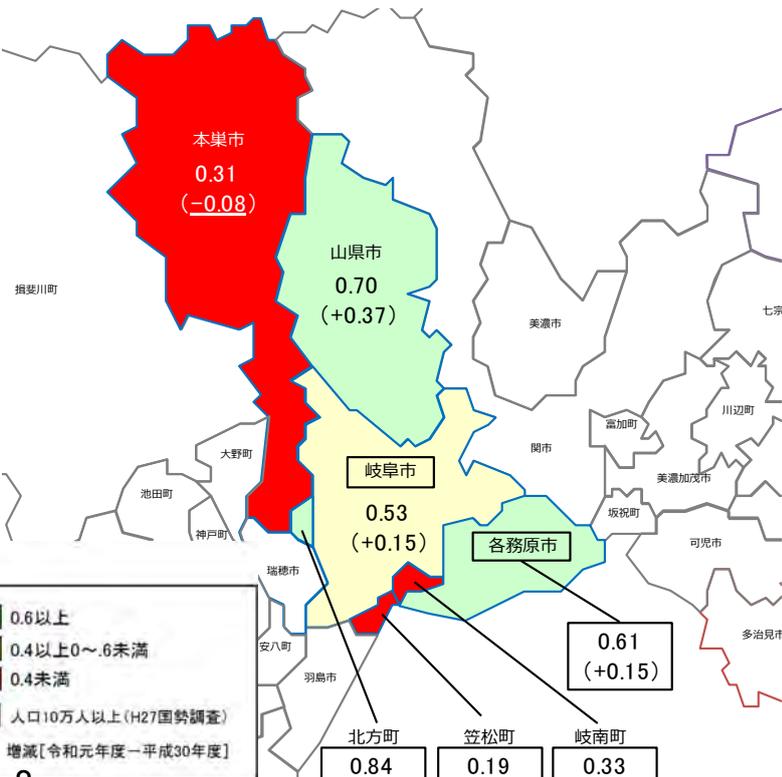
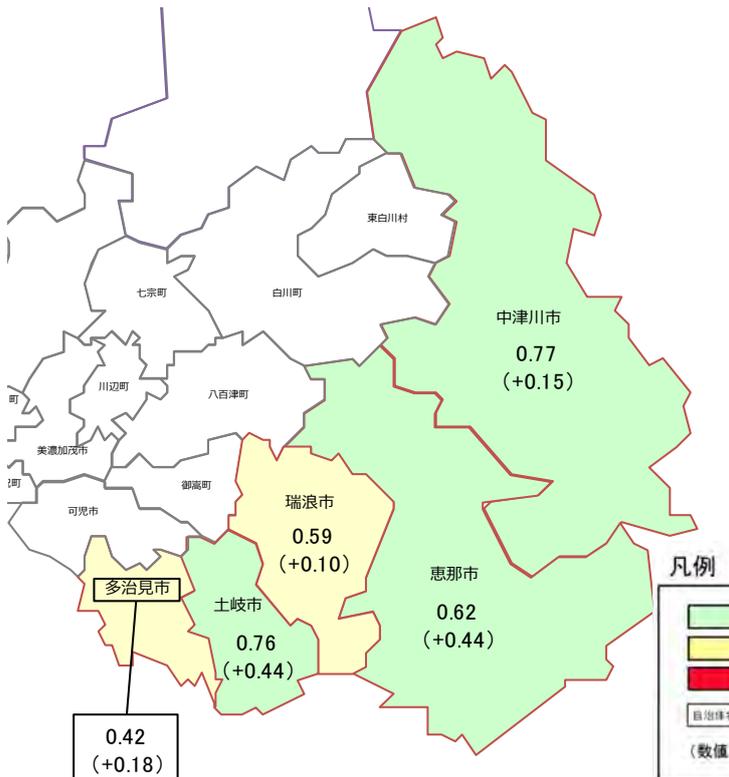
※ 平準化率は自己評価結果より

# 重点項目① 平準化の取組状況「見える化」

## 平準化率（α）稼働件数

岐阜県[東濃]

岐阜県[岐阜]



**凡例**

- 0.6以上
- 0.4以上0.6未満
- 0.4未満

自治体名 人口10万人以上 (H27国勢調査)  
 (数値) 増減 [令和元年度 - 平成30年度]

※ 平準化率は自己評価結果より

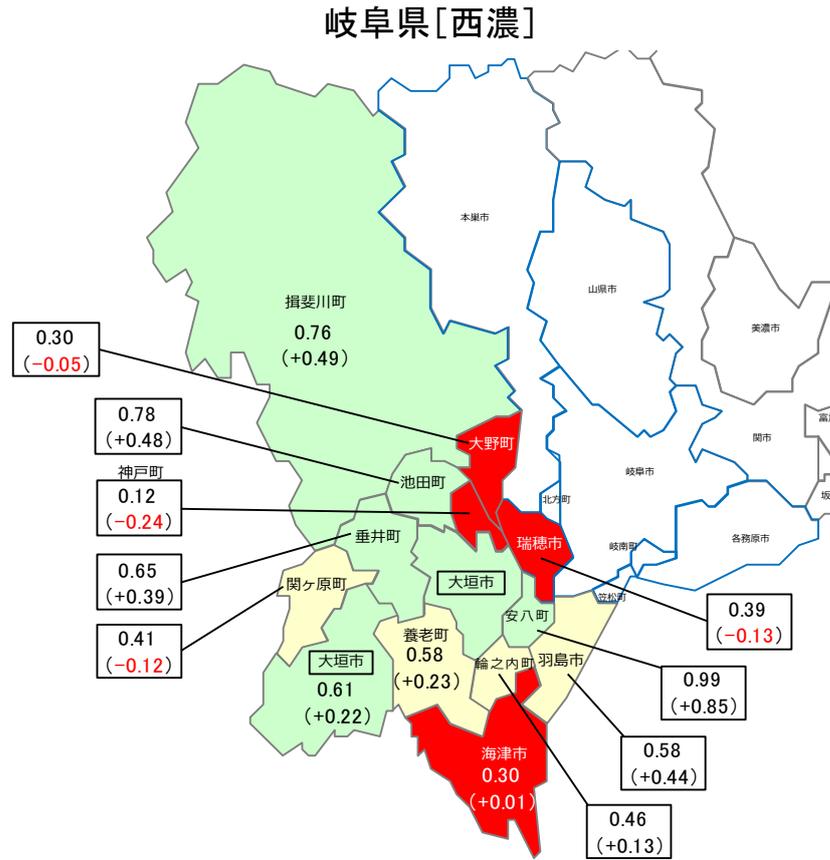
# 重点項目① 平準化の取組状況「見える化」

## 平準化率（α）稼働件数

凡例



※ 平準化率は自己評価結果より



# 重点項目① 平準化の取組状況「見える化」

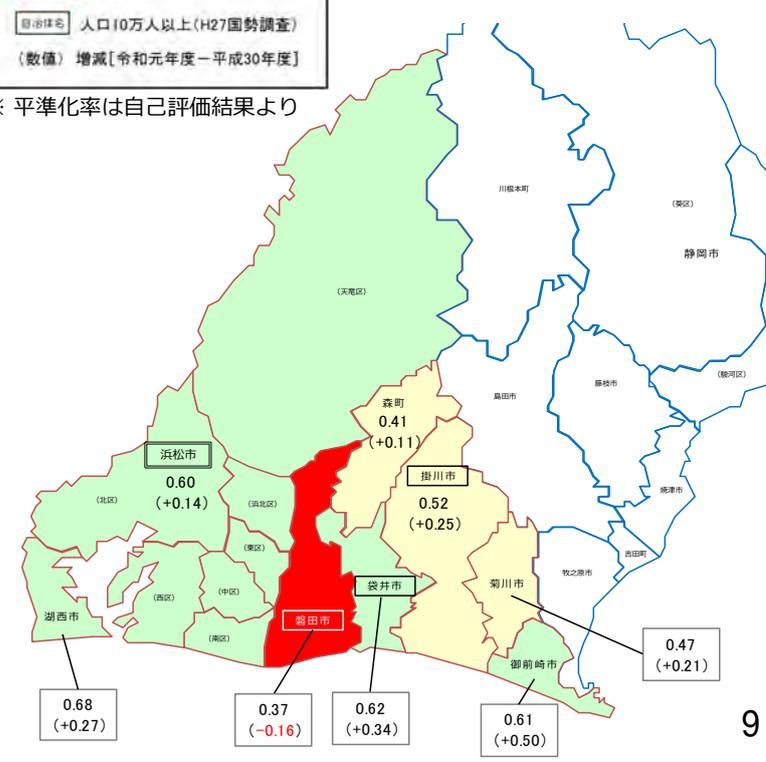
## 平準化率（α）稼働件数

凡例

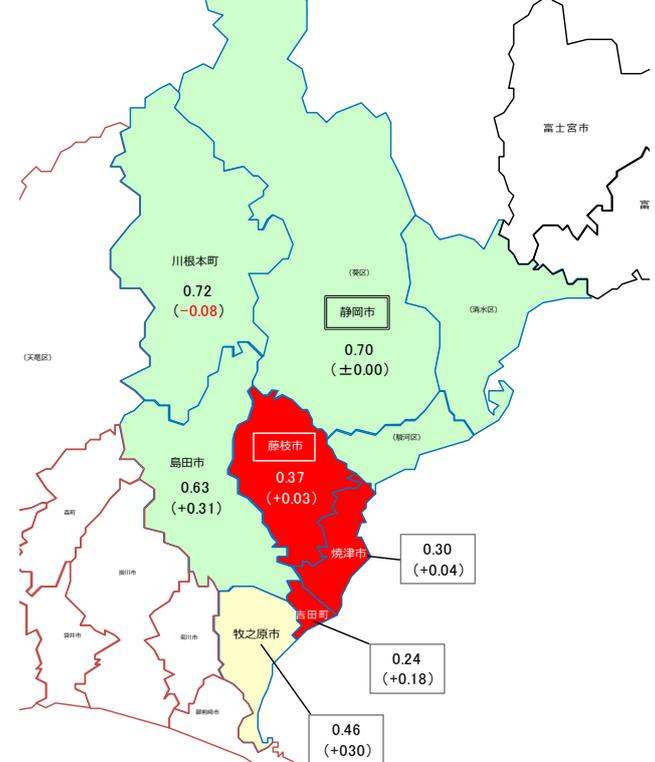


※ 平準化率は自己評価結果より

### 静岡県[西部]



### 静岡県[中部]



# 重点項目① 平準化の取組状況「見える化」

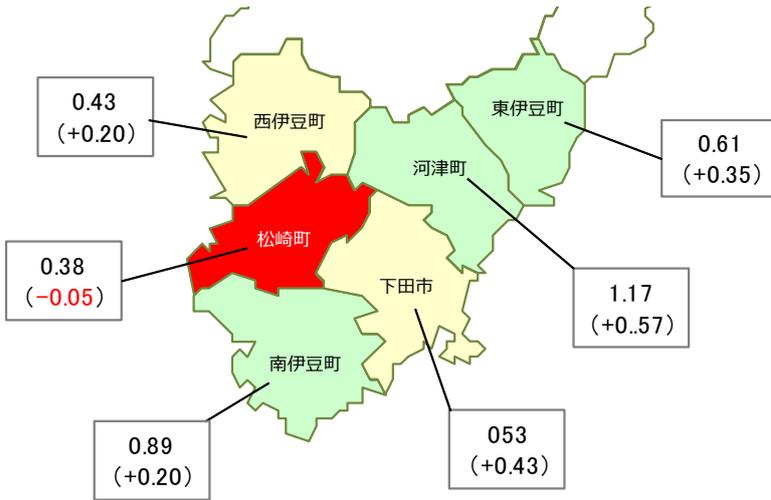
## 平準化率（α）稼働件数

凡例

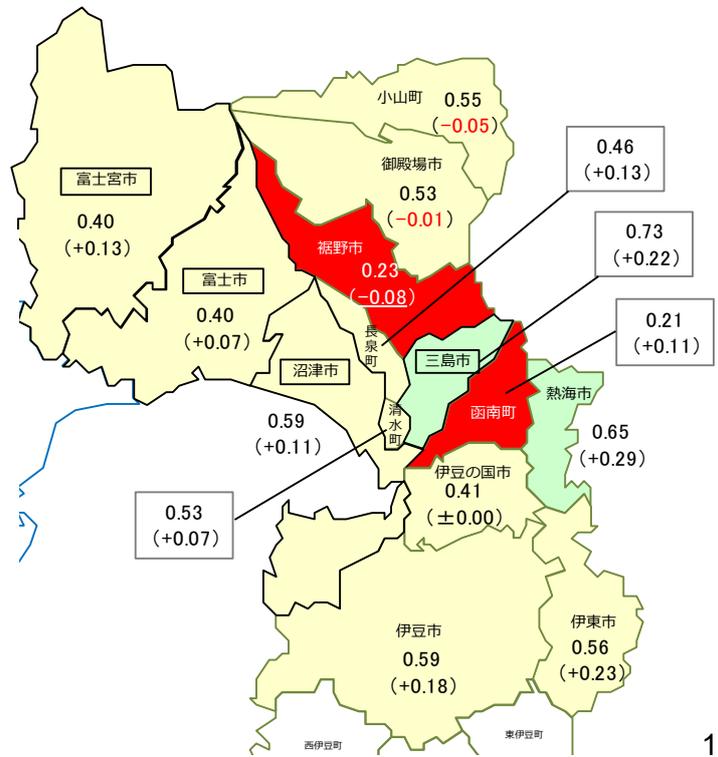


※ 平準化率は自己評価結果より

### 静岡県[賀茂]



### 静岡県[東部]

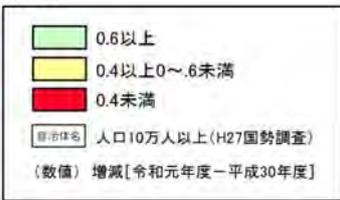


18

# 重点項目① 平準化の取組状況「見える化」

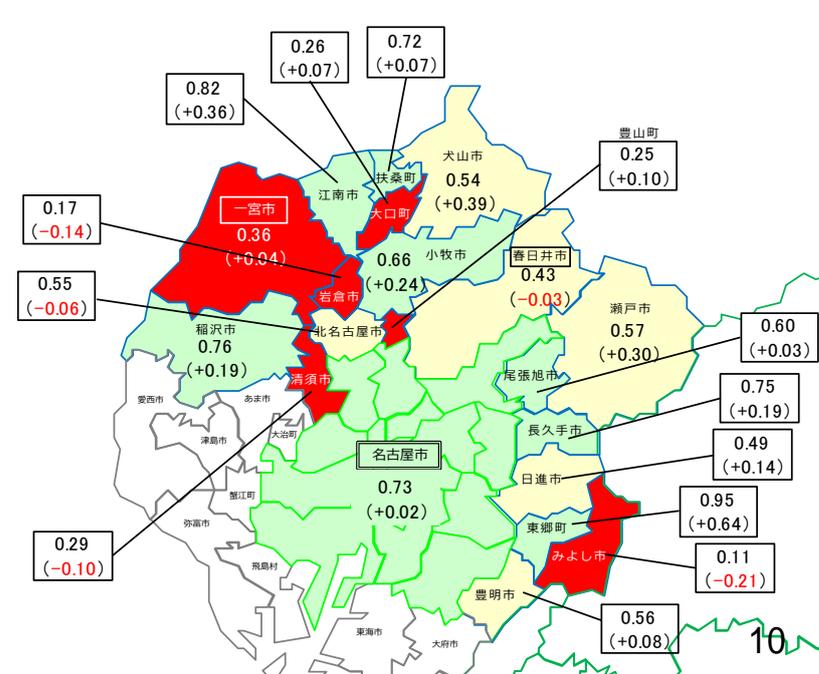
## 平準化率（α）稼働件数

凡例

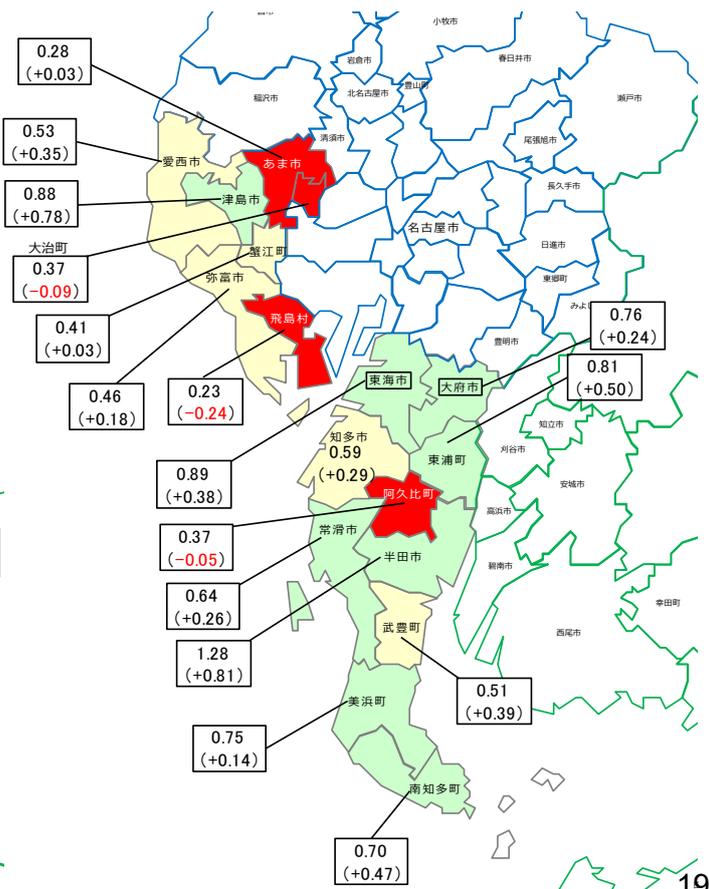


※ 平準化率は自己評価結果より

### 愛知県[尾張・一宮]



### 愛知県[海部・知多]



19

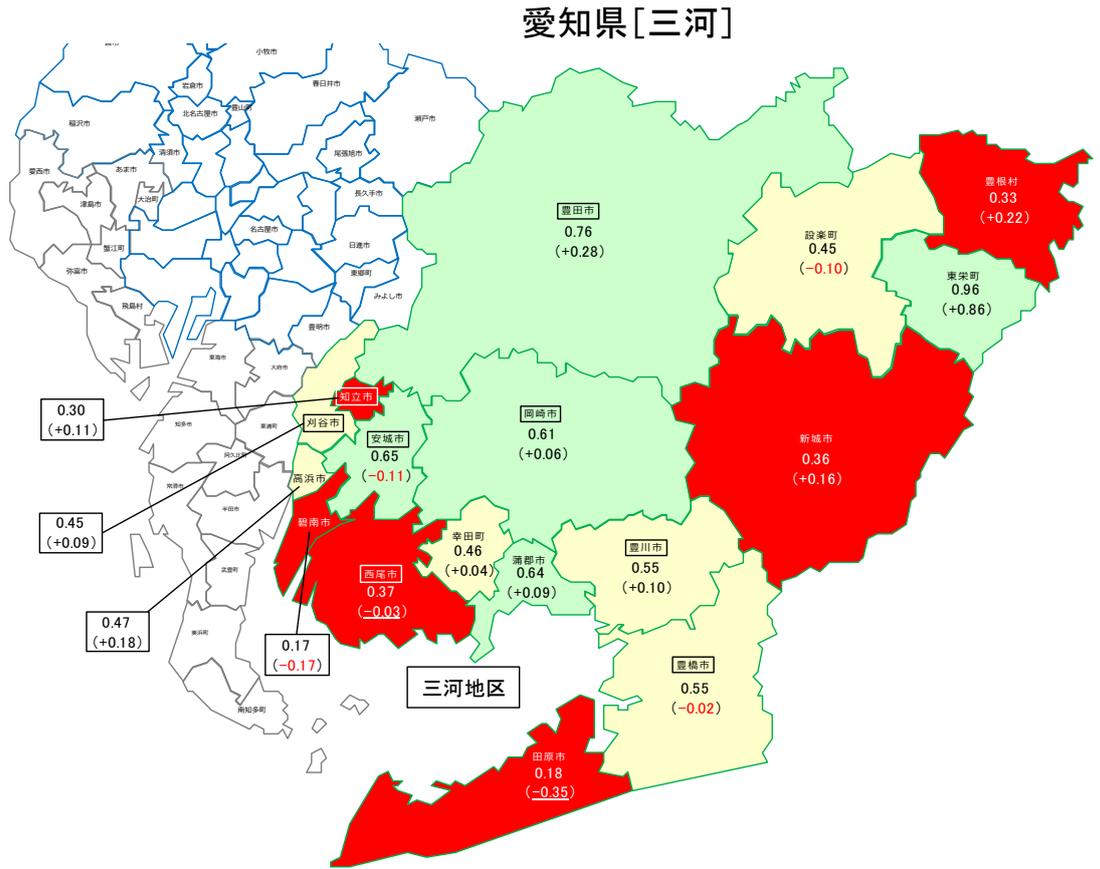
# 重点項目① 平準化の取組状況「見える化」

## 平準化率（α）稼働件数

凡例



※ 平準化率は自己評価結果より

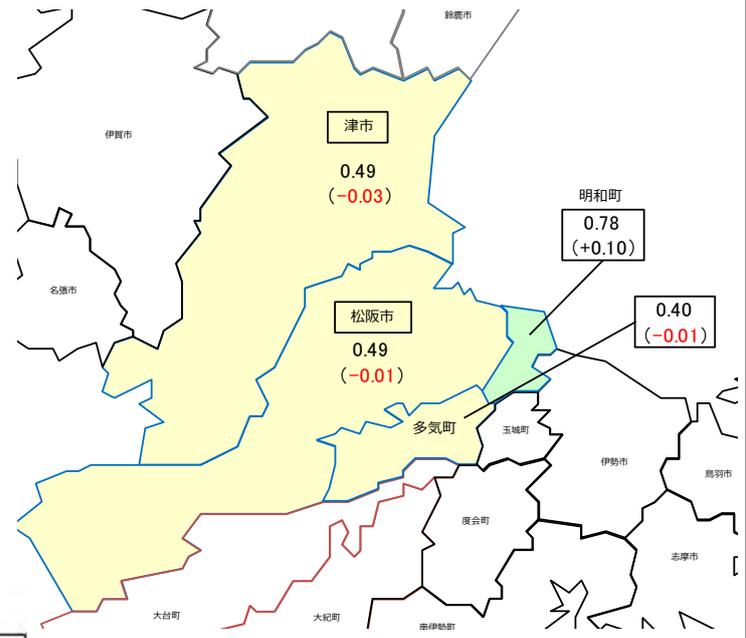
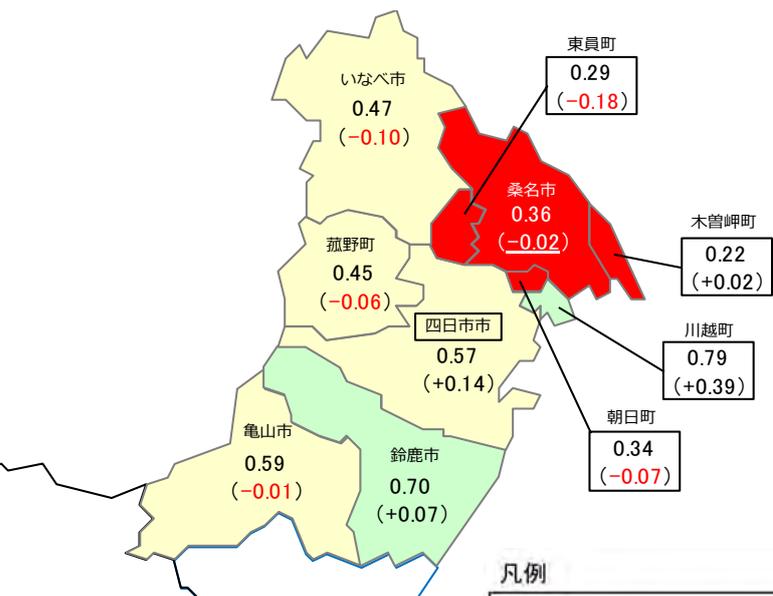


# 重点項目① 平準化の取組状況「見える化」

## 平準化率（α）稼働件数

三重県[北勢]

三重県[中勢]



凡例

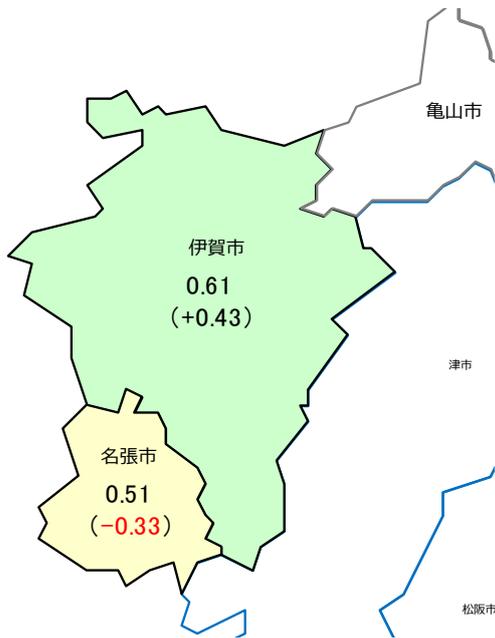


※ 平準化率は自己評価結果より

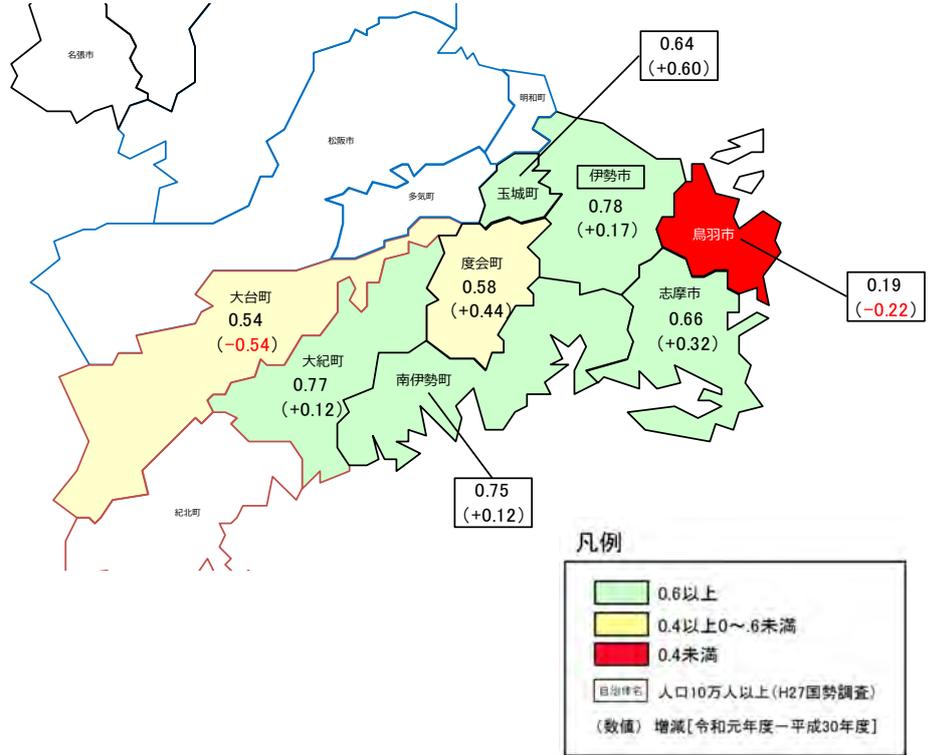
# 重点項目① 平準化の取組状況「見える化」

## 平準化率（α）稼働件数

### 三重県[伊賀]



### 三重県[伊勢志摩]



※ 平準化率は自己評価結果より 22

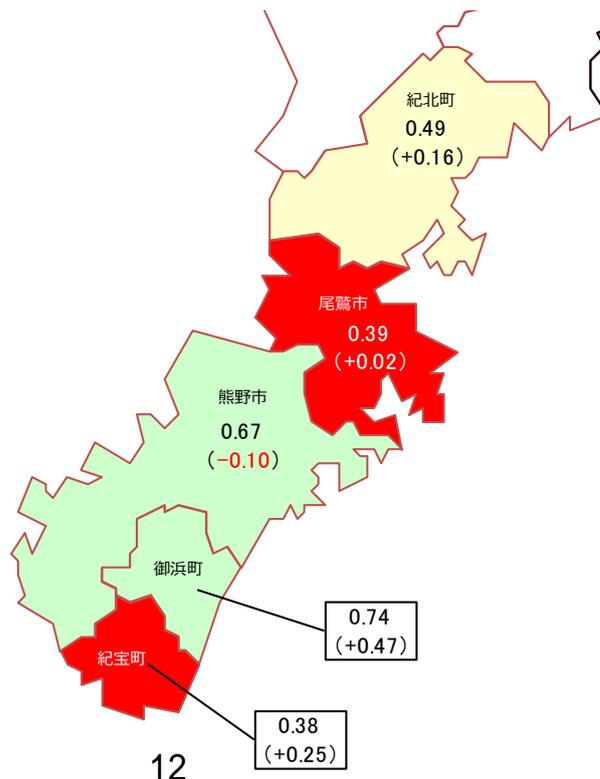
# 重点項目① 平準化の取組状況「見える化」

## 平準化率（α）稼働件数



※ 平準化率は自己評価結果より

### 三重県[東紀州]



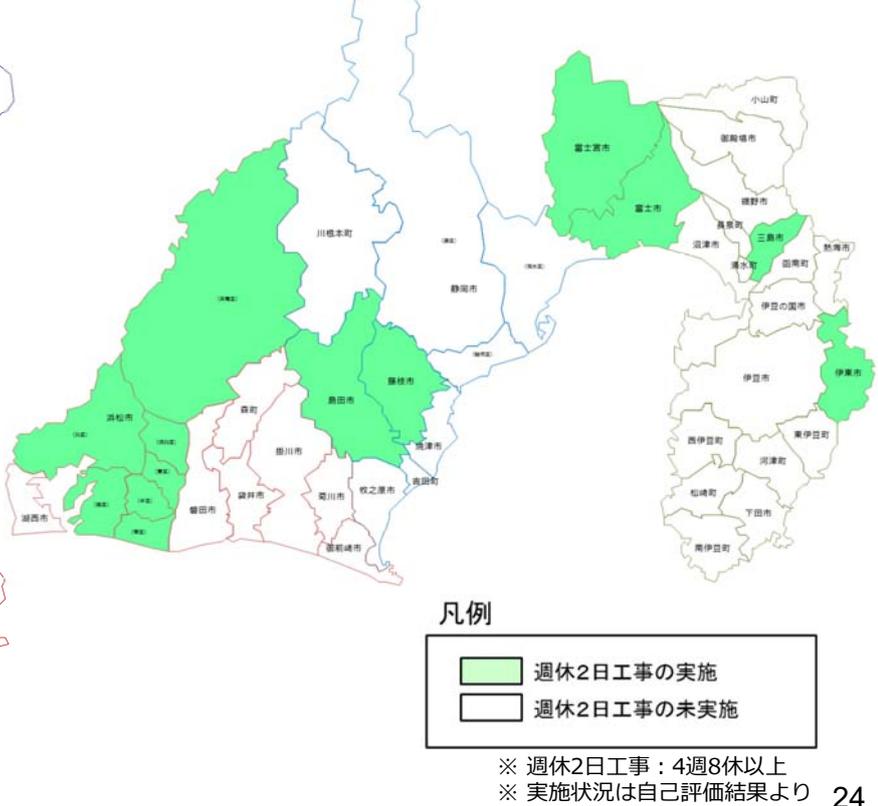
12

## 重点項目② 週休2日工事の取組状況「見える化」

### 【岐阜県】



### 【静岡県】



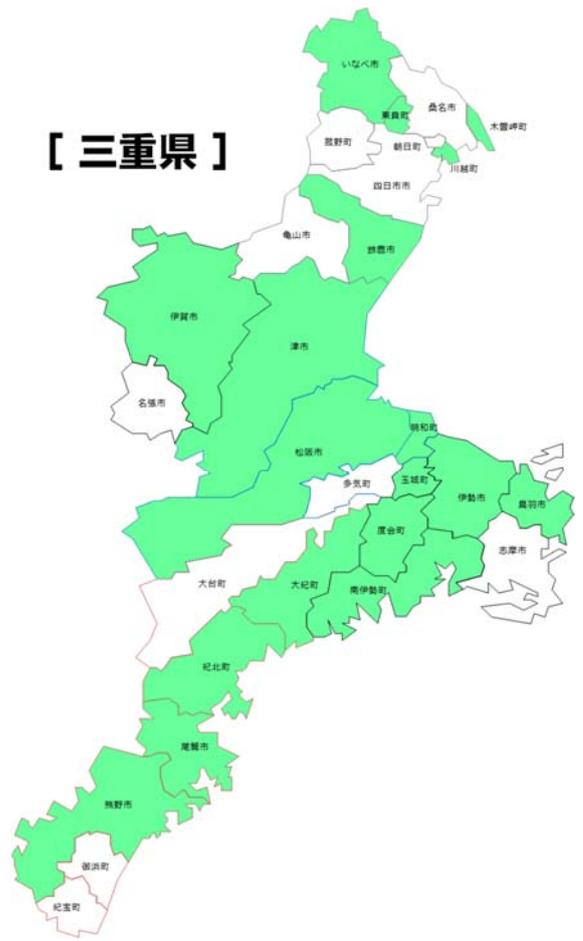
**凡例**

- 週休2日工事の実施
- 週休2日工事の未実施

※ 週休2日工事：4週8休以上  
 ※ 実施状況は自己評価結果より 24

## 重点項目② 週休2日工事の取組状況「見える化」

### 【三重県】



### 【愛知県】



**凡例**

- 週休2日工事の実施
- 週休2日工事の未実施

※ 週休2日工事：4週8休以上  
 ※ 実施状況は自己評価結果より

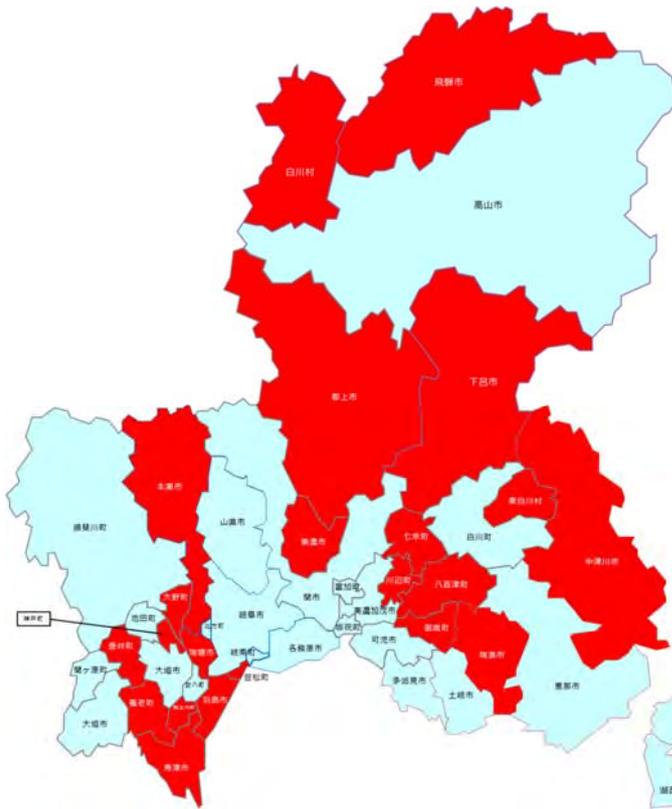
## 重点項目② 設計変更ガイドラインの策定・活用の取組状況「見える化」

### 【 岐阜県 】

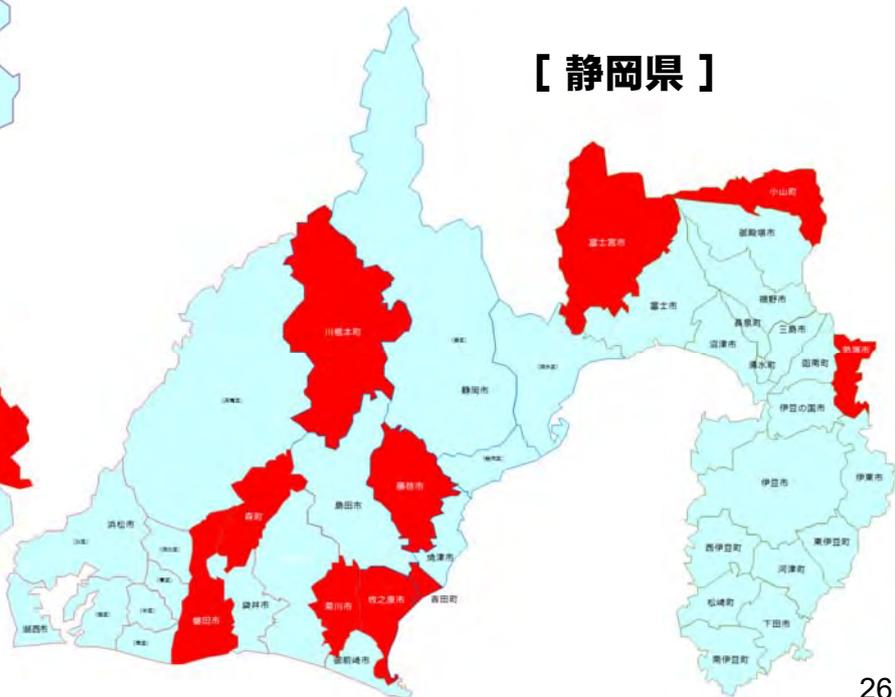
凡例

- 設計変更ガイドラインを策定
- 設計変更ガイドラインの未策定

※ 策定状況は自己評価結果より



### 【 静岡県 】



26

## 重点項目② 設計変更ガイドラインの策定・活用の取組状況「見える化」

凡例

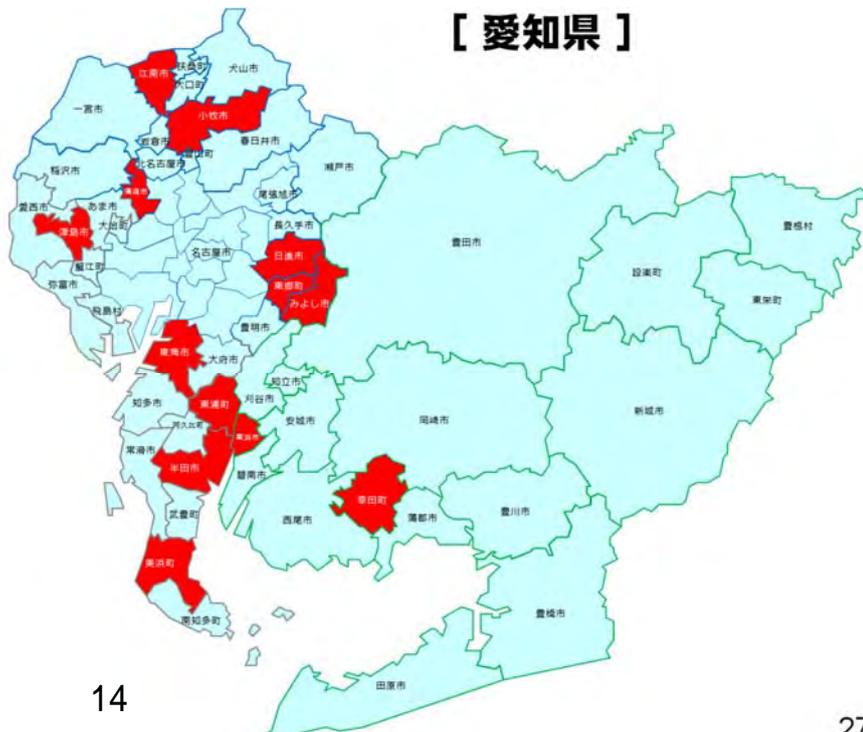
- 設計変更ガイドラインを策定
- 設計変更ガイドラインの未策定

※ 策定状況は自己評価結果より

### 【 三重県 】



### 【 愛知県 】



14

27

# 各機関の取組について

中部地方整備局／東海農政局／岐阜県／静岡県／愛知県／三重県

令和 2 年 5 月

中部ブロック発注者協議会

*Chubu Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism*

# 中部地方整備局の取組

1. 地方自治体等支援
2. 平準化に向けた取組
3. 週休2日工事の取組
4. 情報通信技術の活用事例

令和2年5月

## 1. 地方自治体等支援

### 協議会事務局における取り組み

#### 研修・講習会の実施

- ・改正品確法運用指針講習会を各県部会にて開催
- ・地方自治体の講習会・研修への講師派遣
- ・直轄の工事監督・検査担当職員研修、中部地整研修への自治体職員受入

#### 直轄工事検査への臨場立会

- ・直轄工事の検査に自治体職員の臨場立会

#### 人的支援

- ・地方自治体の総合評価審査委員会へ委員として職員を派遣

#### 相談窓口の設置・情報共有

- ・公共工事品質確保の相談窓口を設置
- ・改正品確法受注者アンケート(窓口)の設置

#### 外部からの支援体制の活用

- ・中部ブロックで「公共工事発注者支援機関の評価制度」を設立し活用  
認定機関として[土木]5機関 [建築]5機関を認定 (令和2年3月31日現在)

## ◆相談窓口一覧

(R2.4.1現在)

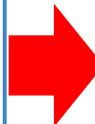
		事務所名等	役職	担当者名	連絡先(電話)	
公共工事発注者支援本部	本局	総務部 企画部 港湾空港部	(総括窓口) 技術管理課 建設専門官	山本 進一	052-953-8131	
		営繕部	(公共建築相談窓口) 技術・評価課 建設専門官	下野 裕徳	052-953-8197	
	県代表事務所	岐阜県	木曾川上流河川事務所	副所長(技)	森 敦史	058-251-1321
			岐阜国道事務所	副所長(技)	田中 慎次	058-271-9811
		静岡県	静岡河川事務所	副所長(技)	齊木 雅邦	054-273-9100
			静岡国道事務所	副所長(技)	小森 和弘	054-250-8900
			清水港湾事務所	副所長(技)	堀池 昌生	054-352-4146
			静岡営繕事務所	(公共建築相談窓口) 技術課長	坂元 幸一	054-255-1421
		愛知県	庄内川河川事務所	副所長(技)	村田 智孝	052-914-6711
			名古屋国道事務所	副所長(技)	稲垣 光正	052-853-7320
	名古屋港湾事務所		副所長(技)	板生 考司	052-651-6266	
	三河港湾事務所		副所長(技)	田村 誠	0532-32-3251	
	三重県	三重河川国道事務所	副所長(技)	細野 貴司	052-229-2211	
		四日市港湾事務所	副所長(技)	東野 隆之	059-351-1357	
	長野県	天竜川上流河川事務所	副所長(技)	大森 秀人	0265-81-6411	
飯田国道事務所		副所長(技)	田中 智徳	0265-53-7200		
その他事務所		「改正品確法運用指針」に関するご相談は、上記担当者を窓口と致しますが、各事務所に設置の地域総合支援室「担当者」でも受付ます。				

# 2. 平準化に向けた取組

## 工事・業務の早期発注について

### 現状と課題

- 新年度4月当初から履行する事業については、年度内に手続きを実施するため、例年1月初旬にPPI公表。
- 第4四半期は、早期発注に加え、変更作業等が重なり、受発注者共に負担が増大。



### 対応(案)

- 第3四半期から早期発注の手続きを開始し、事務手続きのピークカット。
- 余裕を持った手続き期間を確保し、遅くとも来年1月には落札予定者を決定。

### ◆スケジュール(案)

	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	
昨年度以前		△ 早期発注 事務連発出	とりまとめ 作業	□ 早期発注 PPI公表	発注手続き	○ 落札 予定者 決定	● 落札者 決定	◎ 契約	工期
今年度	△ 早期発注 事務連発出	□ PPI公表	発注手続き	○ 落札予定 者決定		● 落札者 決定	◎ 契約	工期	

### 3. 週休2日工事の取組

- 原則、全ての土木工事を対象に週休2日工事により発注（平成29年度から実施）  
※ 維持工事や緊急対応工事等は対象外
- 週休2日工事の発注割合 [H29:46% → H30:67% → R1:83%]  
※ 発注割合 = 週休2日工事 / 全発注工事
- 受注者希望型の週休2日取組意思「有」が増加傾向 H29:30% → H30:36% → R1:53%

令和元年度 週休2日工事の実施状況

分類	完全週休2日		週休2日相当		計
	発注者指定型	受注者希望型	発注者指定型	受注者希望型	
契約済み（令和2年3月末現在）	71	0	123	737	931
週休2日取得意思「有」	71	0	123	321	515
週休2日取得意思「無」	0	0	0	290	290
週休2日取得意思「未定」	0	0	0	126	126

平成30年度 週休2日工事の実施状況

分類	完全週休2日		週休2日相当		計
	発注者指定型	受注者希望型	発注者指定型	受注者希望型	
契約済み（令和2年3月末現在）	58	7	86	599	750
週休2日取得意思「有」	58	6	86	212	362
週休2日取得意思「無」	0	1	0	387	388

平成29年度 週休2日工事の実施状況

分類	完全週休2日		週休2日相当		計
	発注者指定型	受注者希望型	発注者指定型	受注者希望型	
契約済み（令和2年3月末現在）	23	4	119	327	473
週休2日取得意思「有」	23	1	119	98	241
週休2日取得意思「無」	0	3	0	229	232

### 4. 情報通信技術の活用事例(橋梁におけるBIM/CIM)

#### 名古屋環状2号線 橋梁下部工工事

<i-Constructionサポート事務所>

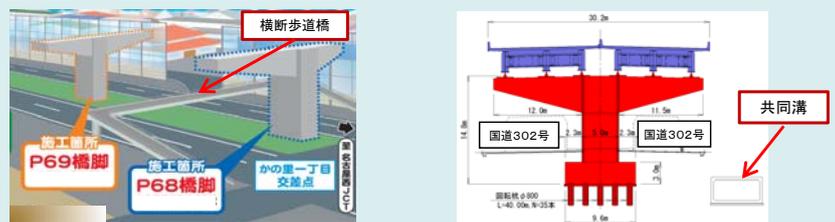
#### 施工位置



#### 【工事内容】

・張出式橋脚工(RC橋脚) 2基 ・回転杭 Φ800 70本

施工条件: 構築する橋脚の両脇に現道、上空に横断歩道橋、地下に共同溝が近接している。



#### CIMモデルの作成と空間把握

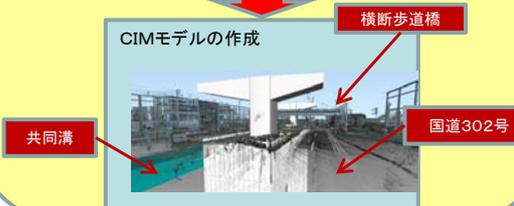
現況道路・横断歩道橋をLS測量



橋脚・共同溝・横断歩道橋をモデル化

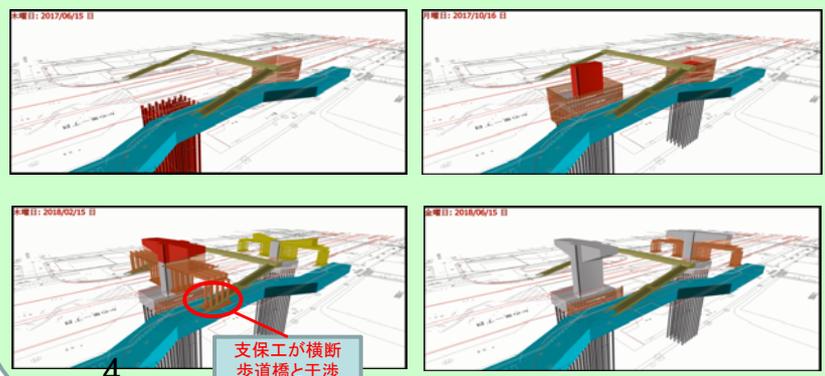


CIMモデルの作成



#### 施工ステップの4D化による影響把握

○3Dモデル化データに時間軸を追加し、現道交通への影響や適切な施工工程を把握



## 目的

公共工事の建設現場における施工状況の確認作業に、映像及び音声の配信・記録を用いることにより、施工者、監督職員の業務が効率化し、契約の適正な履行と円滑な施工確保を図ることを目的とする。

### 「令和2年度の取り組み方針」

#### ① 試行の拡大

- (発注者指定) ・ 監督職員の現場までの移動に概ね片道1時間以上かかる工事  
 ・ 品質確認のための立会頻度の多いトンネル、場所打ちPC等、**重点監督対象工事**※  
 ・ 一カ所に工事が集中し、全現場がカメラを活用することで立会業務の効率化がはかれる現場での活用 (モデル地区を指定)  
 (受注者希望) ・ 発注者指定以外に作業の効率化、生産性向上が期待できる工事 (全工種対象)

#### ② 生産性向上に向けた映像活用手法の検討

試行においては下記内容を積極的に活用

- ① 監督検査の省力化、施工の円滑化
  - ・ ライブ配信による施工確認 (任意箇所確認)
  - ・ 現場不一致の報告、協議事項の説明、工程会議等に活用
- ② 施工の信頼性向上 (映像特性を活かした品質確認)
- ③ 安全性の向上

#### ③ アンケートを実施し取り組み効果の検証、課題抽出のうえ要領(案)に反映、監督/検査への映像活用の導入促進に向け検討

中部地整での取組予定件数 60件 (5/8現在)  
 今後、現場視察・アンケート等に、ご協力をお願いします

※重点監督対象工事に該当する工種

- ・ 橋梁工事 (鉄道又は現道上及び、最大支間長100m 以上)
- ・ 場所打ちPC 橋 ・ 橋梁下部工 (躯体高30m 以上のハイピア構造)
- ・ トンネル (地山等級D、E) ・ 土工及び締切工 (掘削深さ7m以上)
- ・ 軟弱地盤上での構造物
- ・ 堤防開削を伴う河川工事 ・ 砂防ダム (堤高30m 以上) ・ 共同溝工事
- ・ 鉄道、道路等の重要構造物の近接工事 ・ 第三者に対する影響のある工事 等

### 試行要領(案)

中部地整「建設現場における映像活用に関する試行要領(案)」R.2.4.23版

- ① 機器の準備  
受注者が手配、配置するものとし詳細については協議
- ② 費用負担  
「発注者指定」「受注者指定」とも試行に掛かる費用は**100%発注者負担**とする
- ③ 効果の把握  
施工者及び監督職員等を対象にアンケートを実施

### ウェアラブルカメラを使用した立会のイメージ

#### 工事現場

矢板高の確認  
鉄筋組立確認  
材料確認

映像・音声伝送

現場状況の映像・音声を伝送し、遠隔での立会が可能となる。

#### 事務所・出張所・詰所等

現場映像 出来形確認中

代理人等からの立会の映像・音声をPC等を通じ監督員が、執務室にて立会。(立会内容は通常の立会同様)  
監督員が確認したい点があれば、映像・音声を通じてリアルタイムに依頼・確認できる。

代理人等が、カメラ・音声システムを装備し立会を伝送。  
 ○段階確認・立会をライブ映像・音声にて実施。  
 ○現場不一致等の状況変化もカメラと音声のやりとりで速やかに対応可能。

# 東海農政局の取組

令和2年5月

## 1 重点の取組

### (1) 適切な工期の設定と工事の円滑な実施

#### ①適切な工期の設定 (H29年度～)

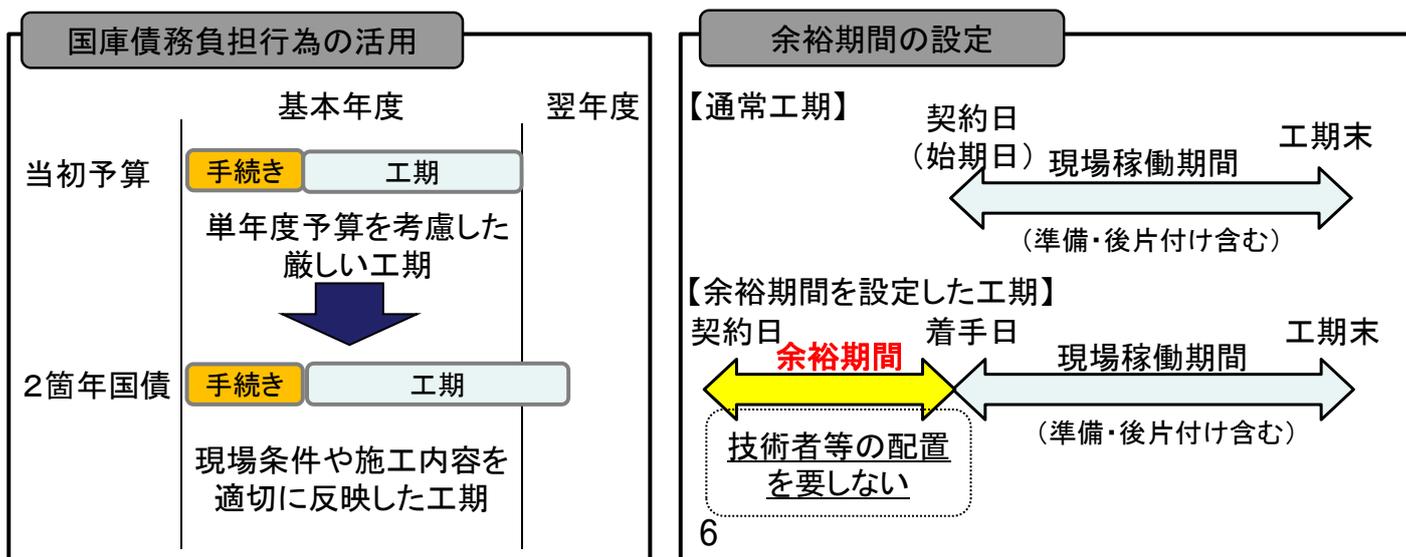
準備期間(40日)、後片付け期間(15日)に係る標準日数を確保、適切な工期を設定。

#### ②国庫債務負担行為の一層の活用 (H27年度～)

工事の現場条件や施工内容などから必要となる工期を設定することを徹底。国庫債務負担行為の一層の活用。(平準化国債:令和元年度1件実施、令和2年度1件予定)

#### ③「余裕期間制度」の試行 (H27年度～。令和元年度2件実施、令和2年度4件予定)

工事の着手前の建設資材や労働者の確保等の準備期間として「余裕期間」を設定し、工事の円滑な実施を確保。(任意着手方式、フレックス方式にも対応:令和2年1月14日通知)



# 1 重点の取組(続き)

## (2) 週休2日制工事の実施

### ○工事における週休2日の取得に要する費用の計上(令和2年4月1日通知)

休日を確保できる環境の整備を一層推進する観点から、週休2日の確保に当たって必要となる費用(共通仮設費及び現場管理費)の計上を平成29年8月から試行。

令和2年4月の改正により、現場閉所の実態に応じて補正係数の一部を見直すとともに、施設機械工事の据付工も含めた全ての労務を労務補正の対象とすることで、必要となる経費を適切に計上できるよう措置。

また、受注者希望方式における積算方式を、発注者指定方式と同様に当初予定価格から4週8休を前提とした経費で積算。

現場閉所率	4週8休以上	4週7休以上 4週8休未満	4週6休以上 4週7休未満	現場閉所率	4週8休以上	4週7休以上 4週8休未満	4週6休以上 4週7休未満
労務費	1.05	1.03	1.01	労務費	1.05	1.03	1.01
機械経費(賃料)	1.04	1.03	1.01	機械経費(賃料)	1.04	1.03	1.01
共通仮設費(率分)	1.04	1.03	1.01	共通仮設費(率分)	1.04	1.03	1.02
現場管理費(率分)	1.05	1.04	1.02	現場管理費(率分)	1.06	1.04	1.03

## (3) 施工現場における労働環境の改善

### ○女性も働きやすい現場環境の整備(平成29年3月14日通知)

女性も働きやすい現場環境の整備(高機能トイレ、更衣室等)を促進する工事を試行。  
(H29年度から全工事対象)

### ○熱中症対策に資する現場管理費率の補正の試行(令和元年5月23日通知)

近年の夏季における猛暑日などの気候状況を考慮し、工事現場の熱中症対策に係る経費に関して、工期に占める真夏日(気温30℃以上)の割合を考慮した補正值を現場管理費率に加算。

2

# 2 その他の取組

## (1) 予定価格の設定に係る改善

### ① 施工箇所が点在する工事の積算方法について(平成29年8月21日通知)

同一工事で施工箇所が点在する場合において、工事箇所ごとに共通仮設費及び現場管理費を算出できる適用範囲について、従来の「点在範囲5km超」から「1km超」に見直し。

### ② 工事の労務単価の前倒し改定(令和2年2月14日通知)

工事の積算に適用する新たな労務単価(平成31年3月単価に比べ、平均2.5%上昇)について、通常4月に改定する単価を3月から前倒し適用。

## (2) 設計変更の運用に係る改善

### ① 設計変更ガイドライン(円滑な設計変更のために)(平成30年3月13日通知)

設計変更の対象範囲について、具体例を示して説明。H30改定では任意仮設における考え方等を追加。

### ② 工事一時中止ガイドライン(案)の改訂(平成30年3月13日通知)

ガイドラインに記載する「発注者の中止指示義務」の留意事項に、以下の項目を追記。

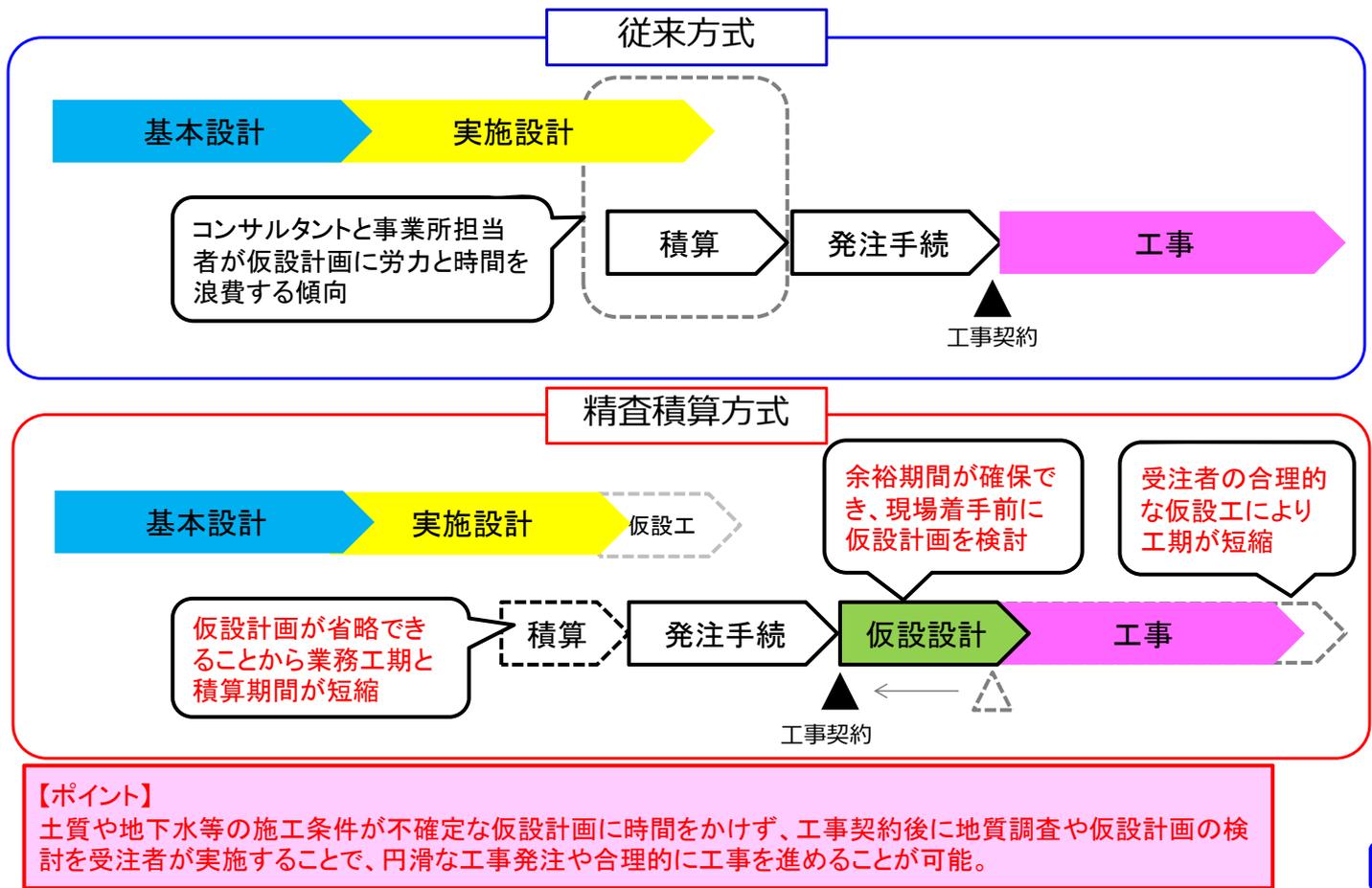
A 一時中止の通知は、施工できないと認められる状態となってから10日以内を原則

B 客観的に「施工できないと認められる状態」にある場合は、施工できない状態の範囲や受注者による作業の有無に関わらず、工事の全部又は一部の一時中止を通知

## (3) 工事における精査積算方式の試行(令和元年12月20日通知)

現場条件に不可視部分(土質、地下水量、地下埋設物等)を含む場合の施工に関する仮設工において、受注者が仮設工に係る設計を行い設計に要した費用を工事と一括して精査し、契約変更を行う精査積算方式の試行に取り組むよう通知。

## (参考)精査積算方式の試行



4

## 2 その他の取組(続き)

### (4) ワーク・ライフ・バランス等推進企業を評価する取組の試行(令和2年3月30日通知)

ワーク・ライフ・バランス等推進企業を評価する取組について、これまで一部工事を対象としていたが、総合評価落札方式を実施する全ての工事に適用を拡大。

### (5) 総価契約単価合意方式(包括的単価個別合意方式)の試行(平成30年9月21日通知)

現場条件の変更に伴い、新規工種が追加になった場合、変更追加した新規工種に請負比率を乗じない方法で変更金額を積算する取組を試行。

### (6) 「情報化施工技術のガイドライン」の一部改正(令和2年4月1日通知)

情報化施工技術の積極的な活用を図るため、平成29年3月に「情報化施工技術のガイドライン」を策定し、ほ場整備工事の基盤造成をUAV・TLS出来形管理の対象工事に追加、総合評価落札方式の企業評価や工事成績評価において加点措置。

### (7) 工事における受発注者間の情報共有システムの活用(平成31年3月20日通知)

受発注者間のコミュニケーションの円滑化、受発注者の事務負担の軽減等のため、平成31年度から原則全ての工事で活用、工事書類の電子化を徹底。

# 岐阜県部会の取組状況について

---

1. 岐阜県部会の取組

2. 岐阜県の取組

令和2年5月

# 1. 岐阜県部会の取組

---



## ○岐阜県公共事業執行共同化協議会の概要

各自治体が、公共工事の設計、入札、工事管理、検査、維持管理の各段階において、公平性、透明性の確保を図るとともに、事務の共同化による効率化を目的として「岐阜県公共事業執行共同化協議会」を設立。次の実務を(公財)岐阜県建設研究センターがサポート。

- ①総合評価審査：学識経験者の意見聴取を行い、総合評価の審査を行っている。
- ②人材育成：人材育成に係る研修等を県及び市町村を対象に実施を行っている。
- ③維持管理：公共施設の維持管理計画を策定・推進する検討委員会に関すること等を行っている。

## ○岐阜県公共事業執行共同化協議会の活動状況

全市町村(42市町村)を対象とした協議会。

協議会の支援組織として、岐阜県建設研究センター(発注者支援機関)を活用。

- ・総合評価方式を用いて発注する自治体の「26%」が協議会(総合評価審査部会)を活用。

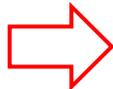
令和元年度の岐阜県公共事業執行共同化協議会の実績

### ①総合評価審査

- ・総合評価共同会議を 41回 開催(会議形式 20回、メール形式 21回)
- ・審査案件 11市町の57案件

### ②人材育成

・岐阜県建設研究センター主催	21講座(全24回)	585人
・岐阜県社会基盤整備協会	7講座(全7回)	137人
合計	28講座(全31回)	722人



令和2年度も岐阜県公共事業執行共同化協議会での活動及び活用を図る

## ○発注者支援機関((公財)岐阜県建設研究センター)の概要

建設事業に関する調査、研究、研修、設計、積算、現場管理、建設ICT等の業務を通じて、県内社会基盤の品質の確保と県、市町村など自治体の発注者ニーズに応えられる「建設行政総合支援機関」。

## ○発注者支援業務の内容

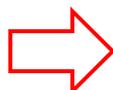
公共工事の品質確保・更なる向上を目的として、中部4県の公共工事の発注者が『公共工事の品質確保の促進に関する法律』の定めに基づき、発注関係事務を適切かつ公正に行うことができる者の選定に関する協力の一環としての公共工事発注者支援機関に再認定され、次の業務を行っている。

- ①設計・積算補助(工事発注作業の補助業務)
- ②技術審査(総合評価方式の審査等)
- ③監督補助(現場での監督業務の補助)
- ④検査補助(工事の完成検査補助業務)
- ⑤用地業務補助(用地取得にかかる調査等補助業務)
- ⑥公共物管理業務(道路パトロール、河川パトロール等業務)
- ⑦橋梁点検・施設点検等
- ⑧長寿命化計画策定

## ○発注者支援業務の活用状況

県、全市町村を対象に委託契約を締結し、令和元年度の実績は次のとおり。

- ・市町村「82件」<224件>、県「28件」<58件> <>内は平成30年度



令和元年度も必要に応じて発注者支援機関を活用していく

## 2. 岐阜県の取組

### 岐阜県の取り組み(1/6)

#### 概要

□ 建設業は、地域防災力の要として重要な役割を担っているが、近い将来高齢化に伴う大量の離職により担い手不足が懸念されており、若手や女性の人材確保・育成が重要な課題となっている。

□ 令和元年度からは、「建設ICT人材育成センター」におけるICT研修等の充実、IoTを活用した現場確認業務や「ぎふ建設人材育成

項目	取組み			市町村への取組み展開
①適正な利潤の確保	○適正な予定価格の設定 ・実態に即した労務及び資材単価の設定	○ダンピング受注対策 ・低入札価格調査制度 ・最低制限価格制度 ・失格判断基準制度	○適切な設計変更 ・設計変更ガイドライン ・工事の一時中止にかかるガイドライン	
②生産性向上	○ぎふ建設人材育成・確保連携協議会 ・人材育成・確保に関する取り組みの基本方針決定 ・建設関連企業と学生の交流サロン ・ICT体験学習 ・研修参加負担金支援 ・企業フェスでのPR	○ICTを活用したモデル工事(H29～) ・ICTコーディネーター派遣事業	○施工時期の平準化 ・ゼロ県債等を活用した発注時期の平準化 ・フレックス工期契約制度の活用	
③労働環境改善		○IoTを活用した現場確認業務 ○工事書類の簡素化 ・情報共有システムの活用 ○設計業務の品質向上	○社会保険未加入対策 ・建設業許可に係る未加入業者の排除 ・社会保険加入促進企業の増加 ○週休2日制モデル工事(H29～) ○建設現場の環境改善モデル工事(H29～)	
④人材育成	○ぎふ建設人材育成一リーディング企業認定制度 ・宣言する企業の登録 ・積極的な企業の認定 ・認定企業の更なるPR	○建設ICT人材育成センターの管理・運営、スキルアップ支援 ・ICTによる生産性向上研修の充実 ・技術力・経営力向上研修の充実 ・新人育成に関する研修の充実 ・外国人材に関する相談窓口の案内業務の実施、セミナーの充実	○若手及び女性技術者の登用育成を支援するモデル工事 ○技術者及び企業の表彰 ・優秀建設現場従事者表彰 ・優良工事施工者表彰	
⑤魅力発信		○人材育成型総合評価落札方式 ・対象工事の拡大 ・建設関連業務の試行開始	○保護者や小中学生等を対象とした魅力発信 ・小学生、中学3年生、高校生向け新聞 ・新聞への特集記事掲載 ・中高生向け冊子配布 ・中学生向け出前授業 ・PR動画制作 ・保護者向けPR冊子制作 ○オール岐阜・企業フェス ・建設産業のブース出展、PR ○ICTを活用したモデル工事【再掲】 ○週休2日制モデル工事【再掲】 ○建設現場の環境改善モデル工事【再掲】	

## 1. 債務負担行為の活用

年度当初時期の工事量の減少を緩和するため、平成29年度からゼロ県債を9月補正予算で設定している。  
なお、工事発注のほか調査設計業務についても対象としている。

令和元年度	単独事業	交付金事業
ゼロ県債・債務設定額	24億円	84億円

## 2. 柔軟な工期の設定(余裕期間制度の活用)

平成26年度から任意着手方式として受注者が最大90日間で工事開始日を選択することができる「フレックス工期による契約方式」を一部の工事で試行している。  
令和2年1月より、「特別な事情がある場合は、発注者は上記期間を延長することができる」と改正

## 3. 速やかな繰越手続

当該年度で完成しないことが明らかな工事については、平準化の観点からも速やかに対応するため、平成27年度から繰越明許費の設定時期を12月補正予算時点から9月補正予算時点に繰り上げて行っている。

議会提出		件数
令和元年度	9月議会	0
	12月議会	471
	3月議会	1,791
	合計	2,262

## フレックス工期(「任意着手方式」)による契約方式について

### 対象工事

- ・平成29年度  
県土整備部予算の発注工事  
フレックス期間 90日以内
- ・平成30～令和元年度  
農政部、林政部、県土整備部、都市建築部の発注工事  
フレックス期間90日以内 ただし、特別な事情がある場合は、上記期間を延伸することができる。

### 実施状況・入札結果

対象工事 : H26～R01年度 県土整備部発注の一部  
発注件数 : 557件  
活用件数 : 319件 全体の約57% (R01年度の発注件数は274件 活用率約59%)

### 入札参加者へのヒアリング結果

- ・ フレックス工期での発注など、施工時期の平準化に取り組んでほしい
- ・ フレックス工期等を積極的に活用して、工事の平準化を図ってほしい

### 令和2年度の対応

- ・ 可能なものはすべてを対象とし、実施予定 13

## 週休2日制工事について

### 対象工事

- ・平成29～令和元年度  
県土整備部予算で予定価格4,000万円以上の土木一式工事を対象
- ・令和2年度  
農政部、林政部、県土整備部、都市建築部(公共建築課を除く)の発注工事

### 実施状況・入札結果

対象工事	: H29～R01年度		
発注件数	: 発注者指定型	145件	受注者希望型 68件
令和元年度件数	: 発注者指定型	72件	受注者希望型 60件

### 令和2年度の対応

- ・発注者指定型で55件程度を実施予定(予定価格の縛りは無し)
- ・発注者指定型以外の工事であっても、初回打ち合せ時に施工者の取り組む意向を確認できた場合には、週休2日制工事とする。

## 建設現場環境改善モデル工事について

### 対象工事

- ・平成29年度から平成30年度  
県土整備部予算の建設工事
- ・令和元年度  
県土整備部予算の予定価格5,000万円以上の工事すべて
- ・令和2年度  
県土整備部、都市建築部(公共建築課を除く)予算で、予定価格5,000万円以上の工事すべて

### 実施状況・入札結果

対象工事	: H29～R01年度		
発注件数	: 発注者指定型	306件	受注者希望型 19件
令和元年度件数	: 発注者指定型	202件	受注者希望型 19件

### 令和2年度の対応

- ・発注者指定型で55件程度を実施予定(予定価格の縛りは無し)
- ・発注者指定型以外の工事であっても、初回打ち合せ時に施工者の取り組む意向を確認できた場合には、週休2日制工事とする。

## ICTを活用したモデル工事について

### 対象工事

- ・平成29年度  
県土整備部予算の建設工事  
概ね1,000㎡以上の土工(土木一式工事)
- ・平成30年度  
県土整備部予算の建設工事  
概ね1,000㎡以上の土工(土木一式工事)又は2000㎡以上の路盤工
- ・令和元年度  
概ね1,000㎡以上の土工(土木一式工事)又は2000㎡以上の路盤工又は河川浚渫
- ・令和2年度  
概ね1,000㎡以上の土工(土木一式工事)又は2000㎡以上の路盤工又は河川浚渫、法面工、付帯構造物を含む工事

### 実施状況・入札結果

対象工事	H29~R01年度			
発注件数	発注者指定型	24件	受注者希望型	33件
令和元年度件数	発注者指定型	11件	受注者希望型	15件

### 令和2年度の対応

- ・発注者指定型で22件程度を実施予定(予定価格の縛りは無し)
- ・発注者指定型以外の工事であっても、初回打ち合せ時に施工者の取り組む意向を確認できた場合には、モデル工事とする。

# 岐阜県 担い手の育成・確保のための取り組み(1/8)

## ぎふ建設人材育成・確保連携協議会

産学官が一体となって入職者の増加及び若者の定着等を目指す



**「ぎふ建設人材育成・確保連携協議会」**

【設置目的】 県内の建設人材を育成・確保するための対策についてその取り組み方針を決定

【基本方針】 取り組み方針に沿った事業を推進

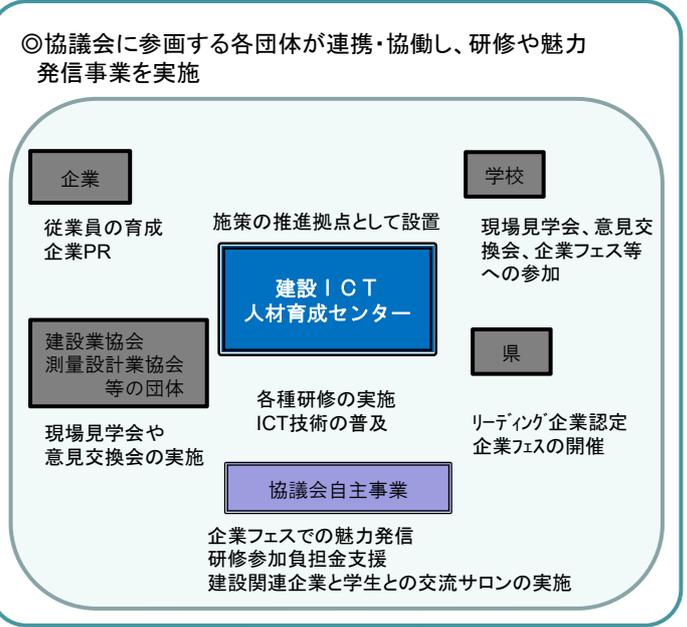
【予算等】 会員からの会費による運営

【設立日】 平成30年6月13日

【会員数】 175社  
(令和2年4月30日現在)

会長: 代表企業  
メンバー: 産: 企業、県建設業協会・県測量設計業協会等の団体、(公財)岐阜県建設研究センター  
学: 大学、高専、県高等学校教育研究会(工業部会)  
官: 県、国(オプザバー)等  
事務局: 岐阜県

取り組み方針に基づき効率的かつ効果的に事業展開



建設業の魅力発信

**将来の建設業を担う若者・女性・学生**

## 建設ICT人材育成センター

平成30年4月から、建設業の人材育成・確保施策の推進拠点として、岐阜県建設研究センター内に設置。建設現場における生産性向上のための研修や、建設業の魅力発信を行う。

**○建設業担い手育成事業** 生産性向上に向けたICT担い手の育成や建設業者の技術力向上のための事業を実施。

	令和元年度	令和2年度
ICT土工の一括研修	3回	3回
ドローン操作研修	2回	2回
建設ICT PC研修	2回	3回
建設ICT普及研修	2回	2回
建設ICT技術研修	9回	9回
技術者基礎能力向上研修	4回	4回
技術力向上セミナー	6回	6回
経営力向上セミナー	5回	5回
合 計	33回	34回



**○建設業担い手確保事業** 建設業の魅力発信や新規入職者の確保、定着を図るための事業を実施。

	令和元年度	令和2年度
建設業担い手確保事業等のPR	通年	通年
中学生を対象とした建設ICT体験学習	4回	5回
小・中学生の親子土木見学ツアー	1回	1回
外国人材に関する相談窓口の案内業務	通年	通年
建設業初任者研修(建設ルーキーズキャンプ)	1回	1回
建設業初任者フォローアップ研修	2回	1回
OJT担当者研修	—	1回
合 計	8回	9回

### ＜受講者の感想＞

- ・ドローンの操作体験が出来て、機能も理解できた。(ドローン操作研修)
- ・ICTの最先端技術に触れることができてよかった。建設ICTは必須となると思う。再度講習を受けたい。(建設ICT技術研修)
- ・2D図面から3D図面にするとき、ICTにより効率化、正確化できることに感心した。こんなに簡単に図面作成できるなら、今後使っていきたい。(ICT土工一括研修)
- ・挨拶やビジネスマナーの大切さを実感した。建設業が世の中になくてはならないと改めて感じた。よい現場監督に一日でも早くなれるよう頑張りたい。(建設初任者研修)

## 建設関連企業と学生の交流サロン

建設関連企業等の技術者と学生の交流を通して、学生が抱える建設業界への不安や疑問を拾い上げるとともに、それらを解消し、さらに建設関連業の魅力を伝えることで、建設業界への就職促進や就職後のミスマッチの防止を図る。

### ○令和2年度予定

開催時期: 5月～2月  
開催回数: 15回(15校)  
対象者: 高校1～2年生  
実施概要: ①企業自己紹介

- ②グループワーク(建設業の良いイメージ、悪いイメージのまとめ)
- ③意見交換
- ④グループワーク(意見交換を経てのイメージの変化)
- ⑤グループ発表
- ⑥総括



### ○令和元年度実績

開催時期: 5月～2月  
開催回数: 12校(岐阜総合(5/20)、大垣工業(9/19)、中津川工業(10/17)、郡上北(11/1)、高山工業(11/5)、岐阜高専(11/12)、飛騨高山(11/14)、岐阜農林(11/25)、関商工(12/4)、恵那農業(1/28)、岐阜工業(1/30)、岐南工業(2/17))



### ＜参加した生徒の主な意見＞

- ・職場環境が悪いイメージがあったが、様々な対策が取られていることが分かった。
- ・休みが少ないイメージがあったが、週休2日制の話聞き、変わりつつあるのだなと思った。
- ・賃金が安いイメージがあったが、資格取得や自身の努力で上がると聞き、よと感じた。
- ・様々な企業の話聞くことができ、写真を使った説明もあり、分かりやすかった。進路選択に役立った。
- ・自分たちの手で仲間と協力して1つのものを作り上げることに魅力を感じた。人の役に立つとの話を聞き、やりがいを感じられた。

ぎふ建設人材育成リーディング企業認定制度

人材の確保、育成や職場環境の改善等に積極的に取り組む建設業者を「岐阜県建設人材育成企業」として登録、実際の取り組みが特に優秀な企業を「ぎふ建設人材育成リーディング企業」として認定し幅広く広報することで、建設業者等の取り組みを支援し、建設業への人材の入職、育成及び定着を図る。(令和元年10月認定の第5回から建設関連業者(建設関係コンサルタント)を新たに対象とした)

○「岐阜県建設人材育成企業」の登録条件

下記の3つの項目について、会社をあげて積極的に取り組むことを宣言した企業を「岐阜県建設人材育成企業」として登録。

- (1)労働環境の整備、処遇の改善
- (2)将来の建設産業を担う人材の確保・育成
- (3)魅力ある建設現場等の環境づくり



○「ぎふ建設人材育成リーディング企業」の認定条件

認定評価項目(別表)の達成状況に応じて、下記の3つのランクに分けて認定。

- (1)ゴールドランク : 評価項目についての達成状況が非常に優秀な企業
- (2)シルバーランク : 評価項目についての達成状況が優秀な企業
- (3)ブロンズランク : 評価項目についての達成状況が優良な企業



○認定企業数

区分	第1回認定 H29.11		第2回認定 H30.4		第3回認定 H30.10		第4回認定 H31.4			辞退	第5回認定 R元.10				
	総数	内訳	総数	内訳	総数	内訳	総数	内訳	総数		内訳	総数	内訳		
														新規	ランクアップ
認定	105	136	31	13	169	33	18	193	24	17	2	224	33	(12)	8
ゴールドランク	10	18	1	7	27	0	9	37	3	7		48	8	(7)	3
シルバーランク	34	41	6	6	50	9	9	61	6	10	1	69	6	(3)	5
ブロンズランク	61	77	24		92	24		95	15		1	107	19	(2)	
登録	349	374	25		452	78		483	31		2	518	37	(13)	

第6回認定:届出・申請期間・・・7~8月、認定11月、認定証授与式・・・12月

※( )内は内数で、建設関連業者(建設関係コンサルタント)の数値

建設業の人材確保・育成や職場環境改善等を支援する総合評価落札方式の試行

「ぎふ建設人材育成リーディング企業認定制度」が平成29年度に始まり、この制度の充実を図るとともに、建設業における人材の確保・育成や職場環境改善等の支援を目的として、「ぎふ建設人材育成リーディング企業」の認定及び「岐阜県建設人材育成企業」としての登録がある企業の活用に関する条件を付加した「人材育成型総合評価落札方式」を平成30年度から試行を開始。

評価項目	評価内容	評価基準	評価点 (技術提案、 簡易1, 2)	評価点 (地域型)
人材育成の取り組み	ぎふ建設人材育成リーディング企業への認定状況	ゴールド認定	2.0	1.0
		シルバー認定	1.5	0.7
		ブロンズ認定	1.0	0.5
		上記以外	0.0	0.0

評価項目	評価内容	評価基準	評価点
県内企業の活用率	県内企業の活用状況	県内企業活用金額率 90%以上かつ登録企業活用金額率が50%以上	1.5
		県内企業活用金額率 90%以上かつ登録企業活用金額率が50%未満	1.0
		県内企業活用金額率 50%以上かつ登録企業活用金額率が50%以上	0.75
		県内企業活用金額率 50%以上かつ登録企業活用金額率が50%未満	0.5
		県内企業活用金額率 50%未満	0.0

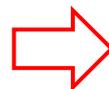
実施状況・入札結果

実施件数 令和元年度: 86件 (R01.12末時点)

入札結果

全入札参加者数(落札者含む) 423者  
 ※内訳: ゴールド認定 68者 } 55%  
 シルバー認定 80者 }  
 ブロンズ認定 83者 }  
 その他(加点無し) 192者 45%

落札者数 86者  
 ※内訳: ゴールド認定 18者 } 60%  
 シルバー認定 12者 }  
 ブロンズ認定 22者 }  
 その他(加点無し) 34者 40%



令和2年度は120件程度を実施予定

建設関連業務の人材確保・育成や職場環境改善等を支援する総合評価落札方式の試行

「ぎふ建設人材育成リーディング企業認定制度」では、令和元年度よりコンサルタント会社等も認定対象となったことから、この制度の充実を図るとともに、建設関連業務における人材の確保・育成や職場環境改善等の支援を目的として、「ぎふ建設人材育成リーディング企業」の認定及び「岐阜県建設人材育成企業」としての登録がある企業の活用に関する条件を付加した「地域型(人材育成型)総合評価落札方式」を令和2年度から試行を開始。

地域型(人材育成型)

評価項目	評価内容	評価基準	技術評価点
人材育成の取組み	ぎふ建設人材育成リーディング企業への認定状況	ゴールド認定あり	4.0
		シルバー認定あり	3.0
		ブロンズ認定あり	2.0
		登録あり	1.0
		登録・認定なし	0.0

- ・令和2年度より試行開始
- ・技術提案を求めず、地域に根差し人材育成に取り組んでいる企業を評価する。
- ・県土整備部予算の事業であって、予定価格が100万円以上の業務を対象とする。
- ・試行件数は10件程度を予定

オール岐阜・企業フェス

企業及び学生が集う県内最大規模のプレ就活イベントとして、平成28年度から開催している当該イベントにおいて、県内建設業者の魅力を発信する機会を創出する。

○令和2年度予定

開催日:未定  
 開催場所:岐阜メモリアルセンターで愛ドーム 他  
 参加企業数:約400社(うち建設関連企業は100社程度)  
 対象:高校生、大学生、短大生、大学院生、第二新卒、学生の保護者等  
 主催:岐阜県、産学金官連携人材育成・定着プロジェクト推進協議会



○令和元年度実績

開催日:令和元年11月12日(火)、13日(水)  
 参加企業数:約400社(うち建設関連企業は71社)  
 実施内容:来場者(高校生、大学生等)への建設業の魅力PR及び出展企業のPRのためのブースの出展



- ①パネル展示(建設産業の役割、労働環境の改善、快適トイレ、ICTによる生産性向上、技術者インタビュー等の説明)
- ②リラシ・クリアファイル配布
- ③機器展示(ドローン、測量機器)
- ④体験(3次元測量体験、プログラミングドローン操作、18調服の試着)

将来的な建設業の担い手確保を図るため、PR冊子の制作・配布や出前授業等により、建設業の役割、建設業で活躍する若者や女性の声、ICT等の最先端の技術等を紹介し、幅広い世代に対してイメージアップを図る。

○令和2年度予定

- ①小中高校生向けの子ども・学生新聞への掲載  
小学生:子ども新聞「マナビのトビラ」年3回  
中学3年生及び高校生:学生新聞「高校ダイアリー」年3回
- ②新聞特集紙面の掲載  
岐阜新聞特集記事 年3回、特集紙面(見開き2ページ)
- ③保護者向けPR冊子、建設業の果たしている役割等のPR動画の制作
- ④中学生向け出前授業の実施 5回 ほか

○令和元年度実績

- ①小中高校生向けの子ども・学生新聞への掲載  
小学生:子ども新聞「マナビのトビラ」年3回  
中学3年生及び高校生:学生新聞「高校ダイアリー」年3回
- ②新聞特集紙面の掲載  
岐阜新聞特集記事 年4回、特集紙面(見開き2ページ)
- ③中高生向け冊子「建設産業の現在(いま)」の制作
- ④中学生向け出前授業の実施 5回(瑞浪南中(9/20)、西陵中(9/27)、長森南中(10/2)、10/18(広陵中)、11/6(松倉中))

＜出前授業に参加した生徒の感想＞

- ・建設にはいろいろな役割があることが分かった。除雪や災害復旧などをしており、ありがたいと思った。
- ・作業は大変だが、作ったものが地図に載ったり、人々の生活を安全にしておき、すごくやりがいの持てる仕事だと感じた。
- ・ドローンやレーザースキャナなどの機械を多く使い、建設しているため、技術が発達していてすごいと感じた。



既存の若年者等を対象とした魅力発信

- ・建設業で働く県内学校OBによる就職サポートの実施
- ・工業系高校生を対象としたインターンシップの実施
- ・工業高校生を対象とした現場見学会
- ・工業高校教諭を対象とした現場見学会
- ・小中学生の親子を対象とした現場見学会
- ・女性を対象とした現場見学会
- ・女性技術者等による意見交換会



# 静岡県の実施について

## 1. 静岡県の実施

## 2. 静岡県支部の実施

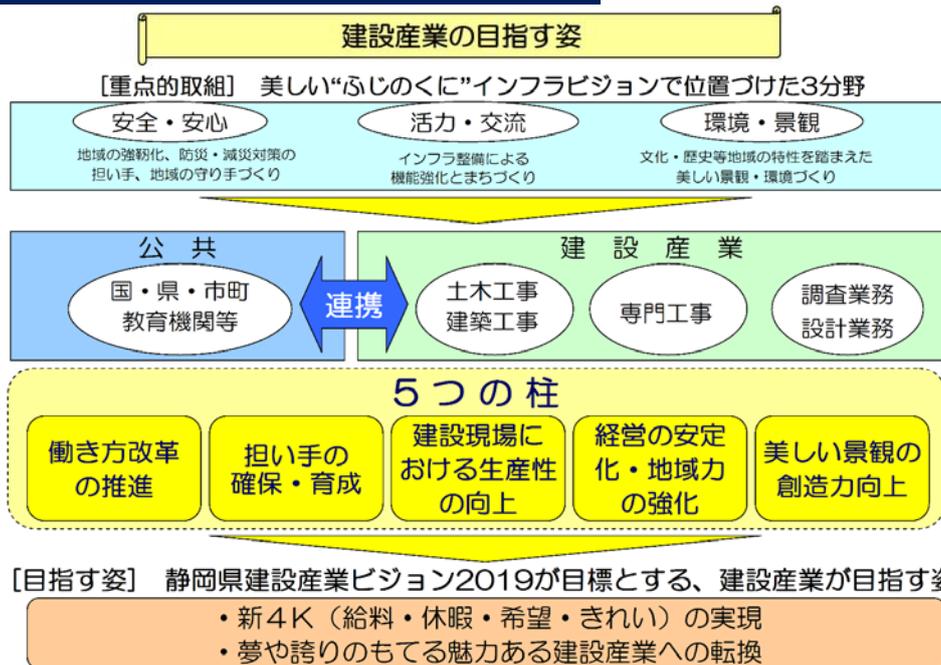
令和2年5月

### 1. 静岡県の実施

【静岡県】

Chubu Regional Development Bureau, MLIT

#### 静岡県建設産業ビジョン2019(H31.3策定)



#### 建設産業ビジョンにおいて13指標の数値目標を設定（以下、一部抜粋）

指標	現状値		目標値	
	2017年度	2022年度	2022年度	2027年度
平準化率	α:0.70 β:0.75	α:0.8 β:0.8	α:1.0 β:1.0	α:1.0 β:1.0
週休2日工事	27件	20発注件数の50%		発注件数の100%

平準化の取組

【これまでの取り組み】

	取組	内容
1	債務負担行為の活用拡大	・維持管理業務における債務負担行為の設定 ・9月議会で <u>ゼロ債務負担</u> の設定(平成28年度～)
2	柔軟な工期の設定	・「 <u>工事着手日選択型工事</u> 」の導入(平成28年度～)
3	速やかな繰越手続き	・2月議会から12月議会の前倒し計上(平成24年～)

「発注等平準化推進WG」設立(平成29年12月)

- ・部全体で課題の洗い出しと対応を検討
- ・平成30年10月にリーフレットを作成し、発注・施工時期の平準化の取組について出先機関へ周知徹底(目標:令和4年度までに平準化率 $\alpha\beta$ :0.8以上)

【令和2年度】

- ・「工事着手日選択型工事」の適用を、単年度予算及びゼロ債務に加え、複数年債務も対象

週休2日制工事の取組

【これまでの取組】

- ・平成27年度より「休日確保型入札」を導入
- ・4週8休を基本とし、4週7休・4週6休についても柔軟に対応
- ・平成31年1月より共通仮設費率及び現場管理費率の補正を導入、令和元年7月より、労務費及び機械経費の補正を導入

【令和2年度】

- ・**すべての工事を対象とする。**
- ・段階的な拡大を図るため、「発注者指定型」、「受注者希望型」を使い分ける
- ・工事成績および総合評価の加点対象とし、インセンティブを付与する

	令和元年度		令和2年度
対象工事	次の事項をすべて満たす工事 ① 発注見通しを公表する工事 ② 単年度予算による工事(ゼロ債含む) ① A・B・C等級を発注対象とする工事		<b>原則、すべての工事を対象とする。ただし、以下を対象外とする。</b> ① 施工に必要な実日数(実働日数)が30日以下と見込まれる工事 ② 災害復旧工事(改良復旧工事含む)、通年維持工事 ③ 発注機関の長が対象工事に適さないと判断する工事(供用開始時期が決められている工事など)
発注方法	発注者指定型		○ <b>発注者指定型</b> <u>当初設計金額が3.5千万円以上</u> の工事を対象とする。 ○ <b>受注者希望型</b> 発注者指定型以外の工事を対象とする。
インセンティブ	工事成績	加点なし	<b>週休2日工事の達成程度に応じ、評定点計に加点。</b>
	総合評価	加点なし	<b>週休2日工事の実施に応じ、評定基準に加点。</b>

## ICT活用工事の取組

【これまでの取り組み】

### 実施状況 (R1)

工種	発注方式	発注件数	実施件数
土工	導入型	99件	94件
	希望型	148件	26件
舗装工	希望型	71件	2件
浚渫工		9件	0件
地盤改良工		2件	0件
合計		329件	122件

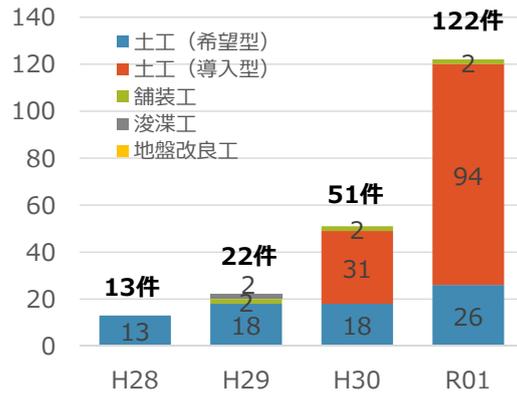
【令和元年度】

- 「土工」、「舗装工」、「浚渫工」に加え、工種に「地盤改良工」を追加
- 普及啓発活動の登録制度「ICTマイレージプログラム」を導入

【令和2年度】

- 工種に「切削オーバーレイ工」、「スラリー攪拌工」、「基礎工」、「ブロック据付工」を追加

## 実施件数の推移



## 支援協議会



平成28年度「ふじのくにICT活用工事支援協議会」設立  
平成29年度「建設イノベーションの推進」を内容に加え「ふじのくにCi-Construction推進支援協議会」に改称

⇒ 現場見学会や研修会の開催等、生産性向上の推進支援体制として活動

# 1. 静岡県の取組 (その他)

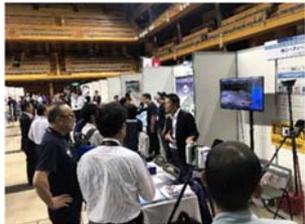
## 建設イノベーション推進

【これまでの取組】平成29年度より、**新技術交流イベント**を毎年開催

### 新技術交流イベント

- 建設現場におけるニーズと、企業等が保有するシーズのマッチングを図るため、異業種、異分野の企業、技術、アイデア、サービス、ノウハウ等の交流・連携を支援
- 令和元年度は、各企業のブース出展に加え、ICT建機の実演等を実施

### 新技術交流イベント in Shizuoka2019 (R1.10)



各企業のブース出展による情報交換



現場ニーズに対応可能な技術のプレゼンテーション



ICT建機の実演等

【令和2年度】

### 新技術交流イベント in shizuoka2020 開催予定

#### 7月 イベント参加者募集

建設業界をはじめ、異業種へも働きかけることにより、「新技術交流イベント」の参加者を募集する。

#### 10月29日 新技術交流イベント開催

参加企業からのプレゼンテーションやブース出展などにより、自由な情報交換の場を設ける。

#### 現場導入・各チームによる技術開発

- ニーズにマッチングする技術の現場導入
- 開発チーム毎による技術開発

## その他

【令和2年度】

- 遠隔臨場の試行要領を策定、受注者希望型で発注予定
- 情報共有システムの活用対象案件を拡大
- 業務委託におけるウェブ会議の活用を推進

### 県部会(R2)の開催実績

#### 1) 第1回県部会

○令和元年8月7日開催

○議事

- ・品確法改正【中部地整】
- ・中部ブロック発注者協議会の取組について【中部地整】
- ・静岡県部会の取組について【静岡県】
  - 県部会の重点項目設定・ロードマップ作成
  - 分科会の設置



第1回県部会 (R1.8.7)

#### 2) 第2回県部会

○令和元年11月5日開催

○議事

- ・品確法改正、運用指針改正(案)について【中部地整】
- ・分科会の取組について【静岡県】



第3回県部会 (R2.2.18)

#### 2) 第3回県部会

○令和2年2月18日開催

○議事

- ・運用指針の改正、平準化ヒアリングの実施状況【中部地整】
- ・県部会ロードマップの策定について【静岡県】

## 2. 静岡県部会の取組

### 重点項目の設定・ロードマップの作成

#### 県部会重点項目に4項目を設定 (R1.8県部会)

中部重点

##### 【重点項目1】

施工時期の平準化

R1目標

- ・各県・政令市は前年度以上の平準化率( $\alpha$ )以上を目指す
- ・各市町は「取組推進工事(※)」の平準化の推進を図る (※)工事金額が35百万円以上

##### 【重点項目2】

週休2日制工事の実施

R1目標

- ・県・政令市は「週休2日工事」を実施
- ・市町は「週休2日工事」または「適正な工期設定」を実施

##### 【重点項目3】

設計変更ガイドラインの整備

R1目標

- ・各市町の策定率100%

県重点

##### 【重点項目4】

低入札価格調査基準または最低制限価格の設定

#### ロードマップの作成

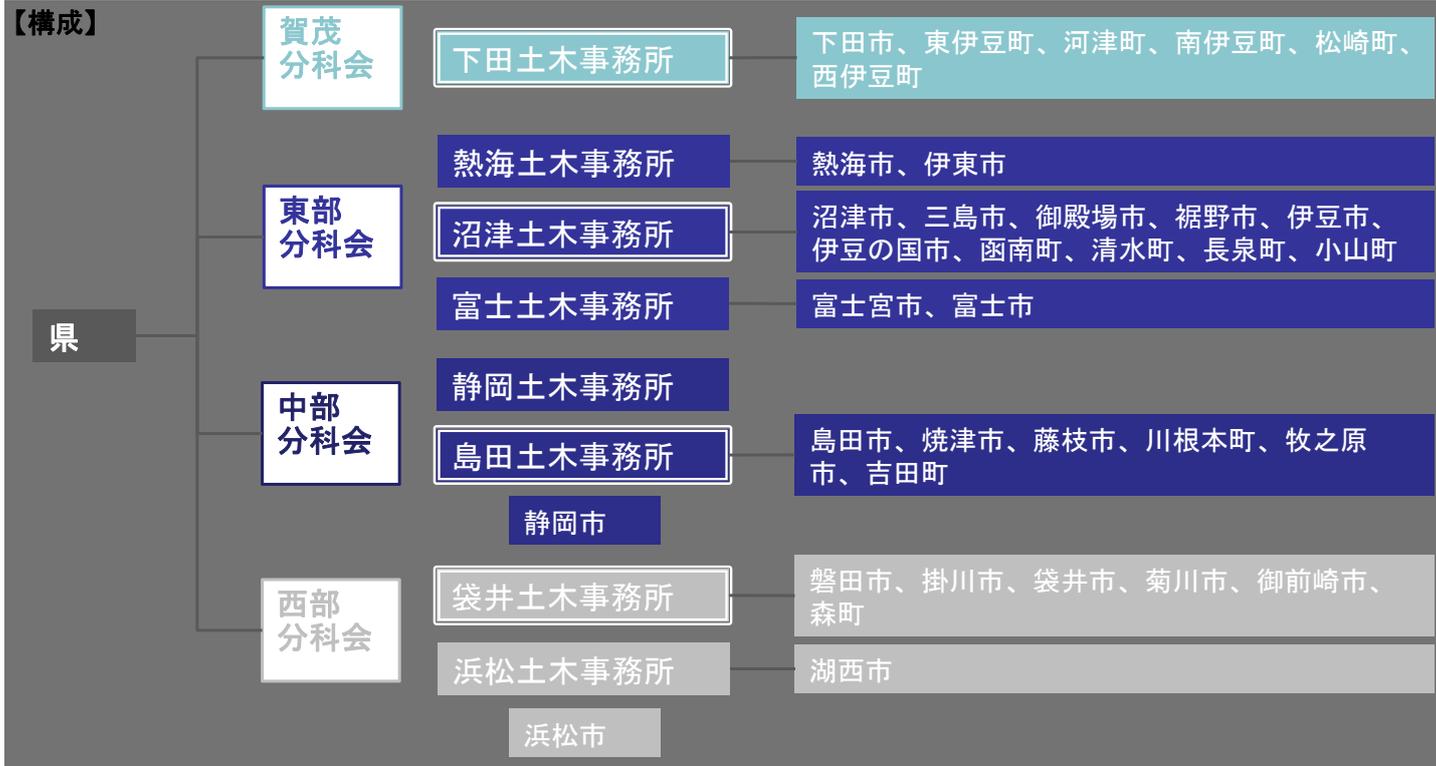
- ・ 県部会重点項目について、2022年度までの目標計画(ロードマップ)を市町毎に作成
- ・ 分科会で作成した各市町のロードマップをもとに、県部会のロードマップを策定

### 分科会の設置

- 令和元年度、県内4地区(賀茂、東部、中部、西部)単位で構成される**分科会**を設置

**【目的】** 公共工事の品質確保の促進に向けた取組について各市町の実務担当まで浸透させるため、地区単位で市町を支援し取組の推進を図る。

#### 【構成】



8

## 2. 静岡県部会の取組

### 分科会(R1)の開催実績

#### 第1回分科会(令和元年10月)

- 講習会【中部地方整備局】  
改正品確法の推進、生産性向上(i-Construction)の推進)等
- 意見交換【静岡県】  
・県部会の重点項目について
  - ①平準化促進
  - ②週休2日工事实施
  - ③設計変更ガイドライン策定
  - ④低入札価格調査基準・最低制限価格の設定
- ・各市町のロードマップ作成について



東部分科会(R1.10.29)

#### 第2回分科会(令和元年12月)

- 各市町ロードマップについて  
各市町で作成したロードマップにおける各取組の目標設定や、各市町の実状・課題等について意見交換。



中部分科会(R2.12.9)

⇒ 各市町のロードマップで設定した目標値を集計し、県部会ロードマップを策定

県部会ロードマップ

(1) 施工時期の平準化

- ・平準率は、H30:  $\alpha=0.39$ 、 $\beta=0.42$
- ・**R4年度までに、平準化率 $\alpha \cdot \beta$ を0.6以上**

(2) 週休2日工事

- ・「適正な工期設定」の実施率は、H30:20%  $\Rightarrow$  R1:31% (+11%)
- ・「週休2日工事」の実施率は、H30:11%  $\Rightarrow$  R1:20% (+9%)
- ・**R4年度までに、全市町で「適正な工期設定」または「週休2日工事」を実施**

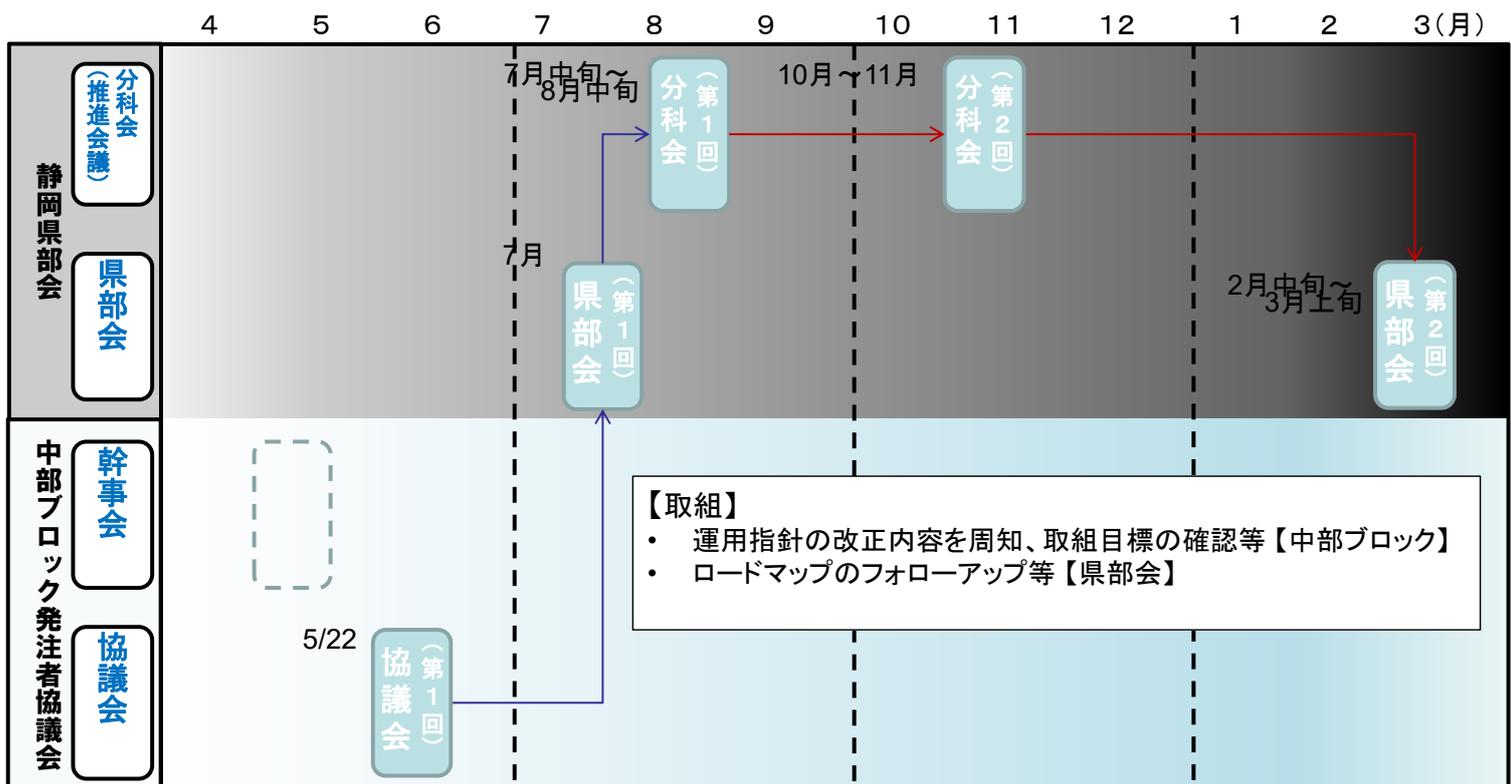
(3) 適切な設計変更

- ・「設計変更ガイドライン」の整備状況は、H30:43%  $\Rightarrow$  R1:71% (+28%)
- ・**R2年度までに、全市町で「設計変更ガイドライン」を整備**

(4) 低入札価格調査基準または最低制限価格

- ・工事は100%導入済み
- ・業務委託は、H30:29%  $\Rightarrow$  R1:31% (+2%)
- ・**R3年度までに、全市町で「低入札価格調査基準」または「最低制限価格」を導入**

令和2年度スケジュール(案)



# 愛知県の取組について

1. 令和元年度の取組状況
2. 令和2年度の取組予定
3. 重点取り組み項目の状況及び結果
4. 自己評価結果を踏まえた取り組み
5. その他(市町村支援, 担い手確保)



国土交通省 中部地方整備局

令和2年5月

Chubu Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

## 1. 令和元年度の取組状況

Chu



### ○ 愛知県公共事業発注者協議会の開催状況

・愛知県公共事業発注者協議会を3回開催。改正品確法の周知や重点取り組み項目の推進状況、発注者支援機関の活用事例の紹介等を実施した。

#### 【開催概要】

- |        |                                |
|--------|--------------------------------|
| (1)第1回 | 開催日: 令和元年9月6日<br>開催場所: 自治センター  |
| (2)第2回 | 開催日: 令和元年10月30日<br>開催場所: 三の丸庁舎 |
| (3)第3回 | 開催日: 令和2年3月13日<br>開催場所: 書面開催   |



### ○ 改正品確法に基づく発注関係事務の運用指針に関する講習会の開催状況

・改正品確法の推進や、生産性の向上(i-Construction)、監督・検査・成績評定に関する講習会を3地区において開催し、市町村の理解の促進を図った。

#### 【開催概要】

- |            |                                 |
|------------|---------------------------------|
| (1)尾張・一宮地区 | 開催日: 令和元年9月24日<br>開催場所: 愛知県本庁舎  |
| (2)海部・知多地区 | 開催日: 令和元年9月25日<br>開催場所: 自治センター  |
| (3)三河地区    | 開催日: 令和元年9月30日<br>開催場所: 西三河総合庁舎 |



# 1. 令和元年度の取組状況

Chu



## ○ 愛知県公共工事発注者協議会推進会議の開催状況

■目的：中部ブロック及び愛知県発注者協議会における重点取組項目について、市町村の取組を支援、推進するために設置。地区ごとに取組項目に対する課題等、意見交換を実施した。

※各地区の『講習会』後に『推進会議』を開催

### ■開催概要：

- (1)尾張・一宮地区 開催日:9月24日(15:30~17:00)  
参加者:37人
- (2)海部・知多地区 開催日:9月25日(13:00~14:30)  
参加者:26人
- (3)三河地区 開催日:9月30日(15:30~17:00)  
参加者:46人

### 週休2日工事の実施に関する主な意見

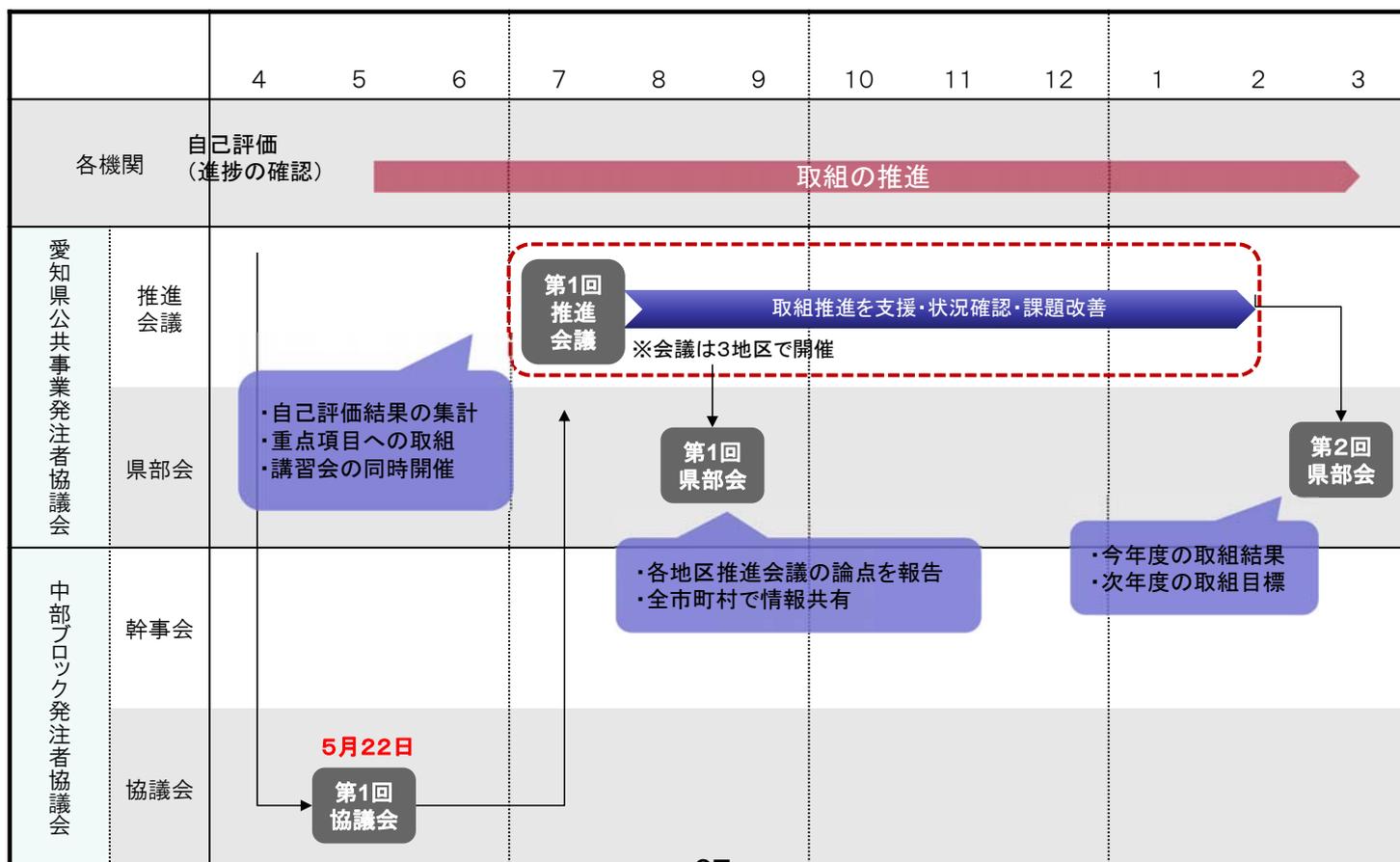
- ・発注担当課職員の知識不足、実施必要性の認識が低い。
- ・市内業者が週休2日工事に対応できない(日給月給の労働者が多い)。

### 施工時期等の平準化に関する主な意見

- ・工事の年度内完了を徹底しており、原則債務負担行為や繰越は実施していない。
- ・平準化のための債務負担行為実施は、財政部局が認めてくれない傾向。
- ・交付金の内示時期が遅いため、4~6月の早期発注が困難。
- ・特に教育委員会関係の予算内示が遅い傾向にある。
- ・4月~6月は国・県の繰越工事等が実施されており、市町村工事を同時期に発注する必要性を感じない。

# 2. 令和2年度の取組予定

Chu



### 3. 重点取り組み項目の状況及び結果【施工時期等の平準化】

#### ○重点項目①『施工時期等の平準化』

指標： 年度の平均と4～6月期の平均の稼働状況（件数 $\alpha$ ・金額 $\beta$ ）の比率  
 目標： 各市町村は **平準化率 $\alpha$ 0.6以上**を目指す

#### 【R1取組内容】

- 前年度選定したR1平準化推進工事の早期発注
  - R2平準化推進工事を1件以上12月までに選定
  - 平準化を意識したR2予算要求
  - 発注、繰越しなどの事務手続き
- 推進会議で意見交換、県部会で達成状況について報告

R1平準化推進工事		R2平準化推進工事	
工事件数	144件 (35市町村)	工事件数	253件 (36市町村)
発注済み	135件 (32市町村)		
中止及び未発注	9件		

R2平準化推進工事の選定が必要な市町村数は27市町村だったが、36市町村で選定済み。

R1平準化推進工事が中止及び未発注となった理由  
 ・500万以上の工事が無い  
 ・関連工事の未完了など

※平準化推進工事の選定が必要な市町村：平準化率 $\alpha$ の前年度実績が0.6未満 or 翌年度目標が0.6未満

### 3. 重点取り組み項目の状況及び結果【週休2日工事の実施状況】

#### ○重点項目②『週休2日工事の実施状況』

指標： 週休2日(4週8休)工事の実施状況  
 目標： 各市町村は **「週休2日工事」を1件以上実施**

#### 【R1取組内容】

- R1週休2日工事を1件以上10月までに選定
  - 対象工事の発注状況についてフォローアップ
  - 適切な工期の設定
  - 県の要領や取組状況、実績等を市町村へ情報提供。
- 推進会議で意見交換、県部会で達成状況について報告

週休2日工事実施要領の整備状況	R1.6 時点	R2.1 時点
整備済み	3市町村	⇒ 7市町村
県の実施要領を準用	8市町村	⇒ 7市町村
未整備	40市町村	⇒ 40市町村
未記入	3市町村	⇒ 0

R1週休2日工事発注件数：21市町村で137件  
 ※要領未整備の市町村でも、受注者希望型により実施。

R1週休2日工事	R1.6 時点	R2.1 時点
R1発注あり	19市町村	⇒ 21市町村
R1発注なし	35市町村	⇒ 33市町村
<b>合計</b>	<b>54</b>	<b>54</b>

#### ○重点項目③『適切な設計変更』

指標：設計変更ガイドラインの策定・活用状況等

目標：市町村の**策定率100%**を目指す

#### 【R1取組内容】

- 設計変更ガイドライン整備状況調査を実施
- 県ガイドラインの準用や独自のガイドライン整備にあたっての課題等を整理

➡ 推進会議で意見交換、県部会で整備状況報告

設計変更ガイドラインの整備状況	H30.9 時点		R1.6 時点		R2.1 時点
A：整備済み	23	⇒	23	⇒	23
B：独自に整備予定	3	⇒	6	⇒	5
C：県準用	28	⇒	25		26

B：独自に整備予定の5市町村  
 ・R1年度：2市町村  
 ・R2年度：2市町村  
 ・県のガイドラインを参考に検討中：1市



愛知県建設局設計変更ガイドライン(R2.4一部改正)

### 4. 自己評価結果を踏まえた取り組み

#### ○当初予算における繰り越し明許費の見直し(拡大)

##### ■改正品確法を踏まえた対応

- 年間を通じて工事等の計画的な発注や適正な工期の設定が行えるように、令和2年度当初予算における繰越明許費の計上額を見直し(拡大)。
- 原則として、公共事業については25%を、さらに単県事業についても10%を計上。



令和2年度当初予算では、前年度当初予算の4倍強となる約270億円の繰越明許費を確保

・近年の当初予算における繰越明許費計上額【建設部門】

(単位:億円)

公・単	2018	2019	2020
公共	53	59	222
単独	0	0	48
合計	53	59	270

##### ■期待される効果

- 年間に必要となる繰越明許費に基づいた発注見通しを立てることにより、工事等の前倒しを図り、さらなる「施工時期の平準化」につなげていく。
- 工事の規模や難易度などを考慮した工期設定が契約段階において可能となることから、「適正な工期」を確保し、計画的な発注を行うことができる。
- 施工時期の平準化等により年間の工事量が安定すれば、現場技術者の処遇改善や経営の健全化に寄与し、ひいては品質確保につながる。

## 4. 自己評価結果を踏まえた取り組み

Chubu

### ○愛知県における週休2日工事の取組

平成28年度より、原則として土曜日及び日曜日を休工とする「**完全週休2日制工事**」を実施

H28年度	「設計金額が5千万円以上」の工事を対象(発注者指定型:18件)、工事成績評定で評価
H29年度	受注者希望型を展開(発注者指定型:20件+受注者希望型:80件)
H30年度	取組証の発行、経費の補正(発注者指定型:24件+受注者希望型:84件)
R1年度	完全週休2日の取組実績を <b>総合評価で評価</b> (発注者指定型:24件+受注者希望型:66件)

#### □工事成績

対象期間のうち、**土、日休工の週を90%以上**取得できた場合、工事成績評定で評価。

#### □取組証

左記で評価した場合、「取組証」を発行。  
⇒R1より**総合評価で評価**

#### □経費の補正

週休2日(対象期間全日数に対する休工の割合が**4週6休~4週8休**)を実施した工事において各経費労務費を補正

- 例:《4週8休以上》
- ・労務費 1.05
  - ・機械経費(賃料) 1.04
  - ・共通仮設費率 1.04
  - ・現場管理費率 **1.06 (R2改正)**

対象期間:契約締結日の翌日から工事完了日までとする。ただし、準備・片づけ期間、夏季・年末年始休暇、工場製作のみの期間、工事事故等による不稼働期間等は対象期間から除く。

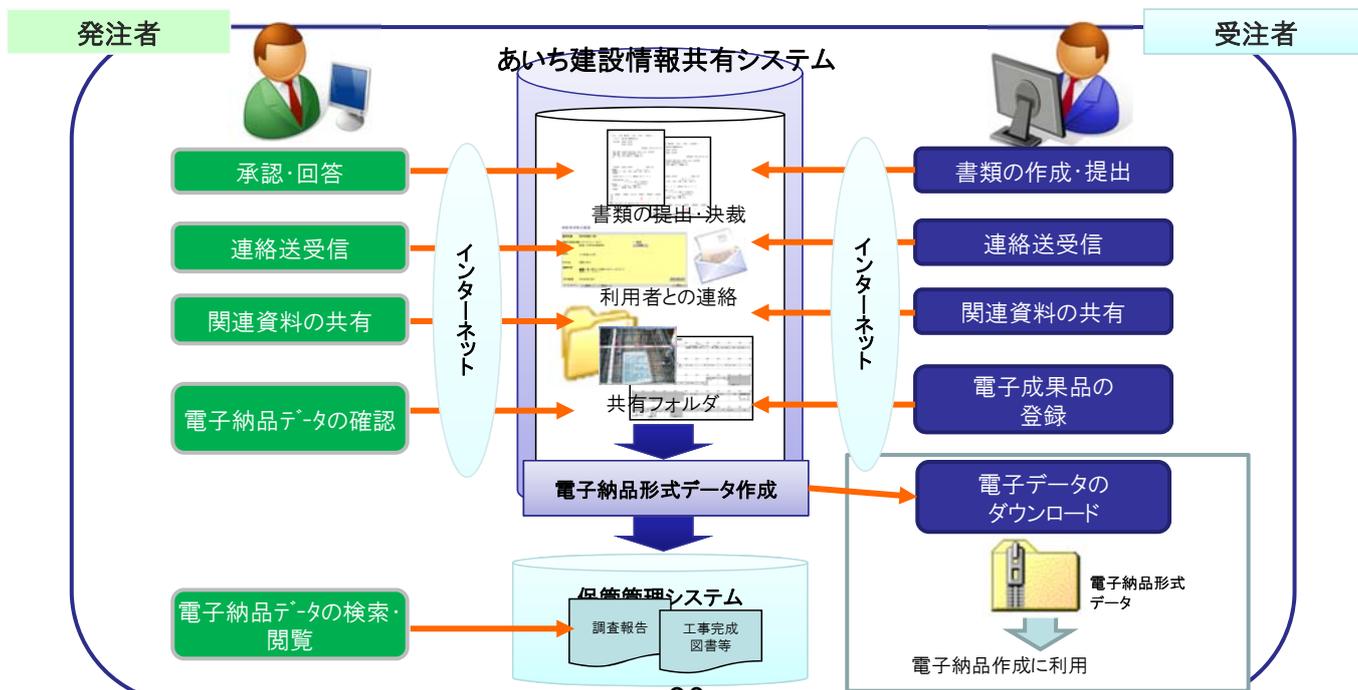
58

## 4. 自己評価結果を踏まえた取り組み

Chu

### ○あいち建設情報共有システムの運用開始(令和2年度4月)

- ・インターネットを利用し、受発注者間で工事施工中に関する様々な情報を共有し相互利活用。
- ・令和2年度4月~土木系工事で本格的運用を開始。今後、建築系や農林系の発注工事でも順次試行予定。
- ・市町村に対しても、本システムのメリット等を説明し、導入を促進。



301

59

○ 発注者支援機関の活用について(支援体制の強化)

■ 発注者支援機関の認定状況

・平成27年3月6日、以下の2機関が認定された。(平成30年1月25日 認定更新)

- ◆愛知県都市整備協会(土木) ◆愛知県住宅供給公社(建築)

■ 発注支援機関活用状況

例)愛知県都市整備協会(土木)

年度	設計	積算	監督	検査	総合評価	支援市町村数
H29	2	1	5	4	0	6市町 (豊田市、東海市、知立市、弥富市、清須市、設楽町)
H30	5	2	3	3	0	7市町 (東海市、大府市、知立市、弥富市、清須市、大口町、設楽町)
R1	2	1	3	3	0	7市町 (知立市、尾張旭市、高浜市、岩倉市、弥富市、大口町、設楽町)

■ 発注支援機関における支援体制の強化

- ・平成28年度から愛知県都市整備協会で、建設技術課を新設
- ・平成30年度から愛知県住宅供給公社で、技術支援室を新設
- ・令和2年度から愛知県都市整備協会で、「あいち建設情報共有システム」を運営

○ 建設分野の魅力発信

(1)イブニングサロン

これから進路を決定する学生と、行政や建設会社、建設コンサルタント及び先生とが交流する場を提供し、建設業界の魅力や課題などについて意見交換する。

〈イブニングサロン実績(H25~R1)〉

年度	学校名	参加者数		
		学生	社会人	合計
H25~H28		215	147	352
H29	愛工大名電高等学校	10	17	27
	名古屋大学	19	11	30
	豊田工業高等専門学校	11	11	22
	豊橋技術科学大学	13	11	24
H30	豊川高等学校	14	10	24
	愛知工業大学	13	10	23
	中部大学	12	9	21
	豊橋工業高等学校	39	16	55
R1	豊田工業高等専門学校	14	12	26
	愛知総合工科高等学校	20	10	30
	名古屋工業大学	18	12	30
	椋山女学園大学	18	10	28



(2)出前講座・現場見学会

小学校の特別授業の一部として「出前講座」を、小校~大学生を対象に「現場見学会」を開催し、社会資本の役割について理解を深める。

〈出前講座実績(R1)〉

講座の分野	講座数
道路、河川、砂防、都市計画、災害対策など	15

〈現場見学会実績(R1)〉

- ・清須貝殻山貝塚資料館(仮称)建設工事
- ・一般県道羽島稲沢線(新濃尾大橋)建設工事
- ・日光川河川防災ステーション見学会等
- ※延べ362名が参加



# 三重県の取組について

## 1. 三重県部会の取組

## 2. 三重県の取組

令和2年5月

## 1. 三重県部会の取組

中部ブロック発注者協議会【三重県】

Chubu Regional Development Bureau, MLIT

### 1. 三重県部会の開催状況

<令和元年度>

●第1回県部会(R1. 8. 21)

- 中部ブロック発注者協議会の取組
- 三重県部会の取組
- 三重県の取組
- 品確法一部改正

●第2回県部会(R1. 11. 8)

- 改正品確法 運用指針(案)

●第3回県部会(R2. 2. 19)

- 三重県部会の取組
- 三重県の取組
- 改正品確法 運用指針

<令和2年度の予定>

●第1回県部会(R2. 6~7予定)

- 中部ブロック発注者協議会の取組
- 三重県部会
- 三重県の取組

●第2回県部会(R3. 2~3予定)

- 三重県部会の取組
- 三重県の取組



2. 三重県部会の取組

● 1. 平準化の促進に向けた取組(さ・し・す・せ・そ)ロードマップによる取組の見える化

- 「平準化の促進に向けた取組(さ・し・す・せ・そ)」の取組を進めるため、各市町毎に2018~2020年度年までのロードマップを策定し、取組を推進
- 令和2年度は最終年度となるため、ロードマップを検証するとともに、課題等を抱える市町に対して、改善策等を検討

ブロック名	市町名	取組内容	実施状況 ~2018(上)	2018		2019		2020		平準化率(目標)	平準化率の経緯	H30年度の取組実績	
				計画	実績	計画	実績	計画	実績			債務負担による発注件数	未実施
熊野ブロック 分科会	熊野市	債務負担行為の活用	未	検討	準備	実施	α:0.6 β:0.6	2017(H29) α:0.36 β:0.31 2018(H30) α:0.77 β:0.85 2019(R1) α: β: 2020(R1) α: β:	債務負担による発注件数 余裕期間による発注件数 年内の繰越手続き件数 積算の前倒し件数 目標設定( )	-	1件 1件 1件 29件 未実施		
		柔軟な工期の決定	未	検討	準備	実施							
		速やかな繰越手続き	未	検討	準備	実施							
		積算の前倒し	済										
		早期執行の目標設置	未	検討	準備	実施							
		債務負担行為の活用	未	準備	準備	実施							
	御浜町	柔軟な工期の決定	未	準備	準備	実施	α:0.6 β:0.6	2017(H29) α:0.16 β:0.12 2018(H30) α:0.27 β:0.14 2019(R1) α: β: 2020(R1) α: β:	債務負担による発注件数 余裕期間による発注件数 年内の繰越手続き件数 積算の前倒し件数 目標設定( )	-	1件 1件 1件 1件 未実施		
		速やかな繰越手続き	未	準備	実施								
		積算の前倒し	未	準備	準備	実施							
		早期執行の目標設置	未	準備	準備	準備							
		債務負担行為の活用	未	実施									
		柔軟な工期の決定	未	準備	準備	実施							
紀宝町	速やかな繰越手続き	未	準備	準備	実施	α:0.6 β:0.6	2017(H29) α:0.17 β:0.002 2018(H30) α:0.13 β:0.25 2019(R1) α: β: 2020(R1) α: β:	債務負担による発注件数 余裕期間による発注件数 年内の繰越手続き件数 積算の前倒し件数 目標設定( )	1件	1件 1件 1件 1件 実施			
	積算の前倒し	未	準備	準備	実施								
	早期執行の目標設置	未	準備	準備	実施								
	債務負担行為の活用	未	実施										
	柔軟な工期の決定	未	準備	準備	実施								
	速やかな繰越手続き	未	準備	準備	実施								
熊野ブロック全体			実施済 市町数										
				1	1	3						0件	
				0	0	3						0件	
				0	1	3						0件	
				1	1	3						29件	
				0	0	2						未実施	
				2	3	14							

2. 三重県部会の取組

● 2. 平準化工事/週休2日制工事の選定・登録

- 平準化や週休2日制工事は、中部ブロック発注者協議会の重点取組で、県部会でも積極的に取り組む。

● 平準化工事

<令和元年度>

- 各市町において、「債務負担活用工事」もしくは「早期発注(4~6月)工事」を1件以上を選定・登録する取組を実施。

<令和2年度の予定>

- 選定・登録した工事の進捗確認、情報共有を行い、取組を推進。
- 「債務負担活用工事」もしくは「早期発注(4~6月)工事」を1件以上を選定・登録する取組を引き続き実施。

● 週休2日制工事

<令和元年度>

- 各市町において、昨年度、週休2日工事を1件以上選定・登録する取組を実施。

<令和2年度の予定>

- 選定・登録した工事の進捗確認、情報共有を行い、引き続き取組を推進。
- 発注者協議会の状況をみて、見える化を検討など

平準化工事	R1(予定)	R1(実績)	R2(予定)
債務負担	6市町 11工事	7市町 28工事	11市町 39工事
早期発注	25市町 30工事	25市町 395工事	22市町 35工事

※集計は、500万円以下の少額工事も含まれている。

週休2日工事	R1(予定)	R1(実績)	R2(予定)
発注者指定型	11市町 12工事	12市町 14工事	11市町 13工事
受注者希望型	13市町 14工事	10市町 10工事	14市町 15工事
備考	1市予定なし 4市町検討	7市町 未実施	1市予定なし 3市町検討中

※R1(実績)  
4週6~8休が8件、月2回土日完全が9件、土日完全が7件

## 3. 三重県部会分科会（ブロック分科会）

### ●ブロック分科会について

- 市町と県が連携して取組を進めるため10建設事務所で分科会を開催し、市町と情報を交換
- 週休2日制などの取組状況や課題等について意見交換を行い、県部会で情報を共有



伊勢

#### <令和元年度>

### ●ブロック分科会（第1回）(R1.6~7)

- 「施工時期等の平準化」、「週休2日」等に関する意見交換

### ●ブロック分科会（第2回）(R1.11~12)

- 平準化の促進に向けた取組「さしすせそ」ロードマップ、「平準化工事、週休2日制工事の選定・登録」等に関する意見交換

#### <令和2年度の予定>

### ●ブロック分科会（第1回）(R2.7~8)

- R2重点取組の確認（施工時期の平準化、週休2日制）

### ●ブロック分科会（第2回）(R3.1~2)

- R2重点取組のフォローアップ
- 平準化の促進に向けた取組「さしすせそ」ロードマップ、「平準化工事、週休2日制工事の選定・登録」等に関する意見交換

#### <ブロック分科会で出された主な意見>

- 平準化を理由とした債務負担・繰越の活用は、議会の理解を得ることが困難。
- 小規模工事のため年度を跨ぐような工事は少ない。
- 週休2日工事の経費の補正は、実施件数が増えると増額分が財政圧迫となる。
- 中間前金払制度は、21/29市町が導入済みであり、下請等への支払の円滑化といった考えは浸透しつつある。

## 4. 講習会・建設業協会支部と市町との意見交換会

### ●品確法に基づく発注関係事務の適切な実施に関する講習会

#### <令和元年度>

- ・開催日：R1.11.8
- ・受講者：市町、県地域機関等 80名
- ・内容：①改正品確法の推進について  
②生産性の向上（i-Construction）について  
③監督・検査・成績評定の基礎について

#### <令和2年度の予定>

- ・開催：R2.9~10（予定）
- ・対象：市町、県地域機関等
- ・内容：改正品確法に基づく運用指針の周知 等



講習会

### ●三重県建設業協会支部と市町の情報交換会

#### <令和元年度>

- ・開催日：R1.10.29
- ・出席者：尾鷲支部役員（尾鷲、紀北）  
ブロック分科会員（市町担当職員）  
県担当職員
- ・内容：平準化等に関して情報を交換

#### <令和2年度の予定>

- ・開催：R2.10~12（予定）
- ・出席者：協会支部（調整中）  
ブロック分科会員（市町担当職員）  
県担当職員
- ・内容：平準化等に関して情報を交換 等

#### <業界から出された主な意見>

- 国や県は平準化への理解があるが、市町等とのコミュニケーションは十分でない。

1. 施工時期の平準化の実施状況

●債務負担行為の積極的活用

- 県土整備部では、事業予算の約50%の債務予算枠を確保し、適切な工期設定、施工時期の平準化に努めている。  
(継続してR2も取り組む)

●柔軟な工期設定

- 国土交通省の余裕期間制度を参考とし、県独自の取組として、規模の小さい工事でも効果が期待できるよう、実際の工事前に90日間を超えない範囲で余裕期間を設定できることとしている。  
(R1 31件 → R2 試行を継続)

●早期執行のための目標設定

- 工事及び業務の発注見通しを公表して早期執行に努める。
- 改正運用指針で規定する中長期の発注見通しとして、県土整備部及び農林水産部において、主要事業計画の公表を実施。

●市町の平準化に向けた取組支援

- 三重県部会（発注者協議会）を通じて、「さしすせそ」の取組や「債務負担行為」、「早期発注」の取組を促進。

三重県における公共工事の平準化率の状況

区分	平成30年度		令和元年度	
三重県・市町	$\alpha=0.61$	$\beta=0.66$	$\alpha=0.61$	$\beta=0.65$
三重県	$\alpha=0.76$	$\beta=0.75$	$\alpha=0.66$	$\beta=0.64$
県土整備部	$\alpha=0.90$	$\beta=0.86$	$\alpha=0.72$	$\beta=0.66$
市町	$\alpha=0.51$	$\beta=0.60$	$\alpha=0.57$	$\beta=0.66$

2. 週休2日制の取組状況

●週休2日制試行工事の実施状況

建設現場における労働環境の改善、将来の担い手確保のため、平成28年度より試行を開始。

<令和元年度の取組>

- 月2回土日完全週休2日制工事（発注者指定型）：20件（20件契約）
- 月2回土日完全週休2日制工事（受注者希望型）：81件（212件契約）
- 週休2日が達成できた場合は、経費を補正（国土交通省の補正率に準拠）
- 週休2日検討ワーキングの開催  
※試行工事の取組拡大について、令和5年度までのロードマップの策定や4週8休の現場閉所を促すための工事成績評価などのインセンティブ付与等について、建設業団体と意見を交換
- 他部局（農林水産部、企業庁）において試行を開始

<令和2年度の取組予定>

- 月2回土日完全週休2日制工事（発注者指定型）：土木一式工事 7,000万円以上  
R1 事務所3件程度 ⇒ R2 事務所半数程度 に拡大 ※県内12事務所
- 月2回土日完全週休2日制工事（受注者希望型）  
R1 土木一式すべての工事（対象外工事を除く） ⇒ R2 すべての工事（対象外工事を除く）
- 発注者指定型・受注者希望型いずれも4週8休の現場閉所を達成した場合、工事成績評価のインセンティブ付与の試行を開始
- 引き続き他部局での試行を予定

## 2. 週休2日制の取組状況

## ●週休2日制検討ワーキングの主旨・体制

- 週休2日制を段階的に進める取組について検討。
- 三重県建設業協会と三重県県土整備部でワーキングを開催。（R1は2回、R2も開催予定）

## ●週休2日制検討ワーキングでの検討結果

- 取組拡大に向けて、インセンティブ、令和5年度までの目標について意見交換。
  - ・令和2年度から、いずれの発注方式においても、月2回土日完全週休2日工事（4週8休以上）を達成した場合は、経費補正に加えて、工事成績評定で加点を試行開始。
  - ・月2回土日完全週休2日制工事（発注者指定型）全工種、すべて（対象外工事除く）
  - ・月2回土日完全週休2日制工事（受注者希望型）全工種、対象外工事
- ☆最終目標は土日完全週休2日とし、令和5年度に中間目標を月2回土日完全週休2日に設定
- ☆受注者希望型から発注者指定型に段階的に移行し、4週8休の現場閉所を目指す。

## ●週休2日制検討ワーキングでの意見（抜粋）

- 発注者指定型の方が、下請業者にも言いやすく取り組みやすい。
- 経費の補正については、発注者側と受注者側で思いに差異がある。
- 民間工事では難しいかも知れないが、取り組んでいかなければならないことと認識している。

## 3. 設計変更ガイドラインについて

## ●設計変更ガイドラインの運用について

建設工事を対象に、設計変更を行う際の受注者・発注者の共通の目安となる三重県設計変更ガイドライン（案）を策定し、平成27年4月より運用を開始。

また、運用から1年を経過した平成27年度末に受発注者アンケートを実施し、その結果をもとにガイドラインの効果検証を行い、平成29年7月に三重県設計変更ガイドラインを改定し運用。

## &lt;令和元年度&gt;

- 設計変更ガイドラインの効果・検証
  - ・「三重県設計変更ガイドライン」の効果等について、受発注者へのアンケートを実施。

## &lt;令和2年度の取組予定&gt;

- 設計変更ガイドラインの効果・検証
  - ・「三重県設計変更ガイドライン」の受発注者へのアンケートを分析し、必要に応じガイドラインを改定。
- 調査及び設計の適切な設計変更
  - ・設計変更を行う際の受発注者の共通の目安となる「土木設計業務等変更ガイドライン」を策定。

※設計変更ガイドライン策定済み市町は、6市町あり、他23市町は三重県公共工事共通仕様書を準用し、三重県の設計変更ガイドラインを適用。

## 4. ICT活用工事の実施状況

## ●ICT活用工事の試行

県内企業への普及啓発が図られるよう、施工者希望型のICT活用範囲は、施工プロセスから受注者が選択可能な制度とし、発注者指定型・施工者希望型ともにICTを活用した場合は、インセンティブ付与（工事成績点加点）を行い、普及を推進。

## &lt;令和元年度&gt;

- ▶ ICT活用工事（ICT土工）の試行
  - ・施工者希望型、発注者指定型それぞれの、試行工事を拡大（施工者希望型：H30 2,500m<sup>3</sup>⇒R1 1,000m<sup>3</sup>以上原則指定、発注者指定型：H30 10,000m<sup>3</sup>⇒R1 5,000m<sup>3</sup>以上で実施の可否を検討し指定）
  - ・発注者指定型で16件、施工者希望型は117件を対象工事として発注
  - ・施工者希望型においては117件の内71件、約6割がICTを活用
- ▶ 受発注者への説明会等の開催
  - ・施工計画の記載例や現場での課題に対応したFAQ、県内工事の活用例の紹介等を取りまとめた「三重県ICT活用工事ガイドブック（案）」を作成し周知
- ▶ ICT推進員の配置
  - ・ICT活用工事に関する情報の周知や、課題と問題点、対応策等の共有を行い、現場でのICT推進の核となる職員を育成

## &lt;令和2年度の取組予定&gt;

- ▶ ICT活用工事の試行拡大
  - ・県内のICTの普及状況や国及び他県の状況に鑑み、土工以外の他工種（舗装工等）への試行拡大
- ▶ 受発注者への説明会等の開催
  - ・より一層の普及促進を図るため、令和元年度と同様に、受発注者への説明会や、「ICTソフトウェアのデモンストレーション講習会」「現場体験型研修会（ICT建機の実機体験、ICT機器の計測の実演）」等を開催
- ▶ ICT活用工事のアンケート調査結果分析
  - ・受注者へのアンケート調査結果を分析し、省力化や作業日数削減などの生産性向上につながることを検証するとともに、ICTの活用状況を把握

10

## 2. 三重県の取組

## 5. 新型コロナウイルス感染症に係る対応

## ●新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針

公共工事については、事業の継続性に留意しつつ、適切な措置を行い取り組むこととされている。

## ●関係機関への要請

令和2年4月16日に、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態措置の対象が全国に拡大されたことから、工事及び業務の対応を定めて、県の各発注機関に周知し対応するとともに市町に対して適切に対応するよう要請。

令和2年5月25日には、全ての都道府県の緊急事態措置を実施すべき区域が解除された。しかしながら、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和2年5月25日変更）」において、基本的な感染防止策を継続する必要があるとされていることから、三重県としても、引き続き取り組んでいく。

## ●国の通知を踏まえた対応

1. 施工中の工事等における新型コロナウイルス感染症に係る一時中止措置等の対応
  - ▶ 受注者から工事等の一時中止等の申出がある場合、工期の見直し及びこれに伴い必要となる請負代金額の変更、一時中止の対応等適切な措置を行う など
2. 施工中の工事等における新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置等
  - ▶ 受注者に対して工事打合せ簿又は業務委託打合せ簿により指示などを行い周知徹底



6. 第三次三重県建設産業活性化プラン

1 策定の趣旨

地域の建設業は、県民生活に必要な社会資本の整備・維持修繕はもとより、地域の安全・安心や雇用の確保など、重要な役割を担っています。しかしながら、就業者の高齢化、若年就業者の減少が進行しており建設企業の経営環境は厳しい状況となっています。将来の担い手を確保し、建設業が社会資本の整備・維持修繕や災害対応などの役割を今後も果たすために、第三次三重県建設産業活性化プランを策定し、建設業の活性化に取り組みます。

2 将来ビジョン

「技術力を持ち地域に貢献できる建設業」  
～確かな技術で地域に必要とされ未来に存続する～

3 取組方向

建設業の活性化のためには、将来にわたり地域の建設業の担い手を確保していくことが重要な課題ととらえ、働き方改革の視点をふまえて、前プランに引き続き入札・契約制度の改善を中心に取組を進めます。

4 計画期間 令和2年度～令和5年度

5 建設業に期待する役割

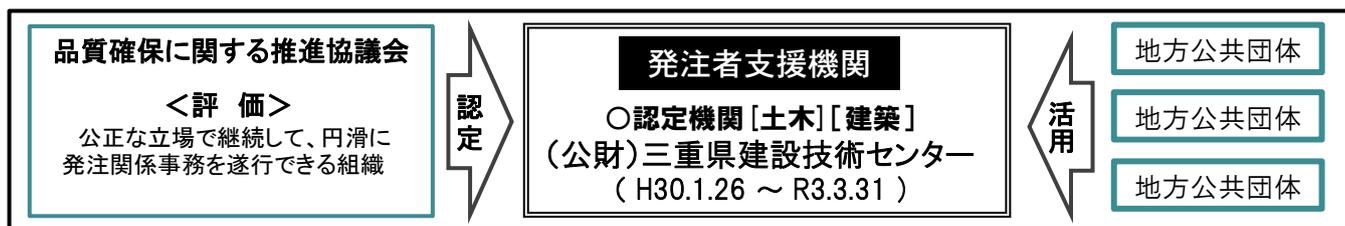
(1) 社会資本の整備と維持修繕 (2) 地域の安全・安心の確保 (3) 地域の雇用の確保

6 5つの取組方針及び目標

取組方針	取組内容	目標項目	現状値 H30	目標値 R5
取組1 担い手確保や労働環境改善	建設業の最優先課題である担い手確保や長時間労働の是正、労働者の処遇改善などの労働環境改善の取組を進めます。	週休二日制工事（4週8休）達成率	21%	70%
取組2 生産性向上	担い手不足を補い、建設業を持続可能とするため、情報通信技術の活用等による生産性向上の取組を進めます。	公共事業の平準化	75%	80%
取組3 技術の承継や新技術の活用	社会資本の整備や維持修繕の担い手として期待される役割が将来にわたり果たされるよう、技術や技能の承継や新技術の活用に向けた取組を進めます。	若手技術者の登用率	12.3%	17%
取組4 地域維持や災害対応への体制強化	維持修繕業務や災害時の緊急対応など、地域の安全・安心を確保する体制強化の取組を進めます。	地域維持型共同企業体の施工率	68%	80%
取組5 適正な利潤の確保や安定経営	建設業が将来にわたり存続できるように、適正な利潤の確保や安定経営に向けた取組を進めます。	売上高計上利益率	3.9%	4.4%

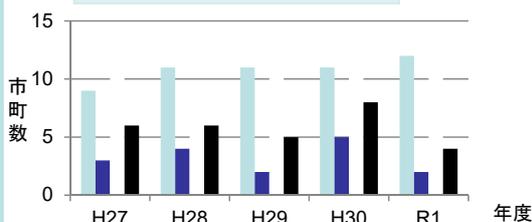
7. 発注者支援機関の認定・活用

■発注者支援機関の認定状況

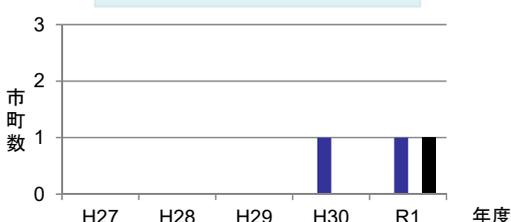


■発注者支援機関活用状況について(三重県建設技術センター活用状況～発注者支援業務～)

1. 積算支援

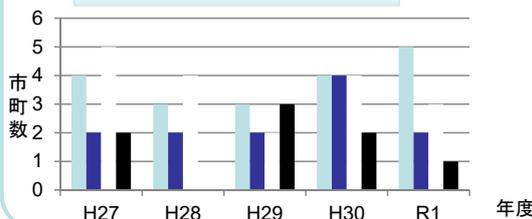


2. 総合評価方式の支援

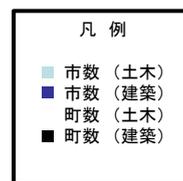
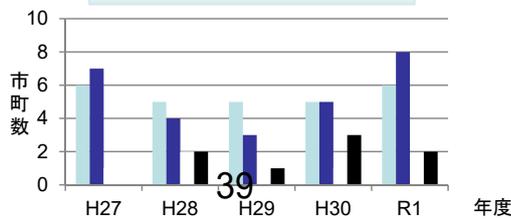


▶ 各年度予算やプロジェクト的な事業等の影響はあるものの、総合評価を除き、ほぼ横ばいの活用。  
▶ 積算、総合評価、監督、検査の発注者支援業務で活用されている。  
▶ 総合評価方式は、8割強の市町が適用しているが、発注者支援機関の活用は少ない。

3. 監督支援



4. 検査支援



※三重県市町数:14市15町

7. 発注者支援機関の認定・活用

■発注者支援機関活用状況について(三重県建設技術センター活用状況～研修～)

- 建設技術研修・・・一般、地方自治体、民間対象  
実務、技術・資格などを3コース(初・中・上級)に分けた専門研修と一般県民など地域社会の方と連携した防災対策などの一般研修を開催
- 研修生等受入事業  
土木・建築技術者の少ない市町の職員の方を1～2年程度受入れ、当建設技術センター職員の指導のもと、職場での実体験(OJT)を通じて、建設技術者を育成等
- 行政等支援(出前)研修・・・市町等対象  
各市町等の利便性等を考慮し各職場へ出張して、基礎的な内容を中心に支援。また、平成24年度からは従来の専門的な内容に加え、行政技術者の職階別のスキルアップ研修も行なっている。  
<近年の研修実績>  
専門 : 「工事監督」「工事検査」「最新の測量技術」「地質調査と土質試験」など  
職階別 : 「工事発注者の基礎知識」「技術公務員の役割・責務」など

【参考】  
行政等支援研修 R1実績  
2市(8回)、1町(1回)  
県(3回)

【研修実績】

年 度	建設技術研修	研修生受入事業	行政等支援研修
令和元年	23研修(815名)	1名	12研修(308名)
平成30年	24研修(776名)	0名	13研修(292名)
平成29年	25研修(778名)	2名	16研修(354名)
平成28年	28研修(1,247名)	4名	15研修(337名)
平成27年	25研修(1,236名)	2名	15研修(410名)



7. 発注者支援機関の認定・活用

■県の直接支援状況について

- (1) 技術管理関係 【技術管理課】
  - ・県積算基準、共通仕様書等の情報提供 (29市町)
  - ・県設計単価の情報提供 (29市町)
  - ・積算システムの共同運用 (H28年度より29市町)
  - ・積算基準改定等にかかる説明会 (29市町)
  - ・積算基準、積算システム、技術管理に関する問い合わせの対応 (随 時)
- (2) 入札関係 【建設業課】
  - ・入札参加者名簿の共同作成 (26市町)
  - ・入札制度に関する問い合わせの対応 (随 時)
- (3) 総合評価関係 【公共事業運営課】
  - ・県学識者意見聴取会の場の提供 (R元年度は4市)
  - ・要請のあった市町に対し研修会を開催 (随 時)
  - ・総合評価制度に関する問い合わせ対応 (随 時)
- (4) 検査関係 【工事検査担当】
  - ・三重県市町工事検査担当協議会へ参与として参加 (29市町)
  - ・市町の工事に関する検査業務の問い合わせについて (随 時)

- (5) 研 修  
【三重県建設技術センターとの共催】  
<令和元年度実施状況>
  - ・災害復旧実務 (市町受講者36人)
  - ・土木工事積算入門 (市町受講者35人)



- 【県の土木技術職員の技術力向上・育成のための現場研修会へ市町職員の参加】  
参加要望のあった市町職員の参加  
<令和元年度実施状況>  
一般国道25号(五月橋)橋梁上部工工事ほか7回の現場研修会のうち、3回の研修会に市町職員13名が参加

# 今後の取組について

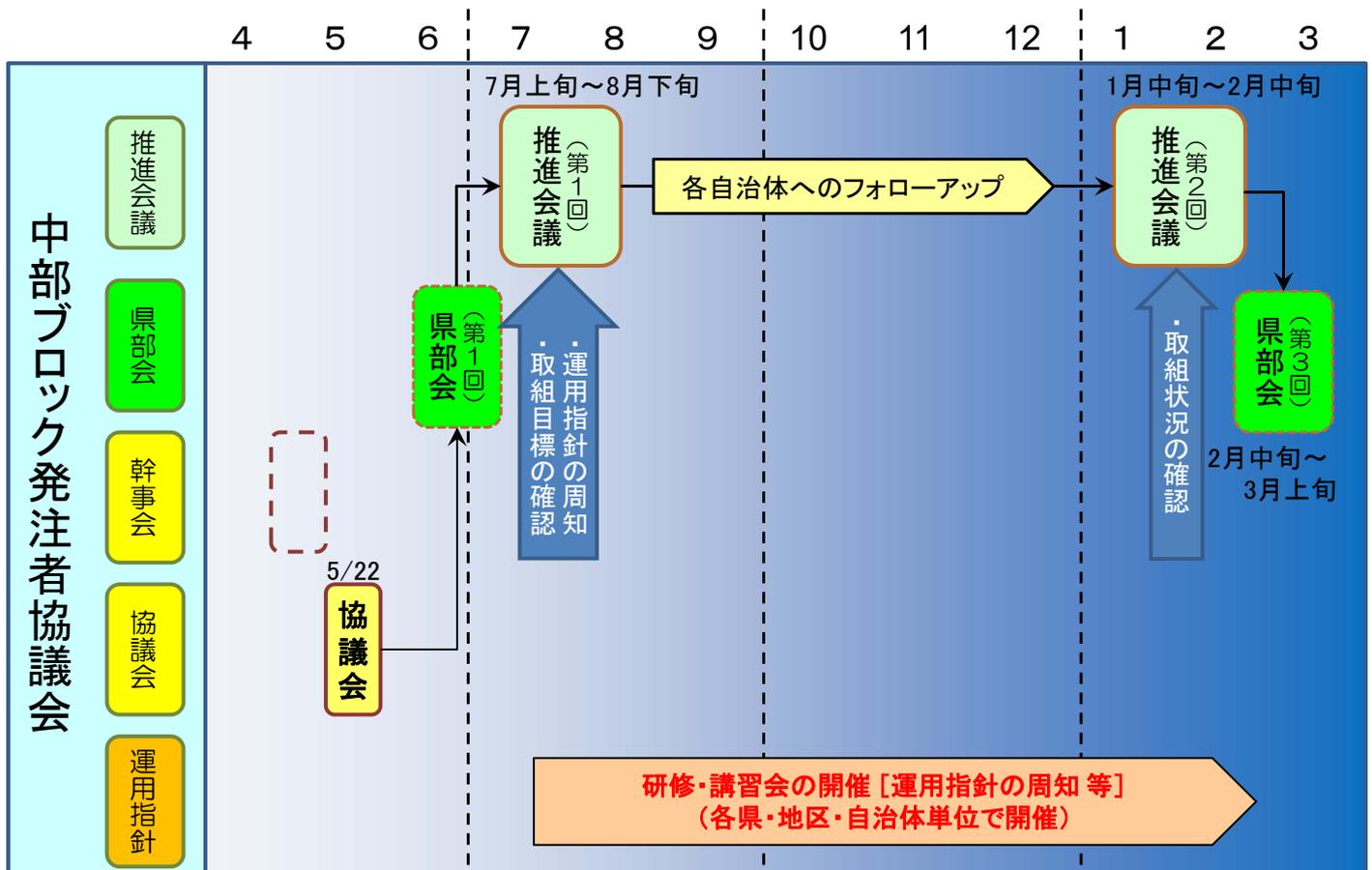
---

令和2年5月

中部ブロック発注者協議会

# 1. 令和2年度のスケジュール

## 1. 令和2年度のスケジュール



## 2. 取組指標について

## 2. 評価指標について

### 全国統一指標

#### 【工事】

	指 標
①	地域平準化率（施工時期の平準化）
②	週休2日対象工事の実施状況（適正な工期設定）
③	低入札価格調査基準価格又は最低制限価格の設定状況（ダンピング対策）

#### 【測量、調査及び設計（業務）】

	指 標
①	地域平準化率（履行期限の分散）
②	低入札価格調査基準価格又は最低制限価格の設定状況（ダンピング対策）

- 全国統一指標は、国土交通省HPで各機関の取組状況を表形式及び地図ベースで地域単位・県単位にとりまとめて公表を予定

○

**自己評価指標**

【工事】

	指 標	
①	最新の積算基準の適用状況等	必ず実施すべき事項
②	低入札価格調査基準価格及び最低制限価格の設定	
③	平準化率	
④	適正な工期設定	
⑤	週休2日工事の実施状況	
⑥	設計変更ガイドラインの策定・活用状況	
⑦	建設ICTの導入状況	
⑧	受発注者間の工事情報の共有状況	
⑨	総合評価落札方式の導入状況	

- 各機関の取組状況を自己評価指標の「実績」・「目標」を確認
- 取組状況は運用指針に基づき、毎年調査し、結果を取りまとめて公表
- 各県部会・推進会議においては取組促進に向けた検討を進める
- 取り組むにあたって課題・問題等がある場合は相談窓口にお問い合わせ

**重点項目(令和2年度)**

【工事】

	事 項
重点事項①	◆ 各国・県・政令市は前年度以上の平準化率 (a) を目指す ◆ 各市町村は債務負担行為 (ゼロ債務を含む) の活用促進
重点事項②	◆ 各機関における「週休2日工事」の実施
重点事項③	◆ 各市町村で設計変更ガイドラインの策定・活用

- 令和2年度に自己評価指標の中で特に重点的に取組の促進を図る項目
- 各県部会・推進会議では目標を設定するとともに結果のフォローアップを実施  
また、各事項のロードマップを作成し達成時期及び進捗状況を明確化
- 取組の促進を目的とした研修・講習会を必要に応じて開催
- 中部ブロック発注者協議会にて取組状況の「見える化」を図る

## 3. 自己評価結果の公表

---

## 令和元年度 自己評価結果 (ホームページ公表版)

---

中部ブロック発注者協議会



# 令和元年度 自己評価項目(15項目)

必ず実施すべき事項と実施に努める事項		自己評価指標		改正品確法運用指針の記載項目
必ず実施すべき事項	予定価格の適正な設定	(1)	最新の積算基準の適用状況等	適正利潤の確保を可能とするための予定価格の適正な設定
	歩切りの根絶(平成28年4月までに全て廃止)	-		
	低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定・活用の徹底等	(2)	低入札価格調査基準価格の見直し状況	適正な競争参加資格の設定、ダンピング受注の防止等
		(3)	予定価格の事後公表への移行状況	
	適切な設計変更	★(4)	設計変更ガイドラインの策定・活用状況等	施工条件の変化等に応じた適切な設計変更
発注者間の連携体制の構築	-			
実施に努める事項	工事の性格等に応じた入札契約方式の選択・活用	(5)	総合評価落札方式の導入状況(工事)	工事の性格等に応じた技術提案の評価内容の設定
		(6)	地域貢献の評価状況	競争参加者の施工能力の適切な評価項目の設定等
	発注や施工時期の平準化	★(7)	平準化率	発注や施工時期等の平準化
		★(8)	週休2日制工事の実施状況	
	見積の活用	-		
	受発注者の情報共有、協議の迅速化	(9)	ワンデーレスポンスや三者会議の導入状況	受注者との情報共有や協議の迅速化等
		(10)	受発注者間の工事情報の共有状況(ASP)	
完成後一定期間を経過した後における施工状況の確認・評価	-			
その他	(11)	受注者からの苦情処理を行う第三者機関の設置状況	公正性・透明性の確保、不正行為の排除	
	(12)	公共工事施工の安全指針・マニュアルの整備状況	施工現場における労働環境の改善	
	(13)	建設ICTの導入状況		
	(14)	工事成績評定の実施状況	適切な技術検査・工事成績評定等	
	(15)	自らの体制整備の状況	発注者自らの体制の整備	

★ R1中部重点

全国の統一的指標

0

## 発注関係事務の取組状況(自己評価結果の推移)

自己評価指標	岐阜県	静岡県	愛知県	三重県	中部ブロック	達成割合	備考(評価)
(1) -1 最新の積算基準の適用状況等	➡	↘	↘	➡	↘		最新基準かつ要領整備
(1) -2 単価の更新頻度	◎	↗	↗	↗	↗		最新単価
(2) 低入札価格調査基準価格の見直し状況	↗	↗	↗	➡	↗		実施+試行
(3) 予定価格の事後公表への移行状況	↗	➡	↗	↗	↗		実施+一部実施
(4) 設計変更ガイドラインの策定・活用状況等	↗	↗	↗	➡	↗		
(5) 総合評価落札方式の導入状況(工事)	➡	↗	➡	➡	➡		導入+試行
(6) 地域貢献の評価状況	➡	↘	↗	➡	↘		
(7) 平準化率(件数α、金額β)	↗	↗	↗	↗	↗		α
(8) 週休2日制工事の実施状況	↗	↗	↗	↗	↗		完全+4週8休
(9) ワンデーレスポンスや三者会議の導入状況	↗	➡	↘	↘	↗		導入+試行
(10) 受発注者間の工事情報の共有状況(ASP)	➡	↗	↗	未実施	↗		実施+試行
(11) 受注者からの苦情処理を行う第三者機関の設置状況	➡	↘	➡	➡	➡		実施
(12) 公共工事施工の安全指針・マニュアルの整備状況	↗	↗	↘	➡	↗		実施
(13) 建設ICTの導入状況	➡	➡	↗	➡	↗		導入+試行
(14) 工事成績評定の実施状況	↗	◎	↗	↘	↗		実施+試行
(15) 自らの体制整備の状況	➡	➡	➡	↘	↘		

※ 県は、市町村を含む評価割合の推移(H30→R1)を示す。達成割合は、中部ブロックのR1を示す。

【凡例】 ↗:改善、↘:悪化 1

## (2) 各評価指標の自己評価結果と目標

---

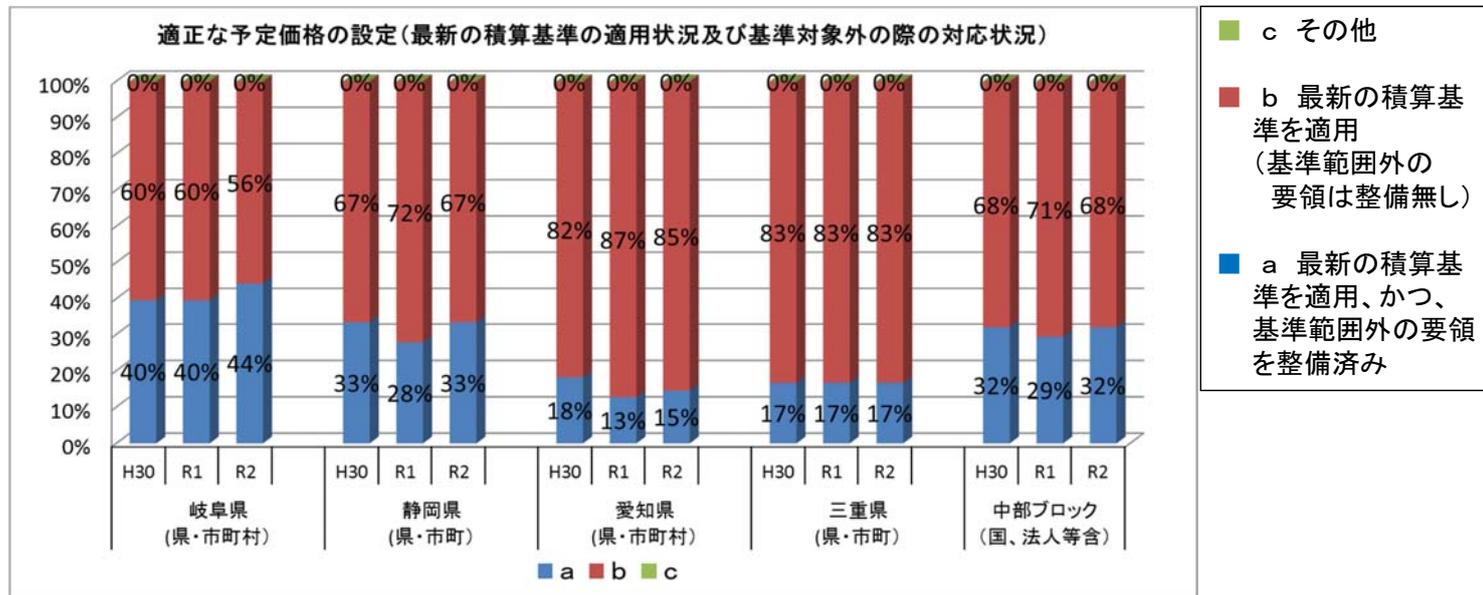
◎全国統一的指標

(1) 適正な予定価格の設定

(1) - 1 最新(1年以内(営繕は2年以内)に更新されている)の積算基準の適用状況及び基準対象外の際の対応状況(見積等の活用)

◇ 予定価格の適正な設定に向けた取組

- 全ての発注者で1年以内に更新されている積算基準を使用。
- 積算基準の範囲外の場合は見積りを活用する等の対応要領まで整備しているのは中部ブロックで約3割程度。



・中部ブロック発注者協議会「発注関係事務の適切な実施に向けた取り組みに関する自己評価の実施について」集計  
 ・R2は、各発注者が定める目標値。

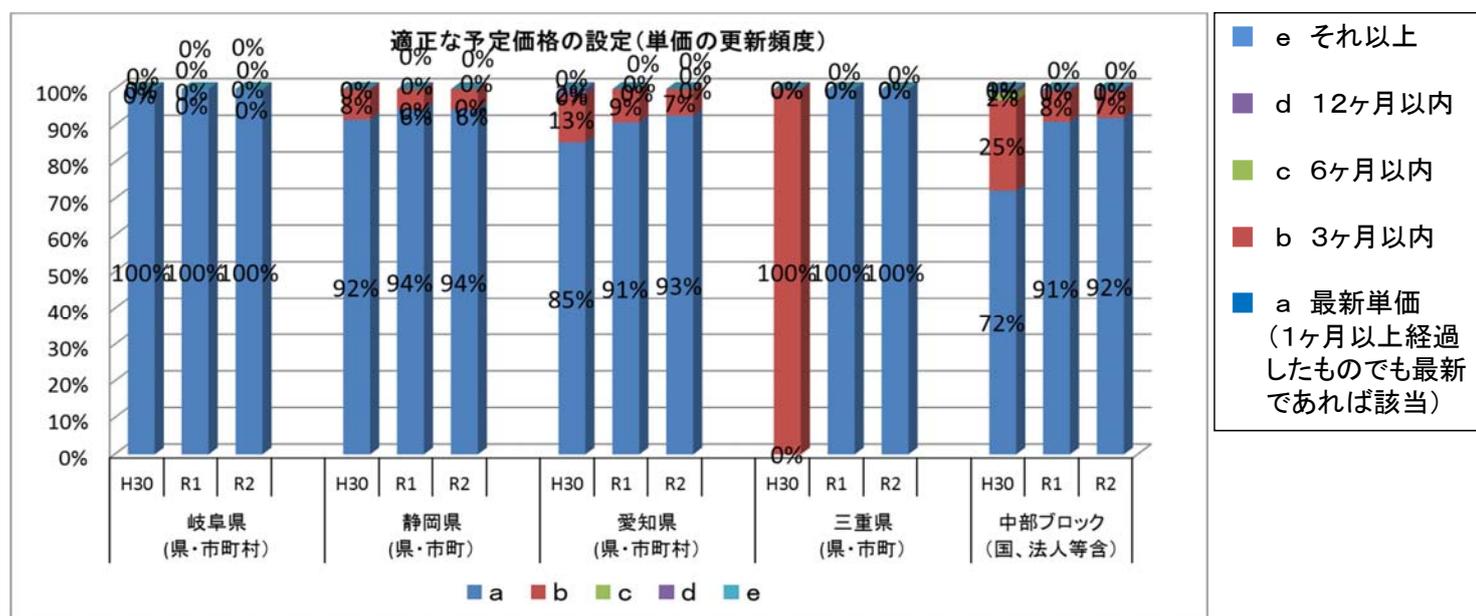
◎全国統一的指標

(1) 適正な予定価格の設定

(1) - 2 単価の更新頻度(物価資料に掲載のあるものを対象とする。)

◇ 予定価格の適正な設定に向けた取組

- 中部ブロックでは、約9割の発注者が3ヶ月以内に最新単価に更新して使用。

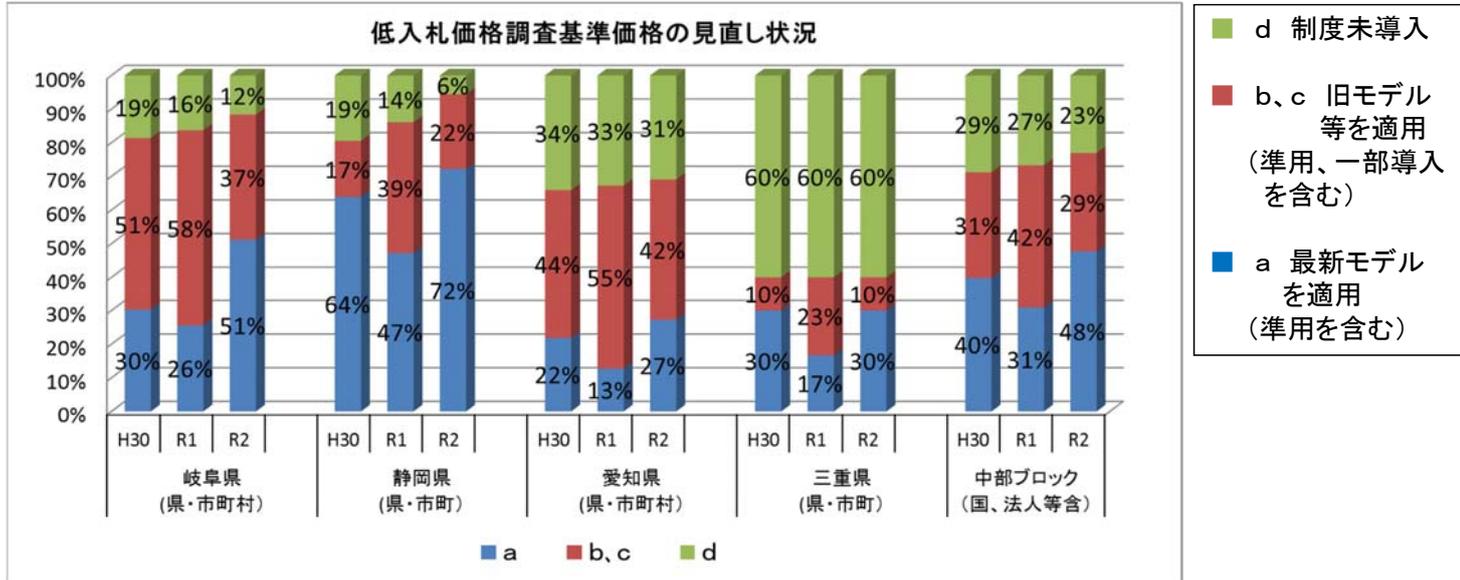


・中部ブロック発注者協議会「発注関係事務の適切な実施に向けた取り組みに関する自己評価の実施について」集計  
 ・R2は、各発注者が定める目標値。

## (2) 低入札価格調査基準価格の見直し状況

◇ 低入札工事は、標準工事に比べ、工事成績評定点が低くなる傾向であり、品質確保とダンピング対策のため、低入札調査基準価格制度の導入と最新の調査基準価格への見直しを図る取組。

○ 平成29年4月、平成31年3月に「中央公契連モデル(工事請負契約に係る低入札価格調査基準中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデル)」調査基準が見直され、中部ブロックでは、約3割(準用含む)が最新基準への見直しを実施。

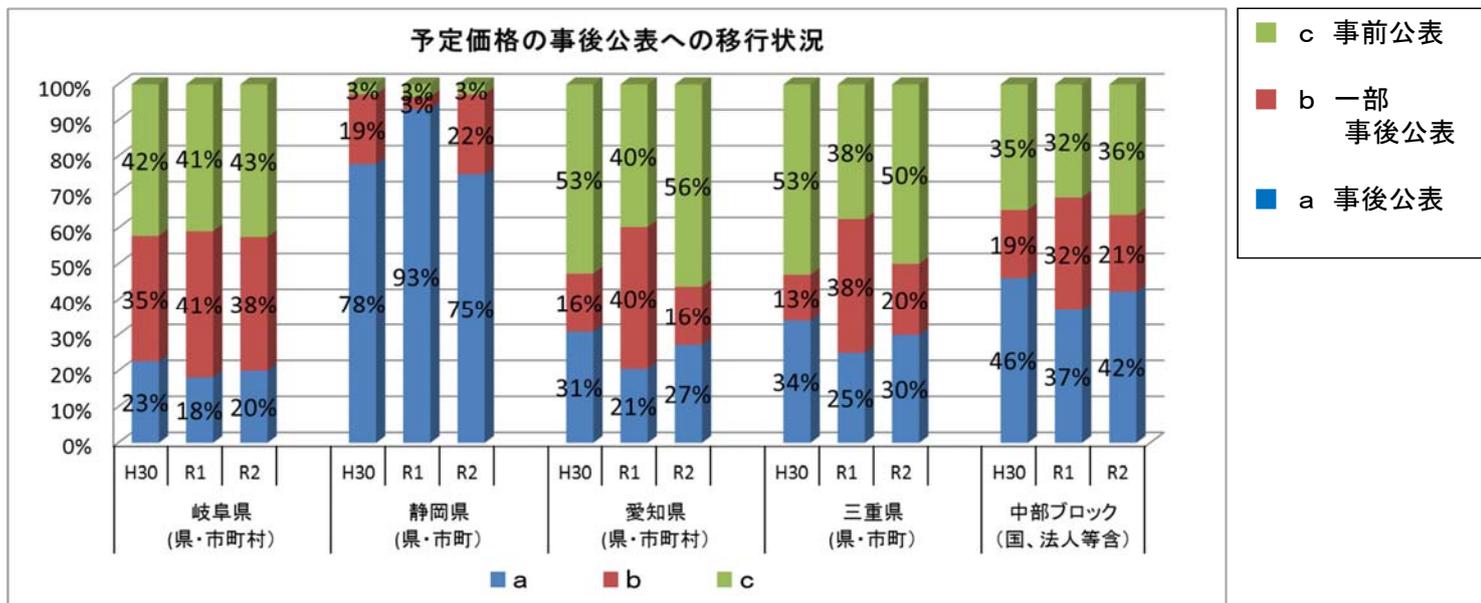


・中部ブロック発注者協議会「発注関係事務の適切な実施に向けた取り組みに関する自己評価の実施について」集計  
 ・R2は、各発注者が定める目標値。

## (3) 予定価格の事後公表への移行状況

◇ 適切な積算を行わずに入札を行った建設業者が受注する事態や、建設業者の真の技術力・経営力による競争を損ねることのないよう、事前公表を事後公表に移行する取組。

○ 中部ブロックでは約7割が事後公表(一部公表含む)を実施。

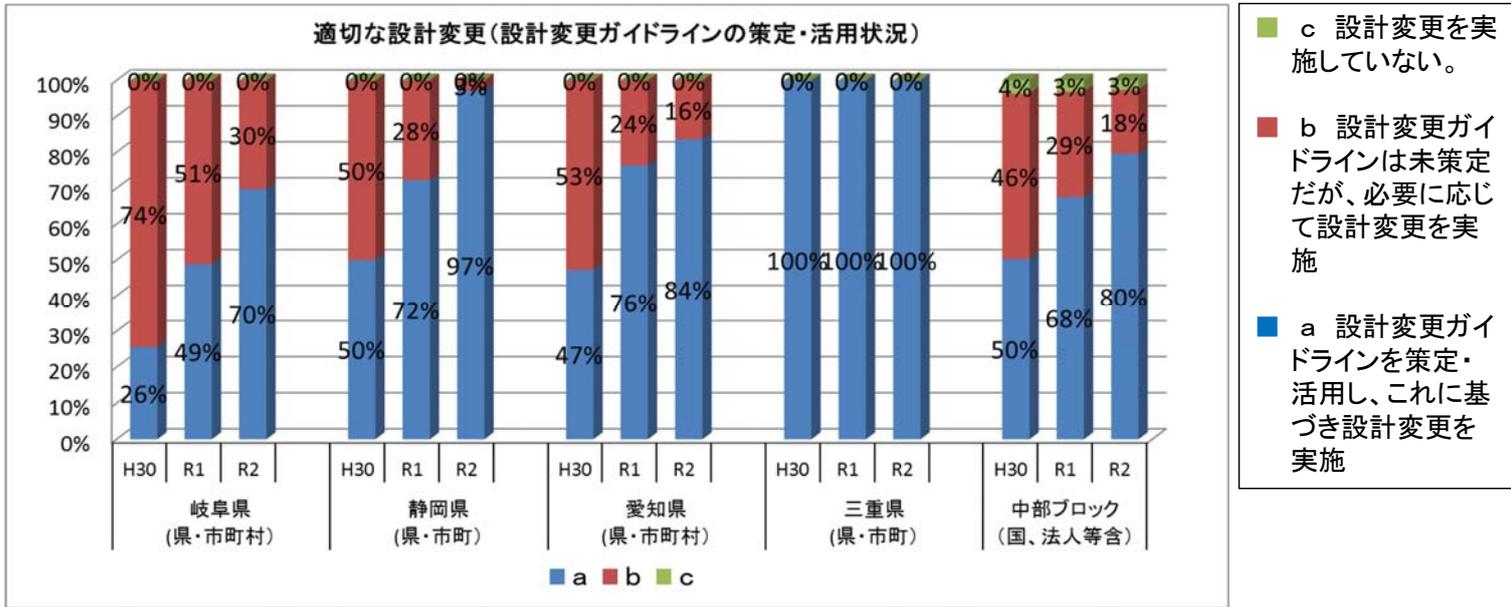


・中部ブロック発注者協議会「発注関係事務の適切な実施に向けた取り組みに関する自己評価の実施について」集計  
 ・R2は、各発注者が定める目標値。

(4) - 1 設計変更ガイドラインの策定・活用状況

◇ 各発注者が適切な設計変更を行うためのガイドラインや指針を整備し、設計変更を実施する取組。

- 中部ブロックでは、約7割が適切な設計変更のガイドラインや指針を整備、97%が設計変更を実施。
- 各県における設計変更ガイドラインの整備が完了し、今後市町村へも活用される見込み。

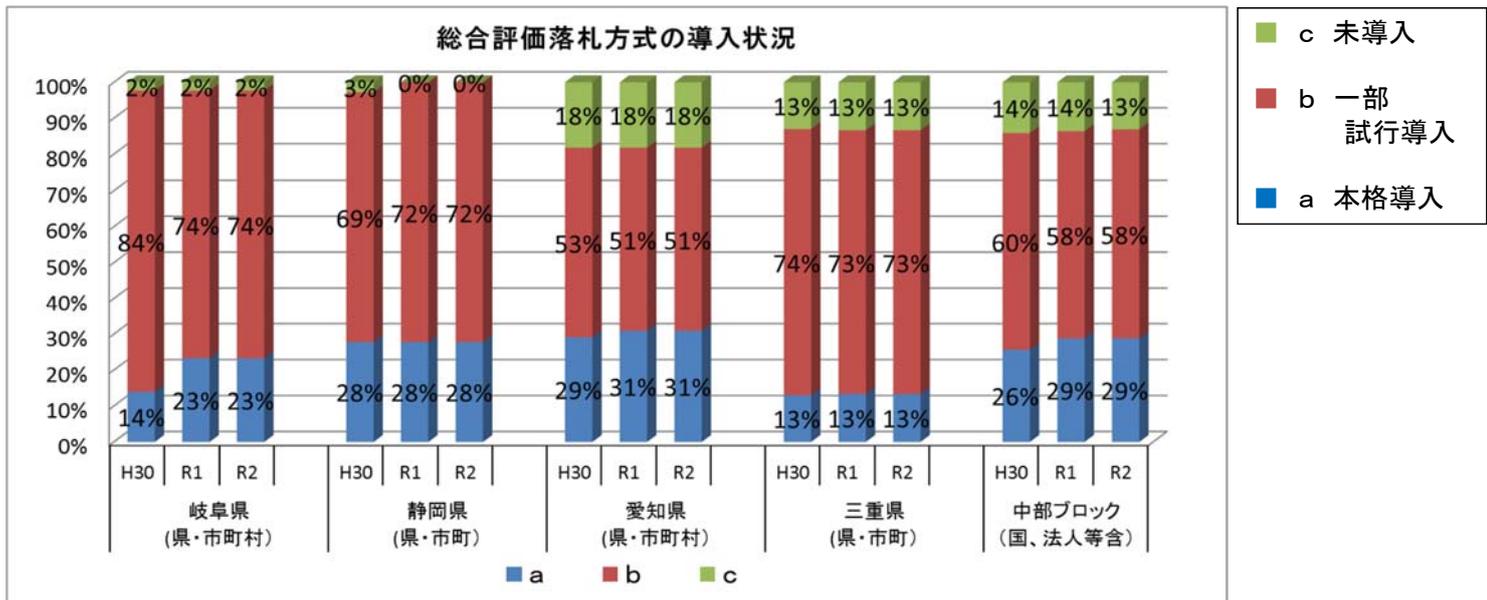


・中部ブロック発注者協議会「発注関係事務の適切な実施に向けた取り組みに関する自己評価の実施について」集計  
・R2は、各発注者が定める目標値。

(5) 総合評価落札方式の導入状況(工事)

◇ 総合評価方式を導入することにより、優良な業者及び技術者を選定し、もって工事品質の向上を図る取組。

- 中部ブロックでは、約9割が導入(試行含む)。

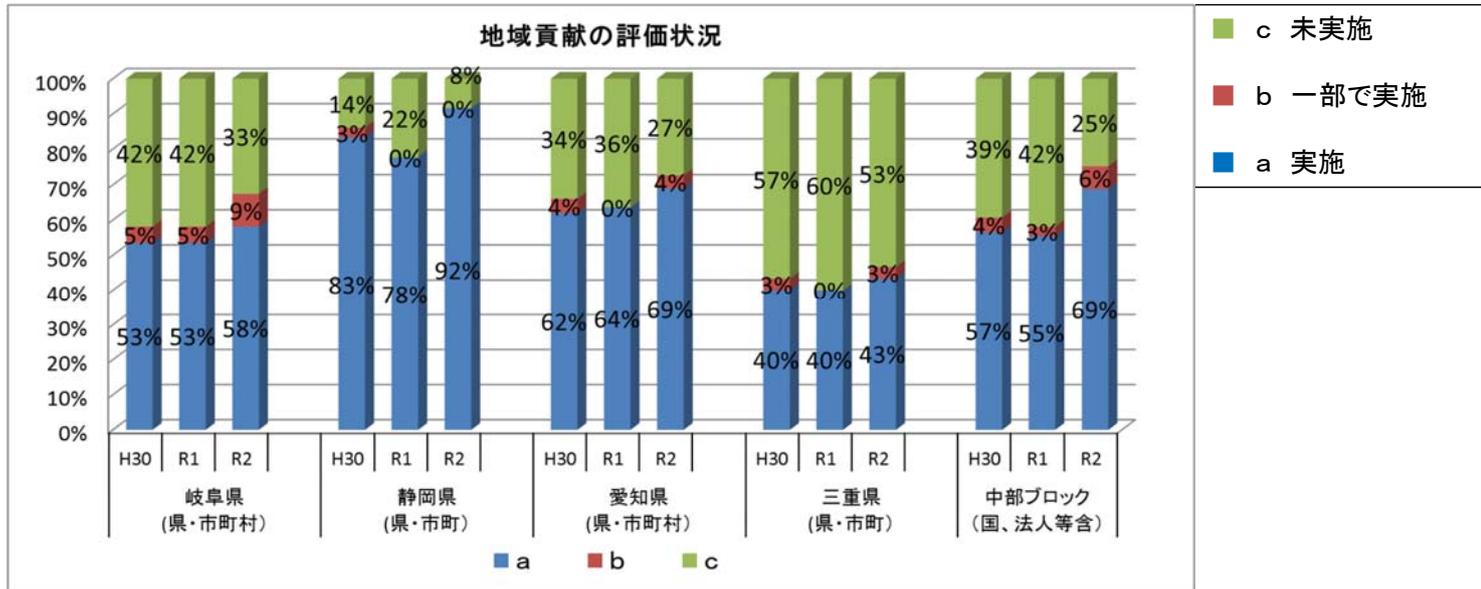


・中部ブロック発注者協議会「発注関係事務の適切な実施に向けた取り組みに関する自己評価の実施について」集計  
・R2は、各発注者が定める目標値。

## (6) 地域貢献の評価状況

◇ 総合評価において地域貢献度を適切に評価し、地元企業の育成を図る取組。

○ 多くの機関で総合評価の評価項目として実施しており、中部ブロックでは約6割が実施。



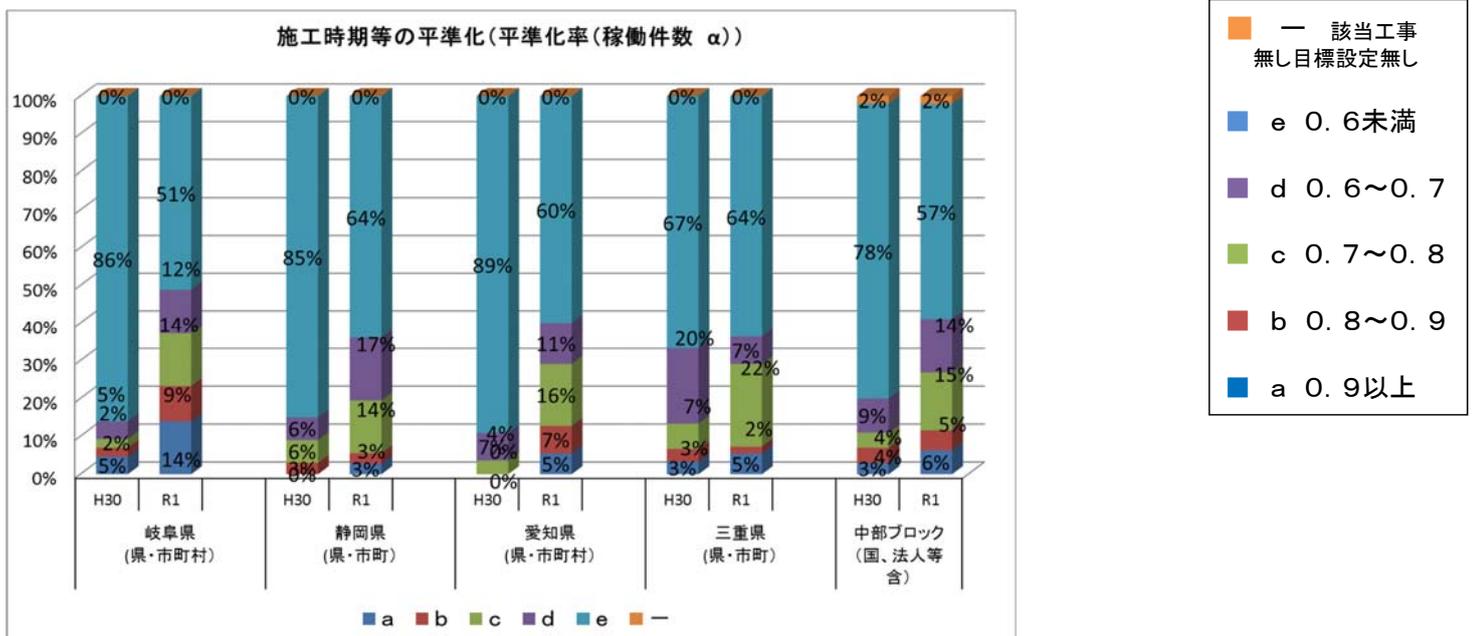
・中部ブロック発注者協議会「発注関係事務の適切な実施に向けた取り組みに関する自己評価の実施について」集計  
 ・R2は、各発注者が定める目標値。

## ○中部重点項目 (7) 施工時期の平準化(稼働件数) ◎全国統一的指標

◇ 工事量を平準化し、効率的な人員配置、機材配置等を行い、経営環境の改善を図る取組。

◇ 平準化率(稼働件数  $\alpha$ ) :  $\frac{\text{年度の4~6月期の平均稼働件数}}{\text{年度の平均稼働件数}}$   
 稼働件数 : 当該月に工期が含まれる工事の件数

○ 中部ブロックの令和元年度の実績は、約6割が0.6未満であるが、H30年度に比べて大きく改善。

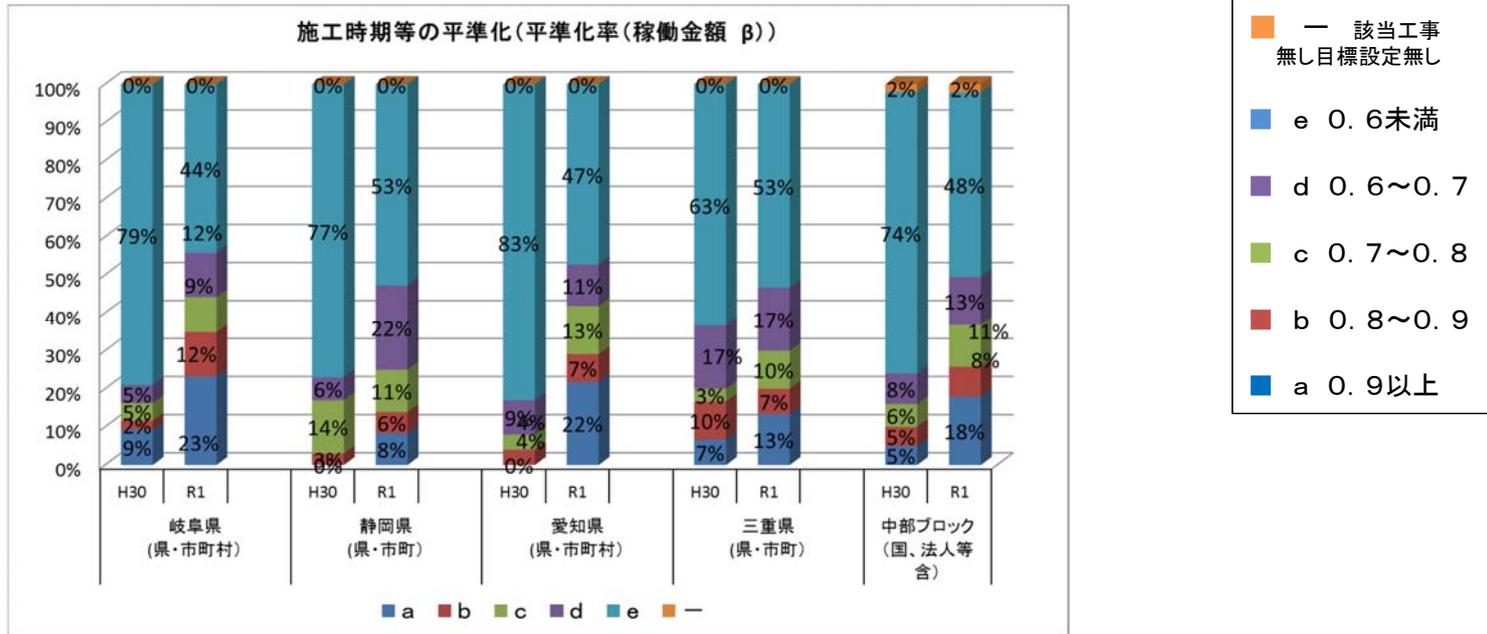


・中部ブロック発注者協議会「発注関係事務の適切な実施に向けた取り組みに関する自己評価の実施について」集計

## (7) 施工時期の平準化(稼働金額)

- ◇ 工事量を平準化し、効率的な人員配置、機材配置等を行い、経営環境の改善を図る取組。
- ◇ **平準化率(稼働金額 β)** : 年度の4~6月期の平均稼働金額 / 年度の平均稼働金額  
稼働金額 : 契約金額を工期月数で除した金額を足し合わせたもの

○ 中部ブロックの令和元年度の実績は、約5割が0.6未満であるが、H30年度と比べて大きく改善。



・中部ブロック発注者協議会「発注関係事務の適切な実施に向けた取り組みに関する自己評価の実施について」集計

# 自己評価における令和元年度の平準化の状況

◇ 施工時期の平準化により、年間の工事量の偏りを解消し、年間を通した工事量が安定することで、人材、機材等の効率的な配置と活用が図られ、生産性の向上に寄与

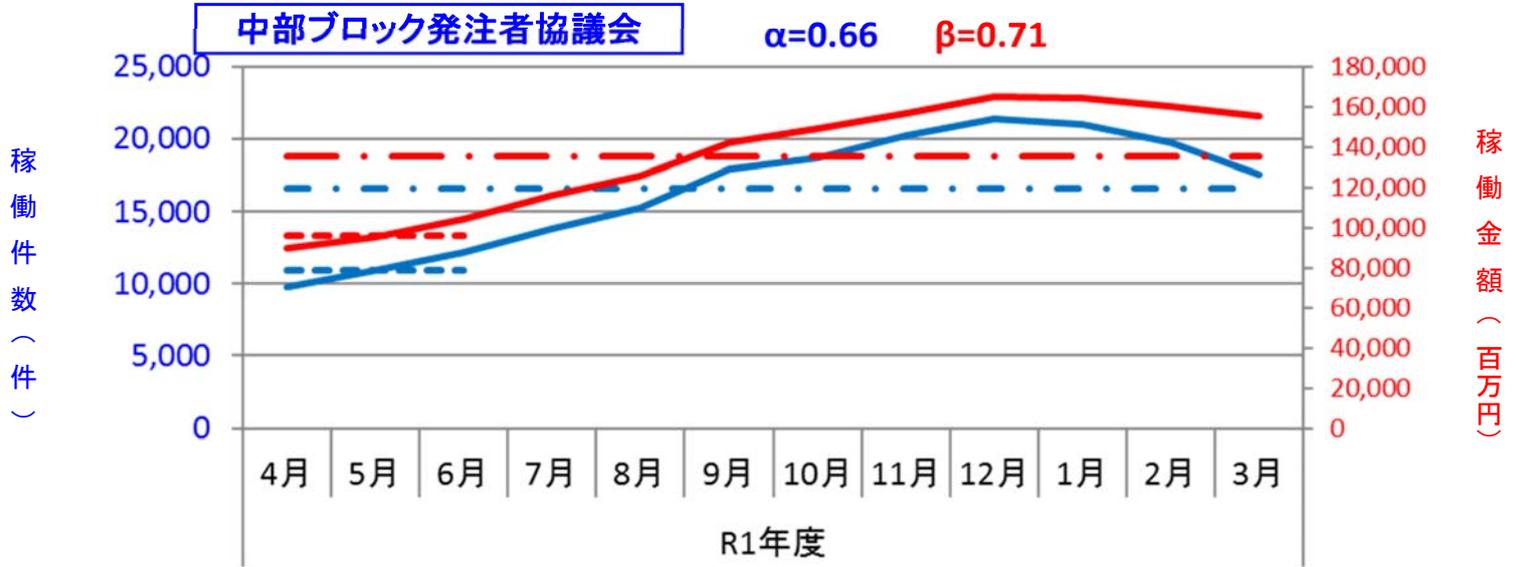
## 中部地方における公共事業工事の平準化状況(中部ブロック発注者協議会)

平準化率(稼働件数)  $\alpha$  : 年度の4~6月期の平均稼働件数 / 年度平均稼働件数

※稼働件数 : 当該月に工期が含まれる工事の件数

平準化率(稼働金額)  $\beta$  : 年度の4~6月期の平均稼働金額 / 年度平均稼働金額

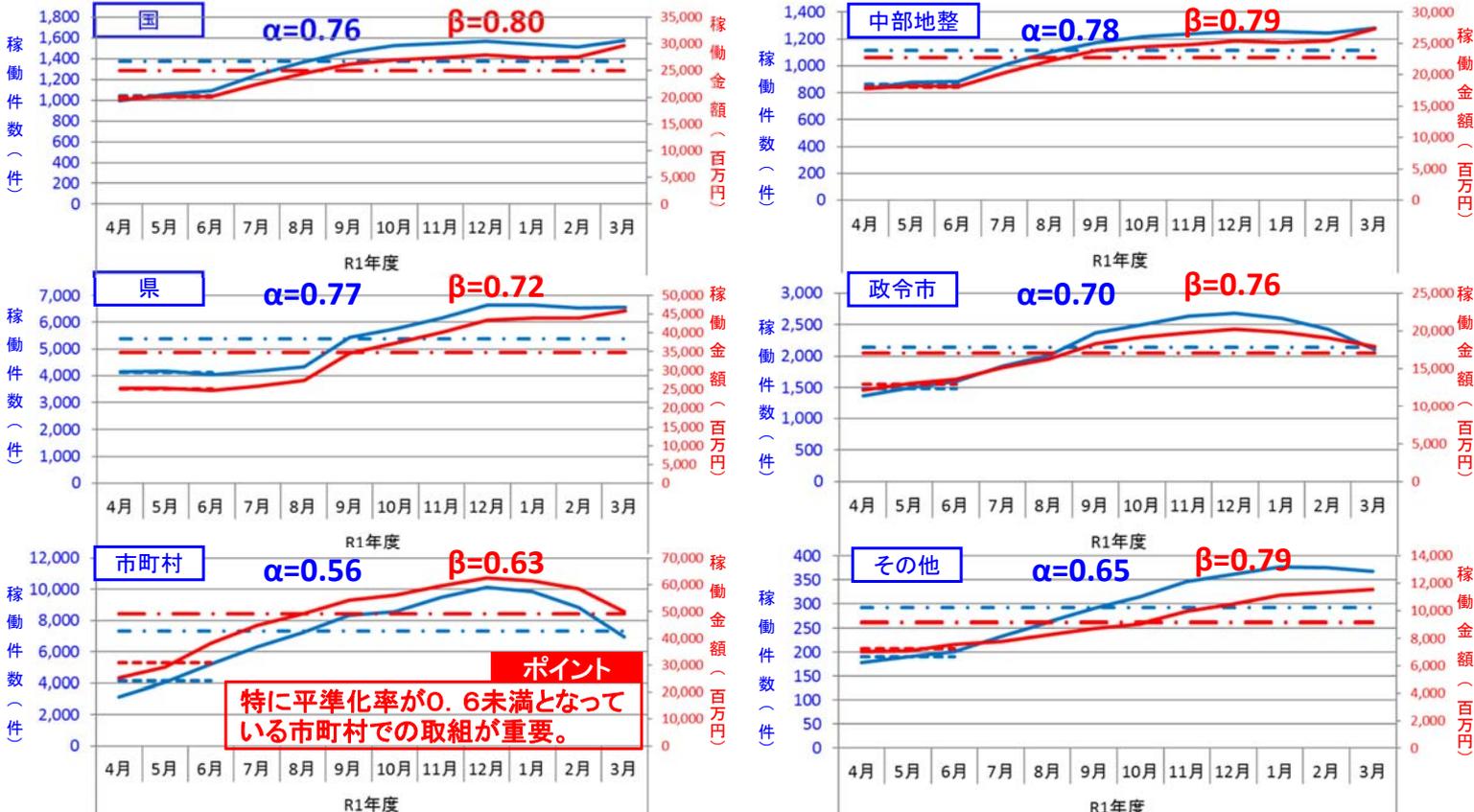
※稼働金額 : 契約金額を工期月数で除した金額を足し合わせたもの



※中部ブロック発注者協議会による「発注関係事務の適切な実施に向けた取組に関する自己評価」の集計(191機関で実施)

# 自己評価における令和元年度の平準化の状況

## (1) 中部地方における公共事業工事の平準化状況(組織別)

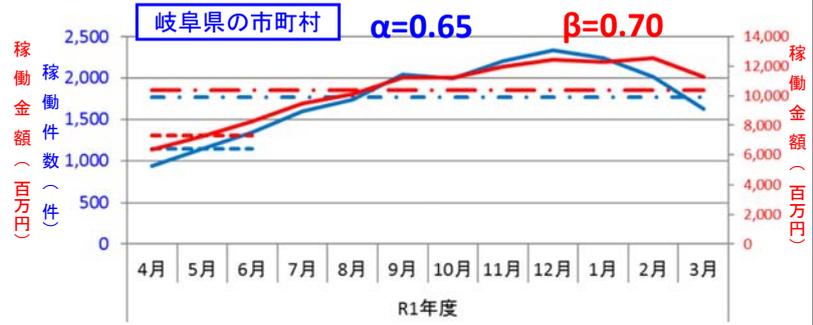
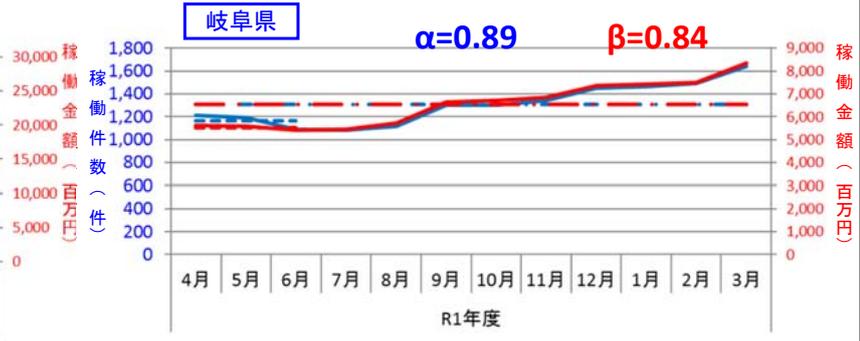
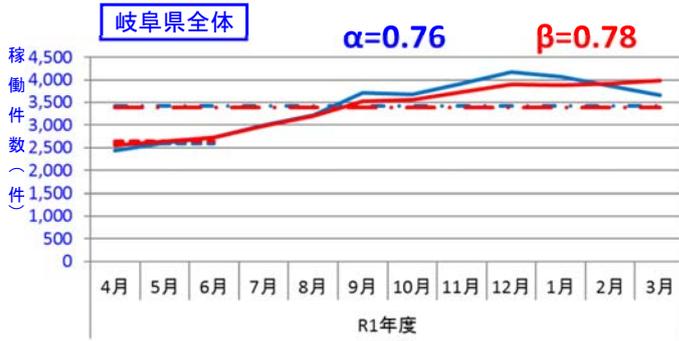


※中部ブロック発注者協議会にて実施した自己評価における令和元年度の平準化の状況  
 ※『国』は、農水省・防衛省・独立行政法人など。『その他』は、NEXCO・JR・公益法人など。

平準化率(稼働件数)  $\alpha$  : 年度の4~6月期の平均稼働件数 / 年度平均稼働件数  
 ※稼働件数 : 当該月に工期が含まれる工事の件数  
 平準化率(稼働金額)  $\beta$  : 年度の4~6月期の平均稼働金額 / 年度平均稼働金額  
 ※稼働金額 : 契約金額を工期月数で除した金額を足し合わせたもの

# 自己評価における令和元年度の平準化の状況

## (1) 岐阜県における公共事業工事の平準化状況

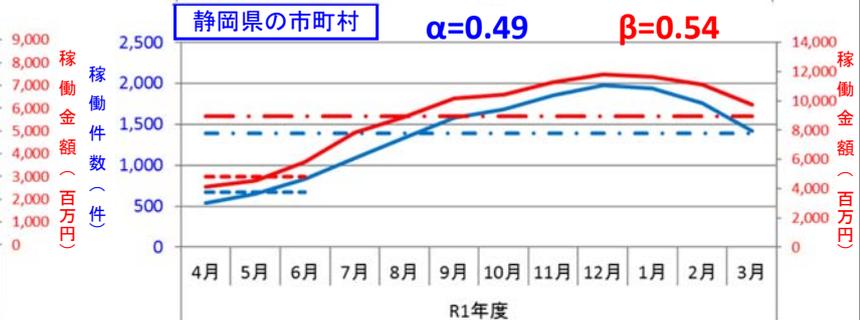
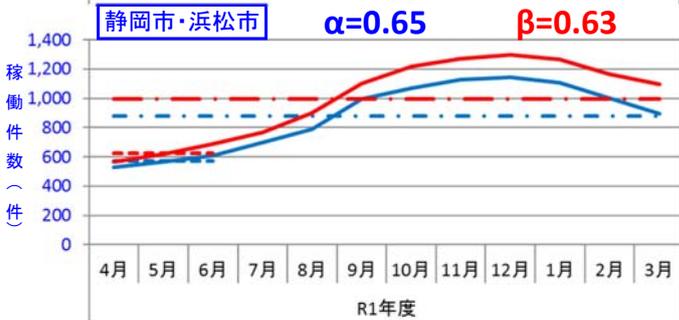
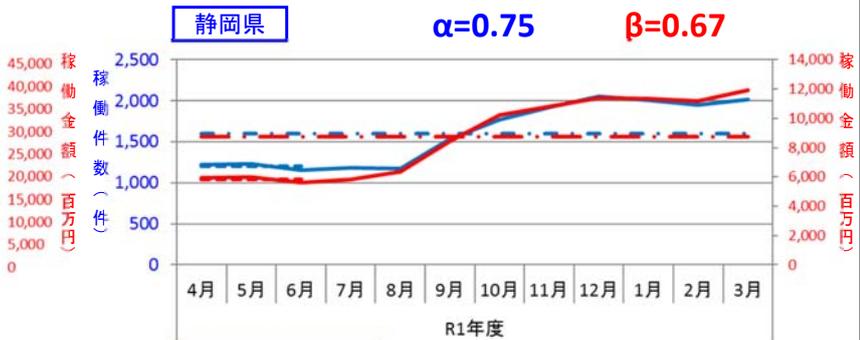
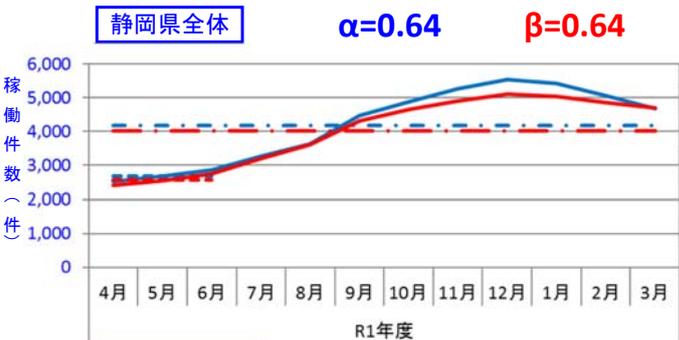


※中部ブロック発注者協議会にて実施した自己評価における令和元年度の平準化の状況  
※全体は、県・市町村

平準化率(稼働件数)  $\alpha$  : 年度の4~6月期の平均稼働件数 / 年度平均稼働件数  
※稼働件数 : 当該月に工期が含まれる工事の件数  
平準化率(稼働金額)  $\beta$  : 年度の4~6月期の平均稼働金額 / 年度平均稼働金額  
※稼働金額 : 契約金額を工期月数で除した金額を足し合わせたもの

# 自己評価における令和元年度の平準化の状況

## (1) 静岡県における公共事業工事の平準化状況



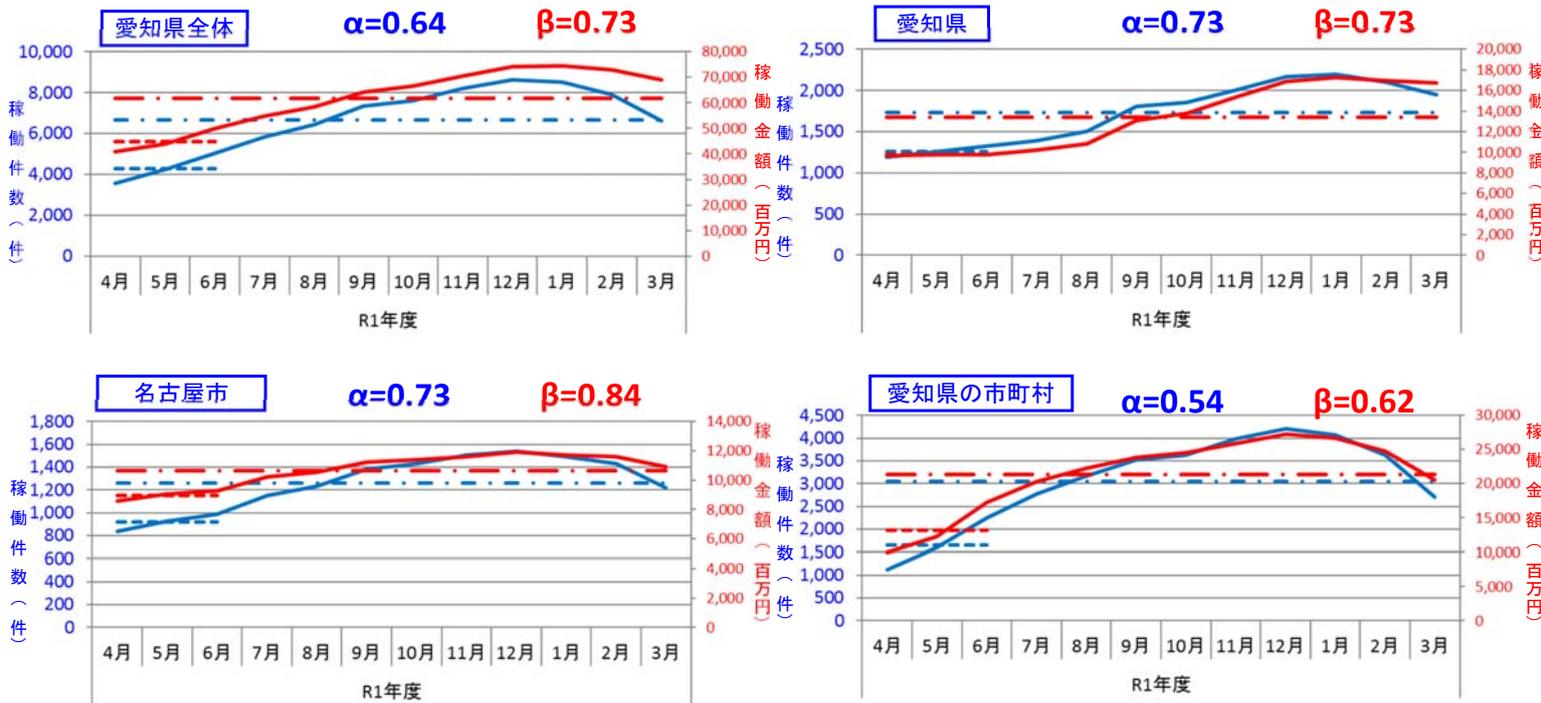
※中部ブロック発注者協議会にて実施した自己評価における令和元年度の平準化の状況  
※全体は、県・政令市・市町村

**ポイント**  
特に平準化率が0.6未満となっている市町村での取組が重要。

15  
平準化率(稼働件数)  $\alpha$  : 年度の4~6月期の平均稼働件数 / 年度平均稼働件数  
※稼働件数 : 当該月に工期が含まれる工事の件数  
平準化率(稼働金額)  $\beta$  : 年度の4~6月期の平均稼働金額 / 年度平均稼働金額  
※稼働金額 : 契約金額を工期月数で除した金額を足し合わせたもの

# 自己評価における令和元年度の平準化の状況

## (1)愛知県における公共事業工事の平準化状況



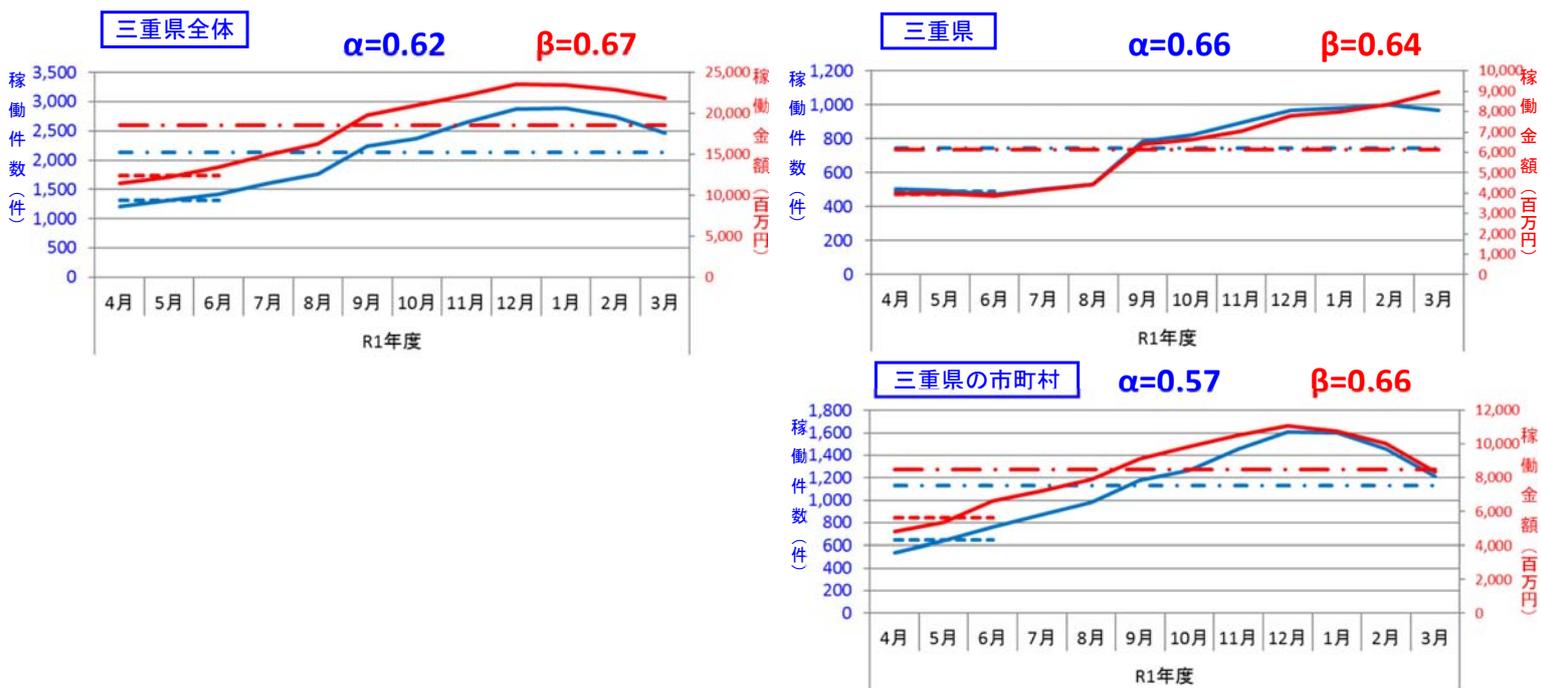
**ポイント**  
 特に平準化率が0.6未満となっている市町村での取組が重要。

※中部ブロック発注者協議会にて実施した自己評価における令和元年度の平準化の状況  
 ※全体は、県・政令市・市町村

平準化率(稼働件数)  $\alpha$  : 年度の4~6月期の平均稼働件数 / 年度の平均稼働件数  
 ※稼働件数 : 当該月に工期が含まれる工事の件数  
 平準化率(稼働金額)  $\beta$  : 年度の4~6月期の平均稼働金額 / 年度の平均稼働金額  
 ※稼働金額 : 契約金額を工期月数で除した金額を足し合わせたもの

# 自己評価における令和元年度の平準化の状況

## (1)三重県における公共事業工事の平準化状況



**ポイント**  
 特に平準化率が0.6未満となっている市町村での取組が重要。

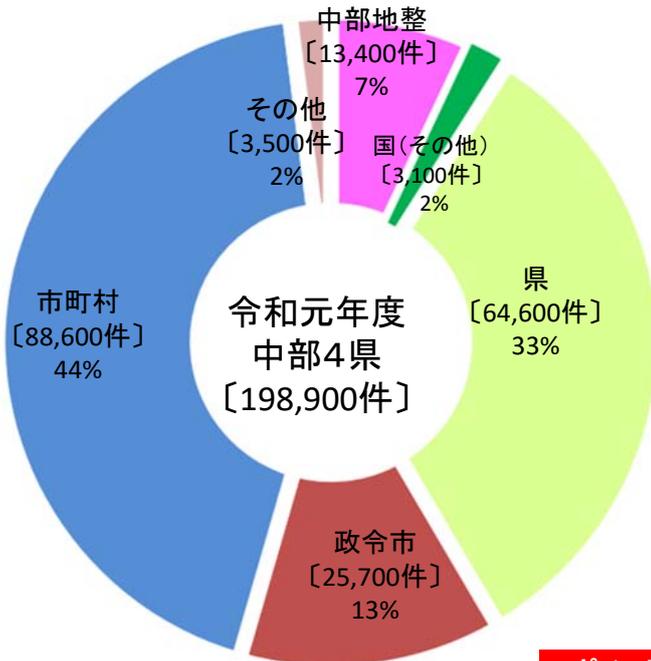
※中部ブロック発注者協議会にて実施した自己評価における令和元年度の平準化の状況  
 ※全体は、県・市町村

平準化率(稼働件数)  $\alpha$  : 年度の4~6月期の平均稼働件数 / 年度の平均稼働件数  
 ※稼働件数 : 当該月に工期が含まれる工事の件数  
 平準化率(稼働金額)  $\beta$  : 年度の4~6月期の平均稼働金額 / 年度の平均稼働金額  
 ※稼働金額 : 契約金額を工期月数で除した金額を足し合わせたもの

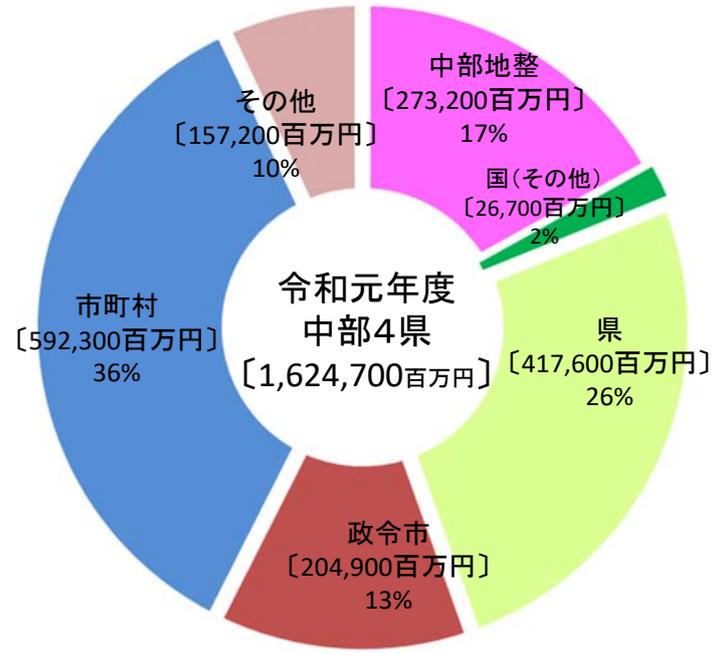
# 自己評価における令和元年度の平準化の状況

## (2)中部4県における公共事業工事のシェア

工事稼働件数における発注機関別の割合



工事稼働金額における発注機関別の割合



**ポイント**

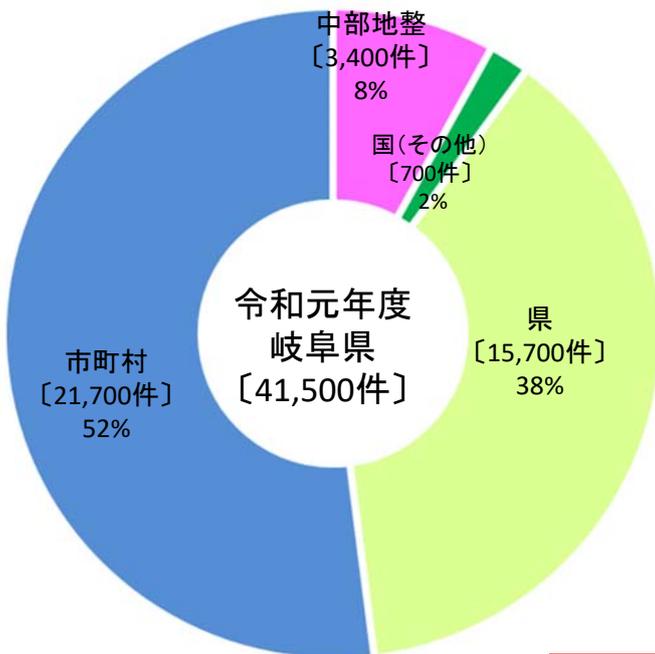
**中部ブロックの平準化等の推進の為に、工事稼働件数、金額のシェアの多い県、市・町・村での取組が不可欠**

※中部ブロック発注者協議会にて実施した自己評価における令和元年度の平準化の状況  
 ※『国(その他)』は、中部地整以外の農水省・防衛省など国の機関  
 ※『その他』は、NEXCO・JR・公益法人・独立行政法人などの機関

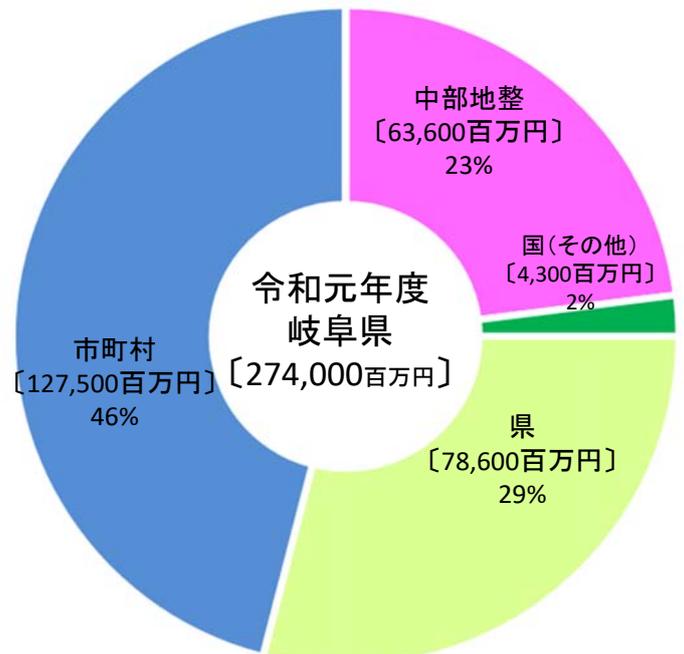
# 自己評価における令和元年度の平準化の状況

## (2)岐阜県における公共事業工事のシェア

工事稼働件数における発注機関別の割合



工事稼働金額における発注機関別の割合



**ポイント**

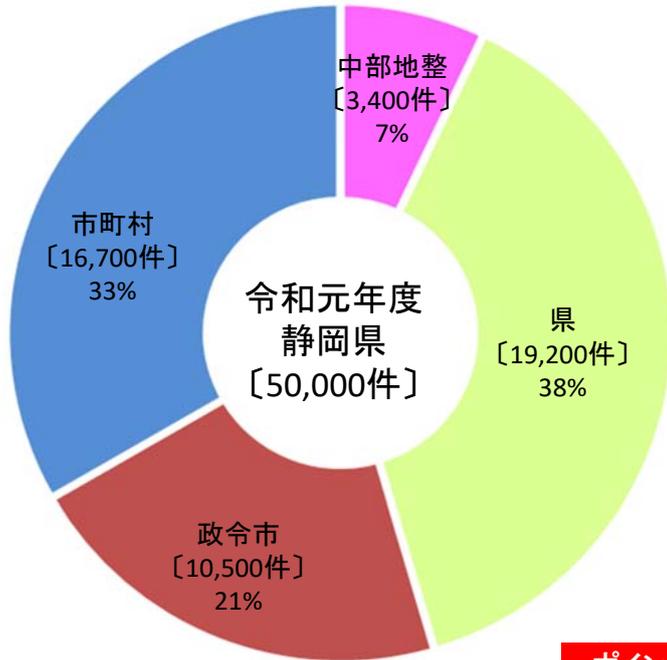
**中部ブロックの平準化等の推進の為に、工事稼働件数、金額のシェアの多い県、市・町・村での取組が不可欠**

※中部ブロック発注者協議会にて実施した自己評価における令和元年度の平準化の状況  
 ※『国(その他)』は、中部地整以外の農水省・防衛省など国の機関  
 ※『その他』は、NEXCO・JR・公益法人・独立行政法人などの機関

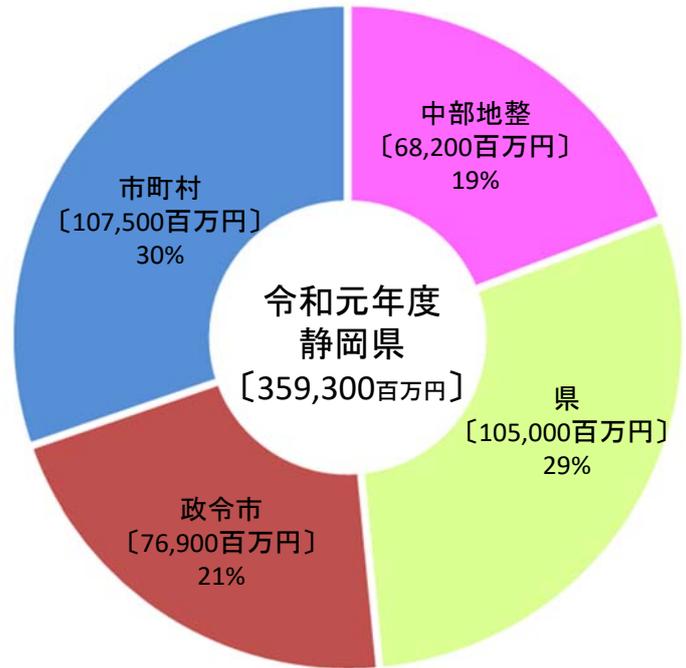
# 自己評価における令和元年度の平準化の状況

## (2) 静岡県における公共事業工事のシェア

工事稼働件数における発注機関別の割合



工事稼働金額における発注機関別の割合



**ポイント**

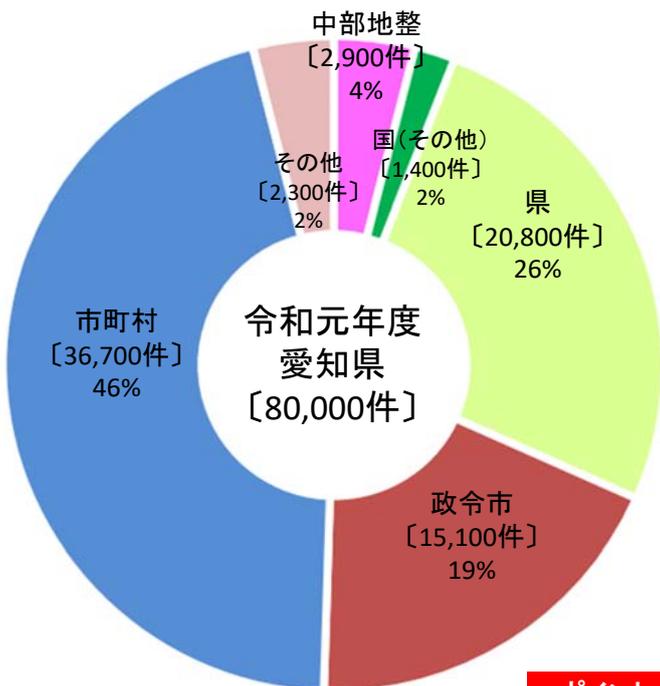
**中部ブロックの平準化等の推進の為には、工事稼働件数、金額のシェアの多い県、政令市・市・町での取組が不可欠**

※中部ブロック発注者協議会にて実施した自己評価における令和元年度の平準化の状況  
 ※『国(その他)』は、中部地整以外の農水省・防衛省など国の機関  
 ※『その他』は、NEXCO・JR・公益法人・独立行政法人などの機関

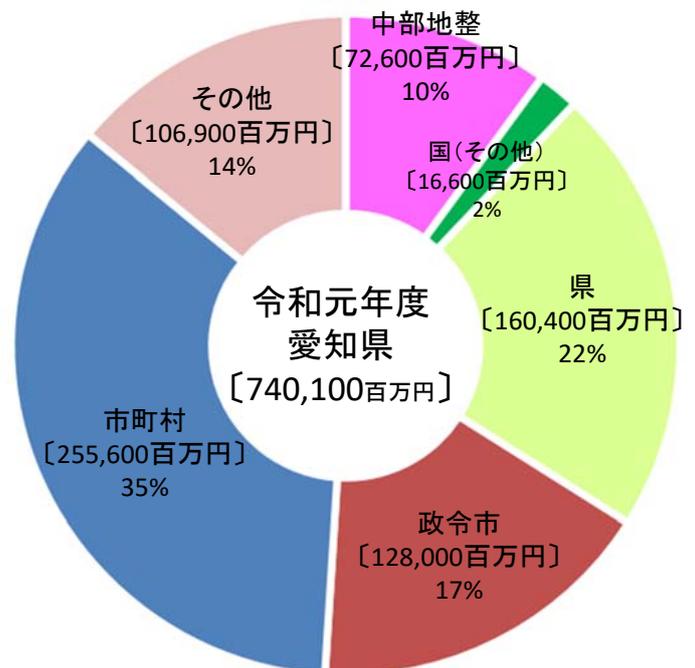
# 自己評価における令和元年度の平準化の状況

## (2) 愛知県における公共事業工事のシェア

工事稼働件数における発注機関別の割合



工事稼働金額における発注機関別の割合



**ポイント**

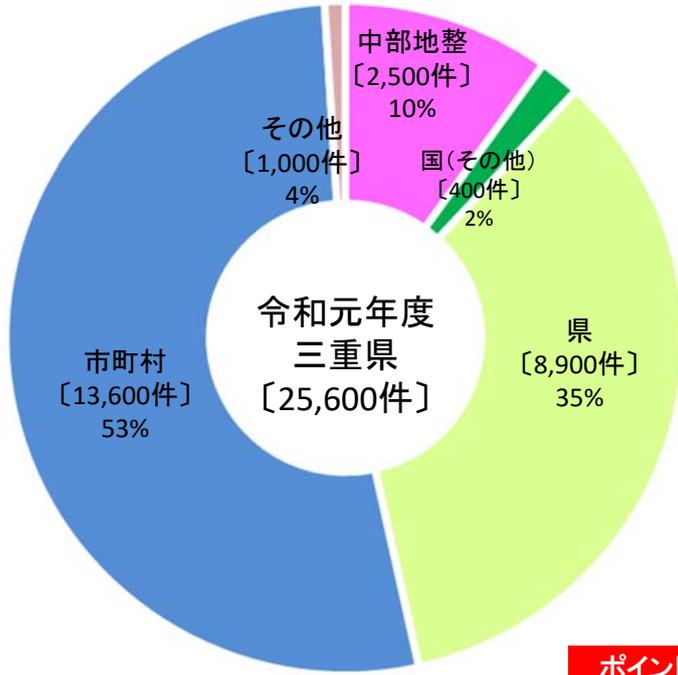
**中部ブロックの平準化等の推進の為には、工事稼働件数、金額のシェアの多い県、政令市・市・町・村での取組が不可欠**

※中部ブロック発注者協議会にて実施した自己評価における令和元年度の平準化の状況  
 ※『国(その他)』は、中部地整以外の農水省・防衛省など国の機関  
 ※『その他』は、NEXCO・JR・公益法人・独立行政法人などの機関

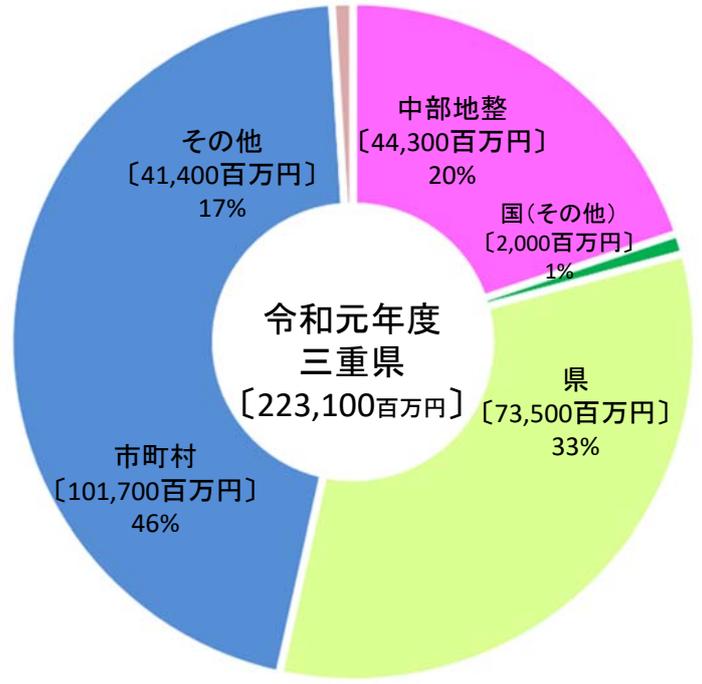
# 自己評価における令和元年度の平準化の状況

## (2)三重県における公共事業工事のシェア

### 工事稼働件数における発注機関別の割合



### 工事稼働金額における発注機関別の割合



### ポイント

**中部ブロックの平準化等の推進の為には、工事稼働件数、金額のシェアの多い県、市・町での取組が不可欠**

※中部ブロック発注者協議会にて実施した自己評価における令和元年度の平準化の状況

※『国(その他)』は、中部地整以外の農水省・防衛省など国の機関

※『その他』は、NEXCO・JR・公益法人・独立行政法人などの機関

# 平準化の促進に向けた取組(さ・し・す・せ・そ)

## (さ) 債務負担行為の活用

- 年度をまたぐような工事だけではなく、工期が12ヶ月未満の工事についても、工事の施工時期の平準化を目的として、債務負担行為を積極的に活用する。
- また、出水期までに施工する必要がある場合などには、ゼロ債務負担行為も適切に活用する。

## (し) 柔軟な工期の設定(余裕期間制度の活用)

- 工期設定や施工時期の選択を一層柔軟にすることで、計画的な発注による工事の平準化や受注者にとって効率的で円滑な施工時期の選択を可能とするため、発注者が指定する一定期間内で受注者が工事開始日を選択できる任意着手方式等を積極的に活用する。
- ※ 余裕期間については各発注者により定義等が異なる。

## (す) 速やかな繰越手続

- 工事又は業務を実施する中で、計画又は設計に関する諸条件、気象又は用地の関係、補償処理の困難、資材の入手難その他のやむを得ない事由により、基本計画の策定等において当初想定していた内容を見直す必要が生じ、その結果、年度内に支出が終わらない場合には、その段階で速やかに繰越手続を開始する。

## (せ) 積算の前倒し

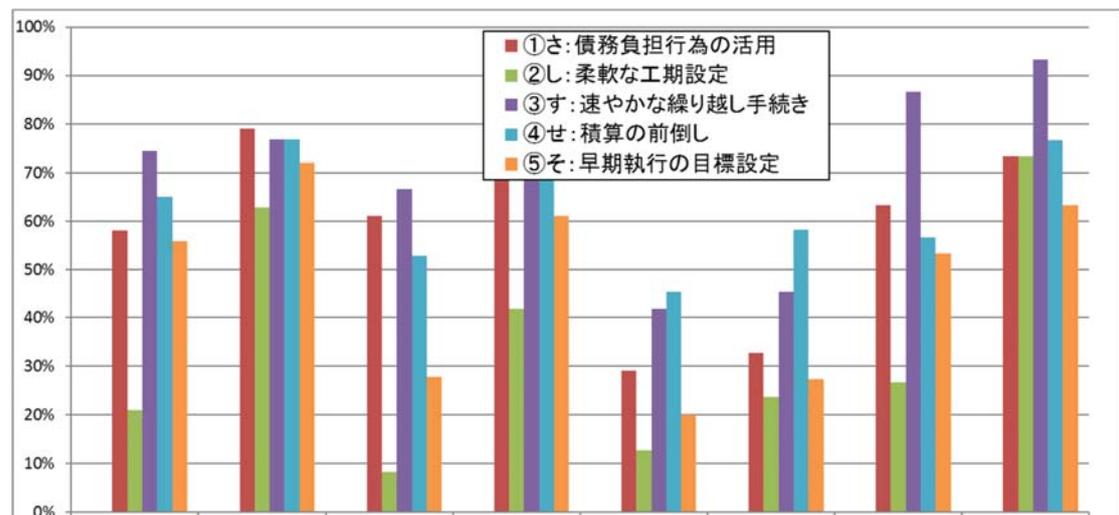
- 発注前年度のうちに設計・積算までを完了させることにより、発注年度当初に速やかに発注手続を開始する。

## (そ) 早期執行のための目標設定(執行率等の設定、発注見通しの公表)

- 年末から年度末に工期末が集中することが無いよう事業量の平準化等に留意し、上半期(特に4~6月)における工事の執行率(契約率)の目標を設定し、早期発注など計画的な発注を実施する。

## ○中部重点項目 施工時期の平準化の取り組み状況(さ・し・す・せ・そ)

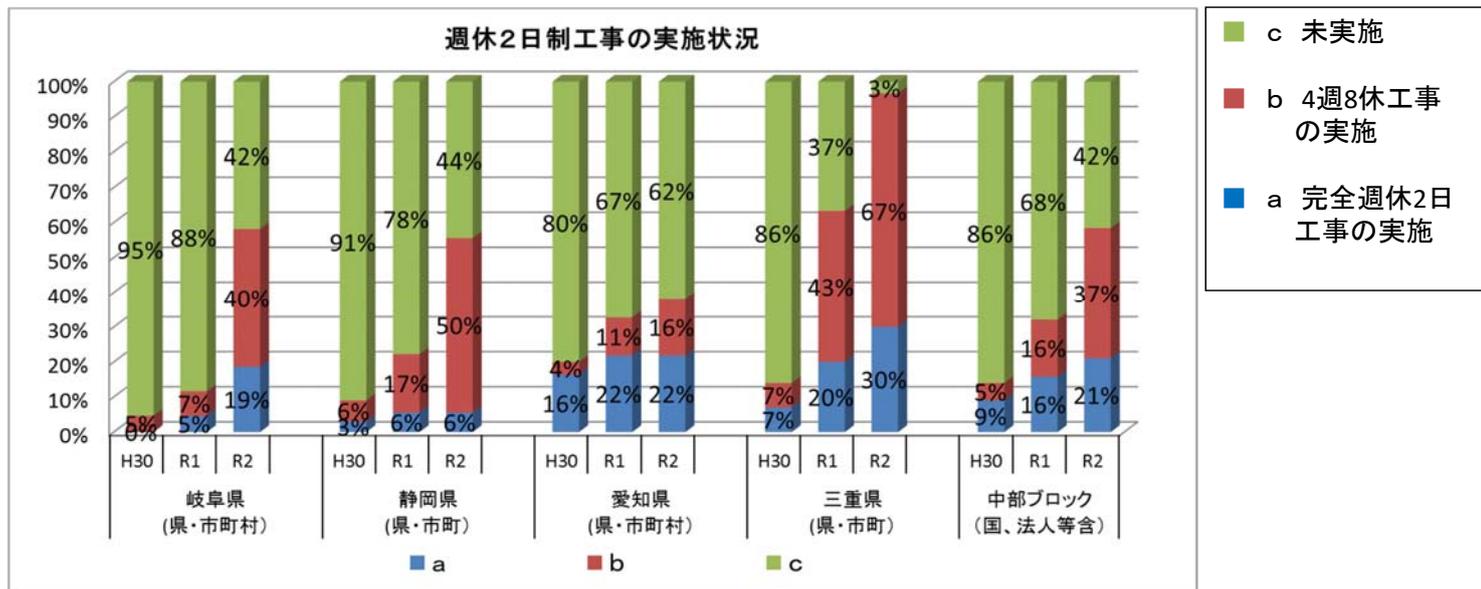
- 平準化の取組み5項目の令和元年度の実施状況は、「さ:債務負担行為の活用」が3~6割、「し:柔軟な工期設定」が1~3割、「す:速やかな繰り越し手続」が4~9割、「せ:積算の前倒し」が5~7割、「そ:早期執行の目標設定」が2~6割。
- 令和2年度は、全5項目で取組の向上を目標としており、各県部会で推進。



取組項目	岐阜県(県・市町村)		静岡県(県・市町)		愛知県(県・市町村)		三重県(県・市町)	
	R1実績	R2目標	R1実績	R2目標	R1実績	R2目標	R1実績	R2目標
①さ:債務負担行為の活用	58%	79%	61%	75%	29%	33%	63%	73%
②し:柔軟な工期設定	21%	63%	8%	42%	13%	24%	27%	73%
③す:速やかな繰り越し手続	74%	77%	67%	92%	42%	45%	87%	93%
④せ:積算の前倒し	65%	77%	53%	69%	45%	58%	57%	77%
⑤そ:早期執行の目標設定	56%	72%	28%	61%	20%	27%	53%	63%

◇ 建設業における担い手の確保のため、週休2日工事の推進を図る取組。

○ 中部ブロックの令和元年度の実績は、国、県、政令市、市の一部等で3割程度の実施であるが、令和2年度の目標では、市町等での取組みが進み5割を超える見込み。



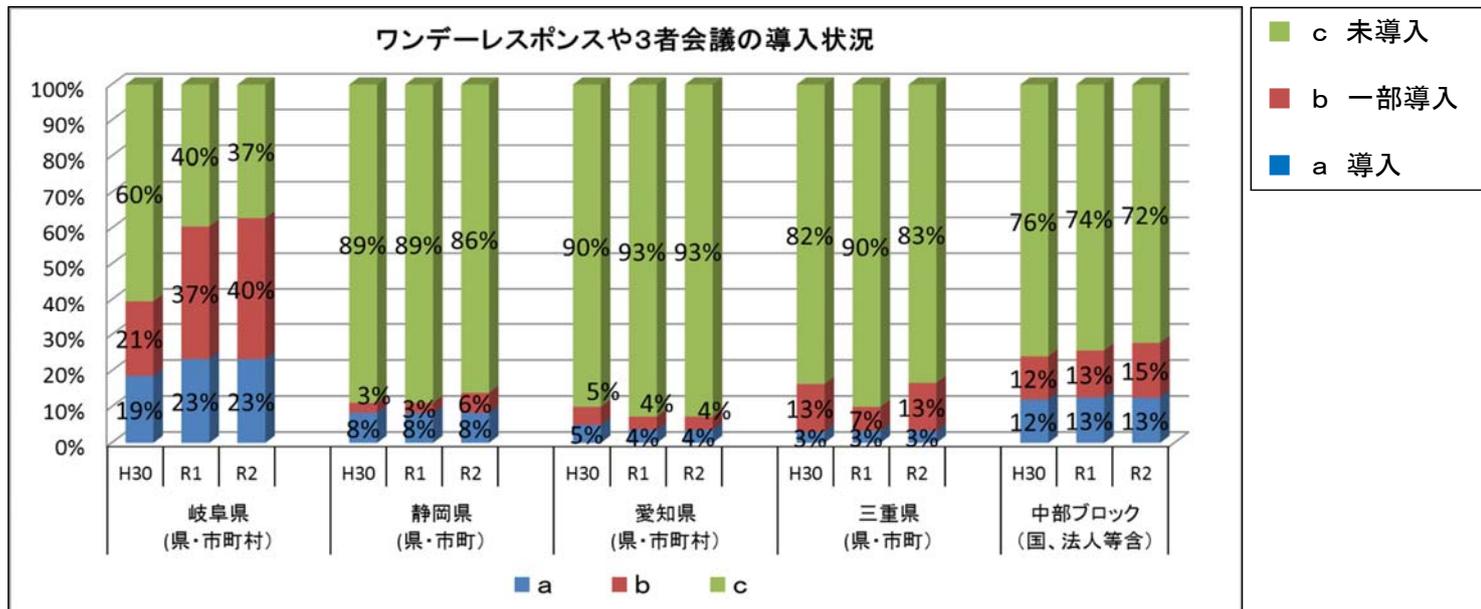
・中部ブロック発注者協議会「発注関係事務の適切な実施に向けた取組みに関する自己評価の実施について」集計  
 ・R2は、各発注者が定める目標値。

(9) ワンデーレスポンスや3者会議の導入状況

◇ 設計思想の伝達及び情報共有を図るため、設計者、施工者、発注者が一堂に会する会議の開催や各発注者は受注者からの協議等について速やか、かつ適切な回答を行うという取組。

○ 岐阜県では、約6割(一部含む)が導入。

○ 中部ブロックでは、約3割(一部含む)程度の導入。

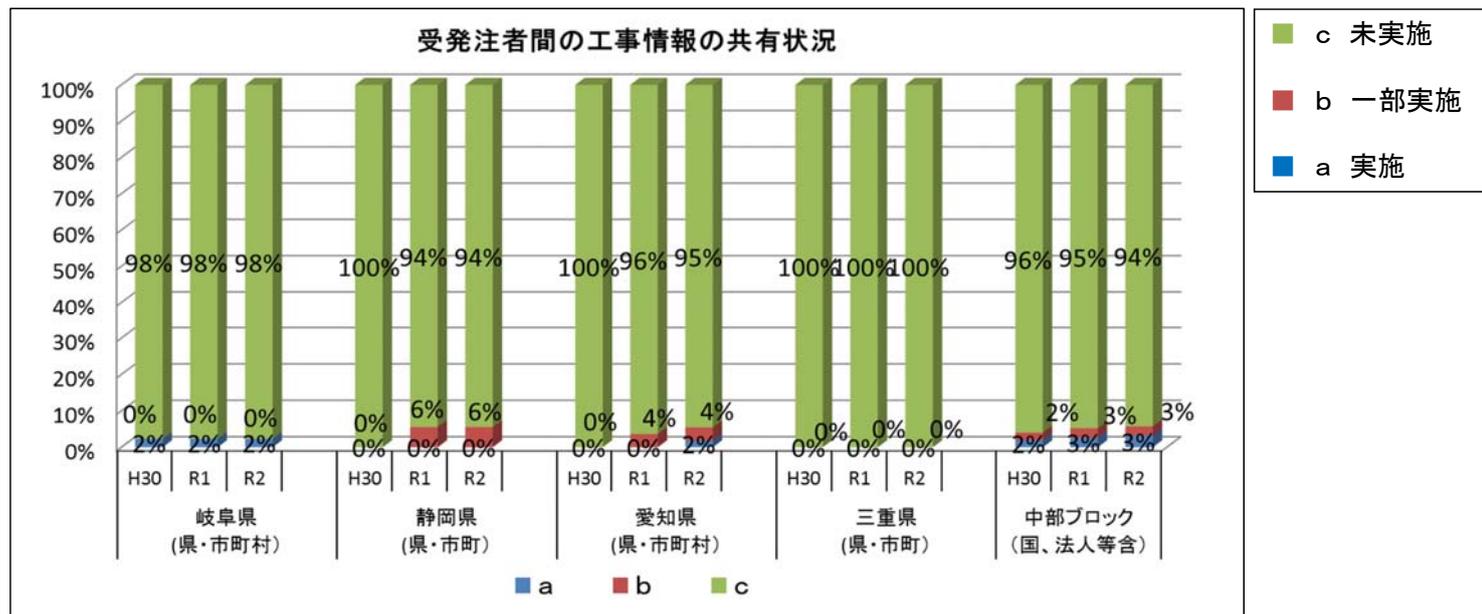


・中部ブロック発注者協議会「発注関係事務の適切な実施に向けた取組みに関する自己評価の実施について」集計  
 ・R2は、各発注者が定める目標値。

## (10) 受発注者間の工事情報の共有状況(ASP)

◇ 受発注者間の工事情報を共有化することにより、現場における生産性の向上と工事目的物の品質確保を図る取組。

○ 殆どの発注者が未実施であり、中部ブロックでは3%程度(一部実施を含む)の実施状況。

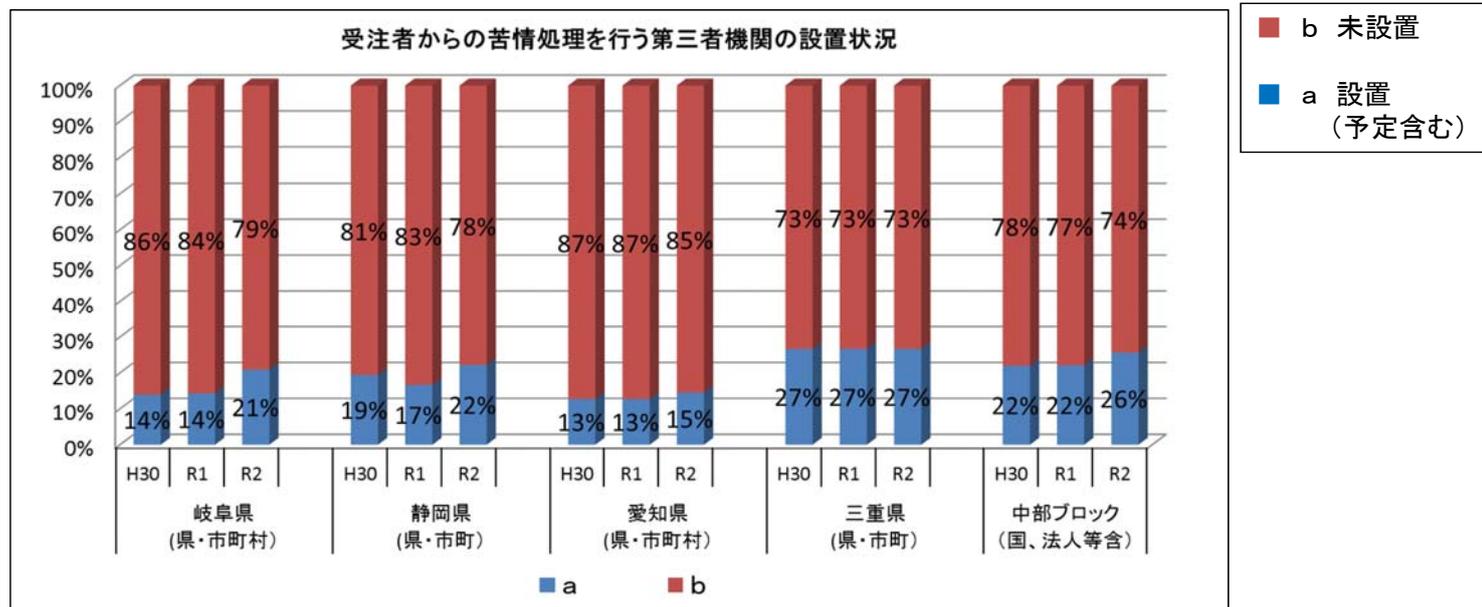


・中部ブロック発注者協議会「発注関係事務の適切な実施に向けた取り組みに関する自己評価の実施について」集計  
 ・R2は、各発注者が定める目標値。

## (11) 受注者からの苦情処理を行う第三者機関等の設置状況

◇ 入札及び契約の過程に関する苦情は、各発注者が受け付けて適切に説明を行うとともに、さらに不服のある場合の処理のため、入札監視委員会等の第三者機関の活用等により中立かつ公正に苦情処理を行う仕組みを整備する取組。

○ 中部ブロックにおける第三者機関の設置状況は、約2割程度。

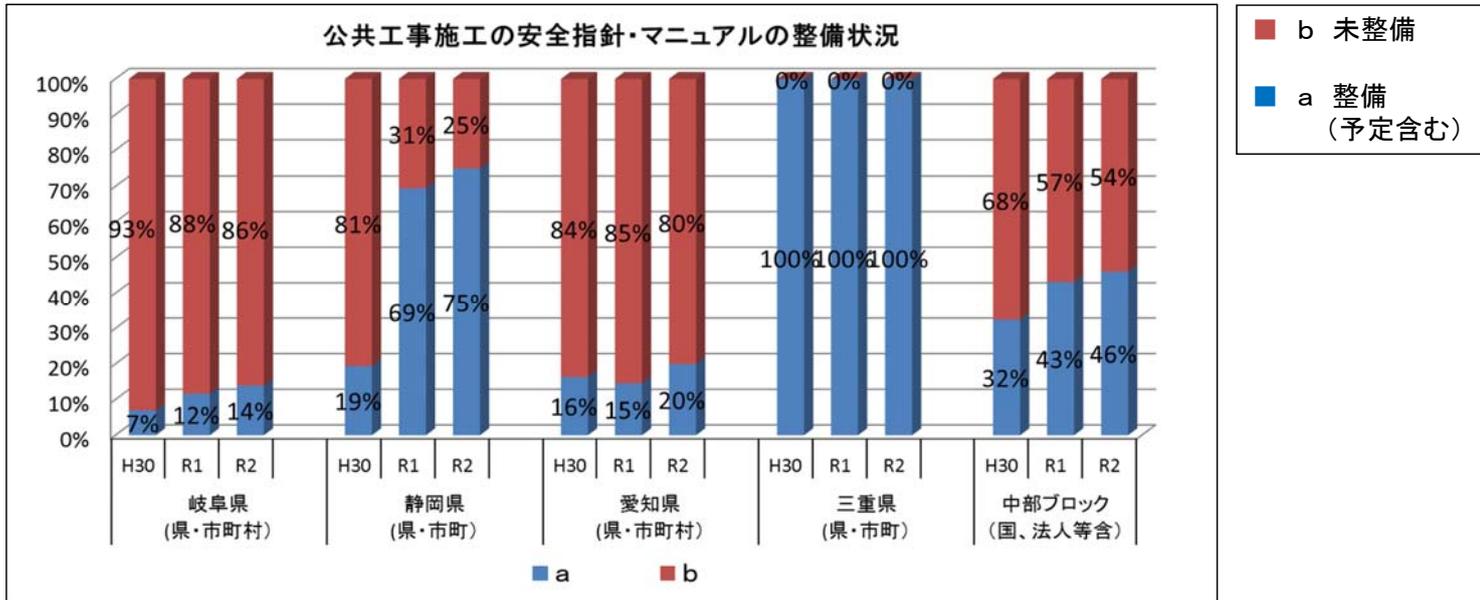


・中部ブロック発注者協議会「発注関係事務の適切な実施に向けた取り組みに関する自己評価の実施について」集計  
 ・R2は、各発注者が定める目標値。

## (12) 公共工事施工の安全指針・マニュアルの整備状況

◇ 公共工事施工の安全指針やマニュアルを整備することにより、安全対策の強化を図り、公衆災害事故、工事関係者事故を無くすことにより、もって工事品質の向上を図る取組。

- 三重県では、安全指針を整備完了。
- 中部ブロックでは、4割程度の整備状況。

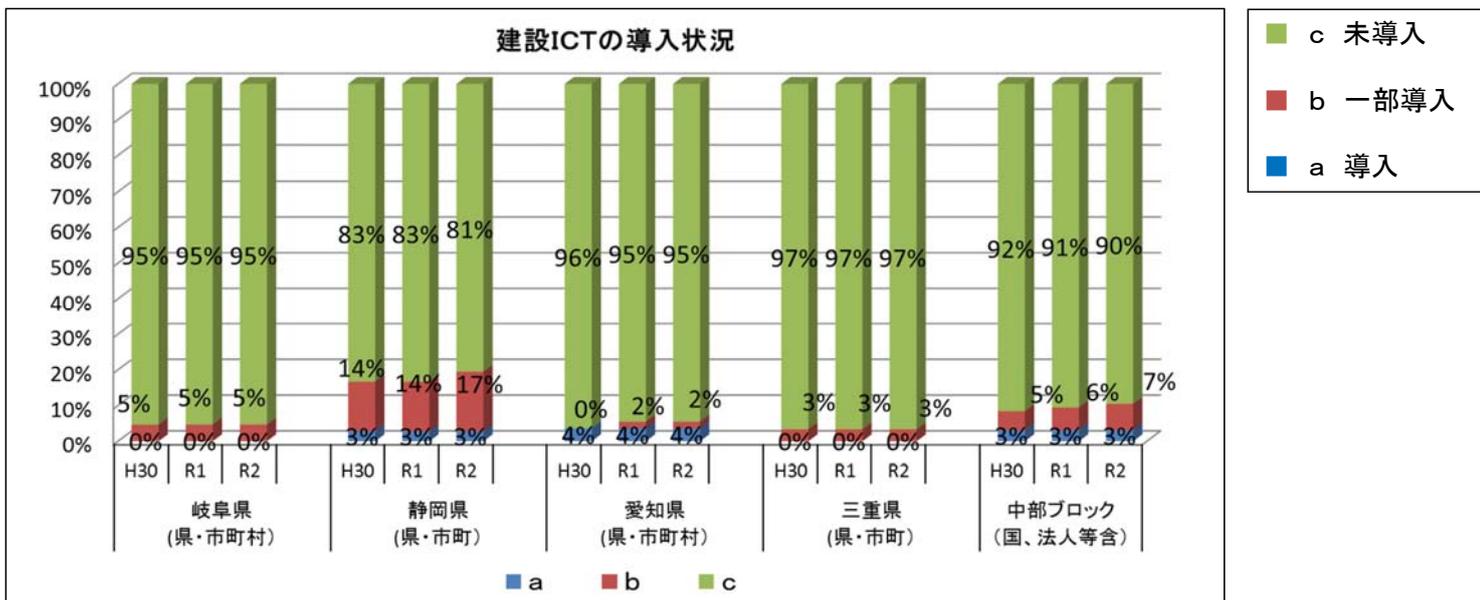


・中部ブロック発注者協議会「発注関係事務の適切な実施に向けた取り組みに関する自己評価の実施について」集計  
 ・R2は、各発注者が定める目標値。

## (13) 建設ICTの導入状況

◇ 建設ICT(情報化施工)を推進し、施工効率及び品質の向上を図るとともに、省力化と安全性の向上を図る取組

- 地方整備局で本格導入し、各県、政令市、市の一部で試行工事を含め実施。

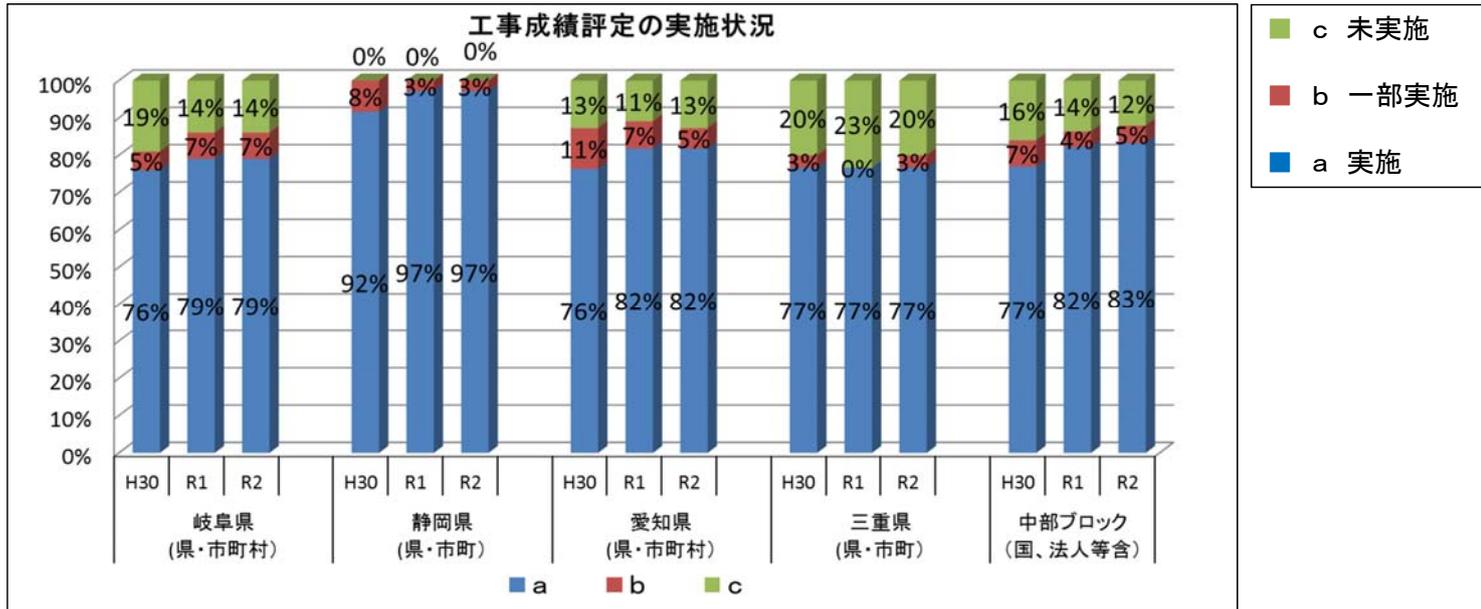


・中部ブロック発注者協議会「発注関係事務の適切な実施に向けた取り組みに関する自己評価の実施について」集計  
 ・R2は、各発注者が定める目標値。

## (14) 工事成績評定の実施状況

◇ 適切な工事評定の実施により、不良不適格業者の排除や構造物の品質向上を図る取組。

○ 静岡県では、全ての自治体が実施(一部実施含む)。中部ブロックでは、約8割が実施。



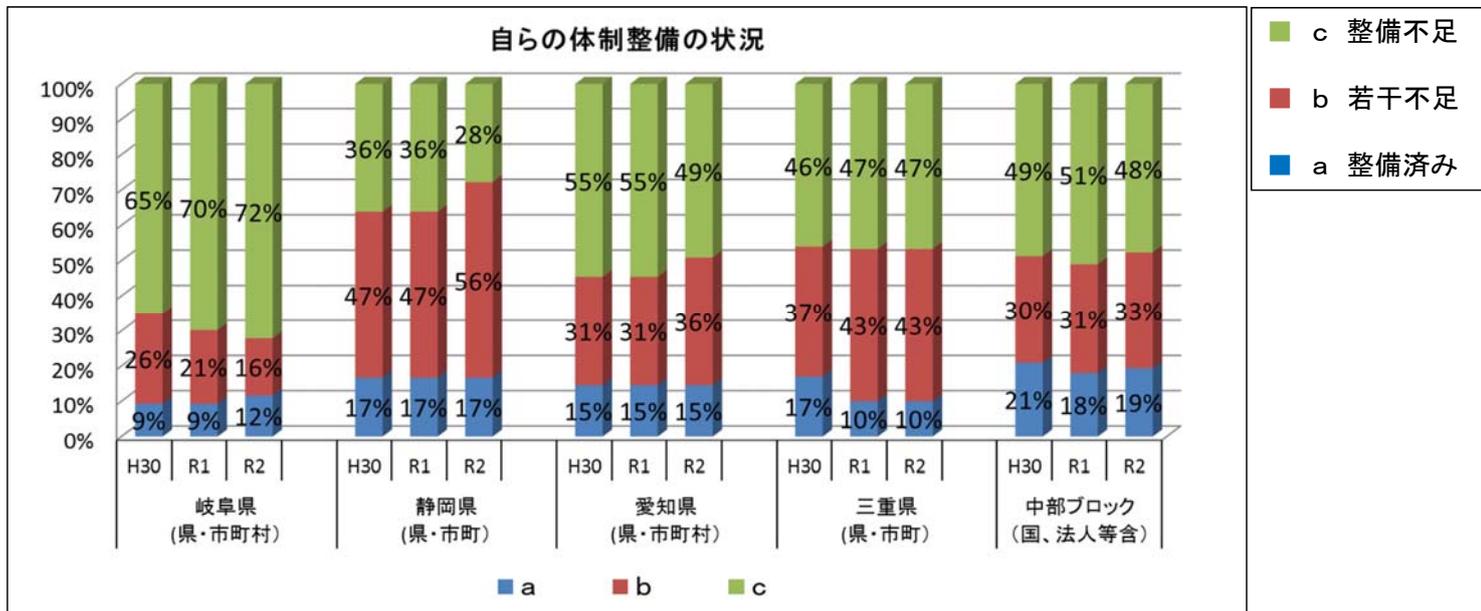
・中部ブロック発注者協議会「発注関係事務の適切な実施に向けた取り組みに関する自己評価の実施について」集計  
 ・R2は、各発注者が定める目標値。

## (15) 自らの体制整備の状況

◇ 各発注者において、自らの発注体制を把握し、体制が十分でない認められる場合には発注関係事務を適切に実施することができる体制を整備するとともに、困難な場合は発注関係事務を適切に実施することができる者の活用を促進するという取組。

○ 中部ブロックでは、自らの体制を「整備済み」と評価しているのは2割程度で、体制が不足している状況。

○ 外部委託の活用等により発注体制を整備する必要がある。



・中部ブロック発注者協議会「発注関係事務の適切な実施に向けた取り組みに関する自己評価の実施について」集計  
 ・本調査は自らの体制の状況を自己評価したものである。

## 2. 地区別発注見通しの取組

---

中部ブロック発注者協議会として、各発注機関の工事発注見通しの全容が、地域毎に把握できるよう「地区別発注見通し」を公表する取組をH29.4より実施。  
協議会関係機関(国・県・市町村)の196機関全てが参画。  
令和2年度から、業務についても、「地区別発注見通し」を掲載。

## 【地区別発注見通し公表による取組効果】

- 建設企業の技術者の配置計画や労務、資材の手配に役立
- 年間を通じた仕事量の確保、繁閑の差の解消、人材・資機材の効率的な活用を促進でき「平準化」に有効
- 災害時においては、上記の他、建設企業が復旧・復興工事に協力できる範囲を容易に選択することが可能

## ◆発注見通しの地区割り(22地区)



### 【掲載工事・業務数】(第1四半期)

17,060工事

4,851業務

### 【掲載状況】

機関名	全機関数	参画機関数	※1 参画機関率	備考 掲載機関数(R2.4)
国等の機関	32	32	100%	20
岐阜県及び 岐阜県内の自治体	43	43	100%	31
静岡県及び 静岡県内の自治体	36	36	100%	29
愛知県及び 愛知県内の自治体	55	55	100%	51
三重県及び 三重県内の自治体	30	30	100%	21
全体	196	196	100%	152

※1 参画機関率=参画機関数/全機関数×100%